第百五十五回国会　衆議院　特殊法人等改革に関する特別委員会議録　第二号（その一）

平成十四年十一月七日（木曜日）

午後三時四十四分開議

出席委員

委員長　保利　耕輔君

理事　伊吹　文明君　理事　熊代　昭彦君

理事　虎島　和夫君　理事　山本　幸三君

理事　伊藤　忠治君　理事　金子善次郎君

理事　山名　靖英君　理事　東　祥三君

伊藤信太郎君　石田　真敏君

岩倉　博文君　金子　恭之君

小西　理君　谷本　龍哉君

西川　京子君　萩野　浩基君

菱田　嘉明君　福井　照君

増原　義剛君　松野　博一君

宮澤　洋一君　吉田　幸弘君

阿久津幸彦君　岩國　哲人君

佐藤謙一郎君　首藤　信彦君

田中　慶秋君　永田　寿康君

山井　和則君　山元　勉君

桝屋　敬悟君　丸谷　佳織君

都築　譲君　瀬古由起子君

春名　貞章君　菅野　哲雄君

日森　文尋君　井上　喜一君

……

国務大臣　石原　伸晃君

内閣府副大臣　根本　匠君

衆議院調査局特殊法人等改革に関する特別調査室長　遠山　政久君

委員の異動

十月二十三日

辞任　武部　勤君　補欠選任　石田　真敏君

十一月七日

辞任　補欠選任

鮫島　宗明君　阿久津幸彦君

同日

辞任　補欠選任

阿久津幸彦君　鮫島　宗明君

十一月七日

独立行政法人国民生活センター法案（内閣提出第一一号）

独立行政法人北方領土問題対策協会法案（内閣提出第一二号）

平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一三号）

独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四号）

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五号）

独立行政法人国際協力機構法案（内閣提出第一六号）

独立行政法人国際交流基金法案（内閣提出第一七号）

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一八号）

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案（内閣提出第一九号）

放送大学学園法案（内閣提出第二〇号）

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出第二一号）

独立行政法人日本スポーツ振興センター法案（内閣提出第二二号）

独立行政法人日本芸術文化振興会法案（内閣提出第二三号）

独立行政法人科学技術振興機構法案（内閣提出第二四号）

独立行政法人日本学術振興会法案（内閣提出第二五号）

独立行政法人理化学研究所法案（内閣提出第二六号）

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案（内閣提出第二七号）

独立行政法人労働者健康福祉機構法案（内閣提出第二八号）

独立行政法人福祉医療機構法案（内閣提出第二九号）

独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（内閣提出第三〇号）

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（内閣提出第三一号）

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（内閣提出第三二号）

独立行政法人雇用・能力開発機構法案（内閣提出第三三号）

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（内閣提出第三四号）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（内閣提出第三五号）

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第三六号）

独立行政法人農畜産業振興機構法案（内閣提出第三七号）

独立行政法人農業者年金基金法案（内閣提出第三八号）

独立行政法人農林漁業信用基金法案（内閣提出第三九号）

独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第四〇号）

独立行政法人緑資源機構法案（内閣提出第四一号）

独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案（内閣提出第四二号）

独立行政法人日本貿易振興機構法案（内閣提出第四三号）

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四四号）

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案（内閣提出第四五号）

中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案（内閣提出第四六号）

独立行政法人中小企業基盤整備機構法案（内閣提出第四七号）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（内閣提出第四八号）

独立行政法人国際観光振興機構法案（内閣提出第四九号）

独立行政法人水資源機構法案（内閣提出第五〇号）

日本下水道事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出第五一号）

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案（内閣提出第五二号）

東京地下鉄株式会社法案（内閣提出第五三号）

独立行政法人自動車事故対策機構法案（内閣提出第五四号）

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第五五号）

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第五六号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

独立行政法人国民生活センター法案（内閣提出第一一号）

独立行政法人北方領土問題対策協会法案（内閣提出第一二号）

平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一三号）
独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四号）
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五号）
独立行政法人国際協力機構法案（内閣提出第一六号）
独立行政法人国際交流基金法案（内閣提出第一七号）
電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一八号）
独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案（内閣提出第一九号）
放送大学学園法案（内閣提出第二〇号）
日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出第二一号）
独立行政法人日本スポーツ振興センター法案（内閣提出第二二号）
独立行政法人日本学術振興会法案（内閣提出第二三号）
独立行政法人科学技術振興機構法案（内閣提出第二四号）
独立行政法人日本学術振興会法案（内閣提出第二五号）
独立行政法人理化学研究所法案（内閣提出第二六号）
独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案（内閣提出第二七号）
独立行政法人労働者健康福祉機構法案（内閣提出第二八号）
独立行政法人福祉医療機構法案（内閣提出第二九号）
独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（内閣提出第三〇号）
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（内閣提出第三一号）
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（内閣提出第三二号）
独立行政法人雇用・能力開発機構法案（内閣提出第三三号）
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（内閣提出第三四号）
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（内閣提出第三五号）
社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第三六号）
独立行政法人農畜産業振興機構法案（内閣提出第三七号）
独立行政法人農業者年金基金法案（内閣提出第三八号）
独立行政法人農林漁業信用基金法案（内閣提出第三九号）
独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第四〇号）
独立行政法人緑資源機構法案（内閣提出第四一号）
独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案（内閣提出第四二号）
独立行政法人日本貿易振興機構法案（内閣提出第四三号）
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四四号）
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案（内閣提出第四五号）
中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案（内閣提出第四六号）
独立行政法人中小企業基盤整備機構法案（内閣提出第四七号）
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（内閣提出第四八号）
独立行政法人国際観光振興機構法案（内閣提出第四九号）
独立行政法人水資源機構法案（内閣提出第五〇号）
日本下水道事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出第五一号）
日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案（内閣提出第五二号）
東京地下鉄株式会社法案（内閣提出第五三号）
独立行政法人自動車事故対策機構法案（内閣提出第五四号）
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第五五号）
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第五六号）

○保利委員長　これより会議を開きます。

本日付託になりました内閣提出、独立行政法人国民生活センター法案、独立行政法人北方領土問題対策協会法案、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本貿易振興機構法案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案、独立行政法人農林漁業信用基金法案、独立行政法人緑資源機構法案、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人国際交流基金法案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人国際協力機構法案、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案、放送大学学園法案、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人理化学研究所法案、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案、独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案、独立行政法人農業者年金基金法案、独立行政法人農林漁業信用基金法案、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案、独立行政法人緑資源機構法案、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本貿易振興機構法案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案、独立行政法人中小企業基盤整備機構法案、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案、独立行政法人国際観光振興機構法案、独立行政法人水資源機構法案、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案、東京地下鉄株式会社法案、独立行政法人自動車事故対策機構法案、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案、放送大学学園法案、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人国際交流基金法案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人国際協力機構法案、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案、独立行政法人北方領土問題対策協会法案、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。石原国務大臣。

独立行政法人国民生活センター法案
独立行政法人北方領土問題対策協会法案
平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案
独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
独立行政法人国際協力機構法案
独立行政法人国際交流基金法案
電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案
放送大学学園法案
日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案
独立行政法人日本スポーツ振興センター法案
独立行政法人日本芸術文化振興会法案

独立行政法人科学技術振興機構法案
独立行政法人日本学術振興会法案
独立行政法人理化学研究所法案
独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案
独立行政法人労働者健康福祉機構法案
独立行政法人福祉医療機構法案
独立行政法人労働政策研究・研修機構法案
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
独立行政法人雇用・能力開発機構法案
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案
社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案
独立行政法人農業者年金基金法案
独立行政法人農林漁業信用基金法案
独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案
独立行政法人緑資源機構法案
独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案
独立行政法人日本貿易振興機構法案
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案
中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案
独立行政法人中小企業基盤整備機構法案
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案
独立行政法人国際観光振興機構法案
独立行政法人水資源機構法案
日本下水道事業団法の一部を改正する法律案
日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案
東京地下鉄株式会社法案
独立行政法人自動車事故対策機構法案
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号（その二）に掲載〕

○石原国務大臣　ただいま議題となりました独立行政法人国民生活センター法案など三十九件の独立行政法人個別法案等及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案など七件の特殊法人等の民営化等に関する法律案、すなわち特殊法人等改革法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。

この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。

以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。

次に、法律案の内容の概要について順次御説明申し上げます。

初めに、三十九件の独立行政法人個別法案等についてであります。

これらは、すなわち、独立行政法人国民生活センター法案、独立行政法人北方領土問題対策協会法案、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案、独立行政法人国際協力機構法案、独立行政法人国際交流基金法案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人理化学研究所法案、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案、独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案、独立行政法人農業者年金基金法案、独立行政法人農林漁業信用基金法案、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案、独立行政法人緑資源機構法案、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本貿易振興機構法案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案、独立行政法人中小企業基盤整備機構法案、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案、独立行政法人国際観光振興機構法案、独立行政法人水資源機構法案、独立行政法人自動車事故対策機構法案、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案であり、三十八の独立行政法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃止し、またはその事業について徹底した見直しを行った上で残る事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、三十八の独立行政法人の設立等を行うこととし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

なお、中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金の解散等については、関係する独立行政法人個別法案とは別に提案しております中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案において定めております。

第二に、独立行政法人の役員につきましては、理事長、理事、監事等を置くこととし、監事を除く法定の役員数を現在の特殊法人等と比較して約四割削減することとしております。

第三に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。

第四に、特殊法人等から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。

その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

次に、七件の特殊法人等の民営化等を行うための関係法律の整備についてであります。

これらは、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、放送大学学園法案、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案及び東京地下鉄株式会社法案であり、七の特殊法人等に関し、地方公共団体が主体となって運営する法人または民間法人等とするため、政府からの出資、役員の選任等に係る政府の関与の縮小について所要の改正等を行うものであります。

なお、これらの法律案においては、その施行期日を定めておりますが、大半の特殊法人等の解散

及び独立行政法人の設立等並びに特殊法人等の民営化等の期日を平成十五年十月一日と定めております。

以上が、特殊法人等改革法案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

○保利委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十一日月曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十七分散会

平成十四年十一月十二日印刷
平成十四年十一月十三日発行
衆議院事務局
印刷者　財務省印刷局
C

第百五十五回国会
衆議院

特殊法人等改革に関する特別委員会議録　第二号（その二）

〔本号（その一）参照〕

独立行政法人国民生活センター法案
独立行政法人国民生活センター法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　役員及び職員（第六条―第九条）
第三章　業務等（第十条・第十一条）
第四章　雑則（第十二条―第十五条）
第五章　罰則（第十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人国民生活センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国民生活センターとする。

（センターの目的）

第三条　独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うことを目的とする。

（事務所）

第四条　センターは、主たる事務所を神奈川県に置く。

（資本金）

第五条　センターの資本金は、附則第二条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。

3　センターは、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員及び職員

（役員）

第六条　センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　センターに、役員として、理事三人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第八条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員及び職員の地位）

第九条　センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十条　センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。

二　国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること。

三　前二号に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。

四　国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。

五　国民生活に関する情報を収集すること。

六　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（利益及び損失の処理の特例等）

第十一条　センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3　センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（緊急の必要がある場合の内閣総理大臣の要求）

第十二条　内閣総理大臣は、商品の流通又は役務の提供が国民の生命、身体若しくは財産に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合その他の事情が生じた場合において、国民に対して緊急に情報を提供する必要があると認めるときは、センターに対し、第十条第一号及び第二号に掲げる業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　センターは、内閣総理大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（主務大臣等）

第十三条　センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ内閣総理大臣、内閣府及び内閣府令とする。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第十四条　センターの役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第十五条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、センターの役員及び職員には適用しない。

第五章　罰則

第十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十一条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定　平成十五年十月一日

二　附則第八条の規定　平成十五年十月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日のいずれか遅い日

（国民生活センターの解散等）

第二条　国民生活センター（以下「旧センター」という。）は、センターの成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時においてセンターが承継する。

2　センターの成立の際現に旧センターが有する権利のうち、センターがその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、センターの成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　旧センターの解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　旧センターの解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6　第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、センターが承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府からセンターに対し出資されたものとする。

7　前項の資産の価額は、センター成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第一項の規定により旧センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（国民生活センター法の廃止）

第三条　国民生活センター法（昭和四十五年法律第九十四号）は、廃止する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条　前条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第六条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、国民生活センター」を削る。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第七条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一国民生活センターの項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第八条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表国民生活センターの項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、国民生活センターを解散して独立行政法人国民生活センターを設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人北方領土問題対策協会法案

独立行政法人北方領土問題対策協会法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　役員及び職員（第六条―第九条）
第三章　評議員会（第十条）
第四章　業務等（第十一条―第十四条）
第五章　雑則（第十五条―第十九条）
第六章　罰則（第二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人北方領土問題対策協会の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人北方領土問題対策協会とする。

（協会の目的）

第三条　独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、北方領土問題その他北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。以下同じ。）に関する諸問題についての国民世論の啓発並びに調査及び研究（以下「調査研究」という。）を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを目的とする。

2　協会は、前項に規定するもののほか、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和三十六年法律第百六十二号。以下「北方地域旧漁業権者等法」という。）に基づき、北方地域旧漁業権者等（北方地域旧漁業権者等法第二条第二項に規定する北方地域旧漁業権者等をいう。以下同じ。）その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的とする。

（事務所）

第四条　協会は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　協会の資本金は、附則第二条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、協会に追加して出資することができる。

3　協会は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員及び職員

（役員）

第六条　協会に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　協会に、役員として、理事一人を置くことができる。

3　協会に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事五人以内を置くことができる。

（役員の職務及び権限等）

第七条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第八条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員及び職員の地位）

第九条　協会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　評議員会

第十条　協会に、評議員会を置く。

2　評議員会は、理事長の諮問に応じて、協会の業務運営に関する重要事項を調査審議する。

3　評議員会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

4　評議員会は、十五人以内の評議員をもって組織する。

5　評議員は、協会の業務に関し学識経験を有する者及び北方地域旧漁業権者等のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

6　前各項に定めるもののほか、評議員の任期その他評議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　業務等

（業務の範囲）

第十一条　協会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他の方法により、国民世論の啓発を行うこと。

二　北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。

三　昭和二十年八月十五日において北方地域に生活の本拠を有していた者に対し必要な援護を行うこと。

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五　北方地域旧漁業権者等法第四条に規定する業務（以下「貸付業務」という。）を行うこと。

（区分経理）

第十二条　協会は、貸付業務に係る経理については、その他の業務（以下「一般業務」という。）に係る経理と区分し、特別の勘定（以下「貸付業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

（利益及び損失の処理の特例等）

第十三条　協会は、一般業務に係る勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における一般業務の財源に充てることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3　協会は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　貸付業務勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5　協会は、貸付業務勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

6　前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金）

第十四条　協会は、貸付業務に必要な費用に充てるため、内閣総理大臣及び農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2　協会は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、内閣総理大臣及び農林水産大臣の認可を受けなければならない。

3　内閣総理大臣及び農林水産大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣府及び農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

第五章　雑則

（特に必要がある場合の内閣総理大臣等の要求）

第十五条　内閣総理大臣は、国内外の情勢の急激な変化その他の事由により、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図るため特に必要があると認めるときは、協会に対し、第十一条第一号又は第三号に掲げる業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　内閣総理大臣又は農林水産大臣は、北方地域旧漁業権者等の事業の経営と生活の安定又は北方地域旧漁業権者等法第四条第二号若しくは第三号に規定する法人の事業の経営の安定を図るため特に必要があると認めるときは、協会に対し、貸付業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

3　協会は、内閣総理大臣又は農林水産大臣から前二項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（主務大臣等）

第十六条　協会に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一　役員及び職員並びに財務及び会計（次号に規定するものを除く。）その他の管理業務に関する事項については、内閣総理大臣

二　貸付業務に係る財務及び会計に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣

三　一般業務に関する事項については、内閣総理大臣

四　貸付業務に関する事項については、内閣総理大臣及び農林水産大臣

2　協会に係る通則法における主務省は、内閣府とする。

3　協会に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（独立行政法人評価委員会への意見聴取等）

第十七条　貸付業務に係る通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十五条第二項、第三十八条第三項、第四十五条第四項及び第四十八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び農林水産省の独立行政法人評価委員会」とする。

2　内閣府の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、貸付業務に関し、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一　通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二　通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第十八条　協会の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第十九条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、協会の役員及び職員には適用しない。

第六章　罰則

第二十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十三条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

三　第十四条第一項又は第二項の規定により内閣総理大臣及び農林水産大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条から第七条まで、第九条及び第十一条の規定　平成十五年十月一日

二　附則第十条の規定　平成十五年十月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日のいずれか遅い日

（北方領土問題対策協会の解散等）

第二条　北方領土問題対策協会（以下「旧協会」という。）は、協会の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において協会が承継する。

2　旧協会の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、旧協会の解散の日の前日に終わるものとする。

3　旧協会の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4　第一項の規定により協会が旧協会の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、協会が承継する資産の価額、附則第五条の規定による改正前の北方地域旧漁業権者等法（以下「旧北方地域旧漁業権者等法」という。）第三条の規定により基金とされた金額（次条の規定による廃止前の北方領土問題対策協会法（昭和四十四年法律第三十四号）第十九条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる業務に係る勘定（以下「旧一般業務勘定」という。）並びに同条第四号に掲げる業務に係る勘定（以下「旧貸付業務勘定」という。）において、積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を加算した金額とし、繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を控除した金額とする。）に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から協会に対し出資されたものとする。

5　前項の資産の価額は、協会の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7　第一項の規定により協会が旧協会の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、旧北方地域旧漁業権者等法第三条の規定により基金とされた金額に相当する金額は、附則第五条の規定による改正後の北方地域旧漁業権者等法（以下「新北方地域旧漁業権者等法」という。）第三条第一項に規定する基金に組み入れられたものとする。

8　第一項の規定により協会が旧協会の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、旧一般業務勘定又は旧貸付業務勘定において積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、それぞれ、協会の一般業務勘定（第十三条第一項に規定する一般業務に係る勘定をいう。）又は貸付業務勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

9　第一項の規定により旧協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（北方領土問題対策協会法の廃止）

第三条　北方領土問題対策協会法は、廃止する。

（北方領土問題対策協会法の廃止に伴う経過措置）

第四条　前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の北方領土問題対策協会法（第九条及び第十八条第五項を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部改正）

第五条　北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「北方領土問題対策協会」を「独立行政法人北方領土問題対策協会」に改める。

第三条を次のように改める。

（基金）

第三条　独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）に、次条各号に掲げる業務の遂行に必要な資金の財源に充てるための基金を置く。

2　前項の基金の額は、独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第　号）附則第二条第七項の規定により組み入れられたものとされた金額とする。

第四条第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第五条第一項中「主務大臣の認可を受けて」を「業務方法書で定めるところにより」に改め、同条第二項中「刑法」の下に「（明治四十年法律第四十五号）」を加える。

第六条から第十一条までを削る。

第十二条第一項中「主務大臣」を「内閣総理大臣又は農林水産大臣」に改め、同条を第六条とする。

第十三条を削る。

第十四条の見出しを「（主務省令）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第七条とする。

第十五条中「第十二条第一項」を「第六条第一項」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条を第八条とする。

第十六条を削る。

（北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条　前条の規定の施行前に旧北方地域旧漁業権者等法の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律又は新北方地域旧漁業権者等法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条　附則第三条及び第五条の規定の施行前にした行為並びに附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条　附則第二条、第四条、第六条及び前条に定めるもののほか、協会の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第九条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一北方領土問題対策協会の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表北方領土問題対策協会の項を削る。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十一条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第八十一号中「北方領土問題対策協会」を「独立行政法人北方領土問題対策協会」に改める。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、北方領土問題対策協会を解散して独立行政法人北方領土問題対策協会を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案

平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律

平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律

を

「第二章　独立行政法人平和祈念事業特別基金

第一節　総則（第三条―第七条）

第二節　役員及び職員等（第八条―第十二条）

第三節　業務等（第十三条―第十七条）

第四節　雑則（第十七条―第十九条）」

に改める。

第一条中「平和祈念事業特別基金の制度を確立し、」を「独立行政法人平和祈念事業特別基金の名称、目的、業務の範囲等に関する事項」に改める。

「第二章　平和祈念事業特別基金」を「第二章　独立行政法人平和祈念事業特別基金」に改める。

第四条を削る。

第三条の見出しを「（基金の目的）」に改め、同条中「平和祈念事業特別基金」を「独立行政法人平和祈念事業特別基金」に改め、同条を第四条とし、第二章第一節中同条の前に次の一条を加える。

（名称）

第三条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人平和祈念事業特別基金とする。

第五条を次のように改める。

（事務所）

第五条　基金は、主たる事務所を東京都に置く。

第六条第一項を次のように改める。

基金の資本金は、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第　　号。第十五条第一項において「改正法」という。）附則第二条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

第七条の見出しを「（名称の使用制限）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八条、第九条及び第二章第二節を削る。

第二章第三節の節名中「管理」を「役員及び職員等」に改める。

第十五条を削る。

第十六条第一項中「理事長一人、理事一人及び監事一人」を「その長である理事長及び監事二人」に改め、同条第二項中「前項の理事のほか、非常勤の」を削り、第二章第三節中同条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（理事の職務及び権限等）

第九条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

（役員の任期）

第十条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第十七条から第二十三条までを削る。

第二十四条第二項中「十人」を「九人」に改め、同条第四項中「第十九条並びに第二十一条第二項及び第三項」を「通則法第二十三条第二項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員は、再任されることができる。

第二十四条を第十一条とする。

第二十五条を削る。

第二十六条の見出しを「（役員及び職員の地位）」に改め、同条を第十二条とする。

第二章第三節を同章第二節とする。

第二章第四節の節名中「業務」を「業務等」に改める。

第二十七条の見出しを「（業務の範囲）」に改め、同条第一項中「基金は、第三条」を「基金は、第四条」に改め、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四　前三号に掲げるもののほか、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うこと。

五　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

第二十七条第二項中「第四十三条第二項」を「第二十条第二項」に、「第五十五条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十四条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、前条第一項第三号の規定に基づき基金が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金の事業年度」と読み替えるものとする。

第二十八条を削る。

第二章第五節の節名及び第二十九条から第三十三条までを削る。

目次中

第一節　総則（第三条―第九条）

第二節　設立（第十条―第十四条）

第三節　管理（第十五条―第二十六条）

第四節　業務（第二十七条・第二十八条）

第五節　財務及び会計（第二十九条―第三十八条）

第六節　監督（第三十九条・第四十条）

第七節　雑則（第四十一条・第四十二条）

」

を

「第二章　平和祈念事業特別基金

第一節　総則（第三条―第九条）

第二節　設立（第十条―第十四条）

第三節　管理（第十五条―第二十六条）

第四節　業務（第二十七条・第二十八条）

第五節　財務及び会計（第二十九条―第三十八条）

第六節　監督（第三十九条・第四十条）

第七節　雑則（第四十一条・第四十二条）

」

に改める。

第一条中「（基金の目的）」に改め、同条を第二条とし、第二章第一節中同条の前に次の一条を加える。

（名称）

第一条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人平和祈念事業特別基金とする。

第二条を次のように改める。

（事務所）

第二条　基金は、主たる事務所を東京都に置く。

第三条第一項を次のように改める。

基金の資本金は、平和祈念事業特別基金に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第　　号。第十五条第一項において「改正法」という。）附則第二条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

第四条の見出しを「（名称の使用制限）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第五条、第六条及び第二章第二節を削る。

第二章第三節の節名中「管理」を「役員及び職員等」に改める。

第十二条を削る。

第十三条第一項中「理事長一人、理事一人及び監事一人」を「その長である理事長及び監事二人」に改め、同条第二項中「前項の理事のほか、非常勤の」を削り、第二章第三節中同条を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（理事の職務及び権限等）

第六条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

（役員の任期）

第七条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第十四条から第二十三条までを削る。

第二十四条第四項中「第十九条並びに第二十一条第二項及び第三項」を「通則法第二十三条第二項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員は、再任されることができる。

第三十四条中「第二十七条第一項」を「第十三条第一項」に、「第六条第一項及び第二項」を「改正法附則第二条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び第六条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、運用資金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

第三十四条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（積立金の処分）

第十六条　基金は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3　基金は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十五条から第三十八条までを削る。

第二章第四節を同章第三節とし、同節の次に次の一節を加える。

第四節　雑則

（主務大臣等）

第十七条　基金に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ総務大臣、総務省及び総務省令とする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第十八条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、基金の役員及び職員には適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第十九条　基金の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第二章第六節及び第七節を削る。

第四十三条第二項中「、前章の規定により基金が設立されたときは」を削り、第三章第一節中同条を第二十条とする。

第三章第二節中第四十四条を第二十一条とし、第四十五条から第四十七条までを二十三条ずつ繰り上げる。

第四十八条第二項中「第四十六条第三項」を「第二十三条第三項」に改め、同条を第二十五条とし、第四十九条を第二十六条とし、第五十条を第二十七条とする。

第五十一条中「第四十七条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第五十二条第二項中「第四十七条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第五十三条を削る。

第五十四条第一項中「第四十七条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第三十条とする。

第五十五条第一項中「、前章の規定により基金が設立されたときは」を削り、「第四十四条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条を第三十一条とする。

第三章第三節中第五十六条を第三十二条とする。

第五十七条の前の見出し及び同条を削る。

第五十八条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第二十七条第一項及び第二項」を「第十三条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第三十五条」を「第十五条」に改め、「又は業務上の余裕金」を削り、同号を同条第三号とし、同条第五号を削り、第四章中同条を第三十三条とする。

第五十九条中「第七条第二項」を「第七条」に改め、同条を第三十四条とする。

附則第二条中「第四十七条第二項」を「第二十四条第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（旧基金の解散等）

第二条　この法律による改正前の平和祈念事業特別基金等に関する法律（以下「旧法」という。）第二章の規定により設立された平和祈念事業特別基金（以下「旧基金」という。）は、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において基金が承継する。

2　旧基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

3　旧基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4　第一項の規定により基金が旧基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧法の規定に基づき政府から旧基金に対し出資された金額に相当する金額は、政府から基金に対し出資されたものとする。

5　第一項の規定により基金が旧基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、基金が承継する資産の価額（前項の規定により政府から基金に対し出資があつたものとされた金額を除く。）が、基金が承継する負債の金額と第八項の規定により国庫に納付する金額との合計額を超えるときは、その差額に相当する額は、基金の積立金として整理するものとする。

6　前項に規定する資産の価額は、基金の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7　前項の評価委員その他評価に関して必要な事項は、政令で定める。

8　基金は、基金の業務の遂行に支障のない範囲内において国庫に納付するものとして政令で定める資産の価額に相当する金額を、設立後速やかに国庫に納付するものとする。この場合において、国庫に納付する金額は、基金が承継する資産の価額（第四項の規定により政府から基金に対し出資があつたものとされた金額を除く。）から、基金が承継する負債の金額を差し引いた額に相当する金額を限度とする。

9　前項の規定による納付金の納付の手続に関して必要な事項は、政令で定める。

10　第一項の規定により旧基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（処分、手続等に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前に旧法（第十八条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）又はこの法律による改正後の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為及び附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にし

た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、基金の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第六条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一平和祈念事業特別基金の項を削る。

（総務省設置法の一部改正）

第七条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第八十八号中「平和祈念事業特別基金」を「独立行政法人平和祈念事業特別基金」に改める。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第八条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

別表平和祈念事業特別基金の項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、平和祈念事業特別基金を解散して独立行政法人平和祈念事業特別基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律

独立行政法人通信総合研究所法（平成十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人情報通信研究機構法

目次中「第六条」を「第九条」に、「第七条―第九条」を「第十条―第十二条」に、「第十条・第十一条」を「第十三条―第十九条」に、「第十二条」を「第二十条―第二十二条」に、「第十三条」を「第二十三条・第二十四条」に改める。

第一条中「独立行政法人通信総合研究所」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める。

第十三条中「研究所」を「機構」に改め、同条第一号中「第十条」を「第十三条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「この法律」に、「総務大臣の承認」を「総務大臣又は総務大臣及び財務大臣の認可又は承認」に改め、「その」の下に「認可又は」を加え、同条を第二十四条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第二十三条　第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第四章を削る。

第十一条の見出しを「（利益及び損失の処理の特例等）」に改め、同条第一項中「研究所は」を「機構は、債務保証勘定及び一般勘定において」に改め、「総務大臣」の下に「（債務保証勘定については総務大臣及び財務大臣）」を加え、「前条」を「第十三条」に改め、同条第二項中「総務大臣」の下に「（債務保証勘定に係る承認をしようとするときは総務大臣及び財務大臣）」を、「独立行政法人評価委員会」の下に「（債務保証勘定に係る承認については総務省の独立行政法人評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会）」を加え、同条第三項中「研究所」を「機構」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　機構は、通則法第四十四条第一項の規定にかかわらず、基盤技術研究促進勘定及び出資勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、残余の額のうち政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付しなければならない。

5　機構は、基盤技術研究促進勘定及び出資勘定において、前項に規定する残余の額から同項の規定により国庫に納付しなければならない額を控除してなお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、通則法第四十四条第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

6　第一項から第三項までの規定は、基盤技術研究促進勘定及び出資勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項又は第二項」とあるのは「第五項又は通則法第四十四条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「第五項」と、「債務保証勘定については」とあるのは「出資勘定については」と、第二項中「債務保証勘定に係る」とあるのは「出資勘定に係る」と、第三項中「第一項」とあるのは「第一項（第六項において読み替えて準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

第十一条を第十六条とし、同条の次に次の三条及び一章を加える。

（信用基金）

第十七条　機構は、第十三条第二項第四号に掲げる業務（通信・放送開発法第六条第一項第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。第三項において同じ。）に関する信用基金を設け、改正法附則第三条第九項の規定により政府以外の者から出資があったものとされた金額並びに第七条第二項の認可を受けた場合において同条第三項及び第四項の規定により信用基金に充てるべきものとして出資された金額と改正法附則第三条第十項の規定により政府以外の者から出えんがあったものとされた金額及び機構が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2　前項に規定する信用基金は、総務省令・財務省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものとする。

3　機構は、第十三条第二項第四号に掲げる業務を廃止した場合は、信用基金を廃止するものとし、その廃止の際なお残額があるときは、当該残額については各出資者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

4　前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十八条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。）の規定（罰則を含む。）は、第十三条第一項第九号、同条第二項第三号（通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律第四条第一号に係る部分に限る。）、第四号（通信・放送開発法第六条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第五号（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、補助金等適正化法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人情報通信研究機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人情報通信研究機構の理事長」と、補助金等適正化法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人情報通信研究機構」と、補助金等適正化法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人情報通信研究機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（報告及び検査）

第十九条　総務大臣又は財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四章　雑則

（出資者原簿）

第二十条　機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2　出資者原簿には、基盤技術研究促進勘定に係る出資、債務保証勘定に係る出資、出資勘定に係る出資及び一般勘定に係る出資ごとに、各出資者について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の譲受けの年月日

三　出資額

3　政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

（主務大臣等）

第二十一条　機構に係る通則法における主務大臣は次のとおりとする。

一　役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、総務大臣（第十二条第二項第四号に掲げる業務（通信・放送開発法第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に限り、これらに附帯する業務を含む。）に係る財務及び会計に関する事項については、総務大臣及び財務大臣）

二　第十三条第二項第一号に掲げる業務のうち公共電気通信システム法第四条第一号イに掲げる技術及び同号ロに掲げる技術に係る業務に関する事項については、総務大臣及び文部科学大臣

三　第十三条第二項第一号に掲げる業務のうち公共電気通信システム法第四条第一号イに掲げる技術及び同号ハ又はヌに掲げる技術に係る業務に関する事項については、総務大臣及び農林水産大臣

四　第十三条第二項第一号に掲げる業務のうち公共電気通信システム法第四条第一号イに掲げる技術及び同号ニ又はホに掲げる技術に係る業務に関する事項については、総務大臣及び国土交通大臣

五　第十三条第二項第一号に掲げる業務のうち公共電気通信システム法第四条第一号イに掲げる技術及び同号チに掲げる技術に係る業務に関する事項については、総務大臣及び国家公安委員会

六　第十三条第二項第四号に掲げる業務（通信・放送開発法第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に限り、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、総務大臣及び財務大臣

七　第十三条に規定する業務のうち第二号から前号までに掲げる業務以外のものに関する事項については、総務大臣

2　前項第五号に掲げる業務に関する通則法第六十四条第一項の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは「職員（国家公安委員会にあっては、警察庁の職員）」とする。

3　機構に係る通則法における主務省は、総務省とする。

4　機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣（主務大臣が国家公安委員会であるときは、内閣総理大臣）の発する命令とする。

（独立行政法人評価委員会への意見聴取等）

第二十二条　前条第一項第六号に掲げる業務に関する通則法第二十八条第三項、第三十条第三項、第三十五条第二項、第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十五条第四項及び第四十八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは「評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会」とする。

2　総務省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第六号に掲げる業務に関し、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一　通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二　通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

第十条中「研究所」を「機構」に、「第三条」を「第四条」に改め、同条中第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八　高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供すること。

九　高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

十　海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいすること。

十一　情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。

第十条に次の一項を加える。

2　機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一　特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（平成十年法律第五十三号。以下「公共電気通信システム法」という。）第四条第一号イに掲げる業務

二　基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第七条に規定する業務

三　通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成十三年法律第四十四号）第四条に規定する業務

四　特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開発法」という。）第六条に規定する業務

五　身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号。以下「障害者利用円滑化法」という。）第四条に規定する業務

第三章中第十条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（業務の委託）

第十四条　機構は、総務大臣及び財務大臣の認可を受けて、前条第二項第四号に掲げる業務（通信・放送開発法第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定、出資の決定及び利子補給金の支出の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該委託を受けた業務を行うことができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員又は職員であって当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（区分経理）

第十五条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下それぞれ「基盤技術研究促進勘定」、「債務保証勘定」、「出資勘定」及び「一般勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

一　第十三条第二項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

二　第十三条第二項第四号に掲げる業務（通信・放送開発法第六条第一項第一号及び第四号に掲げる業務に限り、これらに附帯する業務を含む。）

三　第十三条第二項第四号に掲げる業務（通信・放送開発法第六条第一項第二号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）

四　前三号に掲げる業務以外の業務（これに附帯する業務を含む。）

第九条を第十二条とする。

第八条第一項中「研究所」を「機構」に改め、同条を第十一条とする。

第七条中「研究所」を「機構」に、「三人」を「五人」に改め、第二章中同条を第十条とする。

第六条第一項中「研究所」を「機構」に改め、「された金額」の下に「及び附則第六条第一項の規定により政府から出資があった金額並びに独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第　　号。以下「改正法」という。）附則第三条第五項、第七項及び第八項の規定により政府から出資があったものとされた金額、改正法附則第三条第六項の規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額及び改正法附則第三条第九項の規定により政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　機構は、第十五条第一号に掲げる業務に必要な資金、同条第四号に掲げる業務に必要な資金又は第十七条第一項に規定する信用基金のそれぞれに充てるため必要があるときは、総務大臣（第十七条第一項に規定する信用基金に充てるため必要があるときは総務大臣及び財務大臣）の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第十五条第一号に掲げる業務に必要な資金、同条第四号に掲げる業務に必要な資金又は第十七条第一項に規定する信用基金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

第六条に次の一項を加える。

4　政府以外の者は、第二項の認可があった場合において、第十七条第一項に規定する信用基金に充てるべきものとして示して出資する場合に限り、機構に出資することができる。

第六条を第七条とし、第一章中同条の次に次の二条を加える。

（持分の払戻し等の禁止）

第八条　機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2　機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分移転の対抗要件）

第九条　出資者の持分の移転は、取得者について第二十条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、機構その他の第三者に対抗することができない。

第五条中「研究所」を「機構」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「研究所」を「機構」に改め、同条を第五条とする。

第三条の見出しを「（機構の目的）」に改め、同条中「独立行政法人通信総合研究所（以下「研究所」という。）」を「独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）」に、「以下同じ」を「第十三条第一項において同じ」に改め、「及び開発」の下に「、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興」を加え、「情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の向上を図り、もって」を削り、同条を第四条とする。

第二条中「独立行政法人通信総合研究所」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改め、同条を第三条とし、同条の前に次の一条を加える。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　高度通信・放送研究開発　通信・放送技術（電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。以下同じ。）の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術をいう。）に関する研究開発であって通信・放送技術の水準の著しい向上に寄与するものをいう。

二　通信・放送事業分野　電気通信業又は放送業に属する事業、委託を受けて専ら電気通信業又は放送業において行われる業務の一部を行う事業、電気通信業又は放送業の発達を図るための業務であって、放送番組を収集し、及び保管する業務その他のこれらの業に密接に関連するものを行う事業、電気通信業又は放送業が提供する役務の有効利用に資する電気通信設備を整備する事業、電気通信設備の機能の効率的な利用を支援する電気通信の業務を行う事業並びに電気通信システム（電気通信設備の集合体であって電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）の設計その他の電気通信設備の機能の効率的な利用を技術的に支援する業務を行う事業の属する事業分野をいう。

附則第九条から第十一条までを削る。

附則第八条中「前条」を「附則第七条」に改め、同条を附則第十八条とし、附則第七条の次に次の十条を加える。

（機構に対する日本政策投資銀行の出資）

第八条　日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）第二十条第一項の規定にかかわらず、財務大臣の認可を受けて、機構に出資することができる。

2　前項の規定により日本政策投資銀行が出資する場合においては、日本政策投資銀行法第四十四条第二項中「出資」とあるのは「出資及び独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第八条第一項の規定により行う出資」と、同法第五十四条第一号中「場合」とあるのは「場合及び独立行政法人情報通信研究機構法附則第八条第一項の規定により財務大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び独立行政法人情報通信研究機構法附則第八条第一項の規定による出資」とする。

3　第一項の規定により日本政策投資銀行が出資する場合においては、日本政策投資銀行法第二十条第二項の規定は適用しない。

（業務の特例）

第九条　機構は、第十三条に規定する業務のほか、当分の間、難視聴地域（日本放送協会が放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九条第五項の規定によりテレビジョン放送（放送法第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下この項において同じ。）があまねく全国において受信できるように措置をするに当たり、地形その他の自然的条件の特殊性に起因して、衛星放送によらなければその地域においてテレビジョン放送を受信できるようにすることが困難と認められる地域をいう。）において日本放送協会の衛星放送（テレビジョン放送であって、放送衛星（放送法第二条第一号に規定する放送を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを搭載する人工衛星をいう。）の無線局により行われるものをいう。）を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。

2　機構は、第十三条に規定する業務のほか、当分の間、電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条に規定する業務を行う。

3　機構は、第十三条に規定する業務のほか、当分の間、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第六条に規定する業務を行う。

4　機構は、第十三条に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間において、基盤技術研

究円滑化法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十号。次項において「平成十三年基盤技術研究法改正法」という。）附則第二条第一項の規定により通信・放送機構が基盤技術研究促進センターから承継した株式であって、改正法附則第三条第一項の規定により通信・放送機構から承継したものの処分の業務を行う。

5　機構は、第十三条に規定する業務のほか、平成十三年基盤技術研究法改正法第一条の規定による改正前の基盤技術研究円滑化法第三十一条第一項第一号及び平成十三年基盤技術研究法改正法第二条の規定による改正前の基盤技術研究法円滑化法第三十一条第一項第一号の規定により貸し付けられた資金に係る債権（平成十三年基盤技術研究法改正法附則第二条第一項の規定により通信・放送機構が基盤技術研究促進センターから承継したものであって、改正法附則第三条第一項の規定により通信・放送機構から承継したものに限る。）の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

6　機構は、第十三条に規定する業務のほか、前二項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

（業務の委託等）

第十条　機構は、総務大臣の認可を受けて、前条第五項に規定する業務について、金融機関その他政令で定める法人に対し、当該業務の全部又は一部を委託することができる。

2　総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3　第一項の規定による総務大臣の認可があった場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

4　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は政令で定める法人の役員又は職員であって当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（通信・放送承継勘定）

第十一条　機構は、附則第九条第四項から第六項までに規定する業務（次条において「通信・放送承継業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下この条及び次条において「通信・放送承継勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2　機構は、通信・放送承継勘定における業務上の余裕金については、通則法第四十七条に規定する方法によるほか、財政融資資金への預託により運用することができる。

（通信・放送承継勘定の廃止等）

第十二条　機構は、通信・放送承継業務を終えたときは、通信・放送承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際通信・放送承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額を改正法附則第三条第六項の表三の項の中欄に掲げる者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3　第一項の規定による分配の結果なお通信・放送承継勘定に残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

4　機構は、第一項の規定により通信・放送承継勘定を廃止したときは、その廃止の際通信・放送承継勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

（衛星管制債務償還勘定）

第十三条　改正法附則第三条第一項の規定により機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときにおいて、機構は、通信・放送機構法の一部を改正する法律（平成十一年法律第三十九号）附則第二条第一項の規定により政府の一般会計から通信・放送機構に対し無利子で貸し付けられた資金及び同条第三項の規定により政府以外の者から通信・放送機構に対し無利子で貸し付けられた資金に係る債務（第三項において「衛星管制債務」という。）の弁済に関する経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下この条において「衛星管制債務償還勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2　改正法附則第三条第一項の規定により機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときにおいて、その承継の際における改正法附則第九条の規定による廃止前の通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）第四十一条第二項に規定する一般勘定に属する資産及び債務は、衛星管制債務償還勘定に帰属するものとする。

3　機構は、前項の規定により衛星管制債務償還勘定に帰属することとなった衛星管制債務の弁済が完了した日において、衛星管制債務償還勘定を廃止するものとし、その廃止の際衛星管制債務償還勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

（衛星放送受信対策基金）

第十四条　機構は、附則第九条第一項に規定する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために衛星放送受信対策基金（以下「受信対策基金」という。）を設け、改正法附則第三条第八項の規定により受信対策基金に政府から出資があったものとされた金額並びに附則第十六条により読み替えられた第七条第三項の規定により受信対策基金に充てるべきものとして政府から出資された金額をもってこれに充てるものとする。

2　機構は、前項の規定にかかわらず、受信対策基金の運用によって生じた利益の一部を通則法第三十条第一項に規定する中期計画において定められた範囲内において第十三条第二項第五号に掲げる業務（障害者利用円滑化法第四条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）に必要な経費の一部に充てることができる。

3　通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、受信対策基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

（高度電気通信施設整備促進基金）

第十五条　機構は、電気通信基盤法第七条の規定により交付を受けた補助金を高度電気通信施設整備促進基金として管理しなければならない。

2　高度電気通信施設整備促進基金は、附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第二号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）に必要な経費に充てる場合に限り、使用することができる。

（業務の特例に係る資本金等の特例）

第十六条　附則第九条の規定により機構の業務が行われる場合には、第七条第二項中「又は第十七条第一項に規定する信用基金」とあるのは「、第十七条第一項に規定する信用基金又は附則第十四条第一項に規定する衛星放送受信対策基金（以下「受信対策基金」という。）」と、同条第三項中「又は第十七条第一項に規定する信用基金」とあるのは「、第十七条第一項に規定する信用基金又は受信対策基金」と、第十四条第一項中「の一部」とあるのは「又は附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）若しくは附則第九条第三項に規定する業務（高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第六条第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）の一部」と、第十五条第二号並びに第二十一条第一項第一号及び第六号中「含む。」とあるのは「含む。）並びに附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九条第三項に規定する業務」と、第十六条第一項中「及び一般勘定」とあるのは「、附則第十一条第一項に規定する通信・放

送承継勘定、附則第十二条第一項に規定する衛星管制債務償還勘定及び一般勘定」と、「第十三条に規定する業務」とあるのは「第十三条及び附則第九条に規定する業務並びに附則第十三条第一項に規定する債務の弁済」と、第十七条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。）並びに附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九条第三項に規定する業務」と、同条第三項中「業務」とあるのは「業務並びに附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九条第三項に規定する業務」と、第十八条中「（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）並びに附則第九条第一項」と、第十九条第一項及び第二十二条中「受託金融機関」とあるのは「受託金融機関又は附則第十条第一項の規定により業務の委託を受けた者」と、第二十条第二項中「及び一般勘定に係る出資」とあるのは「、附則第十一条第一項に規定する通信・放送承継勘定に係る出資、一般勘定に係る出資（受信対策基金に係る出資を除く。）及び受信対策基金に係る出資」と、第二十一条第一項第七号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第九条」と、第二十四条第一号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第九条」とする。

（過料）

第十七条　附則第十四条第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して受信対策基金を運用した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第三条、第四条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（独立行政法人情報通信研究機構への移行）

第二条　独立行政法人通信総合研究所（附則第五条において「研究所」という。）は、この法律の施行の時において、独立行政法人情報通信研究機構（以下「研究機構」という。）となるものとする。

（通信・放送機構の解散等）

第三条　通信・放送機構は、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において研究機構が承継する。

2　前項の規定による承継の際現に通信・放送機構が有する資産であって次に掲げるものは、この法律の施行の時において国が承継する。

一　附則第九条の規定による廃止前の通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「旧通信・放送機構法」という。）第三十三条の二に規定する研究開発推進勘定に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産

二　旧通信・放送機構法第三十三条の二に規定する研究開発出資勘定に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産

三　基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第九条に規定する特別の勘定に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産

四　基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十号。以下「平成十三年基盤技術研究法改正法」という。）附則第九条に規定する通信・放送承継勘定（以下「旧通信・放送承継勘定」という。）に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産

五　旧通信・放送機構法第三十三条の二に規定する衛星所有勘定に属する残余財産

六　附則第十六条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第五十六条の五第一項に規定する特別通信・放送基盤施設整備基金に属する残余財産

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　通信・放送機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、研究機構が従前の例により行うものとする。この場合において、旧通信・放送機構法第三十二条第一項に規定する財務諸表の承認については、旧通信・放送機構法第四十三条第一項の規定（附則第二十一条の規定による改正前の特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（平成十年法律第五十三号）第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、なお効力を有する。

5　第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、旧通信・放送機構法第三十三条の二に規定する研究開発推進勘定に属する資産のうち研究機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究機構に、独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号。以下「研究機構法」という。）第十五条第四号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

6　第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、次の表の上欄に掲げる金額は、それぞれ、同表の中欄に掲げる者から研究機構に、同表の下欄に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

一　政府から特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額	政府	研究機構法第十五条第三号に掲げる業務
二　政府から基盤技術研究円滑化法第七条に規定する業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額	政府	研究機構法第十五条第一号に掲げる業務
三　政府及び政府以外の者から平成十三年基盤技術研究法改正法附則第六条及び第七条の規定による業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額	政府及び当該政府以外の者	研究機構法附則第九条第四項から第六項までに規定する業務

7　第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府から次の各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額は、研究機構法第十五条に規定する出資勘定に帰属するものとし、当該金額は、政府から研究機構に出資されたものとする。

一　旧通信・放送機構法第五条第四項に規定する研究開発出資業務

二　附則第九条の規定による廃止前の有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法（平成四年法律第三十六号。附則

第十条において「旧放送番組充実法」という。）第六条に規定する業務

三　附則第九条の規定による廃止前の放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法（平成六年法律第三十六号。附則第十条において「旧放送番組素材法」という。）第六条に規定する業務

四　附則第九条の規定による廃止前の受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第七十七号。附則第十条において「旧放送番組促進法」という。）第六条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

五　電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十三号）による改正前の電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

8　第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府から通信・放送機構に旧通信・放送機構法附則第七条第一項に規定する衛星放送受信対策基金に充てるべきものとして出資されている出資金に相当する金額から国庫に納付するものとして政令で定める資産の価額に相当する金額を除いた金額は、政府から研究機構に、研究機構法附則第十四条第一項に規定する衛星放送受信対策基金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

9　第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府以外の者から通信・放送機構に旧通信・放送機構法第二十九条の二第一項に規定する信用基金に充てるべきものとして出資されている出資金に相当する金額は、当該政府以外の者から研究機構に、研究機構法第十七条第一項に規定する信用基金に充てるべきものとして出えんされたものとする。

10　第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府以外の者から通信・放送機構に旧通信・放送機構法第二十九条の二第一項に規定する信用基金に充てるべきものとして出えんされた金額に相当する金額は、当該政府以外の者から研究機構に、研究機構法第十七条第一項に規定する信用基金に充てるべきものとして出えんされたものとする。

11　第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる勘定に属する資産のうち研究機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額が当該各号に掲げる勘定に属する資本金の金額を超えるときは、その差額に相当する額についてはそれぞれ当該各号に定める勘定に属する積立金として、次の各号に掲げる勘定に属する資産のうち研究機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額が当該各号に掲げる勘定に属する資本金の金額を下回るときは、その差額に相当する額についてはそれぞれ当該各号に定める勘定に属する繰越欠損金として、整理するものとする。

一　旧通信・放送機構法第三十三条の二に規定する研究開発出資勘定　研究機構法第十五条に規定する出資勘定

二　旧通信・放送機構法第三十三条の二に規定する研究開発債務保証勘定　研究機構法第十五条に規定する債務保証勘定

三　旧通信・放送機構法第四十一条第二項に規定する一般勘定　研究機構法附則第十三条第一項に規定する衛星管制債務償還勘定

四　基盤技術研究円滑化法第九条に規定する特別の勘定　研究機構法第十五条に規定する基盤技術研究促進勘定

五　旧通信・放送承継勘定　研究機構法附則第十一条に規定する通信・放送承継勘定

12　第五項及び前項の規定における資産の価額は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

13　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は政令で定める。

14　第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際附則第十八条の規定による改正前の電気通信基盤充実臨時措置法（第十六項において「旧電気通信基盤法」という。）第七条の三第一項に規定する高度電気通信施設整備促進基金として管理されている金額は、研究機構法附則第十五条第一項に規定する高度電気通信施設整備促進基金として管理しなければならない。

15　通信・放送機構の解散については、旧通信・放送機構法第四十二条第一項の規定による残余財産の国庫への納付又は各出資者に対する分配は、第一項の規定により国に承継させるものを除き、行わない。

16　研究機構は、次に掲げる金額を、この法律の施行後速やかに国庫に納付しなければならない。

一　第八項に規定する政令で定める資産の価額に相当する金額

二　旧通信・放送機構法第三十三条の二に規定する研究開発債務保証勘定において積立金として整理されている金額があるときの当該金額のうち政令で定める金額

三　旧電気通信基盤法第七条の三第一項に規定する高度電気通信施設整備促進基金として管理されている金額のうち政令で定める金額

17　第八項並びに前項第二号及び第三号の政令を定める場合においては、研究機構の業務運営上の必要性の有無を勘案しなければならない。

18　第十六項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

19　第一項の規定により通信・放送機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（持分の払戻し）

第四条　平成十三年基盤技術研究法改正法附則第三条第一項の規定により政府以外の者から通信・放送機構に出資があったものとされた額（同法附則第十条の規定により資本金を増加し又は減少した場合にあっては、同条の規定により出資があったものとされた額を含み、同条の規定により出資がなかったものとされた額を除く。）については、当該政府以外の者は、通信・放送機構に対し、政令で定める期間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2　通信・放送機構は、前項の規定による請求があったときは、旧通信・放送機構法第六条第一項の規定にかかわらず、当該請求をした者に対し、政令で定める日における旧通信・放送承継勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する当該請求をした者の持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、通信・放送機構は、当該持分に係る出資額に相当する金額により資本金を減少するものとする。

3　前条第九項の規定により政府及び日本政策投資銀行以外の者が研究機構に出資したものとされた金額については、当該政府及び日本政策投資銀行以外の者は、研究機構に対し、施行日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。

4　研究機構は、前項の規定による請求があったときは、研究機構法第八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、研究機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

5　第二項に規定する資産の価額は、同項に規定する政令で定める日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は政令で定める。

（役員に関する経過措置）

第五条　施行日の前日において研究所の理事長である者の任期は、この法律による改正前の独立

行政法人通信総合研究所法（平成十一年法律第百六十二号）第九条の規定にかかわらず、その日に満了する。この場合において、この法律の施行後最初に独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二十条第一項の規定により研究機構の理事長に任命された者の任期は、研究機構法第十二条の規定にかかわらず、施行日の前日において研究所の理事長であった者の研究所の理事長としての残任期間と同一の期間とする。

2　この法律の施行の際研究所の理事又は監事である者は、別に辞令を用いないで、その際通則法第二十条第二項及び第三項の規定により研究機構の理事又は監事として任命されたものとみなす。

3　前項の規定により任命されたものとみなされた研究機構の理事又は監事の任期は、研究機構法第十二条の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の研究所の理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。

（通信・放送機構の役職員であった者に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）

第六条　施行日の前日において健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を受けることができる者であった通信・放送機構の役員又は職員で、施行日に総務省共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条第一項の規定により総務省に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）及びその所管する独立行政法人（通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員をもって組織された国家公務員共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）の組合員となった者（研究機構の役員又は職員となった者に限る。）に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第百二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であった間（通信・放送機構の役員又は職員であった間に限る。）総務省共済組合の組合員であったものとみなし、その者が施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。

2　この法律の施行の際前項に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができた者であって、同一の傷病について国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに係る同条第二項の規定の適用については、当該健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

3　第一項に規定する者のうち国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であって、当該傷病による障害について厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は障害手当金の支給を受けることができるものに係る同条第四項又は第五項の規定の適用については、これらの者が引き続き総務省共済組合の組合員である間（研究機構の役員又は職員である間に限る。）は、当該障害厚生年金又は障害手当金を国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金とみなす。

第七条　施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であった通信・放送機構の役員又は職員で、施行日に総務省共済組合の組合員となった者（研究機構の役員又は職員となった者に限る。以下この条において「通信・放送機構の役職員であった組合員」という。）のうち、一年以上の引き続く組合員期間（総務省共済組合の組合員である期間（研究機構の役員又は職員である期間に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の保険者期間（通信・放送機構の役員又は職員であった期間に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。）と当該厚生年金保険期間に引き続く組合員期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。

2　通信・放送機構の役職員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く組合員期間を有する者と見なされる者に限る。）に係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

3　通信・放送機構の役職員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

4　通信・放送機構の役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

5　前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法による遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第九十条の規定を適用する。

6　通信・放送機構の役職員であった組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の組合員期間を有する者とみなす。

7　通信・放送機構の役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、組合員期間が四十四年以上である者とみなす。

（電波法の適用に関する経過措置）

第八条　施行日前に電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条又は第十七条第一項の規定により通信・放送機構に対して総務大臣がした免許又は許可は、これらの規定により研究機構に対して総務大臣がした免許又は許可とみなす。

（関係法律の廃止）

第九条　次に掲げる法律は廃止する。

一　通信・放送機構法

二　有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法

三　放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法

四　受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法

（関係法律の廃止に伴う経過措置）

第十条　前条の規定の施行前に旧通信・放送機構法（第二十条及び第二十一条を除く。）の規定に

よりした処分、手続その他の行為は、通則法及び研究機構法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧放送番組充実法第五条第三項に規定する認定計画に係る有線テレビジョン放送番組充実事業を実施している者及びこの法律の施行の際現に旧放送番組促進法第五条第三項に規定する認定計画に係る受信設備制御型放送番組制作施設整備事業を実施している者に関する計画の変更の認定及び取消し並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

3　研究機構は、この法律の施行前にされた旧通信・放送機構法第二十八条第一項第六号の規定による出資、旧放送番組充実法第六条第一号の規定による出資、旧放送番組素材法第六条第一号の規定による出資及び旧放送番組促進法第六条第二号の規定による出資に係る経理については、研究機構法第十五条の規定にかかわらず、同条に規定する出資勘定において整理するものとする。

（罰則に関する経過措置）

第十一条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（電波法の一部改正）

第十三条　電波法の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第一項第二号中「独立行政法人通信総合研究所（以下「研究所」という。）」を「独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）」に改める。

第百二条の十八及び第百三条中「研究所」を「機構」に改める。

（放送法の一部改正）

第十四条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の二中「通信・放送機構」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める。

（基盤技術研究円滑化法の一部改正）

第十五条　基盤技術研究円滑化法の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（独立行政法人情報通信研究機構による通信・放送基盤技術に関する試験研究の促進）」に改め、同条中「通信・放送機構は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか」を「独立行政法人情報通信研究機構（第十二条において「研究機構」という。）は」に改める。

第八条から第十条までを次のように改める。

第八条から第十条まで　削除

第十二条（見出しを含む。）中「通信・放送機構」を「研究機構」に改める。

（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第十六条　民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二　通信・放送機構の業務の特例等（第五十六条の二―第五十六条の七）」を削る。

第三章の二を削る。

第六十三条の二を削る。

（特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正）

第十七条　特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「通信・放送事業分野」とは、独立行政法人情報通信研究機構法第二条第二号に規定する通信・放送事業分野をいう。

第二条第二項中「、地域通信・放送開発事業及び通信・放送共同開発事業」を「及び地域通信・放送開発事業」に改め、同条第五項を削る。

第三条第一項中「、地域通信・放送開発事業及び通信・放送共同開発事業」を「及び地域通信・放送開発事業」に改める。

第四条第一項中「又は通信・放送共同開発事業」を削り、同条第二項中「特定通信・放送開発事業」を「通信・放送新規事業」に改める。

第五条第三項中「特定通信・放送開発事業」を「通信・放送新規事業」に改める。

第六条の見出しを「（機構による特定通信・放送開発事業の推進）」に改め、同条第一項中「通信・放送機構（以下「機構」という。）は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか」を「独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は」に改め、同条第二項中「特定通信・放送開発事業」を「通信・放送新規事業」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第七条を削り、第八条を第七条とする。

第九条中「特定通信・放送開発事業」を「通信・放送新規事業」に改め、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

（電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正）

第十八条　電気通信基盤充実臨時措置法の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに特定専門技術業務に従事する者の能力の向上」を削る。

第二条中第七項から第九項までを削り、同条第十項を同条第七項とする。

第三条中「電気通信基盤充実事業」を「施設整備事業」に、同条第一項中「主務大臣」を「総務大臣」に、「、高度有線テレビジョン放送施設整備事業及び人材研修事業」を「及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業」に改め、同条第二項第二号中「を含み、人材研修事業にあっては利用に係る施設」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「主務大臣」を「総務大臣」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「主務大臣」を「総務大臣」に改め、同項を同条第五項とする。

第四条及び第五条中「主務大臣」を「総務大臣」に改める。

第六条の見出しを「（機構による施設整備事業の推進）」に改め、同条第一項中「通信・放送機構（以下「機構」という。）は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか」を「独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項を削る。

第七条を削る。

第七条の二中「第六条第一項第三号」を「第六条第二号」に改め、同条を第七条とする。

第七条の三から第九条までを削る。

第十条第一項中「人材研修事業及び」を削り、同条第二項中「第六条第一項」を「第六条」に改め、同条を第八条とする。

第十一条を削る。

第十二条中「主務大臣」を「総務大臣」に改め、同条を第九条とする。

第十三条及び第十四条を削る。

第十五条第一項中「第十二条」を「前条」に改め、同条を第十条とする。

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正）

第十九条　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条から第四十五条までを次のように改める。

第四十三条から第四十五条まで　削除

（身体障害者の利便の増進に資する通信・放送

身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律の一部改正）

第二十条　身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（機構による通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進）」に改め、同条中「通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか」を「独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第五条及び第六条を削る。

第七条中「（第四条第二号に掲げる業務については、総務大臣及び財務大臣）」を削り、「同条」を「前条」に改め、同条を第五条とする。

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

（特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部改正）

第二十一条　特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「通信・放送機構」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める。

第四条の見出しを「（機構による特定公共電気通信システムの開発）」に改め、同条中「通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか」を「この法律の目的を達成するため」に改め、同条第一号イ中「機構法第二条第五号に規定する通信・放送技術」を「電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。以下同じ。）の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術」に改める。

第六条を削り、第七条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（財務大臣との協議）

第七条　主務大臣は、第三条の基本方針を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正）

第二十二条　中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条及び第三十二条を次のように改める。

第三十一条及び第三十二条　削除

（高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部改正）

第二十三条　高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（機構による高度テレビジョン放送施設整備事業の推進）」に改め、同条中「通信・放送機構（以下「機構」という。）は、通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか」を「独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は」に改める。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

（電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十四条　電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「機構」を「独立行政法人情報通信研究機構」に、「改正後の電気通信基盤充実臨時措置法（以下「新法」という。）第八条の規定により読み替えられた機構法第三十三条の二」を「独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十五条」に、「研究開発出資勘定」を「出資勘定」に改め、同条第三項中「新法第六条第一項第三号」を「独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）附則第十八条の規定による改正後の電気通信基盤充実臨時措置法第六条第二号」に改める。

（通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律の一部改正）

第二十五条　通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成十三年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「通信・放送機構」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める。

第二条第一項中「通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二条第五号に規定する通信・放送技術」を「電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。以下同じ。）の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術」に改める。

第四条の見出しを「（機構による通信・放送融合技術の開発）」に改め、同条中「、機構法第二十八条第一項に規定する業務のほか」を削る。

第五条及び第六条を削る。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第二十六条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一通信・放送機構の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第二十八条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表通信・放送機構の項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、通信・放送機構を廃止するとともに、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援に関する業務等を独立行政法人通信総合研究所の業務に追加し、その名称を独立行政法人情報通信研究機構に改める等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　代表者委員会に関する事項

第五条に次の一項を加える。

3　総務大臣は、第一項第九号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。

第七条の次に次の四条を加える。

（代表者委員会の設置及び組織）

第七条の二　基金に代表者委員会を置く。

2　代表者委員会は、委員三人をもつて組織する。

（代表者委員会の権限等）

第七条の三　次に掲げる事項は、代表者委員会の

議決を経なければならない。
一　定款の変更
二　業務規程の変更
三　毎事業年度の事業計画及び予算並びに決算
四　重要な財産の処分及び重大な債務の負担
2　代表者委員会の議事は、委員二人以上の賛成をもつて決する。
（代表者委員会の委員）
第七条の四　委員は、都道府県知事、市長及び町村長を代表する者として、都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織（地方自治法第二百六十三条の三第一項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）がそれぞれ一人を選任する。
2　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3　委員は、再任されることができる。
4　委員は、都道府県知事、市長又は町村長でなくなつたときは、その職を失うものとする。
（代表者委員会の委員長）
第七条の五　代表者委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2　委員長は、会務を総理し、代表者委員会を代表する。
3　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

第九条第四項中「認めるときは」の下に「、代表者委員会」を加える。

第十条第一項中「総務大臣が」を「代表者委員会が総務大臣の認可を受けて」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3　理事長は、前項の規定により理事を任命しようとするときは、代表者委員会の同意を得なければならない。

第十条の次に次の一条を加える。
（役員の解任）
第十条の二　代表者委員会又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、総務大臣の認可を受けて、その役員を解任することができる。
一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
二　刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。
三　破産の宣告を受けたとき。
四　心身の故障のため職務を執ることができないとき。
2　理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、代表者委員会の同意を得なければならない。
3　基金の役員が第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、総務大臣は、代表者委員会又は理事長に対し、期間を指定して、それぞれその任命に係る役員を解任すべきことを命ずることができる。
4　代表者委員会が前項の命令に違反したときは、総務大臣は、同項の命令に係る理事長又は監事を解任することができる。

第十一条第三項中「を代表する者、市長を代表する者、町村長を代表する者」を「、市長、町村長」に、「教育委員会を代表する者」を「教育委員会の委員」に、「公安委員会を代表する者」を「公安委員会の委員」に、「管理者を代表する者」を「管理者」に、「について、総務大臣が」を「のうちから、理事長が総務大臣の認可を受けて」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
4　委員は、代表者委員会の委員と兼ねることができない。

第十七条を次のように改める。
（事業計画及び予算）
第十七条　基金は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成しなければならない。
2　基金は、事業計画及び予算を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に報告しなければならない。

第十八条第二項中「、財産目録」を削り、「つけて」を「付けて決算完結後一月以内に」に、「提出し、その承認を受けなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第三項中「承認を受けたときは、その財産目録」を「規定による報告を行つたときは、遅滞なく」に改める。

第二十二条を次のように改める。
第二十二条　削除

第四十九条第二項中「政令」を「定款」に改める。

第七十二条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第七十三条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附　則
（施行期日）
第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第四十九条第二項の改正規定は平成十六年四月一日から、次条の規定は公布の日から施行する。
（基金の定款に関する経過措置）
第二条　地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）までに、その定款をこの法律による改正後の地方公務員災害補償法（以下「新法」という。）第五条第一項の規定に適合するように変更し、総務大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。
（基金の役員及び運営審議会の委員に関する経過措置）
第三条　この法律の施行の際現に在職する理事長、監事又は理事である者は、それぞれ施行日に新法第十条第一項から第三項までの規定により理事長、監事又は理事として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、施行日におけるこの法律による改正前の第十条第三項の規定による理事長、監事又は理事としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。
2　この法律の施行の際現に運営審議会の委員である者は、施行日に新法第十一条第三項の規定により運営審議会の委員として任命されたものとみなす。
（基金の事業計画等に関する経過措置）
第四条　新法第十七条の規定は、平成十六年四月一日に始まる事業年度に係る事業計画及び予算から適用し、同日前に終了する事業年度に係る事業計画及び予算については、なお従前の例による。
2　新法第十八条第二項及び第三項の規定は、平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書から適用する。
（政令への委任）
第五条　前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）
第六条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。
別表第一地方公務員災害補償基金の項を削る。
（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第七条　この法律の施行前に基金に対してされた独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第三条の規定による開示の請求については、なお従前の例による。
（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）
第八条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。
別表地方公務員災害補償基金の項を削る。

……
理　由
特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理

合理化計画の円滑な実施に資するため、地方公務員災害補償基金について、地方公共団体の代表者からなる合議制の意思決定機関を設置するほか、当該意思決定機関が役員を任命することとする等地方公共団体が主体となって業務運営を行うための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人国際協力機構法案

独立行政法人国際協力機構法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員及び職員（第七条―第十二条）
第三章　業務等（第十三条―第十五条）
第四章　雑則（第十六条―第二十一条）
第五章　罰則（第二十二条―第二十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人国際協力機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国際協力機構とする。

（機構の目的）

第三条　独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。

（事務所）

第四条　機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　機構の資本金は、附則第二条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3　機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（名称の使用制限）

第六条　機構でない者は、国際協力機構という名称を用いてはならない。

第二章　役員及び職員

（役員）

第七条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）

第八条　副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長）を補佐して機構の業務を掌理する。

3　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であって理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第九条　理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十条　通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

2　機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国際協力機構法第十条第一項」とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十一条　機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十二条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十三条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ　開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。

ロ　開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。

ハ　ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。

ニ　開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。

ホ　開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。

二　条約その他の国際約束に基づき開発途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力（資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下この号において「無償資金協力」という。）の実施の促進に必要な次の業務を行うこと。

イ　次に掲げる無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務を行うこと。

(1)　条約その他の国際約束に基づく技術協力のための施設（船舶を含む。以下この号において同じ。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。以下この号において同じ。）を目的として行われる無償資金協力

(2)　条約その他の国際約束に基づく技術協力に密接な関連性を有する事業のための施設の整備を目的として行われる無償資金協力

(3)　条約その他の国際約束に基づく技術協力に密接な関連性を有するものとして外務大臣が指定する無償資金協力

ロ　イに規定する契約の実施状況に関し、必要な調査を行うこと。

三　国民、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非

営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ　開発途上地域の住民と一体となって行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。

ロ　条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ　開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であって外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。

(1)　当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修

(2)　当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣

(3)　当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与

ニ　国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

四　移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。

イ　海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。

ロ　海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。

ハ　海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。

五　開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。

六　第一号、第三号ハ及び前号並びに次項の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。

七　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一　国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること。

二　国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十四条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、前条第一項第四号ハの規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人国際協力機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人国際協力機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人国際協力機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人国際協力機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（積立金の処分）

第十五条　機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち外務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　外務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、外務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（緊急の必要がある場合の外務大臣の要求）

第十六条　外務大臣は、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要があると認めるとき、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条に規定する業務又は機構の外国にある事務所について必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、外務大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（連絡等）

第十七条　機構は、第十三条第一項第一号、第三号イ及びロ、第四号、第五号並びに同条第二項の業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2　地方公共団体は、機構に対し、前項に規定する業務の運営について協力するよう努めるものとする。

（協議）

第十八条　外務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十三条第一項第二号イ(3)の規定による指定をしようとするとき。

二　第十五条第一項の規定による承認をしようとするとき。

2　外務大臣は、次の場合には、関係行政機関の長（財務大臣を除く。）に協議しなければならない。

一　第十三条第一項第一号及び第三号から第六号までに掲げる業務に関し、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二　第十三条第一項第一号及び第三号から第六号までに掲げる業務に関し、通則法第三十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

3　外務大臣は、第十三条第一項第三号ハの業務に関し、機構が国民等の協力活動を志望するものに委託して行う事業として適当なものを認める場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（主務大臣等）

第十九条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ外務大臣、外務省及び外務省令とする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十一条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。

この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第二十二条　第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十五条第一項の規定により外務大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

第二十四条　第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第七条まで及び第十条から第十六条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（国際協力事業団の解散等）

第二条　国際協力事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に事業団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

5　事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7　前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（業務の特例）

第三条　機構は、第十三条に規定する業務のほか、次に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）を行うことができる。

一　附則第五条の規定による廃止前の国際協力事業団法（昭和四十九年法律第六十二号。以下この項並びに次条及び附則第六条において「旧法」という。）第二十一条第一項第三号イ又はロの規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

二　当分の間、旧法第二十一条第一項第三号イ又はロに規定する資金で事業団がその貸付けの決定をしたものに係る貸付けを行うこと。

三　当分の間、旧法第二十一条第一項第三号イ又はロの規定による貸付け又は出資の対象となった事業及び前号の規定による貸付けの対象となった事業に必要な調査及び技術の指導を行うこと。

四　旧法第二十一条第一項第四号ホの規定により行われた土地の譲渡に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

五　当分の間、旧法第二十一条第一項第四号ホの規定により取得された土地の管理及び譲渡を行うこと。

六　旧法第二十一条第一項第四号ヘ又はトの規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

七　平成十八年三月三十一日までの間、移住者又はその団体で海外において農業、漁業、工業その他の事業を行うものに対する当該事業に必要な資金の貸付け並びに海外において農業、漁業、工業その他の事業であって移住者の定着及び安定に寄与すると認められるものを行う者（移住者及びその団体を除く。）に対する当該事業に必要な資金の貸付けを行うこと。

2　前項の規定により機構が同項第一号から第三号までに規定する業務を行う場合には、これらの業務のうち農林業の開発に係るものに関する事項については、第十九条中「外務大臣」とあるのは「外務大臣及び農林水産大臣」と、「外務省令」とあるのは「外務省令・農林水産省令」とし、これらの業務のうち鉱工業の開発に係るものに関する事項については、同条中「外務大臣」とあるのは「外務大臣及び経済産業大臣」と、「外務省令」とあるのは「外務省令・経済産業省令」とする。

3　第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第二十三条第一号中「第十三条」とあるのは、「第十三条及び附則第三条第一項」とする。

（資本金の減少）

第四条　機構は、次に掲げる債権又は資金の回収により取得した資産の総額から、政令に定める金額を差し引いた額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

一　前条第一項第一号、第四号及び第六号に規定する債権

二　前条第一項第二号及び第七号の規定により行われる貸付けに係る債権

三　前条第一項第五号の規定により行われる土地の譲渡に係る債権

四　旧法第二十一条第一項第三号ロの規定により出資された資金

2　機構は、前項の規定により国庫納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

（国際協力事業団法の廃止）

第五条　国際協力事業団法は、廃止する。

（国際協力事業団法の廃止に伴う経過措置）

第六条　前条の規定の施行前に旧法（第十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第七条　附則第五条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第八条　この法律の施行の際現に国際協力機構という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）

第九条　附則第二条から第四条まで及び前三条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、国際協力事業団」を削る。

（環境事業団法の一部改正）

第十一条　環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第十号中「国際協力事業団」を

「独立行政法人国際協力機構」に改める。

（国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部改正）

第十二条　国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「国際協力事業団」を「独立行政法人国際協力機構」に改め、同条第一項中「国際協力事業団」を「独立行政法人国際協力機構」に、「若しくは独立行政法人の職員又は同事業団の職員」を「又は独立行政法人の職員」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「国際協力事業団」を「独立行政法人国際協力機構」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十三条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一国際協力事業団の項を削る。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第十四条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第八十七条中「国際協力事業団」を「独立行政法人国際協力機構」に、「海外協力活動を志望する青年」を「国民等の協力活動（独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第　号）第十三条第一項第三号に規定する活動をいう。）を志望する個人」に改める。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十五条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表国際協力事業団の項を削る。

（独立行政法人緑資源機構法の一部改正）

第十六条　独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第二号中「国際協力事業団」を「独立行政法人国際協力機構」に改める。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、国際協力事業団を解散して独立行政法人国際協力機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人国際交流基金法案

独立行政法人国際交流基金法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員及び職員（第七条―第十一条）
第三章　業務等（第十二条―第十六条）
第四章　雑則（第十七条―第二十一条）
第五章　罰則（第二十二条―第二十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人国際交流基金の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国際交流基金とする。

（基金の目的）

第三条　独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

（事務所）

第四条　基金は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　基金の資本金は、附則第三条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

3　政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地又は建物その他の土地の定着物（第五項において「土地等」という。）を出資の目的として、基金に追加して出資することができる。

4　基金は、前二項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5　第三項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員の評価した価額とする。

6　前項に規定する評価委員その他同項の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（名称の使用制限）

第六条　基金でない者は、国際交流基金という名称を用いてはならない。

第二章　役員及び職員

（役員）

第七条　基金に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　基金に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第八条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第九条　理事長及び理事の任期は四年とし、監事の任期は二年とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十条　基金の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十一条　基金の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十二条　基金は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい

二　海外における日本研究に対する援助及びあっせん並びに日本語の普及

三　国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん並びにこれへの参加

四　日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布

五　国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与（基金が寄附を受けた物品の贈与に限る。）

六　国際文化交流を行うために必要な調査及び研究

七　前各号の業務に附帯する業務

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十三条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規

定（罰則を含む。）は、前条第二号、第三号及び第五号の規定により基金が交付する助成金（政府以外の者からの寄附金のみを財源とするものを除く。）について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人国際交流基金」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人国際交流基金の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人国際交流基金」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人国際交流基金の事業年度」と読み替えるものとする。

（積立金の処分）

第十四条　基金は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち外務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　外務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、外務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　基金は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（運用資金）

第十五条　基金は、業務の運営に必要な財源をその運用によって得るために運用資金を設け、附則第三条第六項後段の規定により外務大臣が示した金額及び第五条第二項の規定により政府が出資した金額並びに運用資金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2　前項の運用資金（以下「運用資金」という。）は、政令で定める場合を除くほか、取り崩してはならない。

（運用資金の運用）

第十六条　通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、運用資金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、基金は、支払が外国通貨で行われる事業の実施に必要な経費の財源を得ようとするときは、外貨建債券（外国通貨で表示される債券をいう。次項及び第十八条第二号において同じ。）の取得により運用資金を運用することができる。

3　前項の場合において、外貨建債券の種類、外貨建債券の取得により運用することができる運用資金の限度額その他外貨建債券に関する事項については、外務大臣の定めるところによるものとする。

第四章　雑則

（緊急の必要がある場合の外務大臣の要求）

第十七条　外務大臣は、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて、外交政策の遂行上緊急の必要があると認めるときは、基金に対し、第十二条に規定する業務又は基金の外国にある事務所について必要な措置をとることを求めることができる。

2　基金は、外務大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（財務大臣との協議）

第十八条　外務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。

二　第十六条第三項の規定により外貨建債券に関する事項を定めようとするとき。

（主務大臣等）

第十九条　基金に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ外務大臣、外務省及び外務省令とする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、基金の役員及び職員には適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十一条　基金の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第二十二条　第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十四条第一項の規定により外務大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

三　第十五条第二項の規定に違反して運用資金を取り崩したとき。

四　第十六条第一項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して運用資金を運用したとき。

五　第十六条第三項の規定により外務大臣が定めた事項に違反して運用資金を運用したとき。

第二十四条　第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条及び第二十四条並びに附則第五条から第七条まで及び第九条から第十一条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（持分の払戻し）

第二条　国際交流基金は、国際交流基金法（昭和四十七年法律第四十八号）第五条第一項の規定にかかわらず、国際交流基金の解散の日の前日までに、国際交流基金に出資した政府以外の者に対し、当該持分に係る出資額に相当する金額により持分の払戻しをするものとする。この場合において、国際交流基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（国際交流基金の解散等）

第三条　国際交流基金（以下この条において「旧基金」という。）は、基金の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において基金が承継する。

2　基金の成立の際現に旧基金が有する権利のうち、基金がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、基金の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　旧基金の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、旧基金の解散の日の前日に終わるものとする。

5　旧基金の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6　第一項の規定により基金が旧基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、基金が承継する資産の価額（政府以外の者から旧基金に出えんされた金額のうち外務大臣が財務大臣と協議して定める金額及び基金の最初の中期目標の期間における業務の財源に充てる金額として外務大臣が財務大臣と協議して定める金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から基金に出資されたものとする。この場合において、外務大臣は、財務大臣と協議の上、当該出資のうち、第十五条に規定する運用資金に充てるべきものの金額を示すものとする。

7　前項の資産の価額は、基金の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9　旧基金の解散については、国際交流基金法第三十九条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

10　第一項の規定により旧基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

第四条　外務大臣は、基金の成立の日の前日において現に外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）第四条第一号ニ及び第十六号に掲げる事務の用に供されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、基金の用に供するため、基金に無償で使用させることができる。

（国際交流基金法の廃止）

第五条　国際交流基金法は、廃止する。

（国際交流基金法の廃止に伴う経過措置）

第六条　前条の規定の施行前に国際交流基金法（第十二条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第七条　附則第五条の規定の施行前にした行為及び附則第三条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条　附則第二条から第四条まで及び前二条に定めるもののほか、基金の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第九条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一国際交流基金の項を削る。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第十条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第八十八条中「国際交流基金」を「独立行政法人国際交流基金」に改める。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十一条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表国際交流基金の項を削る。

……

理由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、国際交流基金を解散して独立行政法人国際交流基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第三章　通関情報処理センター
第一節　総則（第六条―第十四条）
第二節　設立（第十五条―第二十条）
第三節　管理（第二十一条―第三十三条）
第四節　業務（第三十四条・第三十五条）
第五節　財務及び会計（第三十六条―第四十三条）
第六節　監督（第四十四条・第四十五条）
第七節　雑則（第四十六条・第四十七条）」

を

「第三章　独立行政法人通関情報処理センター
第一節　総則（第六条―第十二条）
第二節　役員及び職員（第十三条―第十七条）
第三節　業務等（第十八条・第十九条）
第四節　雑則（第二十条―第二十五条）」

に改める。

第二条第一号中「第三章に規定する通関情報処理センター」を「独立行政法人通関情報処理センター」に改める。

第三章及び第四章を次のように改める。

第三章　独立行政法人通関情報処理センター

第一節　総則

（目的）

第六条　独立行政法人通関情報処理センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。

（名称）

第七条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項（定義）に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人通関情報処理センターとする。

（センターの目的）

第八条　独立行政法人通関情報処理センター（以下「センター」という。）は、国際貨物業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行うことを目的とする。

（事務所）

第九条　センターは、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第十条　センターの資本金は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）附則第二条第四項（通関情報処理センターの解散等）の規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　センターは、必要があるときは、財務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができる。

（持分の払戻し等の禁止）

第十一条　センターは、出資者に対し、その持分

を払い戻すことができない。

2　センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分の譲渡等）

第十二条　政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2　政府以外の出資者の持分の移転は、譲受け者について第二十条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、センターその他の第三者に対抗することができない。

第二節　役員及び職員

（役員）

第十三条　センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　センターに、役員として、理事三人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第十四条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項（役員の職務及び権限）の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第十五条　役員の任期は、二年とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十六条　センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（役員及び職員の地位）

第十七条　センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節　業務等

（業務の範囲）

第十八条　センターは、第八条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。

二　国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

三　国際貨物業務（税関手続に係るものに限る。以下この号において同じ。）に先行し、又は後続する業務その他の国際貨物業務に関連する業務（以下この号において「関連業務」という。）を行う者の使用に係る電子計算機に関連業務を処理するために必要な情報を送信し、又は当該電子計算機から国際貨物業務を処理するために必要な情報を受信するため第一号の電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。

四　前号の送信又は受信のために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（積立金の処分）

第十九条　センターは、通則法第二十九条第二項第一号（中期目標）に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項（利益及び損失の処理）の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金（以下この条において「積立金」という。）があるときは、その額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項（中期計画）の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　センターは、積立金の額に相当する金額から第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節　雑則

（出資者原簿）

第二十条　センターは、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2　出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の譲受けの年月日

三　出資額又は出資者の持分の譲受け額（以下「出資額」という。）

3　政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

（解散）

第二十一条　センターは、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

（緊急の必要がある場合の財務大臣の要求）

第二十二条　財務大臣は、電子情報処理組織の安全性及び信頼性を確保するため又は電子情報処理組織による税関手続の処理を関税等に関する法令（この法律及びこの法律に基づく命令を含む。）の規定に適合したものとするため緊急の必要があると認めるときは、センターに対し、第十八条第一号から第四号までに掲げる業務に関し、必要な措置をとることを求めることができる。

2　センターは、財務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（主務大臣等）

第二十三条　センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十四条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、センターの役員及び職員には適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十五条　センターの役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号（定義）に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第四章　罰則

第二十六条　第十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第三章及び第四章の改正規定

（第二十三条に係る部分に限る。）並びに次条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（通関情報処理センターの解散等）

第二条　改正前の電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（第十一項において「旧法」という。）第三章に規定する通関情報処理センター（以下この条において「旧センター」という。）は、独立行政法人通関情報処理センター（以下「新センター」という。）の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において新センターが承継する。

2　旧センターの平成十五年四月一日に始まる事業年度（次項において「最終事業年度」という。）は、旧センターの解散の日の前日に終わるものとする。

3　旧センターの最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の提出の期限は、最終事業年度の終了後四月以内とする。

4　第一項の規定により新センターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際における旧センターに対する政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、新センターの設立に際し政府及び当該政府以外の者から新センターに対し出資されたものとする。

5　第一項の規定により新センターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、新センターが承継する資産の価額（前項において政府及び政府以外の者から新センターに対し出資されたものとする金額を除く。）から新センターの負債の金額を差し引いた額は、新センターの積立金として整理するものとする。

6　新センターは、政令で定める資産の価額に相当する金額を、設立後速やかに国庫に納付しなければならない。

7　前項の政令を定める場合においては、新センターの業務運営上の必要性の有無を勘案しなければならない。

8　前二項に定めるもののほか、第六項の規定による納付金の納付の手続その他納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第五項に規定する資産の価額は、新センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

10　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

11　旧センターの解散については、旧法第四十七条第一項の規定による残余財産の分配は行わない。

12　第一項の規定により旧センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（持分の払戻し）

第三条　前条第四項の規定により政府以外の者が新センターに出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、新センターに対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2　新センターは、前項の規定による請求があったときは、改正後の電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第十一条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、新センターは、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為及び附則第二条第三項においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、新センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第六条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一通関情報処理センターの項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第七条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表通関情報処理センターの項を削る。

（財務省設置法の一部改正）

第八条　財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十八号を次のように改める。

二十八　削除

第十六条第一項中「第二十八号」を「第二十七号」に改める。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、通関情報処理センターを解散して独立行政法人通関情報処理センターを設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　役員及び職員（第六条―第九条）
第三章　業務等（第十条―第十五条）
第四章　雑則（第十六条―第十九条）
第五章　罰則（第二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構とする。

（機構の目的）

第三条　独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）は、人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念することを目的とする。

（事務所）

第四条　機構は、主たる事務所を大阪府に置く。

（資本金）

第五条　機構の資本金は、附則第二条第六項及び第七項の規定により政府及び地方公共団体から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　機構は、必要があるときは、財務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府及び政令で定める地方公共団体は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、機構に出資することができる。

4　政府は、前項の規定により出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物（次項において「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。

5　前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準とし

て評価委員が評価した価額とする。

6　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章　役員及び職員

（役員）

第六条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第八条　役員の任期は、二年とする。

（役員及び職員の地位）

第九条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。

二　日本万国博覧会記念基金を管理し、及び運用すること並びにその運用により生ずる利子その他の運用利益金（次条第二項において「運用利益金」という。）の一部をもって日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（区分経理）

第十一条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　前条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

二　前条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

2　機構は、前項第二号に掲げる業務に係る勘定（次条第五項及び第十五条第五項において「第二号勘定」という。）から、運用利益金のうち前条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務の適切な運営を確保するために必要な経費の財源に充てるべき額として財務省令で定めるところにより算定した額を、前項第一号に掲げる業務に係る勘定（次条第一項及び第十五条第五項において「第一号勘定」という。）に繰り入れるものとする。

（積立金の処分）

第十二条　機構は、第一号勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理（以下この項及び第五項において「整理」という。）を行った後、同条第一項の規定による積立金（以下この条において「積立金」という。）がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額に政令で定める割合を乗じて得た額を、それぞれ国庫及び機構に出資した地方公共団体（以下この項及び次項において「国庫等」という。）に納付しなければならない。

一　当該中期目標の期間（以下この項及び次項において「当該期間」という。）の直前の中期目標の期間（次号において「前期間」という。）の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金がなかったとき　当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額

二　前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金があった場合であって、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額（当該前期間の最後の事業年度において、この項の規定により国庫等に納付した場合にあってはその納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた金額がある場合にあってはその承認を受けた金額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき　その超える額に相当する金額

2　機構は、前項各号列記以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額から同項の規定により国庫等に納付しなければならない額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務の財源に充てることができる。

3　財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4　機構の最初の中期目標の期間については、第一項第一号中「なかったとき」とあるのは、「なかったとき又は当該期間が最初の中期目標の期間であるとき」とする。

5　機構は、第二号勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金があるときは、その額に相当する金額のうち財務大臣の認可を受けた金額を日本万国博覧会記念基金に組み入れることができる。

6　前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び日本万国博覧会記念機構債券）

第十三条　機構は、第十条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に必要な費用に充てるため、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本万国博覧会記念機構債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

2　財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5　機構は、財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7　前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第十四条　機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。

2　財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政

法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（日本万国博覧会記念基金）

第十五条　機構は、第十条に規定する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために日本万国博覧会記念基金（以下「基金」という。）を設け、附則第二条第十項の規定により基金に充てられたものとされた金額をもってこれに充てるものとする。

2　通則法第四十七条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

3　基金は、取り崩してはならない。ただし、第十条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務の遂行に著しい支障を来すおそれがある場合において、あらかじめ財務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

4　財務大臣は、前項ただし書の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

5　機構は、第三項ただし書の規定により基金を取り崩したときは、その取り崩した額に相当する金額を第二号勘定から第一号勘定に繰り入れるものとする。

6　前各項に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（関係行政機関の長との協議等）

第十六条　財務大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による認可をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2　財務大臣は、次の場合には、機構に出資した地方公共団体の長の意見を聴くものとする。

一　通則法第二十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二　通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

三　通則法第三十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

四　通則法第三十五条第一項の規定により所要の措置を講じようとするとき。

（主務大臣等）

第十七条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第十八条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第十九条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第二十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三　第十五条第二項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（日本万国博覧会記念協会の解散等）

第二条　日本万国博覧会記念協会（以下この条において「協会」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に協会が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　協会の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、協会の解散の日の前日に終わるものとする。

5　協会の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6　第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、同項及び第二項の規定により国及び機構が承継する資産の価額の合計額（次条の規定による廃止前の日本万国博覧会記念協会法（昭和四十六年法律第九十四号。附則第四条において「旧協会法」という。）第二十三条第一項の日本万国博覧会記念基金（次項及び第十項において「旧基金」という。）に充てられている金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額に、承継の際における協会に対する地方公共団体の出資額の政府及び当該地方公共団体の出資額の合計額に対する割合を乗じて得た額は、承継の際、当該地方公共団体から機構に出資されたものとする。

7　前項に規定する場合において、機構が承継する資産の価額（旧基金に充てられている金額を除く。）から負債の金額及び同項の規定により地方公共団体から機構に出資されたものとされた額の合計額に相当する金額を差し引いた額は、承継の際、政府から機構に出資されたものとする。

8　前二項に規定する資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

9　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

10　第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧基金に充てられている金額は、機構の設立に際し基金に充てられたものとする。

11　第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（日本万国博覧会記念協会法の廃止）

第三条　日本万国博覧会記念協会法は、廃止する。

（日本万国博覧会記念協会法の廃止に伴う経過措置）

第四条　前条の規定の施行前に旧協会法（第十四条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五条　附則第三条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条、第四条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第七条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一日本万国博覧会記念協会の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に

関する法律の一部改正）

第八条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

別表日本万国博覧会記念協会の項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本万国博覧会記念協会を解散して独立行政法人日本万国博覧会記念機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放送大学学園法案

放送大学学園法

放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十号）の全部を改正する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　放送大学学園（第三条―第十一条）
第三章　雑則（第十二条―第十九条）
第四章　罰則（第二十条・第二十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、放送大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえるとともに、大学教育のための放送の普及発達を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、「放送大学」とは、放送大学学園が設置する大学をいう。

2　この法律において、「放送等」とは、放送及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の五に規定する委託放送業務をいう。

第二章　放送大学学園

（目的）

第三条　放送大学学園は、大学を設置し、当該大学において、放送等による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行うことを目的とする学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）とする。

（業務）

第四条　放送大学学園は、次に掲げる業務を行う。

一　放送大学を設置し、これを運営すること。

二　放送大学における教育に必要な放送等を行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　放送大学学園は、前項に規定する放送等以外の放送等を行うことはできない。

（役員）

第五条　次の各号のいずれかに該当する者は、放送大学学園の役員となることができない。

一　国家公務員（教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く。）

二　放送法第十六条第四項第二号又は第五号から第七号までに掲げる者

三　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条第三項各号に掲げる者

2　電波法第五条第一項第一号及び第二号に掲げる者は、放送大学学園の理事となることができない。

（補助金）

第六条　国は、予算の範囲内において、放送大学学園に対し、第四条第一項に規定する業務に要する経費について補助することができる。

2　前項の規定により国が放送大学学園に対し補助する場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

（事業計画）

第七条　放送大学学園は、毎会計年度の開始前に、主務省令で定めるところにより、その会計年度の事業計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（借入金）

第八条　放送大学学園は、弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（重要な財産の譲渡等）

第九条　放送大学学園は、主務省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（書類の作成等）

第十条　放送大学学園は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、主務大臣に届け出なければならない。

2　前項に掲げる書類を届け出るときは、文部科学大臣の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。

（私立学校教職員共済法の長期給付に関する特例）

第十一条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）の長期給付に関する規定は、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十条の規定の適用を受ける放送大学学園の職員については適用しない。ただし、当該職員が、国家公務員共済組合法第百二十四条の二第二項第一号又は地方公務員等共済組合法第百四十条第二項第一号の規定に該当するに至ったときは、この限りではない。

2　前項の規定により共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた放送大学学園の職員の共済法による掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程（共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。）で定める。

第三章　雑則

（報告及び検査）

第十二条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、放送大学学園の事務所に立ち入り、財務若しくは会計の状況若しくは財務若しくは会計に関する帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（解散等）

第十三条　放送大学学園の解散に関する私立学校法第五十条第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項中「前項第一号及び第三号」とあるのは「前項第一号から第三号まで」と、同条第四項中「第一項第二号又は第五号」とあるのは「第一項第五号」とする。

2　文部科学大臣は、放送大学学園に対し、私立学校法第五十条第二項の認可若しくは認定若しくは同法第五十二条第二項の認可をしようとするとき、又は同法第六十二条第一項に基づき解散を命じようとするときには、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

（残余財産の帰属の特例）

第十四条　放送大学学園が解散した場合において、残余財産があるときは、私立学校法第三十条第三項及び第五十一条の規定にかかわらず、当該残余財産は国に帰属する。

（主務大臣及び主務省令）

第十五条　この法律における主務大臣は、文部科学大臣及び総務大臣とする。

2　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。
（財務大臣との協議）
第十六条　主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
一　第七条から第九条までの規定による認可をしようとするとき。
二　第七条又は第九条の規定により主務省令を定めようとするとき。
（他の法律の適用除外）
第十七条　次に掲げる法律の規定は、放送大学学園については、適用しない。
一　産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十九条の規定
二　理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第九条の規定
三　私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律（昭和三十二年法律第十八号）第二条の規定
四　スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第三項の規定
五　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十七条の規定
六　私立学校振興助成法第四条の規定
（放送大学学園が設置する学校についての教育基本法の準用）
第十八条　教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）第九条第二項の規定は、放送大学学園が設置する学校について準用する。
（文部科学省令等への委任）
第十九条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、文部科学省令又は主務省令で定める。
第四章　罰則
第二十条　第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした放送大学学園の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
第二十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした放送大学学園の役員は、二十万円以下の過料に処する。
一　この法律により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。
二　第四条第二項の規定に違反して放送等を行ったとき。
附　則
（施行期日）
第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　次条第一項から第四項までの規定　公布の日
二　附則第十七条の規定　平成十五年十月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日のいずれか遅い日
（放送大学学園の設立）
第二条　文部科学大臣は、設立委員を命じ、放送大学学園の設立に関する事務を処理させる。
2　設立委員は、寄附行為を作成し、私立学校法第三十条第一項の規定による文部科学大臣の認可を申請しなければならない。
3　設立委員から前項の規定による申請があった場合に関する私立学校法第三十一条第一項の規定の適用については、同項中「当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為」とあるのは、「その寄附行為」とする。この場合において、同条第二項の規定は、適用しない。
4　設立委員は、放送大学学園の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出るとともに、私立学校法第三十条第二項の規定により、第二項の寄附行為に定められた理事長となるべき者に引き継がなければならない。
5　放送大学学園は、私立学校法第三十三条の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。
6　第四項の理事長となるべき者は、放送大学学園の成立後遅滞なく、設立の登記をしなければならない。
（旧学園の解散等）
第三条　この法律の施行の際現に存する放送大学学園（以下「旧学園」という。）は、この法律の規定による放送大学学園（以下「新学園」という。）の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において、次項の規定により国が承継する資産を除き、新学園が承継する。
2　新学園の成立の際現に旧学園が有する権利のうち、新学園がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、新学園の成立の時において国が承継する。
3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
4　旧学園の解散の日の前日を含む事業年度は、同日に終わるものとする。
5　旧学園の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。
6　第一項の規定により新学園が旧学園の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、新学園が承継する資産の価額（旧学園の解散の日の前日までに政府以外の者から出えんされた金額を除く。）から負債の金額を控除した額に相当する金額は、政府から新学園に対し拠出されたものとする。
7　前項の資産の価額は、新学園の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
8　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
9　第一項の規定により旧学園が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
（行政財産の貸付け）
第四条　国は、当分の間、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第一項の規定にかかわらず、新学園の成立の際現に国が旧学園に貸し付けている行政財産である土地を、新学園の用に供するため、新学園に貸し付けることができる。
（旧学園が設置する大学に関する経過措置）
第五条　この法律の施行の際現に旧学園が設置している放送大学は、新学園の成立の時において、第四条第一項第一号の規定により新学園が設置する放送大学となるものとする。この場合において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する設置者の変更の認可があったものとみなす。
（旧学園の放送業務に関する経過措置）
第六条　旧学園が電波法第四条の規定により受けた免許及び放送法第五十二条の十三の規定により受けた認定は、新学園の成立の時において、新学園がそれぞれの規定により受けた免許及び認定とみなす。
（健康保険の被保険者に関する経過措置）
第七条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を受けることができる者であった旧学園の職員で、施行日に私立学校教職員共済制度の加入者となった者（新学園の職員となった者に限る。次項において「旧学園の職員であった加入者」という。）に対する施行日以後の給付に係る共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十六条第三項、第六十七条第二項及び第三項並びに第百二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であった間私立学校教職員共済制度の加入者

であったものとみなす。

2　旧学園の職員であった加入者に対する施行日以後の給付に係る共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第二項及び第六十七条第一項の規定の適用については、その者が施行日前に健康保険法による傷病手当金及び出産手当金を受けていた場合におけるこれらの給付は、共済法に基づく傷病手当金及び出産手当金とみなす。

（厚生年金保険の被保険者に関する経過措置）

第八条　施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であった旧学園の職員で、施行日に私立学校教職員共済制度の加入者となった者（新学園の職員となった者に限る。以下「旧学園の職員であった加入者」という。）のうち、一年以上の引き続く加入者期間（新学園の職員である期間に係るものに限る。以下同じ。）を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（旧学園の職員であった期間に係るものに限る。以下「厚生年金保険期間」という。）と当該期間に引き続く加入者期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く加入者期間を有するものとみなす。

2　旧学園の職員であった加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

3　旧学園の職員であった加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

第九条　旧学園の職員であった加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

2　前項に規定する者に係る遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十条の規定を適用する。

第十条　旧学園の職員であった加入者のうち、加入者期間が一年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の加入者期間を有する者とみなす。

（事業計画に関する経過措置）

第十一条　新学園の最初の会計年度の事業計画については、第七条中「毎会計年度の開始前に」とあるのは、「放送大学学園の成立後遅滞なく」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十二条　この法律の施行前にした行為及び附則第三条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（学校教育法の一部改正）

第十三条　学校教育法の一部を次のように改正する。

第二条第三項を削る。

第四条第一項第一号及び第十五条第一項中「並びに放送大学学園の設置する大学」を削る。

第六十四条中「若しくは私立の大学又は放送大学学園の設置する」を「又は私立の」に改める。

（放送法の一部改正）

第十四条　放送法の一部を次のように改正する。

第二条第三号の三中「放送大学学園」を「放送大学学園法（平成十四年法律第　号）第三条に規定する放送大学学園」に改める。

第五十条の二第一項中「第五十二条の十八」を「第五十二条の十八第一項」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十五条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、放送大学学園」を削る。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十六条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一放送大学学園の項中「放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十号）」を「放送大学学園法（平成十四年法律第　号）」に改める。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十七条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表放送大学学園の項中「放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十号）」を「放送大学学園法（平成十四年法律第　号）」に改める。

（政令への委任）

第十八条　この法律に規定するもののほか、新学園の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、放送大学学園法の全部を改正し、放送大学の設置主体について、従来の特殊法人から学校法人への転換を図ることにより、その運営の効率化等を推進し、生涯学習の中核的機関として国民の多様な学習に対する需要により一層適切にこたえていく必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律

日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第九条」に、「（第九条―第二十一条）」を「（第十条―第二十二条）」に、「（第二十二条―第二十六条）」を「（第二十三条―第二十八条）」に、「（第二十七条―第三十七条）」を「（第二十九条―第四十一条）」に、「（第三十八条・第三十九条）」を「（第四十二条―第四十四条）」に、「（第四十一条・第四十一条）」を「（第四十五条・第四十六条）」に、「（第四十二条―第四十四条）」を「（第四十七条―第四十九条）」に改める。

第四十四条を第四十九条とする。

第四十三条各号を次のように改める。

一　この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　この法律により文部科学大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　この法律により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四　第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠ったとき。

五　第二十三条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

六　第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第四項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

七　第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

八　第三十二条第四項の規定に違反して、第三十三条第一項第一号の経理に係る財務諸表、業務報告書等若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

九　第三十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十　第四十二条第二項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

十一　第四十四条において準用する独立行政法人通則法第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第四十三条を第四十八条とする。

第四十二条の前の見出しを削り、同条中「第三十九条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条を第四十七条とする。

第四十一条各号を次のように改める。

一　第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第一項、第二十八条第一項、第三十条、第三十七条第一項ただし書、第二項ただし書、第四項若しくは第十項又は第三十八条第一項の規定による認可（第三十条の規定による認可にあっては第三十三条第一項第三号又は第五号の経理に係るものに限り、第三十八条第一項の規定による認可にあっては第三十三条第一項第一号の経理に係るものに限る。）をしようとするとき。

二　第三十五条第四項、第三十六条第一項又は第四十一条の規定により文部科学省令を定めようとするとき。

三　第二十六条において準用する独立行政法人通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

四　第三十二条第一項の規定による承認（第三十三条第一項第三号又は第五号の経理に係るものに限る。）をしようとするとき。

五　第三十九条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第六章中第四十一条を第四十六条とし、第四十条を第四十五条とする。

第五章中第三十九条を第四十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（違法行為等の是正）

第四十四条　独立行政法人通則法第六十五条の規定は、事業団又はその役員若しくは職員の助成業務に係る行為について準用する。この場合において、同条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「独立行政法人」とあり、及び同条第一項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と読み替えるものとする。

第三十八条第一項を次のように改める。

事業団が行う業務のうち共済業務に関しては、文部科学大臣が事業団を監督する。

第三十八条第二項中「業務」の下に「（共済業務に限る。）」を加え、同条を第四十二条とする。

第四章中第三十七条を第四十一条とする。

第三十六条を削る。

第三十五条第二項中「第三十一条第一項第二号」を「第三十三条第一項第二号」に改め、同条を第三十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（役員の報酬及び職員の給与等）

第四十条　独立行政法人通則法第五十二条及び第五十三条の規定は、事業団の役員の報酬及び退職手当について準用する。この場合において、同法第五十二条第一項及び第二項中「特定独立行政法人」とあり、並びに同条第三項中「当該特定独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と、同法第五十三条中「評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と読み替えるものとする。

2　独立行政法人通則法第六十三条の規定は、事業団の職員の給与及び退職手当について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「特定独立行政法人以外の独立行政法人」とあり、並びに同条第三項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同条第二項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるものとする。

第三十四条に次の一項を加える。

2　文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第三十四条を第三十八条とする。

第三十三条第一項を次のように改める。

事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条に規定する中期計画で定める同条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして文部科学大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

第三十三条第十項中「第一項及び第六項」を「第四項及び第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、同条第六項中「第一項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　文部科学大臣は、第一項ただし書、第二項ただし書又は第四項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第三十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は私学振興債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

第三十三条を第三十七条とする。

第三十二条第一項中「前条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に、「第二十二条第一項第三号」を「第二十三条第一項第三号」に改め、同条第二項中「前条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に改め、同条第三項中「前条第一項第二号」を「第三十三条第一項第二号」に、「第二十二条第一項第三号」を「第二十三条第一項第三号」に改め、同条第四項中「前条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に、「第三十三条第一項第二号」を「第三十三条第一項第二号」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（積立金の処分）

第三十六条　事業団は、第二十六条において準用する独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、助成業務の運営の健全性を勘案して文部科学省令で定める額を超える額の積立金がある場合には、その超える部分の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

2　前項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十一条第一項第二号中「第二十二条第一項第六号」を「第二十三条第一項第六号」に改め、同項第三号中「第二十二条第一項第七号」を「第二十

三条第一項第七号」に改め、同項第四号中「第二十二条第一項第八号」を「第二十三条第一項第八号」に改め、同条を第三十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（企業会計原則）

第三十四条　事業団の会計は、文部科学省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

第三十条第一項中「、財産目録」を削り、「及び損益計算書」を「、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書」に改め、「この条において」を削り、「二月以内」の下に「（次条第一項第一号の経理に係るものにあっては、一月以内）」を加え、同条第二項中「一月以内に」を「遅滞なく」に改め、同条第三項中「、附属明細書」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　文部科学大臣は、第一項の規定による承認（次条第一項第一号の経理に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第三十条を第三十二条とし、第二十九条を第三十一条とする。

第二十八条中「毎事業年度、」の下に「共済業務に係る」を加え、同条を第三十条とする。

第二十七条を第二十九条とする。

第二十六条第一項中「第二十二条第一項第二号」を「第二十三条第一項第二号」に改め、第三章中同条を第二十八条とする。

第二十五条中「第二十二条第一項第一号」を「第二十三条第一項第一号」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十四条第一項中「第二十二条第一項第一号」を「第二十三条第一項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。

5　文部科学大臣は、第三項の認可（助成業務方法書に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

6　事業団は、第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、その助成業務方法書を公表しなければならない。

第二十四条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（中期目標、中期計画、年度計画及び評価等）

第二十六条　事業団の助成業務については、独立行政法人通則法第二十九条、第三十条（第二項第六号を除く。）、第三十一条第一項及び第三十二条から第三十五条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十九条、第三十条第一項、第三項及び第四項、第三十一条第一項、第三十三条並びに第三十五条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第二十九条第一項、第三十条第一項及び第五項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十五条第一項及び第三項中「独立行政法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第三項並びに第三十五条第一項及び第三項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十四条第一項並びに第三十五条第二項中「評価委員会」とあり、並びに同法第三十二条第五項中「当該評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と、同法第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条並びに第三十四条第一項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と読み替えるものとする。

第二十三条を第二十四条とする。

第二十二条第三項第三号を次のように改める。

三　政令で定める災害により被害を受けた私立の専修学校又は各種学校（第一項第二号の業務の対象となるものを除く。）で政令で定めるものを設置する学校法人又は準学校法人に対し、同号に規定する資金を貸し付けること。

第二十二条第四項中「第三十二条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第五項を削り、同条を第二十三条とする。

第二章中第二十一条を第二十二条とし、第十八条から第二十条までを一条ずつ繰り下げる。

第十七条第二項中「第二十二条第一項第六号」を「第二十三条第一項第六号」に改め、同条第六項中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。

第十四条第三項を次のように改める。

3　前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため事業団の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

第十四条に次の一項を加える。

4　理事長は、前二項の規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第十一条を削り、第十条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（役員の任命）

第十二条　理事長は、次に掲げる者のうちから、文部科学大臣が任命する。

一　事業団が行う業務に関して高度な知識及び経験を有する者

二　前号に掲げる者のほか、事業団が行う業務を適正かつ効率的に運営することができる者

2　監事は、文部科学大臣が任命する。

3　理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。

4　理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

第九条中「十二人」を「九人」に改め、同条を第十条とする。

第一章中第八条の次に次の一条を加える。

（評価委員会）

第九条　文部科学省の独立行政法人評価委員会は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十二条第二項に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

附則第十二条中「第三十一条第一項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に、「第三十二条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十一条第一項の」を「第三十二条第一項の」に、「第三十一条第一項第三号」を「第三十三条第一項第三号」に、「第二十二条第一項第三号」を「第二十三条第一項第三号」に、「前条第一項第三号」を「第三十三条第一項第三号」に改める。

附則第十三条中「第二十二条第一項第一号」を「第二十三条第一項第一号」に改める。

附則第十四条中「第二十二条第二項」を「第二十三条第二項」に、「第三十一条第一項第三号」を「第三十三条第一項第三号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（役員に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において理事である者のうち理事長が指定する三人については、その任期は、この法律による改正前の日本私立学校振興・共済事業団法第十二条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2　この法律の施行の際現に理事長又は理事である者は、その際この法律による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法（以下「新法」とい

う。）第十二条第一項又は第三項の規定により理事長又は理事として任命されたものとみなす。

3　前項の規定により任命されたものとみなされる理事長又は理事の任期は、新法第十三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の理事長又は理事としての残任期間と同一の期間とする。

（最初の年度計画に関する経過措置）

第三条　新法第二十六条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条第一項の規定により日本私立学校振興・共済事業団が最初に定める年度計画に係る同項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「平成十五年十月一日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（施行のために必要な準備）

第四条　文部科学大臣は、最初の中期目標（新法第二十六条において準用する独立行政法人通則法第二十九条第一項に規定する中期目標をいう。）の策定及び次項の規定により準備された最初の中期計画（新法第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第一項に規定する中期計画をいう。次項において同じ。）に係る認可のために必要な準備として、施行日前においても文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くこと及び財務大臣との協議を行うことができる。

2　日本私立学校振興・共済事業団は、施行日前においても、最初の中期計画の作成の準備を行うことができる。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第六条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

第十三条第一項第二号及び第二十五条の表第五十五条第二項の項中「第二十四条第二項」を「第二十五条第二項」に改める。

（昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律等の一部改正）

第七条　次に掲げる法律の規定中「第三十一条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に改める。

一　昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律（昭和三十年法律第六十八号）第三条

二　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第七項

三　昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）第八条

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第八条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二日本私立学校振興・共済事業団の項中「第二十二条第一項第六号」を「第二十三条第一項第六号」に、「第二十二条第二項」を「第二十三条第二項」に、「第二十二条第三項第一号」を「第二十三条第三項第一号」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第九条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第二十二条第一項第二号」を「第二十三条第一項第二号」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二十二の項の第三欄の第三号中「第二十二条第一項第八号」を「第二十三条第一項第八号」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第十三号中「第二十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項第十三号の規定は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本私立学校振興・共済事業団が行う助成業務について、独立行政法人に準じた管理の手法を導入することに関し、所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法案

独立行政法人日本スポーツ振興センター法目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員（第七条―第十四条）
第三章　業務（第十五条―第二十条）
第四章　財務及び会計（第二十一条―第二十八条）
第五章　雑則（第二十九条―第三十九条）
第六章　罰則（第四十条・第四十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本スポーツ振興センターとする。

（センターの目的）

第三条　独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特殊教育諸学校（盲学校、聾（ろう）学校又は養護学校をいう。第十八条において同じ。）又は幼稚園（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（事務所）

第四条　センターは、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　センターの資本金は、附則第四条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十七条第一項のスポーツ振興基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3　政府は、必要があると認めるときは、前項の

規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第五項において「土地等」という。）を出資の目的として、センターに追加して出資することができる。

4　センターは、前二項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5　政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（名称の使用制限）

第六条　センターでない者は、日本スポーツ振興センターという名称を用いてはならない。

第二章　役員

（役員）

第七条　センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　センターに、役員として、第十五条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「スポーツ振興投票等業務」という。）を担当する理事一人を置く。

3　センターに、前項に規定する理事のほか、役員として、理事三人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第八条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、前条第二項に規定する理事とする。

（理事の任命の特例）

第九条　第七条第二項に規定する理事の任命は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　理事長は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第七条第二項に規定する理事の任命に関しては、通則法第二十条第四項の規定は、適用しない。

（役員の任期）

第十条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十一条　通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるもの（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、非常勤の理事又は監事となることができる。

第十二条　通則法第二十二条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

二　通則法、この法律又はスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号。以下「投票法」という。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

三　センターに対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは役員と同等以上の支配力を有する者

（役員の解任の特例）

第十三条　センターの理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法第十二条」とする。

2　前項の規定は、センターの理事及び監事の解任について準用する。この場合において、同項中「第十二条」とあるのは、「第十一条及び第十二条」と読み替えるものとする。

3　第九条の規定は、第七条第二項に規定する理事の解任について準用する。この場合において、第九条第三項中「通則法第二十条第四項」とあるのは、「通則法第二十三条第四項」と読み替えるものとする。

（役員及び職員の地位）

第十四条　センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十五条　センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　その設置するスポーツ施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用してスポーツの振興のため必要な業務を行うこと。

二　スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。）が行う次に掲げる活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。

イ　スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿その他の活動

ロ　国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催

三　優秀なスポーツの選手若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るための活動又は優秀なスポーツの選手が受ける職業若しくは実際生活に必要な能力を育成するための教育に対し資金の支給その他の援助を行うこと。

四　国際的に卓越したスポーツの活動を行う計画を有する者が行うその活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。

五　投票法に規定する業務を行うこと。

六　学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童生徒等の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十二条第一項に規定する保護者をいい、同項に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。

七　スポーツ及び学校安全（学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下この号において同じ。）における安全教育及び安全管理をいう。）その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。

八　前号に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　センターは、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第一号に掲げる施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。

（災害共済給付及び免責の特約）

第十六条　災害共済給付は、学校の管理下における児童生徒等の災害につき、学校の設置者が、児童生徒等の保護者（児童生徒等のうち生徒又は学生が成年に達している場合にあっては当該生徒又は学生。次条第四項において同じ。）の同意を得て、当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2　前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払並びに学校の管理下における児童生徒等の災害の範囲については、政令で定める。

3　第一項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童生徒等の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、センターが災害共済給付を行うことによりその

価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができる。

4　センターは、政令で定める正当な理由がある場合を除いては、第一項の規定により同項の災害共済給付契約を締結すること及び前項の規定により免責の特約を付することを拒んではならない。

（共済掛金）

第十七条　災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める額とする。

2　前条第三項の規定により同条第一項の災害共済給付契約に免責の特約を付した場合には、前項の規定にかかわらず、同項の額に政令で定める額を加えた額をもって同項の共済掛金の額とする。

3　センターとの間に前条第一項の災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、政令で定めるところにより、第一項の共済掛金の額に当該災害共済給付契約に係る児童生徒等の数を乗じて得た額をセンターに対して支払わなければならない。

4　前項の学校の設置者は、当該災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者から、第一項の共済掛金の額（第二項の場合にあっては、同項の政令で定める額を控除した額）のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者の定める額を徴収する。ただし、当該保護者が経済的理由によって納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。

5　センターは、学校の設置者が第三項の規定による共済掛金を支払わない場合においては、政令で定めるところにより、当該災害共済給付契約に係る災害共済給付を行わないものとする。

（国の補助がある場合の共済掛金の支払）

第十八条　センターが第二十九条第二項の規定により補助金の交付を受けた場合において、学校のうち公立の義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）の設置者が前条第三項の規定による支払をしていないときは、同項の規定によりその公立の義務教育諸学校の設置者が支払う額は、同項の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をしているときは、センターは、当該政令で定める額をその公立の義務教育諸学校の設置者に返還しなければならない。

（スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限）

第十九条　次に掲げる業務に係る運営費の金額は、スポーツ振興投票券の発売金額に応じて当該発売金額の百分の十五を超えない範囲内において文部科学省令で定める金額（スポーツ振興投票券の発売金額が文部科学省令で定める金額に達しない場合にあっては、文部科学省令で定める期間内に限り、別に文部科学省令で定める金額）を超えてはならない。

一　スポーツ振興投票券の発売

二　投票法第十三条の払戻金の交付

三　投票法第十七条第三項の返還金の交付

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務

（文部科学大臣の命令）

第二十条　文部科学大臣は、この法律及び投票法を施行するため必要があると認めるときは、センターに対して、スポーツ振興投票等業務に関し必要な命令をすることができる。

第四章　財務及び会計

（事業計画等の認可）

第二十一条　センターは、毎事業年度、第十五条第一項に規定する業務のうちスポーツ振興投票等業務に係る事業計画、予算及び資金計画（第三項において「事業計画等」という。）を作成し、当該事業年度の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3　センターは、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画等を公表しなければならない。

4　スポーツ振興投票等業務に関しては、通則法第三十一条の規定は、適用しない。

（国庫納付金等）

第二十二条　センターは、政令で定めるところにより、投票法第二条に規定するスポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益（当該事業年度の次に掲げる金額の合計額からスポーツ振興投票等業務に係る運営費の金額を控除した金額をいう。）の三分の一に相当する金額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

一　投票法第十三条に規定するスポーツ振興投票券の売上金額に一から同条に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額

二　投票法第十五条第二項の規定によりセンターの収入とされた金額

三　投票法第二十条の規定による債権の消滅に係る払戻金等の額

四　発売金額のうち次条の規定によりスポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定に属するものの管理により生じた運用利益金に相当する金額

2　センターは、前項に規定する収益から同項の規定により国庫に納付しなければならない金額を控除した金額を、翌事業年度以後の事業年度における投票法第二十一条第一項から第四項までに規定する業務の財源に充てるため、スポーツ振興投票事業準備金として整理しなければならない。この場合において、通則法第四十四条第一項の規定は、適用しない。

（区分経理）

第二十三条　センターは、スポーツ振興投票等業務に係る経理、災害共済給付及びこれに附帯する業務に係る経理並びに免責の特約に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定（以下それぞれ「投票勘定」、「災害共済給付勘定」及び「免責特約勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

（利益及び損失の処理の特例等）

第二十四条　前条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定（以下「一般勘定」という。）において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条第一項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の財源に充てることができる。

2　文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前条に規定する特別の勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5　センターは、投票勘定において、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降のスポーツ振興投票等業務の財源に充てなければならない。

6　センターは、災害共済給付勘定及び免責特約勘定において、中期目標の期間の最後の年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

7　前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金）

第二十五条　センターは、スポーツ振興投票等業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2　文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（償還計画）

第二十六条　センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2　文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（スポーツ振興基金）

第二十七条　センターは、第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るためにスポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設け、次に掲げる金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

一　第五条第二項後段の規定により政府が示した金額

二　附則第四条第十項の規定により政府から出資があったものとされた金額

三　附則第四条第十項の規定により政府以外の者から出えんがあったものとされた金額

四　附則第四条第十項の規定により基金に組み入れられたものとされた金額

五　基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額

六　投票法第二十一条第四項の規定により基金に組み入れられた金額

2　通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第二十八条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十五条第一項第二号から第四号までの規定によりセンターが支給する資金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人日本スポーツ振興センター」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本スポーツ振興センターの理事長」と、同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本スポーツ振興センター」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本スポーツ振興センターの事業年度」と読み替えるものとする。

第五章　雑則

（国の補助）

第二十九条　国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、災害共済給付に要する経費の一部をセンターに対して補助することができる。

2　国は、公立の義務教育諸学校の設置者が第十七条第四項ただし書の規定により、児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものから同項本文の学校の設置者の定める額を徴収しない場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、センターに対して補助することができる。

一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者

二　生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

（学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理）

第三十条　この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

（損害賠償との調整）

第三十一条　学校の設置者が国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律（次項において「国家賠償法等」という。）による損害賠償の責めに任ずる場合において、免責の特約を付した第十六条第一項の災害共済給付契約に基づきセンターが災害共済給付を行ったときは、同一の事由については、当該学校の設置者は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2　センターは、災害共済給付を行った場合において、当該給付事由の発生につき、国家賠償法等により損害賠償の責めに任ずる者があるときは、その給付の価額の限度において、当該災害に係る児童生徒等がその者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

（時効）

第三十二条　災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行わないときは、時効によって消滅する。

（給付を受ける権利の保護）

第三十三条　災害共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第三十四条　租税その他の公課は、災害共済給付として支給を受ける給付金を標準として、課することができない。

（財務大臣との協議）

第三十五条　文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一　第二十四条第一項の承認をしようとするとき。

二　第二十五条第一項又は第二十六条第一項の認可をしようとするとき。

（主務大臣等）

第三十六条　センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

（国庫納付金の教育事業等に必要な経費への充当）

第三十七条　政府は、第二十二条第一項の規定による国庫納付金の額に相当する金額を、教育及び文化の振興に関する事業、自然環境の保全のための事業、青少年の健全な育成のための事業、スポーツの国際交流に関する事業等の公益の増進を目的とする事業に必要な経費に充てなければならない。

2　前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第三十八条　センターの役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第三十九条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法

律第百十七号）の規定は、センターの役員及び職員には適用しない。

第六章　罰則

第四十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十五条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三　第二十条の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。

四　第二十七条第二項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用したとき。

第四十一条　第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第九条から第十一条まで及び第十四条から第十六条までの規定　平成十五年十月一日

二　附則第十七条の規定　平成十五年十月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日のいずれか遅い日

（準備行為等）

第二条　通則法第十四条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、センターの成立の時までに、第七条第二項に規定する理事となるべき者を指名し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の規定により指名された理事となるべき者は、センターの成立の時において、この法律及び通則法の規定により、第七条第二項に規定する理事となるものとする。

第三条　センターの最初の事業年度の第二十一条第一項に規定する事業計画等に関する同項の規定の適用については、同項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後最初の中期計画について通則法第三十条第一項の認可を受けた後遅滞なく」とする。

（日本体育・学校健康センターの解散等）

第四条　日本体育・学校健康センター（以下「旧センター」という。）は、センターの成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において、次項の規定により国が承継する資産を除き、センターが承継する。

2　センターの成立の際現に旧センターが有する権利（附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号。以下「旧センター法」という。）第三十二条に規定する旧センター法第二十条第一項第一号の二から第一号の四までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に係る経理について設けられた特別の勘定（以下「旧スポーツ振興基金勘定」という。）並びに旧センター法第三十二条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定に属する資産に限る。）のうち、センターがその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、センターの成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　旧センターの平成十五年四月一日に始まる事業年度は、その解散の日の前日に終わるものとする。

5　旧センターの平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6　第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、センターが承継する資産の価額（第一号から第三号までに掲げる金額があるときは当該金額を控除した金額とし、第四号に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府からセンターへ出資されたものとする。

一　旧センター法第三十二条に規定するスポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定、災害共済給付及びこれに附帯する業務に係る経理について設けられた特別の勘定、免責の特約に係る経理について設けられた特別の勘定並びに旧センター法第二十条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理について設けられた特別の勘定において旧センター法第三十三条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額

二　旧スポーツ振興基金勘定において旧センター法第三十三条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額に相当する金額のうち文部科学大臣が財務大臣に協議して定める金額

三　旧センター法第三十五条の二第一項のスポーツ振興基金（以下「旧基金」という。）に充てることを条件に政府以外の者から出えんされ、又は投票法第二十一条第四項の規定により旧基金に組み入れられた金額

四　旧センター法第三十三条第二項の規定により第一号に掲げる勘定において繰越欠損金として整理されている金額

7　前項の資産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、それぞれ、当該各号に定める勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

一　旧センター法第三十二条及び第三十三条の規定により、スポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定において積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額　投票勘定

二　旧センター法第三十二条及び第三十三条の規定により、災害共済給付及びこれに附帯する業務に係る経理について設けられた特別の勘定において積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額　災害共済給付勘定

三　旧センター法第三十二条及び第三十三条の規定により、免責の特約に係る経理について設けられた特別の勘定において積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額　免責特約勘定

四　第六項第二号に掲げる金額　一般勘定

10　第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる金額があるときは、当該金額に相当する金額を、それぞれ、当該各号に定める金額とみなす。

一　旧基金に充てるべきものとして政府から出資された金額（第二項の規定により国が承継することとされた資産のうち、旧基金に充てるべきものとして政府から出資されたものに相当する金額を除く。）　基金に充てるべきものとして政府から出資された金額

二　旧基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額　基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額

三　投票法第二十一条第四項の規定により旧基金に組み入れられた金額　同項の規定により基金に組み入れられた金額

11　第一項の規定により旧センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（スポーツ振興投票等業務の経過措置）

第五条　旧センターは、旧センター法第三十条の二の規定にかかわらず、平成十五年四月一日を含む事業年度における同条第一号から第四号までに掲げる金額の合計額から、当該事業年度の運営費の金額を控除した金額を、スポーツ振興投票等業務繰越準備金として整理しなければならない。

2　センターの成立の日を含む事業年度の収益に関する第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「金額を控除した金額をいう。」とあるのは「金額を控除した金額をいう。」に附則第五条第一項に規定するスポーツ振興投票等業務繰越準備金を加えた金額」と、同条第二項中「収益」とあるのは「収益に附則第五条第一項に規定するスポーツ振興投票等業務繰越準備金を加えた金額」とする。

3　センターの成立の日を含む事業年度の収益に関する投票法第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「収益」とあるのは、「収益にセンター法附則第五条第一項に規定するスポーツ振興投票等業務繰越準備金を加えた金額」とする。

（業務の特例等）

第六条　センターは、平成十八年三月三十一日までの日で政令で定める日までの間は、第十五条に規定する業務のほか、旧センター法第二十条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行う。

2　前項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

3　第一項に規定する業務が行われる場合におけるセンターに対する通則法第六十四条第一項の規定の適用については、同項中「事務所」とあるのは、「事務所若しくは独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法第四十条第一項に規定する場所」とする。

4　第一項に規定する業務については、旧センター法第二十三条、第二十五条第一項及び第五十一条第一号の規定は、附則第九条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧センター法第二十三条、第二十五条第一項及び第五十一条中「センター」とあるのは「独立行政法人日本スポーツ振興センター」と、同条第一号中「この法律」とあるのは「第二十三条第一項」とする。

5　センターが第一項に規定する業務を行う場合における第四十条第二号の規定の適用については、同号中「第十五条」とあるのは、「第十五条及び附則第六条第一項」とする。

6　附則第四条第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、旧センター法第二十条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る特別の勘定に属する資産のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定める資産については、一般勘定に属するものとして承継するものとする。

7　附則第四条第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧センター法第二十条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る特別の勘定において積立金として積み立てられている金額を、第二項に規定する勘定に属する積立金として整理するものとする。

8　センターは、前項の規定により第二項に規定する勘定に属する積立金として整理した金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を一般勘定に繰り入れ、積立金として整理し、その額に相当する金額を中期目標の期間（第二十四条第一項に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。）に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該中期目標の期間における第十五条第一項第七号及び第八号に掲げる業務のうち学校における児童生徒等の健康の保持増進に係るもの並びにこれらに附帯する業務の財源に充てるものとする。

9　センターは、第一項に規定する業務を終えたときは、第二項に規定する勘定を廃止するものとし、その廃止の際当該勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を一般勘定に繰り入れ、積立金として整理し、その額に相当する金額を中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該中期目標の期間における第十五条第一項第七号及び第八号に掲げる業務のうち学校における児童生徒等の健康の保持増進に係るもの並びにこれらに附帯する業務の財源に充てるものとする。

10　文部科学大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

11　センターは、第九項に規定する残余財産の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

（センターに対する便宜の供与）

第七条　都道府県の教育委員会は、当分の間、当該教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所属の職員に、当該都道府県の区域内に置かれるセンターの従たる事務所における事務に従事させることができる。

（保育所の災害共済給付）

第八条　センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所（児童福祉法第三十九条に規定する保育所をいう。）の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2　第十六条及び第十七条の規定は、前項の災害共済給付について準用する。

3　センターが第一項に規定する業務を行う場合における第三十一条第一項及び第二項並びに第四十条第二号の規定の適用については、第三十一条第一項中「学校」とあるのは「保育所」と、同条第二項中「児童生徒等」とあるのは「附則第八条第一項に規定する児童」と、第四十条第二号中「第十五条」とあるのは「第十五条及び附則第八条第一項」とする。

（日本体育・学校健康センター法の廃止）

第九条　日本体育・学校健康センター法は、廃止する。

（日本体育・学校健康センター法の廃止に伴う経過措置）

第十条　前条の規定の施行前に旧センター法の規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約は、この法律中の相当する規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約とみなす。

2　前条の規定の施行前に旧センター法（第十条及び第十九条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十一条　附則第九条の規定の施行前にした行為及び附則第四条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第十二条　この法律の施行の際現に日本スポーツ振興センターという名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）

第十三条　附則第二条から第八条まで及び第十条

から前条までに定めるもののほか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正）

第十四条　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第　号）」に改める。

（スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正）

第十五条　スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条中「日本体育・学校健康センター」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に改める。

第二十一条第一項第三号中「日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号。以下「センター法」という。）第二十条第一項第一号の二及び第一号の四」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第　号。以下「センター法」という。）第十五条第一項第二号及び第四号」に改め、同条第二項及び第四項中「第三十五条の二第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第五項中「第三十条の二」を「第二十二条第一項」に改める。

第二十二条中「第三十条の二」を「第二十二条第一項」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十六条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一日本体育・学校健康センターの項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十七条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表日本体育・学校健康センターの項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本体育・学校健康センターを解散して独立行政法人日本スポーツ振興センターを設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人日本芸術文化振興会法案

独立行政法人日本芸術文化振興会法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員及び職員（第七条―第十一条）
第三章　評議員会（第十二条・第十三条）
第四章　業務等（第十四条―第十七条）
第五章　雑則（第十八条―第二十条）
第六章　罰則（第二十一条・第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人日本芸術文化振興会の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本芸術文化振興会とする。

（振興会の目的）

第三条　独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能（第十四条第一項において「伝統芸能」という。）の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術（同項において「現代舞台芸術」という。）の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。

（事務所）

第四条　振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　振興会の資本金は、附則第二条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第十六条第一項の芸術文化振興基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3　政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第五項において「土地等」という。）を出資の目的として、振興会に追加して出資することができる。

4　振興会は、前二項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5　政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（名称の使用制限）

第六条　振興会でない者は、日本芸術文化振興会という名称を用いてはならない。

第二章　役員及び職員

（役員）

第七条　振興会に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　振興会に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第八条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して振興会の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第九条　理事長及び理事の任期は四年とし、監事の任期は二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十条　通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2　振興会の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本芸術文化振興会法第十条第一項」とする。

（役員及び職員の地位）

第十一条　振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　評議員会

（評議員会）

第十二条　振興会に、評議員会を置く。

2　評議員会は、二十人以内の評議員で組織する。

3　評議員会は、理事長の諮問に応じ、振興会の業務の運営に関する重要事項を審議する。

（評議員）

第十三条　評議員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2　評議員の任期は、二年とする。

3　通則法第二十一条第一項ただし書及び第二項並びに第二十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

4　理事長は、前項において準用する通則法第二十三条第二項の規定により評議員を解任しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第四章　業務等

（業務の範囲）

第十四条　振興会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

イ　芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動

ロ　文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするものハ　イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

二　劇場施設（伝統芸能の公開又は現代舞台芸術の公演のための施設をいう。）を設置し、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと。

三　その設置する施設において、伝統芸能の伝承者を養成し、及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと。

四　伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。

五　第二号の劇場施設を伝統芸能の保存若しくは振興又は現代舞台芸術の振興若しくは普及を目的とする事業の利用に供すること。

六　前各号の業務に附帯する業務

2　振興会は、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第二号の劇場施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。

（積立金の処分）

第十五条　振興会は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3　振興会は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（芸術文化振興基金）

第十六条　振興会は、第十四条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「助成業務」という。）に必要な経費の財源をその運用によって得るために芸術文化振興基金（以下「基金」という。）を設け、附則第二条第十項の規定により政府から出資があったものとされた金額及び同条第十一項の規定により政府以外の者から出えんがあったものとされた金額並びに第五条第二項後段の規定により政府が示した金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2　通則法第四十七条及び第六十七条（第四号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十七条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十四条第一項第一号の規定により振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会」と、「各省各庁」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会の理事長」と、同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会の事業年度」と読み替えるものとする。

第五章　雑則

（主務大臣等）

第十八条　振興会に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第十九条　振興会の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、振興会の役員及び職員には、適用しない。

第六章　罰則

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十四条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三　第十六条第二項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用したとき。

第二十二条　第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条から第五条まで及び第七条の規定　平成十五年十月一日

二　附則第八条の規定　平成十五年十月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日のいずれか遅い日

（日本芸術文化振興会の解散等）

第二条　日本芸術文化振興会（以下「旧振興会」という。）は、振興会の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において、次項の規定により国が承継する資産を除き、振興会が承継する。

2　振興会の成立の際現に旧振興会が有する権利のうち、振興会がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、振興会の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　旧振興会の平成十五年四月一日に始まる事業年度（以下この条において「最終事業年度」という。）は、その解散の日の前日に終わるものとする。

5　旧振興会の最終事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6　第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、振興会が承継する資産の価額（次に掲げる金額の合計額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から振興会に出資されたものとする。

一　次条の規定による廃止前の日本芸術文化振興会法（昭和四十一年法律第八十八号。以下「旧振興会法」という。）第二十五条の二の規定により設けられている旧振興会法第十九条第一項第二号から第五号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項の規定による業務に係る勘定並びにその他の業務に係る勘定において積立金として整理されている金額のうち、それぞれ文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額

二　旧振興会法第二十九条の二第一項の芸術文化振興基金（以下この条において「旧基金」という。）に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額

7　前項の資産の価額は、振興会成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8　前項の評価委員その他評価に関して必要な事項は、政令で定める。

9　第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、第六項第一号に規定する文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額に相当する金額は、振興会に係る通則法第四十四条第一項の積立金として整理しなければならない。

10　第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、旧基金に充てるべきものとして政府から出資された金額（第二項の規定により国が承継することとされた資産のうち、旧基金に充てるべきものとして政府から出資されたものに相当する金額を除く。）に相当する金額は、振興会の成立に際し、第十六条第一項の基金に充てるべきものとして政府から振興会に対し出資されたものとする。

11　第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、旧基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額に相当する金額は、振興会の成立に際し、第十六条第一項の基金に充てることを条件として政府以外の者から振興会に対し出えんされたものとする。

12　第一項の規定により旧振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（日本芸術文化振興会法の廃止）

第三条　日本芸術文化振興会法は、廃止する。

（日本芸術文化振興会法の廃止に伴う経過措置）

第四条　前条の規定の施行前に旧振興会法（第九条及び第十八条第一項を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五条　附則第三条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条、第四条及び前条に定めるもののほか、振興会の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第七条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一日本芸術文化振興会の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第八条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表日本芸術文化振興会の項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本芸術文化振興会を解散して独立行政法人日本芸術文化振興会を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人科学技術振興機構法案

独立行政法人科学技術振興機構法

目次

第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　役員及び職員（第十条―第十七条）
第三章　業務等（第十八条―第二十条）
第四章　雑則（第二十一条―第二十五条）
第五章　罰則（第二十六条―第二十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人科学技術振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術（人文科学のみに係るものを除く。次項及び第三項並びに第十八条において同じ。）に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）の成果であって、企業化されていないものをいう。

2　この法律において「基盤的研究開発」とは、次の各号のいずれかに該当する研究開発をいう。

一　新技術の創出に資することとなる科学技術に関する共通的な研究開発

二　新技術の創出に資することとなる科学技術に関する研究開発であって、多数部門の協力を要する総合的なもの

3　この法律において「企業化開発」とは、科学技術に関する研究開発の成果を企業的規模において実施することにより、これを企業化することができるようにすることをいう。

4　この法律において「科学技術情報」とは、科学技術に関する情報をいう。

（名称）

第三条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人科学技術振興機構とする。

（機構の目的）

第四条　独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科

学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

（事務所）

第五条　機構は、主たる事務所を埼玉県に置く。

（資本金）

第六条　機構の資本金は、附則第三条第一項、第二項及び第五項の規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　機構は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

4　政府は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物（以下この条において「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。

5　前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7　政府及び政府以外の者は、第二項の認可があった場合において、機構に出資しようとするときは、文献に係る第十八条第五号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）のうち政令で定めるもの（以下「文献情報提供業務」という。）又はその他の業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額（土地等を出資の目的とする場合にあっては、土地等）を示すものとする。

（出資証券）

第七条　機構は、出資に対し、出資証券を発行する。

2　出資証券は、記名式とする。

3　前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

（持分の払戻し等の禁止）

第八条　機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2　機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（名称の使用制限）

第九条　機構でない者は、科学技術振興機構という名称を用いてはならない。

第二章　役員及び職員

（役員）

第十条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第十一条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第十二条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十三条　通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員又は研究公務員で政令で定めるもの（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、非常勤の理事又は監事となることができる。

第十四条　通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第十五条　機構の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人科学技術振興機構法第十四条」とする。

2　機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人科学技術振興機構法第十三条及び第十四条」とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十六条　機構の役員及び職員は、第十八条第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十七条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十八条　機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。

二　企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。

三　前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

四　新技術の企業化開発について企業等にあっせんすること。

五　内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。

六　科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、次に掲げる業務（大学における研究に係るものを除く。）を行うこと。

イ　研究集会の開催、外国の研究者のための宿舎の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務

ロ　科学技術に関する研究開発を共同して行うこと（営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。）についてあっせんする業務

七　前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること（大学における研究に係るものを除く。）。

八　科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。

九　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（区分経理）

第十九条　機構は、文献情報提供業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「文献情報提供勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

（利益及び損失の処理の特例等）

第二十条　機構は、文献情報提供勘定以外の一般の勘定（以下「一般勘定」という。）において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の

規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十八条に規定する業務（文献情報提供業務を除く。）の財源に充てることができる。

2　文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　文献情報提供勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5　第一項から第三項までの規定は、文献情報提供勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第十八条に規定する業務（文献情報提供業務を除く。）」とあるのは「文献情報提供業務」と読み替えるものとする。

6　前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（関係行政機関の長の協力）

第二十一条　関係行政機関の長は、機構の行う科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする。

（機構の解散時における残余財産の分配等）

第二十二条　機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、文献情報提供勘定に属する額に相当する額を文献情報提供勘定に係る各出資者に対し、一般勘定に属する額に相当する額を一般勘定に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3　第一項の規定による分配の結果なお文献情報提供勘定に残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

（主務大臣等）

第二十三条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十四条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十五条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第五章　罰則

第二十六条　第十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十八条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第二十八条　第九条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第六条から第九条まで及び第十一条の規定　平成十五年十月一日

二　附則第十二条の規定　平成十五年十月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日のいずれか遅い日

（事業団の解散等）

第二条　科学技術振興事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に事業団が有する権利（附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号。以下「旧事業団法」という。）第四十九条第一項に規定する一般勘定（以下「旧一般勘定」という。）に属する資産に限る。）のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

5　事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6　事業団が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。

7　事業団の解散については、旧事業団法第四十九条第一項及び第二項の規定による残余財産の分配は、行わない。

8　第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（機構への出資）

第三条　前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び機構が承継する旧一般勘定の資産の価額の合計額から機構が承継する旧一般勘定の負債の金額を差し引いた額（以下「旧一般勘定純資産額」という。）に、事業団に対する旧一般勘定における政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し文献情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

2　前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する旧一般勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資のあったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し文献情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

3　前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

5　前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する旧事業団法第三十九条に規定する文献情報提供勘定（以下「旧文献勘定」という。）における政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、政府及び当該政府以外の者から機構に対し文献情報提供業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

6　前条第一項の規定により機構が事業団の権利

及び義務を承継した場合において、その承継の際、旧文献勘定において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文献情報提供勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

（持分の払戻し）

第四条　前条第一項又は第五項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2　機構は、前項の規定による請求があったときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる政府以外の者の区分に応じ、当該各号に定める金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

一　前条第一項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者　当該政府以外の者が有する旧一般勘定純資産額に対する持分に相当する金額（その金額が当該持分に係る旧一般勘定における出資額を超えるときは、当該旧一般勘定における出資額に相当する金額）

二　前条第五項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者　当該政府以外の者が有する附則第二条第一項の規定による承継の際において現に事業団に属する旧文献勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する持分に相当する金額

3　前条第三項及び第四項の規定は、前項第二号の資産の価額について準用する。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に科学技術振興機構という名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（科学技術振興事業団法の廃止）

第六条　科学技術振興事業団法は、廃止する。

（科学技術振興事業団法の廃止に伴う経過措置）

第七条　前条の規定の施行前に旧事業団法（第十三条及び第二十七条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第八条　附則第六条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条　事業団の役員、顧問若しくは職員又は新技術審議会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務及び新技術事業団の役員若しくは職員又は新技術審議会の委員であった者に係るその職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、附則第六条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2　前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第六条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条　附則第二条から第五条まで及び第七条から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十一条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一科学技術振興事業団の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十二条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表科学技術振興事業団の項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、科学技術振興事業団の解散して独立行政法人科学技術振興機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人日本学術振興会法案

独立行政法人日本学術振興会法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十二条）
第三章　評議員会（第十三条・第十四条）
第四章　業務等（第十五条―第十八条）
第五章　雑則（第十九条―第二十一条）
第六章　罰則（第二十二条・第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人日本学術振興会の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本学術振興会とする。

（振興会の目的）

第三条　独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。

（事務所）

第四条　振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

（基本金）

第五条　振興会の基本金は、附則第二条第一項の規定により承継する日本学術振興会の基本金に相当する金額とする。

（資本金）

第六条　振興会の資本金は、附則第二条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができる。

3　振興会は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（名称の使用制限）

第七条　振興会でない者は、日本学術振興会という名称を用いてはならない。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　振興会に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　振興会に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第九条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して振興会の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第十条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事

の任期は二年とする。
（役員の欠格条項の特例）
第十一条　通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。
2　振興会の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本学術振興会法第十一条第一項」とする。
（役員及び職員の地位）
第十二条　振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
第三章　評議員会
（評議員会）
第十三条　振興会に、評議員会を置く。
2　評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。
3　評議員会は、理事長の諮問に応じ、振興会の業務運営に関する重要事項を審議する。
4　評議員会は、振興会の業務運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。
（評議員）
第十四条　評議員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
2　評議員の任期は、二年とする。
3　通則法第二十一条第一項ただし書及び第二項並びに第二十三条第二項の規定は、評議員について準用する。
4　理事長は、前項において準用する通則法第二十三条第二項の規定により評議員を解任しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
第四章　業務等
（業務の範囲）
第十五条　振興会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一　学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。
二　優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。
三　海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。
四　学術の応用に関する研究を行うこと。
五　学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。
六　学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。
七　第四号及び前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
八　学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。
九　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
（日本学術会議との連絡）
第十六条　文部科学大臣は、振興会の業務運営に関し、日本学術会議と緊密な連絡を図るものとする。
（補助金の交付の決定の取消し及び返還等）
第十七条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十条第一項、第二項及び第四項、第十七条第一項、第三項及び第四項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第十五条第一号の業務として、振興会が、予算で定める国の補助金の交付を受け、これを財源として交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」と読み替えるものとする。
（積立金の処分）
第十八条　振興会は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができる。
2　文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
3　振興会は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。
第五章　雑則
（主務大臣等）
第十九条　振興会に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。
（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）
第二十条　振興会の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。
（国家公務員宿舎法の適用除外）
第二十一条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、振興会の役員及び職員には適用しない。
第六章　罰則
第二十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員は、二十万円以下の過料に処する。
一　この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二　第十五条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
第二十三条　第七条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。
附　則
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定　平成十五年十月一日
二　附則第九条の規定　平成十五年十月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日のいずれか遅い日
（日本学術振興会の解散等）
第二条　日本学術振興会（以下「旧振興会」という。）は、振興会の成立の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において振興会が承継する。
2　振興会の成立の際現に旧振興会が有する権利のうち、振興会がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、振興会の成立の時において国が承継する。
3　前項の規定により国が承継する資産の範囲そ

の他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　旧振興会の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、旧振興会の解散の日の前日に終わるものとする。

5　旧振興会の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6　第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、振興会が承継する資産の価額（次条の規定による廃止前の日本学術振興会法（昭和四十二年法律第百二十三号）第四条の基本金に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から振興会に対し出資されたものとする。

7　前項の資産の価額は、振興会の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第一項の規定により旧振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（日本学術振興会法の廃止）

第三条　日本学術振興会法は、廃止する。

（日本学術振興会法の廃止に伴う経過措置）

第四条　前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学術振興会法（第十条及び第十九条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第五条　附則第三条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条、第四条及び前条に定めるもののほか、振興会の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第七条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、日本学術振興会」を削る。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第八条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一日本学術振興会の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第九条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表日本学術振興会の項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本学術振興会を解散して独立行政法人日本学術振興会を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人理化学研究所法案

独立行政法人理化学研究所法

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　役員及び職員（第九条―第十五条）
第三章　業務等（第十六条―第十八条）
第四章　雑則（第十九条―第二十二条）
第五章　罰則（第二十三条―第二十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人理化学研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人理化学研究所とする。

（研究所の目的）

第三条　独立行政法人理化学研究所（以下「研究所」という。）は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。

（事務所）

第四条　研究所は、主たる事務所を埼玉県に置く。

（資本金）

第五条　研究所の資本金は、附則第二条第六項及び第七項の規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　研究所は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府は、前項の規定により研究所がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に出資することができる。

4　政府は、研究所に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物（次項において「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。

5　前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（出資証券）

第六条　研究所は、出資に対し、出資証券を発行する。

2　出資証券は、記名式とする。

3　前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

（持分の払戻し等の禁止）

第七条　研究所は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2　研究所は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（名称の使用制限）

第八条　研究所でない者は、理化学研究所という名称を用いてはならない。

第二章　役員及び職員

（役員）

第九条　研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　研究所に、役員として、理事五人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第十条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第十一条　理事長の任期は、任命の日から、その日を含む研究所に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2　通則法第二十九条第一項後段の規定により中

期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3　理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

4　第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5　監事の任期は、二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十二条　通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって研究所と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第十三条　研究所の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人理化学研究所法第十二条」とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十四条　研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十五条　研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十六条　研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　科学技術に関する試験及び研究を行うこと。

二　前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

三　研究所の施設及び設備を科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者の共用に供すること。

四　科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

五　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2　研究所は、前項の業務のほか、特定放射光施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第八条に規定する業務を行う。

（積立金の処分）

第十七条　研究所は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3　研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金）

第十八条　研究所は、第十六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる業務又はこれらに附帯する業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2　研究所は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3　文部科学大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

第四章　雑則

（研究所の解散時における残余財産の分配）

第十九条　研究所は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

（主務大臣等）

第二十条　研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十一条　研究所の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十二条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、研究所の役員及び職員には適用しない。

第五章　罰則

第二十三条　第十四条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十四条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十六条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第二十五条　第八条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第五条から第八条まで、第十条、第十一条及び第十三条の規定　平成十五年十月一日

二　附則第十二条の規定　平成十五年十月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日のいずれか遅い日

（理化学研究所の解散等）

第二条　理化学研究所（以下「旧研究所」という。）は、研究所の成立の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において研究所が承継する。

2　研究所の成立の際現に旧研究所が有する権利のうち、研究所がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、研究所の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　旧研究所の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、旧研究所の解散の日の前日に終わるものとする。

5　旧研究所の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及

び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6　第一項の規定により研究所が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び研究所が承継する資産の価額の合計額から研究所が承継する負債の金額を差し引いた額に、旧研究所に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から研究所に出資されたものとする。

7　第一項の規定により研究所が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、研究所が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から研究所に出資があったものとされた額を差し引いた額は、政府から研究所に出資されたものとする。

8　前二項の資産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

9　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

10　旧研究所が発行した出資証券の上に存在する質権は、第六条第一項の規定により出資者が受けるべき研究所の出資証券の上に存在する。

11　第一項の規定により旧研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（持分の払戻し）

第三条　前条第六項の規定により政府以外の者が研究所に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、研究所に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2　研究所は、前項の規定による請求があったときは、第七条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、研究所は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（理事長の任期の特例）

第四条　通則法第十四条第二項の規定により研究所の成立の時に理事長に任命されたものとされる理事長の任期については、第十一条第一項中「任命の日」とあるのは、「研究所の成立の日」とする。

（理化学研究所法の廃止）

第五条　理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号）は、廃止する。

（理化学研究所法の廃止に伴う経過措置）

第六条　前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の理化学研究所法（第十二条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第七条　附則第五条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条　旧研究所の役員又は職員であった者に係るその職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、附則第五条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2　前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第五条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　附則第二条から第四条まで及び第六条から前条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部改正）

第十条　特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「理化学研究所」を「独立行政法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）」に改める。

第八条中「、理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号）第二十二条第一項に規定する業務のほか」を削る。

第十条を次のように改める。

（独立行政法人理化学研究所法の特例）

第十条　第八条の規定により理化学研究所の業務が行われる場合には、独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第　号）第二十四条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律」とする。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十一条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一理化学研究所の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十二条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表理化学研究所の項を削る。

（文部科学省設置法の一部改正）

第十三条　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第六十号中「理化学研究所」を「独立行政法人理化学研究所」に改める。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、理化学研究所を解散して独立行政法人理化学研究所を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　役員及び職員（第九条―第十七条）
第三章　業務等（第十八条―第二十三条）
第四章　雑則（第二十四条―第二十九条）
第五章　罰則（第三十条・第三十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「宇宙科学」とは、宇宙理学及び宇宙工学の学理及びその応用をいう。

2　この法律において「基盤的研究開発」とは、研究及び開発（以下「研究開発」という。）であって次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　科学技術に関する共通的な研究開発

二　科学技術に関する研究開発であって、国の試験研究機関又は研究開発を行う独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの

三　科学技術に関する研究開発であって、多数部門の協力を要する総合的なもの

3　この法律において「人工衛星等」とは、人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）及びその打上げ用ロケットをいう。

（名称）

第三条　この法律及び通則法の定めるところによ

り設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構とする。

（機構の目的）

第四条　独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術（宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。）に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。

（事務所）

第五条　機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第六条　機構の資本金は、附則第十一条第一項及び第三項から第五項までの規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

4　政府は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物（次項において「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。

5　前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（出資証券）

第七条　機構は、出資に対し、出資証券を発行する。

2　出資証券は、記名式とする。

3　前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

（持分の払戻し等の禁止）

第八条　機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2　機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第二章　役員及び職員

（役員）

第九条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、副理事長一人及び理事七人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）

第十条　副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長）を補佐して機構の業務を掌理する。

3　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であって理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任命の際の宇宙開発委員会の同意等）

第十一条　文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、宇宙開発委員会の同意を得なければならない。

2　文部科学大臣は、通則法第二十条第二項の規定により監事を任命しようとするときは、あらかじめ、宇宙開発委員会の意見を聴かなければならない。

（役員の任期）

第十二条　理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2　通則法第二十九条第一項後段の規定により同項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3　副理事長及び理事の任期は、当該副理事長及び理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

4　第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、副理事長又は理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該副理事長又は理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5　監事の任期は、二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十三条　通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるもの（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、非常勤の理事又は監事となることができる。

第十四条　通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第十五条　機構の理事長及び副理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十四条」とする。

2　機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十三条及び第十四条」とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十六条　機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十七条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲等）

第十八条　機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。

二　宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。

三　人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。

四　人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。

五　前各号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

六　機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用

を行う者の利用に供すること。

七　宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

八　大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。

九　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項第四号に規定する人工衛星等の打上げの業務を行う場合には、主務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

（宇宙開発に関する長期的な計画）

第十九条　主務大臣は、中期目標（航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務に係る部分を除く。）を定め、又は変更するに当たっては、宇宙開発委員会の議決を経て主務大臣が定める宇宙開発に関する長期的な計画に基づかなければならない。

（学術研究の特性への配慮）

第二十条　文部科学大臣は、中期目標（宇宙科学に関する学術研究及びこれに関連する業務に係る部分に限る。）を定め、又は変更するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他の学術研究の特性への配慮をしなければならない。

（人工衛星等の打上げに係る保険契約の締結）

第二十一条　機構は、人工衛星等の打上げにより他人に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結していなければ、人工衛星等の打上げを行ってはならない。

2　前項に規定する保険契約に係る保険金額は、被害者の保護等を図る観点から適切なものとなるよう、保険者の引受けの可能な額等を参酌して、主務大臣が定めるものとする。

3　機構が行う人工衛星等の打上げが委託に応じて行うもの（次条において「受託打上げ」という。）であるときは、第一項に規定する保険契約は、同項の規定にかかわらず、人工衛星等の打上げの委託者（次条において「打上げ委託者」という。）が、機構に代わって、機構のために締結することができる。

（受託打上げに関する特約）

第二十二条　機構は、受託打上げに係る契約を打上げ委託者との間で締結するときは、主務大臣の認可を受けて、受託打上げにより受託打上げ関係者以外の者に損害が生じた場合における損害賠償の責任に関し、次に掲げる内容の特約をすることができる。

一　機構が受託打上げにより受託打上げ関係者以外の者に生じた損害を賠償する責めに任ずべき場合において、当該受託打上げに係る受託打上げ関係者も同一の損害について賠償の責めに任ずべきときは、機構が当該受託打上げ関係者の損害賠償の責任の全部を負担するものとすること。

二　前号の場合において、その損害が受託打上げ関係者の故意により生じたものであるときは、機構は、その者に対して求償権を有するものとすること。

2　前項において「受託打上げ関係者」とは、打上げ委託者並びに受託打上げに関係を有する者として機構及び打上げ委託者が同項の特約において指定する者をいう。

3　機構が第一項に規定する特約をするときは、前条第一項に規定する保険契約は、同項及び同条第三項の規定にかかわらず、打上げ委託者が、機構に代わって、機構のために締結するものとする。

（積立金の処分）

第二十三条　機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十八条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（主務大臣の要求）

第二十四条　主務大臣は、宇宙の開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるときは、機構に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、主務大臣から前項の規定による求めがあったときは、その求めに応じなければならない。

（機構の解散時における残余財産の分配）

第二十五条　機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

（主務大臣等）

第二十六条　機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一　役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務（次号に規定するものを除く。）に関する事項については、文部科学大臣

二　第六条及び第二十三条並びに通則法第三十八条、第四十四条及び第四十八条（第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣

三　第十八条第一項に規定する業務（次号に規定するものを除く。）に関する事項については、文部科学大臣

四　第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）並びにこれらに関連する同項第五号及び第六号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣

2　総務大臣は、専ら前項第四号に規定する業務の適正かつ確実な実施を図る観点から、同項第二号に規定する規定に基づく認可又は承認を行うものとする。

3　機構に係る通則法における主務省は、文部科学省とする。

4　機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、第一項第四号に規定する業務に係る通則法第五十条に規定する主務省令は、文部科学省令・総務省令とする。

（独立行政法人評価委員会への意見聴取等）

第二十七条　次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び総務省の独立行政法人評価委員会」とする。

一　通則法第三十八条第三項、第四十四条第四項及び第四十八条第二項（前条第一項第四号の業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定

二　前条第一項第四号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定

2　文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第四号に規定する業務に関し、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一　通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。
二　通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。
（財務大臣との協議）
第二十八条　主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
一　第六条第二項又は第二十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。
二　第十九条の長期的な計画を定めようとするとき。
三　第二十一条第二項の規定により保険金額を定めようとするとき。
四　第二十三条第一項の規定による承認をしようとするとき。
（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）
第二十九条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第三十条　第十六条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第三十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
一　この法律の規定により文部科学大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二　第十八条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。
三　第二十一条第一項の規定に違反して保険契約を締結しないで人工衛星等の打上げを行ったとき。

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十四条まで及び第二十八条の規定　平成十五年十月一日
二　附則第二十五条の規定　平成十五年十月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第号）の施行の日のいずれか遅い日
三　附則第二十六条の規定　日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）の施行の日
（職員の引継ぎ等）
第二条　機構の成立の際現に次に掲げる機関の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。
一　国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関のうち政令で定める機関（以下「大学共同利用機関」という。）
二　独立行政法人航空宇宙技術研究所（以下「研究所」という。）
三　宇宙開発事業団（以下「事業団」という。）
第三条　前条の規定により機構の職員となった大学共同利用機関及び研究所の職員に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。
第四条　附則第二条の規定により大学共同利用機関及び研究所の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。
2　機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。
3　機構の成立の日の前日に大学共同利用機関又は研究所の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
4　機構は、機構の成立の日の前日に大学共同利用機関又は研究所の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となった者のうち機構の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで大学共同利用機関又は研究所の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。
第五条　附則第二条の規定により機構の職員となった大学共同利用機関の職員であって、機構の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。
第六条　機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法第二条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人の同号に規定する職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「文部科学省共済組合」という。）の組合員である同号に規定する職員（同日において大学共同利用機関又は研究所に属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役員及び職員（同号に規定する職員に相当する者に限る。以下この条において「役職員」という。）となり、かつ、引き続き同日以後において機構の役職員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役職員は、第二十九条の規定にかかわらず、同法の規定の適用については、機構の成立の日以後引き続く当該役職員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。
2　前項に規定する役職員が同項に規定する申出

をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。）がすることができる。

3　機構の成立の日の前日において文部科学省共済組合の組合員である国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員（同日において大学共同利用機関又は研究所に属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役職員となる場合において、当該役職員又はその遺族が第一項の規定による申出を行わなかったときは、当該役職員は、機構の成立の日の前日に退職（同条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなす。

（機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第七条　機構の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第二条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2　前項の規定により法人である労働組合となったものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3　第一項の規定により労働組合となったものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第八条　機構の成立前に国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。以下この条において「国労法」という。）第十八条の規定に基づき研究所がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2　機構の成立の際現に中央労働委員会に係属している研究所とその職員に係る国労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあっせん、調停又は仲裁に係る事件に関する国労法第三章（第十二条から第十六条までの規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

（国の有する権利義務の承継等）

第九条　機構の成立の際、第十八条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継する。

2　機構の成立の際、国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）第十七条の規定に基づき文部科学大臣から大学共同利用機関の長に交付され、その経理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、機構の成立の日において機構に奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の経理に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（研究所及び事業団の解散等）

第十条　研究所及び事業団は、機構の成立の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に研究所及び事業団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　研究所及び事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、それぞれ研究所及び事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

5　平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る研究所及び事業団の決算並びに研究所の通則法第三十八条に規定する財務諸表及び事業報告書並びに事業団の附則第十六条の規定による廃止前の宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号。以下「旧事業団法」という。）第二十八条に規定する財務諸表、附属明細書及び事業報告書の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。この場合において、事業団の当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6　研究所の平成十五年四月一日に始まる事業年度における業務の実績については、機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による勧告は、機構に対してなされるものとする。

7　研究所の平成十五年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については、機構が従前の例により行うものとする。

8　研究所の積立金の処分は、研究所の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したものとして、機構が従前の例により行うものとする。この場合において、附則第十六条の規定による廃止前の独立行政法人航空宇宙技術研究所法（平成十一年法律第百七十五号。以下「旧研究所法」という。）第十五条第一項中「当該次の中期目標の期間における前条」とあるのは、「機構の最初の中期目標の期間における独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第一項」とする。

9　事業団の解散については、旧事業団法第三十八条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

10　第一項の規定により研究所及び事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（機構への出資）

第十一条　附則第九条第一項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に出資されたものとする。

2　前項の出資による権利は、一般会計に帰属するものとする。

3　前条第一項の規定により機構が研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（前条第八項の規定により読み替えられた旧研究所法第十五条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に出資されたものとする。

4　前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び機構が承継する事業団に属する資産の価額の合計額から機構が承継する負債の金額を差し引いた額（当該差し引いた額が事業団の資本金の額を超えるときは、当該資本金の額に相当する金額）に、事業団に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に出資されたものとする。

5　前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する事業団に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資があったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に出資されたものとする。

6　第一項に規定する財産の価額及び前三項に規定する資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項

は、政令で定める。

8　事業団が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。

（持分の払戻し）

第十二条　前条第四項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2　機構は、前項の規定による請求があったときは、第八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（役員となるべき者の指名の際の宇宙開発委員会の同意等）

第十三条　第十一条の規定は、通則法第十四条第一項の規定による機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者の指名について準用する。

（理事長の任期の特例）

第十四条　通則法第十四条第二項の規定により機構の成立の時に理事長に任命されたものとされる理事長の任期については、第十二条第一項中「任命の日」とあるのは、「機構の成立の日」とする。

（主務大臣等の特例）

第十五条　政令で定める人工衛星の運用が終了する日（以下この条において「終了日」という。）までの間（通則法第三十八条に規定する管理業務に関する事項にあっては終了日を含む事業年度の当該管理業務が終了する日までの間、事業年度又は中期目標に係る業務の実績に関する評価に関する事項にあってはそれぞれ終了日を含む事業年度又は中期目標の期間における当該評価が終了する日までの間）は、第二十三条第二項中「文部科学省及び総務省」とあるのは「文部科学省、総務省及び政令で定める府省」と、第二十六条第一項第二号及び第四号中「文部科学大臣及び総務大臣」とあるのは「文部科学大臣、総務大臣及び政令で定める大臣」と、同条第二項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣及び政令で定める大臣」と、同条第四項ただし書中「文部科学省令・総務省令」とあるのは「文部科学大臣、総務大臣及び政令で定める大臣の発する命令」と、第二十七条第一項中「及び総務省の独立行政法人評価委員会」とあるのは「並びに総務省及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会」と、同条第二項中「総務省の独立行政法人評価委員会」とあるのは「総務省及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会」とする。

（独立行政法人航空宇宙技術研究所法及び宇宙開発事業団法の廃止）

第十六条　次の法律は、廃止する。

一　独立行政法人航空宇宙技術研究所法

二　宇宙開発事業団法

（独立行政法人航空宇宙技術研究所法及び宇宙開発事業団法の廃止に伴う経過措置）

第十七条　前条の規定の施行前に旧研究所法又は旧事業団法（第十二条及び第二十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又は通則法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十八条　附則第十六条の規定の施行前にした行為並びに附則第十条第五項、第七項及び第八項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十九条　附則第二条から第十五条まで、第十七条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国立学校設置法の一部改正）

第二十条　国立学校設置法の一部を次のように改正する。

第三条の三第三項中「大学共同利用機関で」を「大学共同利用機関及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構のうち」に改める。

（放送法の一部改正）

第二十一条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の二の見出しを「（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資）」に改め、同条及び第五十三条の十第一項第二号中「宇宙開発事業団」を「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第二十二条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十四号の三を次のように改める。

三十四の三　独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第　号）第十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十三条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、宇宙開発事業団」を削る。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第二十四条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一宇宙開発事業団の項を削る。

（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正）

第二十五条　独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」に、「国労法」を「特労法」に改め、同条第二項中「国労法」を「特労法」に改める。

（文部科学省設置法の一部改正）

第二十六条　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（所掌事務）

第八条　宇宙開発委員会（以下この款において「委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどるとともに、宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

一　独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第　号）附則第十三条において準用する同法第十一条の規定による独立行政法人宇宙航空研究開発機構の役員となるべき者の指名に対する同意及び意見の申出を行うこと。

二　独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十九条に規定する宇宙開発に関する長期的な計画の議決を行うこと。

第二十八条　文部科学省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二十五号中「研究」の下に「並びに独立行政法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育」を加える。

第八条中「とともに、宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する」を削り、同条第一号中「附則第十三条において準用する同法」を削り、「となるべき者の指名」を「の任命」に改

める。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、独立行政法人航空宇宙技術研究所及び宇宙開発事業団を解散し、宇宙科学研究所と統合して独立行政法人宇宙航空研究開発機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人労働者健康福祉機構法案

独立行政法人労働者健康福祉機構法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　役員及び職員（第六条―第十一条）
第三章　業務等（第十二条―第十五条）
第四章　雑則（第十六条―第二十一条）
第五章　罰則（第二十二条・第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人労働者健康福祉機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人労働者健康福祉機構とする。

（機構の目的）

第三条　独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）は、療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事務所）

第四条　機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

（資本金）

第五条　機構の資本金は、附則第二条第七項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3　機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員及び職員

（役員）

第六条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第八条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第九条　通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

2　機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人労働者健康福祉機構法第九条第一項」とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十条　機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十一条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十二条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　療養施設（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項第一号に規定する療養に関する施設をいう。）の設置及び運営を行うこと。

二　健康診断施設（労働者災害補償保険法第二十九条第一項第三号に規定する健康診断に関する施設をいう。）の設置及び運営を行うこと。

三　労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。

四　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条の二に規定する事業場について、同法第十三条第二項に規定する要件を備えた医師を選任し、当該医師に同条第一項に規定する労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者に対する助成金の支給を行うこと。

五　労働安全衛生法第六十六条の二の規定による健康診断を受ける労働者に対する助成金の支給を行うこと。

六　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第三章に規定する事業（同法第八条に規定する業務を除く。）を実施すること。

七　リハビリテーション施設（労働者災害補償保険法第二十九条第一項第一号に規定するリハビリテーションに関する施設をいう。）の設置及び運営を行うこと。

八　被災労働者（労働者災害補償保険法第二十九条第一項第一号に規定する被災労働者をいう。）に係る納骨堂の設置及び運営を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項に規定する業務のほか、同項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、行政官庁の委託を受けて、労働者災害補償保険法第七条第一項の保険給付に関する決定に必要な検診を行うことができる。

（積立金の処分）

第十三条　機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受け

けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び独立行政法人労働者健康福祉機構債券）

第十四条　機構は、第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる業務の用に供する施設又は設備の設置又は整備に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人労働者健康福祉機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3　厚生労働大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第十五条　機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四章　雑則

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十六条　厚生労働大臣は、重大な労働災害（労働安全衛生法第二条第一号に規定する労働災害をいう。）が発生し、又はまさに発生しようとしている事態に対処するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（財務大臣との協議）

第十七条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十三条第一項の承認をしようとするとき。

二　第十四条第一項、第二項若しくは第六項又は第十五条第一項の認可をしようとするとき。

（主務大臣等）

第十八条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

（他の法令の準用）

第十九条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十一条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第二十二条　第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第十二条まで及び附則第十四条から第二十三条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（労働福祉事業団の解散等）

第二条　労働福祉事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において、附則第十条の規定による廃止前の労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号。以下「旧法」という。）第十九条第一項第一号に規定する資金の貸付けの業務（当該業務に附帯する業務を含む。以下この項において「資金貸付け業務」という。）に係るもの以外のものにあっては機構が、資金貸付け業務に係るものにあっては独立行政法人福祉医療機構が、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い承継する。

2　機構の成立の際現に事業団が有する権利のうち、機構及び独立行政法人福祉医療機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　第一項の承継計画書は、事業団が作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

5　事業団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

6　事業団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

7　第一項の規定により機構又は独立行政法人福祉医療機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、それぞれその承継に際し、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構又は独立行政法人福祉医療機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構又は独立行政法人福祉医療機構に対し出資されたものとする。

8　前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

9　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

10　第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（業務の特例）

第三条　機構は、第十二条に規定する業務のほか、当分の間、旧法第十九条第一項第一号に規定する療養施設であって機構の成立前に厚生労働大臣が定めるものの移譲又は廃止の業務を行う。

2　機構は、第十二条及び前項に規定する業務のほか、政令で定める日までの間、機構の成立の際現に事業団が設置している施設であって政令で定めるものの移譲又は廃止の業務を行うものとし、それまでの間、当該施設の運営を行う。

3　機構は、第十二条及び前二項に規定する業務のほか、旧法第十九条第一項第二号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

4　機構は、第十二条及び前三項に規定する業務のほか、旧法第十九条第一項第一号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構の委託を受けて、当該債権の管理及び回収の業務を行うことができる。

5　機構は、前各項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

（機構の業務の委託等）

第四条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第三項及び第四項に規定する業務の一部を金融機関に委託することができる。

2　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（次条第一項及び附則第九条において「受託金融機関」という。）の役員及び職員であって当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（報告及び検査）

第五条　厚生労働大臣は、附則第三条第三項及び第四項に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（不動産の登記に関する特例）

第六条　機構が附則第二条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

（機構による資産の処分時における出資の取扱い）

第七条　機構が附則第三条第一項に規定する厚生労働大臣が定める療養施設又は同条第二項に規定する政令で定める施設に係る資産の譲渡その他の処分を行った時において、機構の資本金のうち当該資産に係る部分として厚生労働大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

2　厚生労働大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3　機構は、政令で定めるところにより、第一項の規定による処分により生じた収入の額を国庫に納付するものとする。

（機構の業務の実施に伴う特例）

第八条　附則第三条の規定により機構が同条に規定する業務を行う場合には、第十四条第二項中「長期借入金又は債券」とあるのは「長期借入金、債券又は附則第十条の規定による廃止前の労働福祉事業団法第十九条第一項第二号の規定による貸付けに要する資金の財源に充てるための同法第二十六条の規定による長期借入金」と、第十七条第二号中「又は第十五条第一項」とあるのは「、第十五条第一項又は附則第四条第一項」と、第二十三条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び附則第三条」とする。

（罰則）

第九条　附則第五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

（労働福祉事業団法の廃止）

第十条　労働福祉事業団法は、廃止する。

（労働福祉事業団法の廃止に伴う経過措置）

第十一条　旧法（第十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律又は独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第　　号）中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十二条　附則第十条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十三条　附則第二条から第九条まで及び前二条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第十四条　独立行政法人福祉医療機構法の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び国民年金制度」を「、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度」に改める。

第五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　機構は、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第　　号）附則第二条第七項の規定により政府から出資があったものとされた金額により資本金を増加するものとする。

第十二条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく年金たる給付の受給権者（第二十四条第一項において「労災年金受給権者」という。）に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。

第十四条第一項中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十三号」に改める。

第十五条に次の一号を加える。

六　第十二条第一項第十三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十六条第四項中「及び同条第五号」を「、同条第五号」に改め、「という。）」の下に「及び前条第六号に掲げる業務に係る勘定」を加える。

第二十三条第一項中「第二項」を「第三項」に改める。

第二十四条第一項中「厚生年金等受給権者」の下に「若しくは労災年金受給権者」を加え、「及び第十二号」を「、第十二号及び第十三号」に改める。

第二十八条中「第十二号」の下に「及び第十三号」を加える。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第十五条　労働者災害補償保険法の一部を次のよ

うに改正する。

第十二条の五第二項中「労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）」を「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第　号）」に、「労働福祉事業団に」を「独立行政法人福祉医療機構に」に改める。

第二十九条第三項中「労働福祉事業団法第十九条第一項第一号」を「独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第　号）第十二条第一項」に、「労働福祉事業団に」を「独立行政法人労働者健康福祉機構に」に改める。

（医療法の一部改正）

第十六条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第六項中「、日本郵政公社又は労働福祉事業団」を「又は日本郵政公社」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十七条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、労働福祉事業団」を削る。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第十八条　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）第十九条第一項第一号の療養施設若しくはリハビリテーション施設」を「独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第　号）第十二条第一項第一号に掲げる療養施設若しくは同項第七号に掲げるリハビリテーション施設」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第十九条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第三項中「労働福祉事業団」を「独立行政法人労働者健康福祉機構」に改め、「雇用促進事業団」の下に「、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団」を加える。

（社会保険労務士法の一部改正）

第二十条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号中「労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）」を「独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第　号）」に改める。

（労働保険特別会計法の一部改正）

第二十一条　労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号中「及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第　号）第十四条第三項」を「、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第　号）第十六条第四項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第　号）第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第　号）第十三条第三項」に改め、同条第二項第二号中「及び独立行政法人労働政策研究・研修機構」を「、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構」に改め、同項第三号中「労働福祉事業団」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第二十二条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一労働福祉事業団の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第二十三条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表労働福祉事業団の項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、労働福祉事業団を解散して独立行政法人労働者健康福祉機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人福祉医療機構法案

独立行政法人福祉医療機構法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　役員及び職員（第六条―第十一条）
第三章　業務等（第十二条―第二十三条）
第四章　雑則（第二十四条―第三十条）
第五章　罰則（第三十一条―第三十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人福祉医療機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人福祉医療機構とする。

（機構の目的）

第三条　独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。

2　機構は、前項に規定するもののほか、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。

（事務所）

第四条　機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　機構の資本金は、附則第二条第九項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十三条第一項の基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3　機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員及び職員

（役員）

第六条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第八条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員の兼職禁止の特例）

第九条　役員は、通則法第六十一条に定めるもののほか、第十二条第一項第一号に規定する社会福祉事業施設を設置し、若しくは経営すること、同項第二号に規定する施設を開設することを若しくは同項第三号及び第五号から第七号までに規定する事業を行うことを目的とする法人の役員となり、又は自ら、同項第一号に規定する社会福祉事業施設を設置し、若しくは経営し、同項第二号に規定する施設を開設し、若しくは同項第三号及び第五号から第七号までに規定する事業を行ってはならない。ただし、任命権者の承認を受けたときは、この限りでない。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十条　機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十一条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十二条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　社会福祉事業施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条に規定する社会福祉事業に係る施設その他これに準ずる施設で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を設置し、又は経営する社会福祉法人その他政令で定める者（第四号において「社会福祉事業施設の設置者等」という。）に対し、社会福祉事業施設の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。

二　病院、診療所、薬局その他政令で定める施設（以下この項において「病院等」という。）を開設する個人又は医療法人、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立した法人その他政令で定める法人（第四号において「病院等の開設者」という。）に対し、病院等（病院等の経営に関し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあっては、調剤のために必要な施設に限る。）の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。

三　指定訪問看護事業（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の指定に係る同法第七条第五項に規定する居宅サービス事業（同条第八項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）をいう。）を行う医療法人その他政令で定める者に対し、必要な資金を貸し付けること。

四　社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、社会福祉事業施設又は病院等の経営の診断又は指導を行うこと。

五　身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業その他のその者が居宅において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業であって政令で定めるものを行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。

六　社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に関する事務に従事する者の研修、福利厚生その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業（次号において「社会福祉振興事業」という。）を行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。

七　社会福祉振興事業を行う者に対し、助成を行うこと。

八　社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。

九　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の規定による退職手当金の支給に関する業務を行うこと。

十　地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業（第四項において「心身障害者扶養保険事業」という。）に関する業務を行うこと。

十一　福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。

十二　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく年金たる給付の受給権者（第二十四条第一項において「厚生年金等受給権者」という。）に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。

十三　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第十号に規定する心身障害者扶養共済制度とは、条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものをいう。

3　機構は、第一項第十号に掲げる業務の開始の際、地方公共団体との保険契約に関する保険約款を定め、厚生労働大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、生命保険会社と心身障害者扶養保険事業に関して心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約を締結するものとする。

5　機構は、第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、心身障害者扶養保険資金（以下この条及び第二十三条第三号において「扶養保険資金」という。）を設け、前項に規定する生命保険契約に基づく保険金をもってこれに充てるものとする。

6　機構は、次の方法による場合を除くほか、扶養保険資金を運用してはならない。

一　国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。第二十三条第二項第一号において同じ。）その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

7　機構は、前項第三号に掲げる方法により、扶養保険資金を運用する場合には、当該金銭信託の契約の内容につき厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十三条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、前条第一項第七号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（業務の委託）

第十四条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第十二号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

2　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員及び職員であって当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（区分経理）

第十五条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十二条第一項第一号から第六号まで及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二　第十二条第一項第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三　第十二条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

四　第十二条第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

五　第十二条第一項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（積立金の処分）

第十六条　機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　機構は、前条第二号に掲げる業務に係る勘定（第四項及び附則第二条第六項において「第二号勘定」という。）において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。

3　厚生労働大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4　機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定、第二号勘定及び同条第五号に掲げる業務に係る勘定（附則第二条第八項において「第五号勘定」という。）において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5　機構は、前条第三号に掲げる業務に係る勘定（附則第二条第八項において「第三号勘定」という。）及び前条第四号に掲げる業務に係る勘定（附則第二条第八項において「第四号勘定」という。）において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付しなければならない。

6　前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び独立行政法人福祉医療機構債券）

第十七条　機構は、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第十二号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人福祉医療機構債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　第一項の規定による債券（当該債券に係る債権が第十九条の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。）の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7　前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第十八条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（債券の担保のための貸付債権の信託）

第十九条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券に係る債務（前条の規定により政府が保証するものを除く。）の担保に供するため、その貸付債権の一部を信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（次条第一号において「信託会社等」という。）に信託することができる。

（資金の調達のための貸付債権の信託等）

第二十条　機構は、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第十二号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、次に掲げる行為をすることができる。

一　貸付債権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。

二　貸付債権の一部を資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社に譲渡すること。

三　前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

（信託の受託者からの業務の受託等）

第二十一条　機構は、前二条の規定によりその貸付債権を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該貸付債権の譲受人から当該貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務の全部を受託しなければならない。

2　機構は、前項の規定により受託した業務の一部を第十四条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けた金融機関に委託することができる。同条第二項及び第三項の規定は、この場合について準用する。

（償還計画）

第二十二条　機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（基金）

第二十三条　機構は、第十二条第一項第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために基金を設け、第五条第二項後段の規定により政府が示した金額をもってこれに充てるものとする。

2　機構は、次の方法による場合を除くほか、基金を運用してはならない。

一　国債、地方債、政府保証債その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機

関への預金
三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの
四　財政融資資金への預託

第四章　雑則

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第二十四条　厚生労働大臣は、災害の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、福祉若しくは医療に係るサービスの安定的な提供を図るため、又は厚生年金等受給権者の生活の安定に資するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第十二号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（報告及び検査）

第二十五条　厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十四条第一項の規定により委託を受けた金融機関（第二十一条第二項の規定により委託を受けた金融機関を含む。以下この項及び第三十二条において「受託金融機関」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（財務大臣との協議）

第二十六条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十二条第三項若しくは第七項、第十四条第一項、第十七条第一項若しくは第五項、第十九条、第二十条又は第二十二条第一項の認可をしようとするとき。

二　第十二条第六項第一号若しくは第二号又は第二十三条第二項第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。

三　第十六条第一項又は第二項の承認をしようとするとき。

四　第十六条第五項の厚生労働省令を定めようとするとき。

（主務大臣等）

第二十七条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

（国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の準用）

第二十八条　国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第三条から第九条までの規定は、第十二条第一項第十二号に掲げる業務を行う場合について準用する。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十九条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第三十条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第三十一条　第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十二条　第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十二条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三　第十二条第六項の規定に違反して扶養保険資金を運用したとき、又は第二十三条第二項の規定に違反して基金を運用したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一条から第二十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（社会福祉・医療事業団の解散等）

第二条　社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に事業団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　事業団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　事業団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧第二号の二及び第二号の三勘定（附則第六条の規定による廃止前の社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号。以下「旧事業団法」という。）第二十一条第一項第二号の二及び第二号の三に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る勘定（旧事業団法第二十八条第一項に規定する勘定をいう。）をいう。次項において同じ。）において、旧事業団法第二十九条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額又は同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額から次項において定める金額を除いた金額は、第二号勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

7　前項の場合において、旧第二号の二及び第二号の三勘定において積立金として積み立てられ又は繰越欠損金として整理されている金額から除かれる金額は、第二項の規定により国が承継する資産のうち、旧第二号の二及び第二号の三勘定における積立金として積み立てられている金額に相当するものとして整理されていた資産に相当する金額とする。

8　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる機構の勘定において、各号においてそれぞれ定める旧事業団法に掲げる経理又は勘定から承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、それぞれの勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

一　第三号勘定　旧第三号経理（旧事業団法第二十一条第一項第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理（旧事業団法第二十八条第二項に規定する経理をいう。次号において同じ。）をいう。）

二　第四号勘定　旧第四号経理（旧事業団法第二十一条第一項第四号に掲げる業務（これに

附帯する業務を含む。）に係る経理をいう。

三　第五号勘定　旧第一項勘定（年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第二十八条第一項に規定する業務に係る勘定（同法第二十八条第二項に規定する勘定をいう。）をいう。）

9　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、承継した資産の価額（第六項及び前項各号において積立金として整理された金額があるときは当該金額を除き、第六項及び前項各号において繰越欠損金として整理された金額があるときは当該金額に相当する金額を加える。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対して出資されたものとする。この場合において、承継の際、旧事業団法第三十三条の二第一項の基金に充てるべきものとして政府から出資されていた出資金に相当する金額から次項において定める金額を除いた金額は、機構の設立に際し政府から機構に第二十三条第一項の基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

10　前項の場合において、旧事業団法第三十三条の二第一項の基金に充てるべきものとして政府から出資されていた出資金に相当する金額から除かれる金額は、第二項の規定により国が承継する資産のうち、旧事業団法第三十三条の二第一項の基金に充てられていた資産に相当する金額とする。

11　第八項及び第九項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

12　前項の評価委員その他評価に関して必要な事項は政令で定める。

13　第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第三条　前条第一項の規定により機構が承継する介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第七十四条の規定によりなお従前の例によるものとされた同条に規定する貸付金については、なお従前の例による。

第四条　附則第二条第一項の規定により機構が承継する旧事業団法第三十一条の規定による保証契約は、その承継後においても、当該債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2　前項の社会福祉・医療事業団債券は、第十七条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による債券とみなす。

（不動産の登記に関する特例）

第五条　機構が附則第二条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

（社会福祉・医療事業団法の廃止）

第六条　社会福祉・医療事業団法は、廃止する。

（社会福祉・医療事業団法の廃止に伴う経過措置）

第七条　旧事業団法（第十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第八条　この法律における社会福祉法人の範囲については、旧事業団法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）附則第八項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「この法律」とあるのは、「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第　　号）」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第九条　附則第六条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条　附則第二条から第五条まで及び前三条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第十一条　厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「徴収金」の下に「、業務勘定ヨリノ受入金」を加え、「社会福祉・医療事業団」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める。

第六条中「社会福祉・医療事業団」を「独立行政法人福祉医療機構」に改め、「児童手当勘定ヨリノ受入金」の下に「、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第　　号）第十六条第四項ノ規定ニヨル納付金」を加え、「並ニ児童手当交付金」を「、年金勘定ヘノ繰入金並ニ児童手当交付金」に改める。

（船員保険特別会計法の一部改正）

第十二条　船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「社会福祉・医療事業団への交付金」を「独立行政法人福祉医療機構への補助金」に改める。

（国民生活金融公庫法の一部改正）

第十三条　国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第六項中「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号。以下「年金福祉事業団業務承継法」という。）第二十八条第五項の規定により読み替えて適用される社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）第二十二条第一項第一号」を「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第　　号）第十四条第一項」に、「社会福祉・医療事業団の」を「独立行政法人福祉医療機構の」に改める。

附則第十九項中「年金福祉事業団業務承継法第十三条に」を「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号。以下「年金福祉事業団業務承継法」という。）第十三条に」に改める。

（日本赤十字社法の一部改正）

第十四条　日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）」を「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第　　号）」に改める。

（国民年金特別会計法の一部改正）

第十五条　国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第六条中「社会福祉・医療事業団への交付金」を「独立行政法人福祉医療機構への補助金」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正）

第十六条　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「社会福祉・医療事業団（以下「事業団」を「独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」に、「事業団が」を「機構が」に改め、同条第七項中「事業団」を「機構」に改める。

第三条、第四条第一項、第四条の二、第六条第一項から第三項まで及び第六項、第七条、第十二条、第十三条、第十五条第一項、第十六条並びに第十七条第一項中「事業団」を「機構」に改める。

第十八条を次のように改める。

（国の補助）

第十八条　国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるものに係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）の三分の一以内を補助すること

ができる。

第十九条、第二十一条、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二項並びに第二十六条中「事業団」を「機構」に改める。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によってした退職手当共済契約の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定によってしたものとみなす。

（老人福祉法の一部改正）

第十八条　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の四第一項中「社会福祉・医療事業団は」を「独立行政法人福祉医療機構は」に、「社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）第二十一条第一項第二号の二」を「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百三十二号）第十二条第一項第七号」に改める。

第二十八条の八中「社会福祉・医療事業団は」を「独立行政法人福祉医療機構は」に、「社会福祉・医療事業団法第二十三条の二第一項」を「独立行政法人福祉医療機構法第二十三条第一項」に改める。

（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正）

第十九条　福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「社会福祉・医療事業団は」を「独立行政法人福祉医療機構は」に、「社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）第二十一条第一項第二号の二」を「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百三十二号）第十二条第一項第七号」に改める。

第十三条中「社会福祉・医療事業団は」を「独立行政法人福祉医療機構は」に、「社会福祉・医療事業団法第三十三条の二第一項」を「独立行政法人福祉医療機構法第二十三条第一項」に改める。

（社会福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の一部改正）

第二十条　年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　社会福祉・医療事業団の業務の特例等（第二十八条）」を削る。

第三章を削る。

（年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第二十八条第一項の規定により事業団が締結した貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第二十二条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一社会福祉・医療事業団の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第二十三条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第号）の一部を次のように改正する。

別表社会福祉・医療事業団の項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、社会福祉・医療事業団を解散して独立行政法人福祉医療機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人労働政策研究・研修機構法案

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　役員及び職員（第六条―第十一条）
第三章　業務等（第十二条―第十四条）
第四章　雑則（第十五条・第十六条）
第五章　罰則（第十七条・第十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人労働政策研究・研修機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人労働政策研究・研修機構とする。

（機構の目的）

第三条　独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）は、内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。

（事務所）

第四条　機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　機構の資本金は、附則第八条第二項及び第十条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3　機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員及び職員

（役員）

第六条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第八条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（理事長及び理事の欠格条項の特例）

第九条　通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、理事長又は理事となることができる。

2　機構の理事長及び理事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法第九条第一項」とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十条　機構の役員及び職員は、第十二条第五号に掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十一条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用につ

いては、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十二条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと。

二　内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること。

三　第一号に掲げる業務の促進のため、労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること。

四　前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

五　厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと。

六　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（区分経理）

第十三条　機構は、前条に規定する業務のうち労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険事業として行われるものに係る経理、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による雇用保険事業として行われるものに係る経理及びその他のものに係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

（積立金の処分）

第十四条　機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（主務大臣等）

第十五条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第十六条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第十七条　第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十四条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十八条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第二条　機構の成立の際現に厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。

第三条　前条の規定により機構の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条　附則第二条の規定により厚生労働省の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2　機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3　機構の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4　機構は、機構の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となった者のうち機構の成立の日から雇用保険法による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで厚生労働省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第五条　機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）及びその所管する独立行政法人の職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「厚生労働省共済組合」という。）の組合員である職員（同日において附則第二条に規定する政令で定める厚生労働省の部局又は機関に属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役員（職員に相当する者に限る。）及び職員（以下この条において「役職員」という。）となる場合であって、かつ、引き続き同日以後において役職員である場合には、第十六条の規定にかかわらず同法の規定の適用については、当該役職員は、同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに申出をしたときは、機構の成立の日以後引き続く当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する職員に該当するものとする。

2　役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、

当該役職員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。）がすることができる。

3　機構の成立の日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員（同日において附則第二条に規定する政令で定める厚生労働省の部局又は機関に属する者に限る。）が機構の成立の日において役職員となる場合であって、かつ、第一項又は前項の規定による申出を行わなかった場合には、当該役職員は、機構の成立の日の前日に退職（国家公務員共済組合法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したものとみなす。

第六条　附則第二条の規定により機構の職員となった者であって、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第七条　機構の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第二条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2　前項の規定により法人である労働組合となったものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3　第一項の規定により労働組合となったものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（国の権利義務の承継等）

第八条　機構の成立の際、第十二条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継する。

2　前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3　前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

第九条　財務大臣は、機構の成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める部局又は機関に使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

（日本労働研究機構の解散等）

第十条　日本労働研究機構（以下「旧機構」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　旧機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　旧機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6　第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7　附則第八条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

8　第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（日本労働研究機構法の廃止）

第十一条　日本労働研究機構法（昭和三十三年法律第百三十二号）は、廃止する。

（日本労働研究機構法の廃止に伴う経過措置）

第十二条　前条の規定による廃止前の日本労働研究機構法（第十三条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条　附則第十一条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条　附則第二条から第十条まで及び前二条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正）

第十五条　経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに別に法律で定めるところにより設立される日本貿易振興会及び日本労働研究機構」を「及び別に法律で定めるところにより設立される日本貿易振興会」に改める。

第十条第五号及び第十一条第一項第五号を削る。

第十二条第一項第四号中「又は日本労働研究機構」及び「又は第五号」を削る。

（労働保険特別会計法の一部改正）

第十六条　労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（労災勘定の歳入及び歳出）

第四条　労災勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもって、その歳入とする。

一　第七条第一項の規定による徴収勘定からの受入金

二　労働者災害補償保険法第三十二条の規定に基づく一般会計からの受入金

三　積立金からの受入金

四　積立金から生ずる収入金
五　借入金
六　独立行政法人産業安全研究所法（平成十一年法律第百八十一号）第十二条第三項、独立行政法人産業医学総合研究所法（平成十一年法律第百八十二号）第十二条第三項及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第　号）第十四条第三項の規定による納付金
2　この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、その歳出とする。
一　労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費
二　独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所及び独立行政法人労働政策研究・研修機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金
三　労働福祉事業団への出資金及び交付金
四　雇用・能力開発機構への交付金
五　第八条の規定による徴収勘定への繰入金
六　借入金の償還金及び利子
七　一時借入金の利子
八　労災保険事業の業務取扱費（第六条の規定により徴収勘定の歳出とされる業務取扱費を除く。）

第五条第一項第八号中「第十四条第三項」の下に「及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項」を加え、同条第二項第二号中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」の下に「及び独立行政法人労働政策研究・研修機構」を加える。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十七条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一日本労働研究機構の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十八条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表日本労働研究機構の項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、日本労働研究機構を解散するとともに従来労働研修所が行ってきた事務を移管して独立行政法人労働政策研究・研修機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　役員及び職員（第六条―第十条）
第三章　業務等（第十一条・第十二条）
第四章　雑則（第十三条―第十五条）
第五章　罰則（第十六条・第十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園とする。

（のぞみの園の目的）

第三条　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（事務所）

第四条　のぞみの園は、主たる事務所を群馬県に置く。

（資本金）

第五条　のぞみの園の資本金は、附則第二条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、のぞみの園に追加して出資することができる。

3　のぞみの園は、前項又は附則第三条第一項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員及び職員

（役員）

第六条　のぞみの園に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　のぞみの園に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してのぞみの園の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第八条　理事長の任期は、任命の日から、その日を含むのぞみの園に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2　通則法第二十九条第一項後段の規定により中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3　理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

4　第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5　監事の任期は、二年とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第九条　のぞみの園の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十条　のぞみの園の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十一条　のぞみの園は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。

二　知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと。

三　知的障害者援護施設（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条第一項に規定する知的障害者援護施設をいう。次号において同じ。）において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。

四　知的障害者の支援に関し、知的障害者援護

施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（積立金の処分）

第十二条　のぞみの園は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3　のぞみの園は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（主務大臣等）

第十三条　のぞみの園に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第十四条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、のぞみの園の役員及び職員には適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第十五条　のぞみの園の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第十六条　第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたのぞみの園の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第六条まで及び第八条から第十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（心身障害者福祉協会の解散等）

第二条　心身障害者福祉協会（以下「協会」という。）は、のぞみの園の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時においてのぞみの園が承継する。

2　のぞみの園の成立の際現に協会が有する権利のうち、のぞみの園がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、のぞみの園の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　協会の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　協会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6　第一項の規定によりのぞみの園が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、のぞみの園が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府からのぞみの園に対し出資されたものとする。

7　前項の資産の価額は、のぞみの園の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第三条　前条に規定するもののほか、政府は、のぞみの園の成立の時において現に建設中の建物等（建物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものをのぞみの園に追加して出資するものとする。

2　前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（心身障害者福祉協会法の廃止）

第四条　心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）は、廃止する。

（心身障害者福祉協会法の廃止に伴う経過措置）

第五条　前条の規定による廃止前の心身障害者福祉協会法（第九条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条　附則第四条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　附則第二条、第三条及び前二条に定めるもののほか、のぞみの園の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第八条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、心身障害者福祉協会」を削る。

（国民健康保険法の一部改正）

第九条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第百十六条の二第一項第四号中「心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）第十七条第一項第一号の規定により心身障害者福祉協会の設置する福祉施設」を「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第　号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設」に改める。

（知的障害者福祉法の一部改正）

第十条　知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）第十七条第一項の規定により心身障害者福祉協会が設置する福祉施設」を「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第　号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設」に改める。

第十五条の十一第一項及び第十六条第一項第二号中「心身障害者福祉協会の設置する福祉施設」を「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設」に改める。

（知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　前条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧法」という。）第十五条の十二第二項の規定により協会の設置する福祉施設において提供される支援に係る施設訓練等支援費の支給の決定（以下「旧決定」という。）を受けている者は、前条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下「新法」という。）第十五条の十二第二項の規定によりのぞみの園の設置する施設において提供される支援に係る施設訓練等支援費の支給の決定（以下「新決定」という。）を受けたものとみなす。この場合において、新決定に係る新法第十五条の十二第三項第一号の期間は、同日における旧決定に係る旧法第十五条の十二第三項第一号の期間の残存期間と同一の期間とする。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十二条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一心身障害者福祉協会の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十三条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表心身障害者福祉協会の項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、心身障害者福祉協会を解散して独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第二十一条」に、「第十八条―第二十一条」を「第二十二条―第二十六条」に、「第二十一条の二―第二十一条の四」を「第二十七条―第二十九条」に、「第二十一条の五・第二十一条の六」を「第三十条・第三十一条」に、「第二十二条―第二十三条」を「第三十二条―第三十四条」に、「第二十四条―第二十七条」を「第三十五条―第三十八条」に、「第二十八条・第二十九条」を「第三十九条・第四十条」に、「第三十条―第四十条」を「第四十一条―第五十一条」に、「第四十一条・第四十二条」を「第五十二条・第五十三条」に、「第四十三条・第四十四条」を「第五十四条・第五十五条」に、「第六章　勤労者退職金共済機構」を「第六章　独立行政法人勤労者退職金共済機構」に、「第四十五条―第五十条」を「第五十六条―第五十九条」に、「第五十一条―第六十一条」を「第六十条―第六十六条」に、「第六十二条―第六十五条」を「第六十七条―第六十九条」に、「第四節　業務等（第六十六条―第七十条）」を「第四節　業務等（第六十六条―第七十条）」を「第五節　財務及び会計（第七十一条―第八十二条）」に、「第五節　監督（第八十三条・第八十四条）」を「第六節　監督（第八十三条・第八十四条）」に、「第七節　雑則（第八十五条・第八十六条）」を「第七節　雑則（第八十五条・第八十六条）」

第二条第三項中「勤労者退職金共済機構（」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構（第五十六条及び第五十七条を除き、」に改める。

第四条第二項中「第二十一条の二第四項」を「第二十七条第四項」に改める。

第六章中第五節の節名及び第七十一条から第七十四条までを削る。

第七十五条第一項第一号中「以下同じ。）」を「）及びこれに附帯する業務」に改め、同項第二号中「特定業種退職金共済業務」の下に「及びこれに附帯する業務」を加え、同条第二項中「第三十五条第一項又は第四十四条第一項」を「第四十六条第一項又は第五十五条第一項」に改め、同条を第七十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（積立金の処分）

第七十五条　機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第七十条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条第一項中「第六十六条第一号の」を「第七十条第一号に掲げる」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「及び運営委員会」を削り、「第六十六条第一号の」を「第七十条第一号に掲げる」に、「第六十六条第二項」を「第七十一条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「及び運営委員会」を削り、「第六十六条第一号の」を「第七十条第一号に掲げる」に、「事業計画及び予算を作成し、又は変更し、第七十二条の認可を受け」を「年度計画を変更し」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前二項の認可を受けた」を「前項の規定により年度計画を変更し、通則法第三十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣に届け出た」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第六十六条第一号の」を「第七十条第一号に掲げる」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第六十六条第一号の」を「第七十条第一号に掲げる」に改め、同項を同条第八項とし、同条を第七十三条とする。

第六十八条及び第六十九条を削る。

第六十七条第一項第二号から第四号までを削り、同項第五号を同項第二号とし、同条を第七十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（業務の委託）

第七十二条　機構は、業務方法書で定めるところにより、金融機関又は事業主の団体に対し、第七十条に規定する業務（事業主の団体に委託する場合にあつては、退職金共済契約に係る退職金等の支給に関する業務及び特定業種退職金共済契約に係る退職金の支給に関する業務を除く。）の一部を委託することができる。

2　前項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

第六十六条中「第四十五条」を「第五十八条」に改め、第十四条―第八十七条」に、「第九十三条―第九十六条」を「第八十八条―第九十一条」に改める。

め、同条を第七十条とする。

「第四節　業務」を「第四節　業務等」に改める。

第六十五条を削る。

第六十四条第三項中「第五十四条第二項、第五十六条第二項及び第六十一条」を「第六十六条並びに通則法第二十一条第二項及び第二十三条第二項」に、「第五十六条第二項中「厚生労働大臣又は理事長」を「通則法第二十三条第二項中「主務大臣又は法人の長」に改め、第六章第三節中同条を第六十九条とする。

第六十三条第一項中「及び理事長が指名する理事一人」を削り、同条第二項から第四項までを削り、同条を第六十八条とする。

第六十二条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三　通則法第三十条第一項に規定する中期計画

四　通則法第三十一条第一項に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）

第六十二条第二項第五号を削り、同条を第六十七条とする。

第六十一条の見出しを「（役員及び職員の地位）」に改め、同条中「役員」を「機構の役員」に改め、第六章第二節中同条を第六十六条とする。

第五十八条から第六十条までを削る。

第五十七条の三（見出しを含む。）中「、副理事長」を削り、同条を第六十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第六十五条　機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第五十七条の二（見出しを含む。）中「、副理事長」を削り、同条を第六十三条とする。

第五十五条から第五十七条までを削る。

第五十四条第一項中「及び副理事長」を削り、同項ただし書を削り、同条第二項を削り、同条を第六十二条とする。

第四十八条から第五十条まで、第二節の節名及び第五十一条から第五十三条までを削る。

第四十七条第二項を削り、同条を第五十九条とし、同条の次に次の節名及び二条を加える。

第二節　役員及び職員

（役員）

第六十条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第六十一条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

第四十六条を削る。

第四十五条の見出しを「（機構の目的）」に改め、同条を第五十八条とする。

第六章の章名及び第一節の節名を削る。

第四十四条第一項中「第七十五条第一項」を「第七十四条の六第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第二項中「第三十二条第一項第一号」を「第四十三条第一項第一号」に改め、同条第四項中「第三十二条第一項第二号ハ」を「第四十三条第一項第二号ハ」に改め、同条を第五十五条とし、同条の次に次の章名、節名及び二条を加える。

第六章　独立行政法人勤労者退職金共済機構

第一節　総則

（この章の目的）

第五十六条　独立行政法人勤労者退職金共済機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。

（名称）

第五十七条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人勤労者退職金共済機構とする。

第四十三条を第五十四条とする。

第四十二条第一項中「第六十六条第一号の」を「第七十条第一号に掲げる」に、「第七十条第六項」を「第七十三条第五項」に、「同号の」を「同号に掲げる」に改め、同条第二項を削り、第四章第三節中同条を第五十三条とする。

第四十一条中「第六十六条第一号の」を「第七十条第一号に掲げる」に、「第三十条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条を第五十二条とする。

第四十条を削る。

第四章第二節中第三十九条を第五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第五十一条　第五条、第七条第一項、第八条第四項、第十条第五項、第十一条、第十四条、第十五条、第十九条から第二十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十五条第三項、第三十六条及び第三十八条の規定は、特定業種退職金共済契約について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第十条第一項」とあるのは、「第四十三条第四項」と読み替えるものとする。

第三十八条第二項中「第三十条第三項」を「第四十一条第三項」に改め、同条を第四十九条とし、第三十七条を第四十八条とし、第三十六条を第四十七条とする。

第三十五条第一項中「第三十二条第一項第二号ハ」を「第四十三条第一項第二号ハ」に、「第四十条」を「第五十一条」に、「第三十二条第一項ただし書」を「第四十三条第一項ただし書」に、「第七十五条第一項」を「第七十四条第一項」に改め、同条第二項中「第三十二条第一項第一号」を「第四十三条第一項第一号」に改め、同条を第四十六条とする。

第三十四条第二項中「第三十二条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第四十四条第四項」を「第五十五条第四項」に改め、同条を第四十五条とし、第三十一条から第三十三条までを十一条ずつ繰り下げる。

第三十条第二項中「第二十八条」を「第三十九条」に改め、同条第四項中「第七十条第八項」を「第七十三条第七項」に改め、同条を第四十一条とする。

第二十九条中「第六十六条第一号の」を「第七十条第一号に掲げる」に改め、第四章第一節中同条を第四十条とし、第二十八条を第三十九条とする。

第三章中第二十七条を第三十八条とし、第二十四条から第二十六条までを十一条ずつ繰り下げる。

第二章第六節中第二十三条を第三十四条とし、第二十二条の二を第三十三条とし、第二十二条を第三十二条とする。

第二章第五節中第二十一条の六を第三十一条とする。

第二十一条の五第三項第一号中「第十三条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条を第三十条とする。

第二十一条の四第三項第一号中「第十三条第三項」を「第十六条第三項」に改め、第二章第四節中同条を第二十九条とする。

第二十一条の三第四項中「第十八条第二項及び第十九条から第二十一条」を「第二十二条第二項及び第二十四条から第二十六条」に、「第十八条第一項」を「第二十二条第一項」に、「第二十一条の三第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十一条の二第三項中「第二十一条の四第一項第一号」を「第二十九条第一項第一号」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十一条第一項中「第十八条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、第二章第三節中同条を第二十六条とし、第二十条を第二十五条とし、第十九条を第二十四条とする。

第十八条の二第二項中「第十三条第三項」を「第十六条第三項」に、「第四十四条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条を第二十三条とし、第十八条を第二十二条とする。

第二章第二節中第十七条を第二十一条とし、第十六条を第二十条とし、第十五条を第十九条とする。

第十四条中「第二十一条の六第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第十八条とし、第十三条の二を第十七条とする。

第十三条第四項中「第十八条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第十二条を第十五条とし、第十一条を第十四条とし、第十条の四を第十三条とし、第十条の三を第十二条とし、第十条の二を第十一条とする。

第七十六条を削る。

第七十七条を第七十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（余裕金の運用の特例）

第七十七条　機構は、業務上の余裕金を運用するに当たつては、次に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

一　国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（運用方法を特定する信託（投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者をいう。）との投資一任契約（同条第四項に規定する契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結によるものを除く。）については、厚生労働大臣の指定するものに限る。）

四　厚生労働大臣の指定する不動産の取得

五　被共済者を被保険者とする生命保険（特定業種余裕金以外の業務上の余裕金の運用にあつては被保険者の退職を、特定業種余裕金の運用にあつては被保険者が第四十三条第一項各号（同条第二項及び第三項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる事由に該当することをそれぞれ保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み

六　財政融資資金への預託

2　前項第三号の規定による信託の終了又は一部の解約により機構に帰属することとなる信託財産（金銭及び同項第一号に規定する有価証券を除く。）は、直ちに、同項第三号に掲げる方法により運用しなければならない。

3　業務上の余裕金の運用については、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、できるだけ中小企業者の事業資金又はその従業員の福祉を増進するための資金に融通されるように配慮されなければならない。

4　機構については、通則法第四十七条の規定は、適用しない。

第七十八条及び第七十九条を削る。

第七十九条の二第三項中「前条第一項第二号（前条第二項に規定する運用方法を特定する信託を除く。）」を「前条第一項第三号」に改め、同条を第七十八条とし、同条の次に次の節名及び一条を加える。

第五節　雑則

（財務大臣との協議）

第七十九条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第二条第四項又は第七十七条第一項第一号から第四号までの規定による指定をしようとするとき。

二　第五十三条又は第七十五条第三項の厚生労働省令を定めようとするとき。

三　第七十五条第一項の規定による承認をしようとするとき。

第八十条から第八十二条までを次のように改める。

（主務大臣等）

第八十条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第八十一条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第八十二条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第六節及び第七節を削る。

第八十七条中「第十八条の二第一項及び第三十四条第一項」を「第二十三条第一項及び第四十五条第一項」に改め、第七章中同条を第八十三条とする。

第八十八条を削り、第八章中第八十九条を第八十四条とし、第九十条を第八十五条とする。

第九十一条第二項及び第三項中「第十四条及び第四十四条第一項第一号」を「第十八条及び第五十五条第一項第一号」に改め、同条を第八十六条とし、第九十二条を第八十七条とする。

第九十三条第一号中「第二十四条（第四十条」を「第三十五条（第五十一条」に、「第三十七条第二項又は第四十九条」に改め、「第四十八条第二項又は第四十九条」を「第三十七条又は第五十条」に改め、同条第二号中「第二十六条又は第三十九条」を「第三十七条又は第五十条」に改め、第九章中同条を第八十九条とし、同条の前に次の一条を加える。

第八十八条　第六十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十四条を第九十条とする。

第九十五条中「又は職員（第六号に該当する場合にあつては、第六十九条第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員を含む。）」を削り、同条第一号中「又は厚生労働大臣及び経済産業大臣」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「第六十六条」を「第七十条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第七十九条第一項又は第三項」を「第七十七条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号及び第六号を削り、同条を第九十一条とする。

第九十六条を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

（勤労者退職金共済機構の解散等）

第二条　勤労者退職金共済機構（以下「旧機構」という。）は、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「新機構」という。）の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において新機構が承継する。

2　旧機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

3　旧機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して四月を経過する日とする。

4　第一項の規定により新機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際次の各号に掲げる勘定から承継する資産の価額が負債の金額を超えるときは、その差額に相当する額については当該各号に定める勘定に属する積立金として、当該各号に掲げる勘定から承継する資産の価額が負債の金額を下回るときは、その差額に相当する額については当該各号に定める勘定に属する繰越欠損金として、それぞれ整理するものとする。

一　改正前の中小企業退職金共済法（以下「旧法」という。）第七十五条第一項第一号に掲げ

る業務に係る勘定　改正後の中小企業退職金共済法（以下「新法」という。）第七十四条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定

二　旧法第七十五条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定　新法第七十四条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定

5　前項の資産の価額は、この法律の施行の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　前項の評価委員及びその他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7　新機構は、第一項の規定により新機構が承継した財産のうち旧法第七十七条に規定する特定業種に属する事業の事業主が特定業種退職金共済契約によらないで拠出した財産については、新法第七十六条の規定により管理し、及び運用しなければならない。

8　第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（財務の健全性の確保）

第三条　新機構にその業務を確実に実施させるため、新法第十条第二項第一号、第二号及び第三号イの政令を定める場合においては、当分の間、同条第三項に規定する事項のほか、退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業の財務の健全性の確保について十分な考慮をするものとする。

（特定業種退職金共済規程の作成等）

第四条　新機構は、特定業種退職金共済業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、当該特定業種に係る運営委員会の議を経なければならない。

一　特定業種退職金共済規程の作成

二　業務方法書の作成

2　特定業種退職金共済規程は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（業務の特例）

第五条　新機構は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十九号。以下「平成十四年改正法」という。）附則第十条に規定する債権の回収が終了するまでの間、新法第七十条に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

（新機構の業務の委託等）

第六条　新機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条に規定する業務の一部を委託することができる。

2　厚生労働大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、第一項及び次条の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

4　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員及び職員であって当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第七条　この法律の施行の際現に平成十四年改正法附則第十一条第一項の規定に基づき旧機構が同項の認可を受けて金融機関に対して行っている平成十四年改正法附則第十条に規定する業務の一部の委託については、新機構が前条第一項の規定に基づき金融機関に対して行っている委託とみなす。

（報告及び検査）

第八条　厚生労働大臣は、附則第五条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、附則第六条第一項又は前条の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（新機構の業務の実施に伴う特例）

第九条　附則第五条の規定により新機構が同条に規定する業務を行う場合には、新法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号。以下「一部改正法」という。）」と、同条第二号中「第七十条」とあるのは「第七十条及び一部改正法附則第五条」とする。

（罰則）

第十条　附則第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

（退職金共済契約等に関する経過措置）

第十一条　旧法の規定により締結された旧法第二条第三項又は第五項に規定する退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約は、それぞれ、新法第二条第三項又は第五項に規定する退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法第二条第六項又は第七項に規定する共済契約者又は被共済者であった者は、それぞれ、新法第二条第六項又は第七項に規定する共済契約者又は被共済者であった者とみなす。

（旧法の規定による行為等に関する経過措置）

第十二条　旧法（第五十三条及び第六十四条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又は新法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2　この法律の施行日前に発生した事項につき旧法第二十六条及び第三十九条の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人勤労者退職金共済機構」とする。

（被共済者が特定業種間を移動した場合等における経過措置）

第十三条　旧法第三十五条第一項の規定に基づき旧法第七十五条第一項の規定により設けられている甲特定業種に係る勘定から同項の規定により設けられている乙特定業種に係る勘定に対して行われた繰入れは、新法第四十六条第一項の規定に基づき新法第七十四条第一項の規定により設けられている甲特定業種に係る勘定から同項の規定により設けられている乙特定業種に係る勘定に対して行われた繰入れとみなして、新法第四十六条第二項の規定を適用する。

2　旧法第四十四条第一項の規定に基づき旧法第七十五条第一項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から同項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに対して行われた繰入れは、新法第五十五条第一項の規定に基づき新法第七十四条第一項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から同項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに対して行われた繰入れとみなして、新法第五十五条第二項の規定を適用する。

3　旧法第四十四条第四項の規定においてその例によることとされる場合における同条第一項の規定に基づき旧法第七十五条第一項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものから同項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定に対して行われた繰入れは、新法第五十五条第四項の規定においてその例によることとされる場合における同条第一項の規定に基づき新法第七十四条第一項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものから同項の規定により設けられている一般の中小企

繰入れとみなして、新法第五十五条第四項の規定においてその例によることとされる場合における同条第二項の規定を適用する。

（主務大臣等）

第十四条　この法律の施行の日前における機構の設立に関する手続については、機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十五条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、新機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第十七条　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「第八十九条第一項」を「第八十四条第一項」に改める。

（確定給付企業年金法の一部改正）

第十八条　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第三項中「第十三条の二第一項」を「第十七条第一項」に、「勤労者退職金共済機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改める。

附則第二十八条第一項中「勤労者退職金共済機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改め、同条第二項中「第二十一条の二第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、勤労者退職金共済機構を解散して独立行政法人勤労者退職金共済機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人雇用・能力開発機構法案

独立行政法人雇用・能力開発機構法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　役員及び職員（第六条―第十条）
第三章　業務等（第十一条―第十六条）
第四章　雑則（第十七条―第二十五条）
第五章　罰則（第二十六条―第二十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人雇用・能力開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人雇用・能力開発機構とする。

（機構の目的）

第三条　独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）は、労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第二条第一号に規定する勤労者をいう。以下同じ。）の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。

（事務所）

第四条　機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

（資本金）

第五条　機構の資本金は、附則第三条第六項及び第七項の規定により政府及び地方公共団体から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3　政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地又は建物その他の土地の定着物（第五項において「土地等」という。）を出資の目的として、機構に追加して出資することができる。

4　機構は、前二項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5　政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章　役員及び職員

（役員）

第六条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事五人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第八条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員及び職員の秘密保持義務等）

第九条　機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2　機構の役員及び職員は、前項及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）第八条に定めるもののほか、業務に関して知り得た厚生労働省令で定める個人又は法人に関する情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行うための施設の設置及び運営を行うこと。

二　厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者が就職するために必要な資金の貸付けその他の援助を行うこと。

三　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条の規定に基づいて職業安定機関が労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に関する事項につき事業主に対して行う援助について必要な協力を行うこと。

四　建設労働者の雇用の改善等に関する法律

（昭和五十一年法律第三十二号）第九条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

五　建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修を行い、及び雇用管理の改善について助言すること。

六　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第十二条第一項及び第十七条第一項第二号並びに中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第七条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

七　職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施並びに事業主その他のものの行う職業訓練の援助を行うこと。

八　公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練（以下この号において「職業訓練等」という。）を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと並びに厚生労働省令で定める理由により職業訓練等を受けることが困難な者が当該職業訓練等を受けるために必要な資金の貸付けを行うこと。

九　労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者その他の関係者に対する相談その他の援助並びにその雇用する労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助を行う事業主に対する職業能力開発促進法第十五条の三に規定する必要な助成を行うこと。

十　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は同法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとする。

3　機構は、第一項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第三十二条各号に掲げる業務を行うこと。

二　勤労者財産形成促進法第八条の二各号に掲げる業務及び同法第十四条の三に規定する業務を行うこと。

三　勤労者財産形成促進法第九条第一項各号及び第十条の三第一項各号に掲げる業務を行うこと。

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4　前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとすることができる。

5　機構は、第一項及び第三項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

6　第一項第七号に掲げる業務のうち安定した職業に就いている労働者に対して行う職業訓練は、真に高度なものであって地方公共団体が運営する公共職業能力開発施設又は民間の主体が運営する職業に関する教育訓練施設にゆだねることができないものについて行うものとする。

（業務の委託）

第十二条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第三項第一号及び第三号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

2　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員及び職員であって当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（区分経理）

第十三条　機構は、第十一条第三項第二号及び第三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（積立金の処分）

第十四条　機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条第一項、第三項及び第五項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（借入金及び雇用・能力開発債券）

第十五条　機構は、第十一条第三項第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は雇用・能力開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第十一条第三項第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため短期借入金をする場合には、通則法第四十五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4　第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める金融機関に、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により債券の発行に関する事務について委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

8　前各項（第三項を除く。）に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第十六条　機構は、毎事業年度、長期借入金及び

債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四章　雑則

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十七条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、労働者の雇入れの促進等又は求職者に対する職業訓練の実施を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十一条第一項第三号及び第六号に掲げる業務並びに同項第七号に掲げる業務（求職者に対する職業訓練の実施に限る。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（報告及び検査）

第十八条　厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（連絡等）

第十九条　機構は、その業務の運営については、都道府県労働局、公共職業安定所及び地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2　都道府県労働局、公共職業安定所及び地方公共団体は、機構に対し、その業務の運営について協力するように努めるものとする。

3　機構は、その業務の内容についての広報その他適切な措置をとることにより、求職者その他の利用者の便益を増進するように努めなければならない。

（都道府県知事の要請等）

第二十条　都道府県知事は、当該都道府県の区域内において行われる職業訓練の推進のために必要があるときは、機構に対して、公共職業能力開発施設の運営その他職業訓練の実施に関する事項について、報告を求め、及び必要な要請をすることができる。

（協議）

第二十一条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十四条第一項の承認をしようとするとき。

二　第十二条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第六項又は第十六条第一項の認可をしようとするとき。

2　厚生労働大臣は、第十一条第一項第四号に掲げる業務、同項に規定する業務のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十条の厚生労働省令で定める事業に係る業務又は第十一条第三項第三号に掲げる業務のうち勤労者財産形成促進法第九条第一項各号及び第十条の三第一項第二号に掲げる業務に関し、通則法第二十八条第一項の認可をしようとする場合には、国土交通大臣に協議しなければならない。

（主務大臣等）

第二十二条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

（他の法令の準用）

第二十三条　職業能力開発促進法その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国とみなして、これらの法令を準用する。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十四条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十五条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第二十六条　第九条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条　第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十一条第一項、第三項及び第五項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一条から第三十四条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

（雇用・能力開発機構法の一部改正）

第二条　雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「譲渡する業務」を「、厚生労働省令で定めるところにより、譲渡し、出資し、又は廃止する業務（これに附帯する業務を含む。）」に改め、同条第二項中「譲渡する」を「譲渡し、出資し、又は廃止する」に改め、同条第四項中「第四十一条第三号」を「第三十八条第一項第二号中「又は第三十一条」とあるのは「、第三十二条又は附則第十一条第一項」と、第四十一条第三号」に改める。

（雇用・能力開発機構の解散等）

第三条　雇用・能力開発機構（以下「旧機構」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　旧機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　旧機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して四月を経過する日とする。

6　第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる額の合計額は、政府から機構に出資されたものとする。

一　第一項の規定により機構が承継した資産（以下「承継資産」という。）のうち一般業務（第十一条第一項各号及び第三項第一号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）、同条第五項に規定する業務並びに次条第一項第四号から第八号まで及び第十一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）に係るものの価額から第

一項の規定により機構が承継した負債（以下「承継負債」という。）のうち一般業務に係るものの金額、次項の規定により地方公共団体から出資されたものとする金額及び第十項の厚生労働省令で定める金額を差し引いた額

二　財形業務（第十一条第三項第二号及び第三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに次条第一項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）の運営上の必要性を勘案して厚生労働省令で定める金額

三　宿舎等業務（次条第一項第二号、第三号、第十号及び第十二号に掲げる業務をいう。以下同じ。）に係る承継資産のうち厚生労働省令で定めるものの価額の合計額

四　炭鉱援護業務（次条第一項第九号に掲げる業務をいう。以下同じ。）に係る承継資産のうち厚生労働省令・経済産業省令で定めるものの価額の合計額

7　第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項及び第二項の規定により機構及び国が承継した資産（炭鉱援護業務に係るものを除く。）の価額の合計額から第一項の規定により機構が承継した負債（炭鉱援護業務に係るものを除く。）の金額を差し引いた額に同項の規定による旧機構の解散時における旧機構の資本金の額に対する地方公共団体の出資額の割合を乗じて得た額は、地方公共団体から機構に出資されたものとする。

8　前二項の規定により政府及び地方公共団体から機構に出資されたものとされた金額は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資本金として整理するものとする。

一　第六項第一号に掲げる額及び前項の規定により地方公共団体から機構に出資されたものとされた額の合計額　一般勘定（次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定をいう。以下同じ。）

二　第六項第二号に掲げる金額　財形勘定（次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち財形業務に係るものをいう。以下同じ。）

三　第六項第三号に掲げる金額　宿舎等勘定（次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち宿舎等業務に係るものをいう。以下同じ。）

四　第六項第四号に掲げる金額　炭鉱援護勘定（次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち炭鉱援護業務に係るものをいう。以下同じ。）

9　承継資産及び承継負債は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。

一　一般業務に係る承継資産及び承継負債　一般勘定

二　財形業務に係る承継資産及び承継負債　財形勘定

三　宿舎等業務に係る承継資産及び承継負債　宿舎等勘定

四　炭鉱援護業務に係る承継資産及び承継負債　炭鉱援護勘定

10　第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、厚生労働省令で定める額は、厚生労働省令（炭鉱援護業務に係るものについては、厚生労働省令・経済産業省令）で定めるところにより、それぞれ財形勘定、宿舎等勘定又は炭鉱援護勘定に属する繰越欠損金として整理するものとする。

11　第九項の規定により財形勘定、宿舎等勘定又は炭鉱援護勘定に整理された資産の価額から同項の規定により財形勘定、宿舎等勘定又は炭鉱援護勘定の負債として整理された金額及び第八項の規定により財形勘定、宿舎等勘定又は炭鉱援護勘定の資本金として整理された金額の合計額を差し引いた額は、厚生労働省令（炭鉱援護業務に係るものについては、厚生労働省令・経済産業省令）で定めるところにより、それぞれ財形勘定、宿舎等勘定又は炭鉱援護勘定に属する繰越欠損金として整理するものとする。

12　機構は、財形勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該利益に相当する額を限度として厚生労働大臣の承認を受けた額を財形勘定から一般勘定に繰り入れることができる。ただし、当該繰入れの累計額は、厚生労働省令で定める額を超えることができない。

13　第六項及び第七項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

14　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

15　第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

16　厚生労働大臣又は厚生労働大臣及び経済産業大臣は、第六項第二号若しくは第三号若しくは第十項の厚生労働省令又は第六項第四号の厚生労働省令・経済産業省令を定めようとするときは、それぞれ財務大臣に協議しなければならない。

（業務の特例等）

第四条　機構は、第十一条第一項、第三項及び第五項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一　当分の間、附則第二十二条の規定による改正後の勤労者財産形成促進法附則第二条第二項に規定する業務を行うこと。

二　当分の間、附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（附則第二条の規定による改正後の雇用・能力開発機構法をいう。以下「旧法」という。）附則第十一条第一項に規定する業務（同項に規定する宿舎（以下「宿舎」という。）の譲渡又は廃止に係るものに限る。）、同条第二項に規定する業務（宿舎に係るものに限る。）及び同条第三項に規定する業務を行うこと。

三　前号に掲げる業務が終了するまでの間、附則第二十八条の規定による改正後の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律附則第三条及び附則第三十二条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第四条に規定する業務を行うこと。

四　旧法第十九条第三項の規定による資金の貸付け、旧法附則第十四条の規定によりなお従前の例によることとされたもの及び附則第二十八条の規定による改正前の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第八条の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

五　旧法第十九条第一項第二号又は旧法附則第十二条の規定による廃止前の旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十九条第一項第七号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

六　平成十六年三月一日前に開始された旧法第十九条第一項第二号の身元保証に関する業務が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

七　平成十六年三月一日前に開始された附則第三十二条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第八十一条第一項第一号に掲げる業務が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

八　附則第十四条の規定による改正後の駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律

第百五十八号）附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条第一項に規定する業務が終了するまでの間、当該業務を行うこと。

九　石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる附則第三十四条の規定による改正後の旧炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）第二十三条第一項第二号から第九号までに掲げる業務が終了するまでの間、当該業務を行うこと。

十　前条第一項の規定により機構が旧機構から承継した株式（旧法附則第十一条第一項の規定による出資に基づいて旧機構が取得した株式に限る。）の処分を行うこと。

十一　平成二十四年三月三十一日までの間、附則第三十二条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法第八十一条各号に掲げる業務を行うこと。

十二　平成十八年三月三十一日までの間、旧法附則第十一条第一項に規定する業務（同項に規定する福祉施設（以下「福祉施設」という。）の譲渡又は廃止に係るものに限る。）及び同条第二項に規定する業務（福祉施設に係るものに限る。）を行うこと。

2　機構は、第四項の規定により宿舎等勘定を廃止するまでの間の各事業年度において、宿舎等勘定に属する承継資産のうち前条第六項第三号の厚生労働省令で定めるもの（次項において「対象資産」という。）を処分した場合には、当該処分を行った事業年度の終了の日（宿舎等勘定を廃止する事業年度にあっては、当該廃止の日。次項において同じ。）において、それぞれ当該事業年度に行った当該処分により生じた収入の総額を国庫に納付しなければならない。

3　機構が前項の処分を行った場合には、各事業年度に処分した対象資産に係る前条第六項第三号の価額（処分した対象資産が複数であるときは、その価額の合計額）については、当該処分を行った事業年度の終了の日において、機構に対する政府の出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

4　機構は、宿舎等業務を終えたときは、宿舎等勘定を廃止するものとし、その廃止の際当該勘定についてその債務を弁済してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5　前三項の規定は、炭鉱援護勘定について準用する。この場合において、第二項中「前条第六項第三号の厚生労働省令」とあるのは「前条第六項第四号の厚生労働省令・経済産業省令」と、第三項中「前条第六項第三号」とあるのは「前条第六項第四号」と読み替えるものとする。

6　第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十一条第二項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第二号、第三号、第五号、第六号、第十号及び第十二号」と、同条第四項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第一号、第四号及び第九号」と、第十二条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十八条第一項、第二十一条第一項並びに第二十八条第一号中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣（附則第四条第一項第九号に掲げる業務並びに同項第九号に掲げる業務に係るものについては、厚生労働大臣及び経済産業大臣）」と、第十二条第一項中「前条第三項第一号及び第三号」とあるのは「前条第三項第一号及び第三号並びに附則第四条第一項第一号、第四号、第五号及び第七号から第十号まで」と、第十三条中「第十一条第三項第二号及び第三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」とあるのは「財形業務（第十一条第三項第二号及び第三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに附則第四条第一項第一号に掲げる業務をいう。）、附則第四条第一項第二号、第三号、第十号及び第十二号に掲げる業務並びに同項第九号に掲げる業務」と、「特別」とあるのは「それぞれ特別」と、第十四条第一項及び第二十八条第二号中「第十一条第一項、第三項及び第五項」とあるのは「第十一条第一項、第三項及び第五項並びに附則第四条第一項」と、第十四条第二項中「前項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた同項」と、第十五条第一項及び第三項中「第十一条第三項第三号」とあるのは「第十一条第三項第三号及び附則第四条第一項第一号」と、第二十一条第一項第一号中「第十四条第一項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた第十四条第一項」と、同項第二号中「第十二条第一項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた第十二条第一項」と、第二十七条中「第十八条第一項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた第十八条第一項」とする。

7　機構が炭鉱援護業務を行う場合には、炭鉱援護業務に関する事項並びに炭鉱援護業務に係る財務及び会計に関する事項については、第二十二条の規定にかかわらず、機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び経済産業大臣並びに厚生労働省令・経済産業省令とする。

（不動産の登記に関する特例）

第五条　機構が附則第三条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

（雇用・能力開発機構法の廃止）

第六条　雇用・能力開発機構法は、廃止する。

（雇用・能力開発機構法の廃止に伴う経過措置）

第七条　旧法第二十七条第一項の規定により旧機構が発行した雇用・能力開発債券は、第十五条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による雇用・能力開発債券とみなす。

第八条　旧法（第十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第九条　附則第六条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条　附則第三条から第五条まで及び前三条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（住宅金融公庫法の一部改正）

第十一条　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第八項中「雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第二十条（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十八条第五項において準用する場合を含む。）」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第　号）第十二条第一項」に、「雇用・能力開発機構の」を「独立行政法人雇用・能力開発機構の」に改める。

附則第十七項中「附則第十三項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十九項とし、附則第十六項中「附則第十三項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十八項とし、附則第十五項中「附則第十三項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第十四項を附則第十六項とし、附則第十三項を附則第十五項とし、附則第十二項の次に次の二項を加える。

13　公庫は、独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第六項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第一項の規定により独立行政法人雇用・能力開発機構の業務の委

託を受けたときは、金融機関等又は地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第二十三条第二項から第六項までの規定は、この場合について準用する。

14　前項の規定により公庫が独立行政法人雇用・能力開発機構から委託を受けた業務を委託した場合には、第三十二条第一項、第四十七条及び第四十八条中「又は第二十七条の七第二項」とあるのは「、第二十七条の七第二項又は附則第十三項」と、第三十二条の二第一項中「同条第八項」とあるのは「同条第八項若しくは附則第十三項」とする。

（労働金庫法の一部改正）

第十二条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十三条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、雇用・能力開発機構」を削る。

（駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正）

第十四条　駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項を次のように改める。

厚生労働大臣は、独立行政法人雇用・能力開発機構に、駐留軍関係離職者が事業を開始する場合において必要な資金の借入れに係る債務の保証及びこれに附帯する業務を行わせるものとする。

第十八条第三項から第七項までを削る。

附則第三項中「雇用・能力開発機構の」を削る。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第十五条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第三項中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

（雇用対策法の一部改正）

第十六条　雇用対策法の一部を次のように改正する。

第二十三条中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

第二十六条第二項を削る。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十七条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六十九の項中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第十八条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十四号中「雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第　号）」に改める。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第十九条　職業能力開発促進法の一部を次のように改正する。

第十五条の六の次に次の一条を加える。

（職業訓練の実施に関する計画）

第十五条の七　国が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練及び国が行う前条第一項ただし書に規定する職業訓練は、厚生労働大臣が厚生労働省令で定めるところにより作成する当該職業訓練の実施に関する計画に基づいて実施するものとする。

（勤労青少年福祉法の一部改正）

第二十条　勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

附則第二項の見出し中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改め、同項中「雇用・能力開発機構は、雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第十一条第二項」を「独立行政法人雇用・能力開発機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第　号）附則第四条第一項第十二号」に、「同項」を「同号」に改める。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第二十一条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

（勤労者財産形成促進法の一部改正）

第二十二条　勤労者財産形成促進法の一部を次のように改正する。

第八条の二各号列記以外の部分を次のように改める。

厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）に次の業務を行わせるものとする。

第九条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に次の業務を行わせるものとする。

第十条の三第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に次の業務を行わせるものとする。

第十一条中「雇用・能力開発機構法第二十七条第一項の規定に基づく借入金の額」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第　号）第十五条第一項の規定に基づく長期借入金の額」に改め、「雇用・能力開発債券の発行額（この下に「旧雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第二十七条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び」を、「発行額を含む。）」の下に「、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項の規定に基づく短期借入金の額」を加える。

第十二条第三項中「雇用・能力開発機構法」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法」に改める。

第十四条の三中「機構は、雇用・能力開発機構法第十九条並びに第八条の二、第九条及び第十条の三に規定する業務のほか」を「厚生労働大臣は、機構に」に、「行う」を「行わせるものとする」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

附則第二条第二項中「機構は、雇用・能力開発機構法第十九条並びに第八条の二、第九条、第十条の三及び第十四条の三に規定する業務のほか」を「厚生労働大臣は、機構に」に、「を行うことができる」を「を行わせることができる」に改め、同条第三項を削る。

（労働保険特別会計法の一部改正）

第二十三条　労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第一項第八号中「及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項及び独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第　号）第十四条第三項」に改め、同条第二項第二号中「及び独立行政法人労働政策研究・研修機構」を「、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2　独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第

四条第二項又は第四項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第五条第一項の規定の適用については、同項第八号中「第十四条第三項」とあるのは、「第十四条第三項並びに同法附則第四条第二項及び第四項」とする。

附則第三項から第十一項までを削る。

（雇用保険法の一部改正）

第二十四条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

第六十二条第三項中「雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第　号）」に、「を雇用・能力開発機構」を「を独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

第六十三条第三項中「雇用・能力開発機構法」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法」に、「雇用・能力開発機構に」を「独立行政法人雇用・能力開発機構に」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第二十五条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第　号）」に、「雇用・能力開発機構に」を「独立行政法人雇用・能力開発機構に」に改める。

第十条中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

（地域雇用開発促進法の一部改正）

第二十六条　地域雇用開発促進法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第　号）」に、「雇用・能力開発機構に」を「独立行政法人雇用・能力開発機構に」に改める。

第十三条第一項中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

第十七条第三項中「雇用・能力開発機構法」に、「雇用・能力開発機構に」を「独立行政法人雇用・能力開発機構に」に改める。

第二十条及び第二十一条第一項中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

（港湾労働法の一部改正）

第二十七条　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正）

第二十八条　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号。以下「機構法」という。）」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第　号）」に、「雇用・能力開発機構に」を「独立行政法人雇用・能力開発機構に」に改める。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条　削除

附則第三条の見出し中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改め、同条中「雇用・能力開発機構は、機構法附則第十一条第二項」を「独立行政法人雇用・能力開発機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第一項第二号」に、「同項」を「同号」に、「機構法附則第十一条第三項」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第六条の規定による廃止前の旧雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第十一条第三項」に改める。

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正）

第二十九条　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「雇用・能力開発機構の業務」を「独立行政法人雇用・能力開発機構による債務保証等」に改める。

「第五章　雇用・能力開発機構の業務」を「第五章　独立行政法人雇用・能力開発機構による債務保証等」に改める。

第三十二条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図るため、独立行政法人雇用・能力開発機構に次に掲げる業務を行わせるものとする。

第三十二条第一項第五号を削り、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　第十七条第二号の職業紹介事業者に対して、介護労働安定センターが行う同号に掲げる業務の円滑な実施を促進するための当該職業紹介事業者が行う業務に関し必要な助成を行うこと。

五　介護労働者の労働環境の改善に関する調査研究を行う者に対して、当該調査研究に関し必要な助成を行うこと。

第三十二条第二項を削る。

（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正）

第三十条　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第三十一条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一雇用・能力開発機構の項を削る。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第三十二条　沖縄振興特別措置法の一部を次のように改正する。

第八十一条の見出し中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改め、同条第一項中「雇用・能力開発機構は、雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第十九条に規定する業務のほか」を「独立行政法人雇用・能力開発機構は」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項から第六項までを削る。

附則第二条第二項の表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項から七の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第四条の見出し中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改め、同条第一項中「雇用・能力開発機構は、雇用・能力開発機構法附則第十一条第一項の規定により宿舎を譲渡するまでの間、当該宿舎について」を「独立行政法人雇用・能力開発機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第　号）附則第四条第一項第二号に掲げる業務が終了するまでの間」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第三十三条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表雇用・能力開発機構の項を削る。

（旧炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法の一部改正）

第三十四条　石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

目次中「雇用・能力開発機構の援護業務」を「援護業務」に改める。

「第三章　雇用・能力開発機構の援護業務」を「第三章　援護業務」に改める。

第二十三条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

厚生労働大臣は、炭鉱離職者の職業及び生活の安定を図るため、独立行政法人雇用・能力開発機構に次に掲げる業務を行わせるものとする。

第二十四条第三項を削る。

第二十五条から第三十二条までを次のように改める。

第二十五条から第三十二条まで　削除

第三十五条中「若しくは第二十五条第一項」及び「、又は同条第二項第四号の厚生労働省令、経済産業省令を定めようとするとき」を削る。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条　削除

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、雇用・能力開発機構を解散して独立行政法人雇用・能力開発機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　役員及び職員（第六条―第十条）
第三章　業務等（第十一条―第十四条）
第四章　雑則（第十五条―第二十一条）
第五章　罰則（第二十二条―第二十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構とする。

（機構の目的）

第三条　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（事務所）

第四条　機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　機構の資本金は、附則第二条第二項、第三条第六項及び第四条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3　機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員及び職員

（役員）

第六条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事五人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第八条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員及び職員の秘密保持義務等）

第九条　機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2　機構の役員及び職員は、前項及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）第八条に定めるもののほか、業務に関して知り得た厚生労働省令で定める個人又は法人に関する情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十九条第一項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。

四　障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。）の設置及び運営を行うこと。

五　障害者職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校をいう。）のうち同法第十六条第五項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。

六　納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第七十二条第三項、第七十三条第一項及び第七十四条第一項に規定する業務を行うこと。

七　障害者となった労働者の雇用を一定期間以上継続する事業主に対して給付金を支給すること。

八　障害者の技能に関する競技大会を開催すること。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十

二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとする。

（業務の委託）

第十二条　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第一項第一号、第六号及び第七号に掲げる業務の一部を、高年齢者等若しくは障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

2　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた法人又は金融機関（以下「受託法人等」という。）の役員及び職員であって当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（区分経理）

第十三条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十一条第一項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二　第十一条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

三　第十一条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

（利益及び損失の処理の特例等）

第十四条　機構は、前条第一号及び第二号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前条第三号に掲げる業務に係る勘定（次項において「第三号勘定」という。）については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5　機構は、第三号勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

6　前各項に定めるもののほか、第三項の納付金の納付に係る手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第十五条　厚生労働大臣は、天災の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、高年齢者等及び障害者の職業の安定を図るため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十一条第一項第一号から第七号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（報告及び検査）

第十六条　厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託法人等に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託法人等の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（財務大臣との協議）

第十七条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十二条第一項（金融機関に委託する場合に限る。）の認可をしようとするとき。

二　第十四条第一項の承認をしようとするとき。

（主務大臣等）

第十八条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

（職業能力開発促進法の適用の特例）

第十九条　機構が行う第十一条第一項第五号に掲げる業務に関する職業能力開発促進法第十二条、第十五条の二第一項、第二項及び第四項、第十八条並びに第八十八条の規定の適用については、機構は、国とみなす。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十一条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第二十二条　第九条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条　第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託法人等の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十四条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十一条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

三　第十四条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条（障害者の雇用の促進等に関する法律第十四条第二項の改正規定（「第二十七条第三項」を「第五十四条第三項」に改める部分を除く。）を除く。）、第七条、第八条、第十条及び第十二条から第十九条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（国の権利義務の承継等）

第二条　機構の成立の際、第十一条第一項第三号に掲げる業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の

時において機構が承継する。

2　前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3　前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（日本障害者雇用促進協会の解散等）

第三条　日本障害者雇用促進協会（以下「協会」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。この場合においては、附則第六条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「旧障害者雇用促進法」という。）及び他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2　機構の成立の際現に協会が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　協会の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　協会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、旧障害者雇用促進法第六十二条に係る部分を除き、なお従前の例による。この場合において、旧障害者雇用促進法第六十三条第一項中「前条第一項の通常総会の終了の日から一月以内に、同項の財務諸表を」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度終了の日から四月以内に」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「予算の区分に従う当該事業年度」とする。

6　第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（旧障害者雇用促進法第六十四条の二第一項の規定により積立金として整理されている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7　前条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

8　第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧障害者雇用促進法第六十四条の二第一項に規定する積立金又は同条第二項に規定する繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、それぞれ、第十三条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

9　第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（中央高年齢者等雇用安定センターの権利義務の承継等）

第四条　附則第七条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「旧高年齢者等雇用安定法」という。）第二十四条第二項に規定する中央高年齢者等雇用安定センター（以下「中央高年齢者等雇用安定センター」という。）が機構の成立の時において現に有する権利及び義務のうち、旧高年齢者等雇用安定法第二十六条第一項に規定する業務の遂行に伴い中央高年齢者等雇用安定センターに属するに至ったものは、機構の成立の時において機構が承継する。

2　中央高年齢者等雇用安定センターの前項の規定による承継の日の前日を含む事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録については、なお従前の例による。

3　中央高年齢者等雇用安定センターの第一項の規定による承継の日の前日を含む事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録については、なお従前の例による。

4　第一項の規定により機構が中央高年齢者等雇用安定センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産のうち政令で定めるものの価額に相当する金額から承継する負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

5　附則第二条第三項及び第四項の規定は、前項の政令で定める資産の価額について準用する。

（業務の特例）

第五条　機構は、当分の間、第十一条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　常時三百人以下の労働者を雇用する事業主に対して報奨金（次条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律附則第三条第三項に規定する報奨金をいう。）を支給すること。

二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第一項第一号」と、第十三条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、第十五条第一項中「第十一条第一項第一号から第七号まで」とあるのは「第十一条第一項第一号から第七号まで及び附則第五条第一項第一号」と、第二十四条第一号中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項及び附則第五条第一項」とする。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第六条　障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の六」を「第七条」に、「第三条」を「第八条」に、「第三条の二―第八条の三」を「第三節　障害者職業センター（第十九条―第二十六条）」に、「第九条の十二―第九条の十七」を「第二十七条―第三十二条」に、「第五節　障害者就業・生活支援センター（第九条の十八―第九条の二十二）　第六節　日本障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の業務の実施（第九条の二十二・第九条の二十三）」を「第五節　障害者就業・生活支援センター（第三十三条―第三十六条）」に、「第十条―第十七条」を「第三十七条―第四十八条」に、「第十八条―第二十五条」を「第四十九条―第五十二条」に、「第二款　障害者雇用納付金の徴収（第二十六条―第三十九条）　第三款　日本障害者雇用促進協会による障害者雇用納付金関係業務の実施（第三十九条の二―第三

「第三節　障害者職業センター
「第九条―第十八条」に、　第一款　障害者職業センターの設置等（第九条―第九条の九）
第二款　日本障害者雇用促進協会による障害者職業センターの設置及び運営の業務の実施（第九条の十・第九条の十一）」
を「第三節　障害者職業センター（第十九条―第二十六条）」に、「第九条の十二―第九条の十七」を「第二十七条―第三十二条」に、「第五節　障害者就業・生活支援センター（第九条の十八―第九条の二十二）　第六節　日本障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の業務の実施（第九条の二十二・第九条の二十三）」を「第五節　障害者就業・生活支援センター（第三十三条―第三十六条）」に、「第十条―第十七条」を「第三十七条―第四十八条」に、「第十八条―第二十五条」を「第四十九条―第五十二条」に、「第二款　障害者雇用納付金の徴収（第二十六条―第三十九条）　第三款　日本障害者雇用促進協会による障害者雇用納付金関係業務の実施（第三十九条の二―第三

十九条の八）」を「第二款　障害者雇用納付金の徴収（第五十三条―第六十八条）」に、「第三十九条の九―第三十九条の十二」を「第六十九条―第七十二条」に、「第三十九条の十三・第三十九条の十四」を「第七十三条・第七十四条」に、

「第四章　日本障害者雇用促進協会（第四十条―第七十一条）
第五章　削除
第六章　雑則（第七十八条―第八十四条）
第七章　罰則（第八十五条―第八十八条）」

を

「第四章　雑則（第七十五条―第八十五条）
第五章　罰則（第八十六条―第九十条）」

に改める。

第四章及び第五章を削る。

第三十九条の十四第一項中「政府」を「厚生労働大臣」に、「第十八条第九号の規定及び同条第十一号（同条第九号」を「第四十九条第一項第九号及び第十一号（同項第九号」に、「次項」を「第三項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

第三十九条の十四に次の一項を加える。

3　前項の場合においては、当該業務は、第四十九条第一項第九号及び第十一号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第五十三条の規定を適用する。

第三章第四節中第三十九条の十四を第七十四条とする。

第三十九条の十三第一項中「政府」を「厚生労働大臣」に、「第十八条第二号から第九号までの規定及び同条第十一号」を「第四十九条第一項第二号から第九号まで及び第十一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

第三十九条の十三に次の一項を加える。

3　前項の場合においては、当該業務は、第四十九条第一項第二号から第九号まで及び第十一号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第五十一条第二項中「身体障害者又は知的障害者」とあるのは、「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」とする。

第三十九条の十三を第七十三条とする。

第三十九条の十二第一項中「第十九条第一項」を「第五十条第一項」に、「第十五条第二項」を「第四十六条第二項」に改め、同条第二項中「第十九条第三項、第二十八条第三項及び第二十九条第七項」を「第五十条第三項、第五十五条第三項及び第五十六条第七項」に、「第十五条第三項」を「第四十六条第三項」に改め、同条第三項中「政府」を「厚生労働大臣」に、「第十八条第二号から第九号までの規定及び同条第十一号（同条第二号」を「第四十九条第一項第二号から第九号まで及び第十一号（同項第二号」に、「次項」を「第五項」に改め、同条第七項中「第三十九条の八第一項及び第八十一条第二項の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）」を「第五十二条第一項、第八十六条及び第八十七条の規定」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二十九条第三項」を「第五十六条第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二十八条第一項」を「第五十五条第一項」に、「第十五条第二項」を「第四十六条第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を削り、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

5　前項の場合においては、当該業務は、第四十九条第一項第二号から第九号まで及び第十一号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第五十一条及び第五十三条の規定を適用する。

第三章第三節中第三十九条の十二を第七十二条とする。

第三十九条の十一第一項中「第十四条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条第二項中「第十四条第五項」を「第四十三条第五項」に改め、同条第三項中「第十四条の二第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第四項及び第五項中「第十五条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条第六項中「第十五条第三項」を「第四十六条第三項」に改め、同条を第七十一条とする。

第三十九条の十第一項及び第二項中「第十一条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第三項中「第十三条」を「第四十条」に改め、同条第四項中「第十三条の二及び第十三条の三第一項」を「第四十一条及び第四十二条第一項」に、「第十三条の二第一項及び第十三条の三第一項第二号」を「第四十一条第一項及び第四十二条第一項第二号」に、「第十三条の二第一項及び第十三条の三第一項中」を「第四十一条第一項及び第四十二条第一項中」に、「第十三条の二第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条第五項中「第十七条第三項」を「第四十八条第三項」に改め、同条を第七十条とする。

第三十九条の九中「第十条、第十一条第二項、第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項（第十九条第三項、第二十七条第四項及び第二十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条、第十九条第二項並びに第二十七条第二項」を「第三十七条、第三十八条第二項、第四十三条第二項から第四項まで、第四十六条第二項（第五十条第三項、第五十四条第四項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十八条、第五十条第二項並びに第五十四条第二項」に改め、同条を第六十九条とする。

第三十九条の八中「第十条、第十一条第二項、第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項（第十九条第三項、第二十七条第四項及び第二十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条、第十九条第二項並びに第二十七条第二項」を「第三十七条、第三十八条第二項、第四十三条第二項から第四項まで、第四十六条第二項（第五十条第三項、第五十四条第四項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十八条、第五十条第二項並びに第五十四条第二項」に改め、同条を第六十九条とする。

第三章第二節第三款を削る。

第三章第二節第二款中第三十九条を第六十八条とし、第三十八条を削り、第三十七条を第六十七条とする。

第三十六条第二項中「厚生労働大臣」を「機構」に、「第三十二条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条を第六十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

（徴収金の帰属）

第六十四条　機構が徴収した納付金その他この款の規定による徴収金は、機構の収入とする。

（徴収金の徴収に関する不服申立て）

第六十五条　納付金その他この款の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分について不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

（不服申立てと訴訟との関係）

第六十六条　前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第三十五条を第六十二条とし、第三十四条を第六十一条とする。

第三十三条第一項中「厚生労働大臣」を「機構」に改め、同条を第六十条とする。

第三十二条第一項及び第二項中「厚生労働大臣」を「機構」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣は」を「機構は、厚生労働大臣の認可を受けて」に改め、同条を第五十九条とする。

第三十一条第一項中「厚生労働大臣」を「機構」に、「第二十九条第五項」を「第五十六条第五項」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「機構」に改め、同条を第五十八条とする。

第三十条中「厚生労働大臣」を「機構」に改め、同条を第五十七条とする。

第二十九条第一項及び第四項から第六項まで

の規定中「厚生労働大臣」を「機構」に改め、同条第七項中「第十五条第三項」を「第四十六条第三項」に改め、同条を第五十六条とする。

第二十八条第三項中「第十五条第二項」を「第四十六条第二項」に改め、同条を第五十五条とする。

第二十七条第四項中「第十五条第二項」を「第四十六条第二項」に改め、同条を第五十四条とする。

第二十六条第一項中「厚生労働大臣」を「機構」に、「第十八条第一号」を「第四十九条第一項第一号」に、「同条第二号から第九号まで」を「同項第二号から第八号まで」に、「並びに同条各号」を「、同項第九号の業務の実施に要する費用並びに同項各号」に改め、同条を第五十三条とする。

第二十一条から第二十五条までを削る。

第二十条第一項中「厚生労働大臣」を「機構」に、「第十八条第二号から第九号まで」を「第四十九条第一項第二号から第八号まで」に改め、第三章第二節第一款中同条を第五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（資料の提出等）

第五十二条　機構は、第四十九条第一項第十号に掲げる業務に関して必要な限度において、事業主に対し、身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の状況その他の事項についての文書その他の物件の提出を求めることができる。

2　機構は、納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主、その団体又は第四十九条第一項第七号ロからニまでに掲げる者（第八十二条第一項において「事業主等」という。）に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

第十九条第一項中「厚生労働大臣」を「機構」に、「第二十七条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同条第二項中「第二十七条第三項」を「第五十四条第三項」に改め、同条第三項中「第十五条第二項」を「第四十六条第二項」に改め、同条第四項中「第三十九条」を「第六十八条」に改め、同条を第五十条とする。

第十八条の見出しを「（納付金関係業務）」に改め、同条各号列記以外の部分中「政府」を「厚生労働大臣」に改め、「業務」の下に「（以下「納付金関係業務」という。）」を加え、同条第八号中「第九条の十三第一号」を「第二十八条第一号」に改め、同条第九号中「事業主の団体で、身体障害者又は知的障害者の雇用の促進に係る事業を行うものに対して、当該団体が行う」を削り、「講習の事業」を「講習の業務」に、「事業に要する費用に充てるための助成金を支給する」を「業務を行う」に改め、同条第十号中「第二十六条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

第十八条を第四十九条とする。

第十七条第二項中「第十二条」を「第三十九条」に改め、同条第六項中「第十五条第三項」を「第四十六条第三項」に改め、第三章第一節中同条を第四十八条とし、第十六条を第四十七条とし、第十五条を第四十六条とする。

第十四条の三第一項中「第十四条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同項第二号中「第七十八条の三各号」を「第七十八条各号」に改め、同条第二項中「第十四条の二第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第四十五条とし、第十四条の二を第四十四条とする。

第十四条第一項中「第七十八条の三」を「第七十八条」に、「第十五条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条第二項中「第二十七条第三項」を「第五十四条第三項」に、「総数に対する」を「総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する」に改め、同条を第四十三条とする。

第十三条の三第一項中「第十一条第一項及び第十三条」を「第三十八条第一項及び第四十条」に改め、同条を第四十二条とする。

第十三条の二第一項中「第十一条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十一条とし、第十三条を第四十条とし、第十二条を第三十九条とする。

第十一条第一項中「第十四条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第十四条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同条を第三十八条とし、第十条を第三十七条とする。

第二章第六節を削る。

第九条の二十一中「第九条の十九第一号」を「第二十四条第一号」に改め、第二章第五節中同条を第三十六条とする。

第九条の二十を削り、第九条の十九を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第三十五条　第二十七条第二項から第四項まで及び第二十九条から第三十二条までの規定は、障害者就業・生活支援センターについて準用する。この場合において、第二十七条第二項中「前項」とあるのは「第三十三条」と、「同項」とあるのは「同条」と、「所在地並びに当該指定に係る地域」とあるのは「所在地」と、第二十九条中「前条第一号から第三号まで」とあるのは「第三十四条第二号」と、第三十一条中「第二十八条」とあるのは「第三十四条」と、第三十二条第一項中「第二十七条第一項」とあるのは「第三十三条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「次節」と読み替えるものとする。

第九条の十八を第三十三条とする。

第九条の十七第一項中「第九条の十二第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同項第一号中「第九条の十三」を「第二十八条」に改め、第二章第四節中同条を第三十二条とする。

第九条の十六中「第九条の十三」を「第二十八条」に改め、同条を第三十一条とし、第九条の十五を第三十条とし、第九条の十四を第二十九条とし、第九条の十三を第二十八条とし、第九条の十二を第二十七条とする。

第二章第三節第一款中第九条の九を第二十六条とする。

第九条の八第二項中「第九条の十二第一項」を「第二十七条第一項」に、「第九条の十九」を「第三十四条」に、「第八十二条」を「第八十三条」に改め、同条を第二十五条とする。

第九条の七第一項中「厚生労働大臣」を「機構」に改め、同条を第二十四条とし、第九条の六を第二十三条とし、第九条の五を削り、第九条の四を第二十二条とし、第九条の三を第二十一条とする。

第九条の二第一号中「第九条の八第二項」を「第二十五条第二項」に、「この款」を「この節」に改め、同条第三号中「第九条の七」を「第二十四条」に、「第九条の四第四号」を「第二十二条第四号」に改め、同条第四号中「第九条の十二第二項」を「第二十七条第二項」に、「第九条の十九」を「第三十四条」に改め、同条第五号イ中「第九条の四第一号及び第九条の十三」を「第二十二条第一号及び第二十八条」に改め、同条を第二十条とする。

第九条中「政府」を「厚生労働大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

2　厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

第九条を第十九条とする。

「第一款　障害者職業センターの設置等」を削る。

第八条の三中「次節第一款及び第九条の十三第三号」を「次節及び第二十八条第三号」に改め、第二章第二節中同条を第十八条とし、第八条の二を第十七条とし、第六条から第八条までを八条ずつ繰り下げる。

第五条第一項中「第七条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第十三条とする。

第四条中「第九条」を「第十九条第一項」に改め、同条を第十二条とし、第三条の四を第十一条とし、第三条の三を第十条とし、第三条の二を第九条とする。

第二章第一節中第三条を第八条とする。

第二条の六第二項第三号中「第二条の四」を「第五条」に改め、第一章中同条を第七条とし、第二条の五を第六条とし、第二条の四を第五条とし、第二条の三を第四条とし、第二条の二を第三条とする。

第六章中第七十八条を第七十五条とし、第七十八条の二を第七十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（障害者となつた労働者の雇用を継続する事業主に対する助成等）

第七十七条　厚生労働大臣は、労働者が障害者となつた後において当該労働者の雇用を一定期間以上継続する事業主であつて、当該雇用の継続のため政令で定める措置を講ずるものに対して、厚生労働省令で定める基準に適合する給付金を支給する業務を行う。

2　厚生労働大臣は、前項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

3　機構は、第一項の業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

第七十八条の三各号列記以外の部分中「第十四条第五項」を「第四十三条第五項」に改め、同条第二号中「第十四条第五項」を「第四十三条第五項」に、「第八十条第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同条第三号中「第十五条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条を第七十八条とする。

第七十九条第一項中「第八十条」を「第八十一条」に改め、同条第二項中「、第四章の規定により協会が設立されたときは」を削り、「協会に」を「、第四十九条第一項第九号に掲げる業務として機構に」に改め、同条第三項を削る。

第八十八条中「第九条の六又は第四十二条第二項」を「第二十三条」に改め、同条を第九十条とする。

第八十七条を削る。

第八十六条の二中「第九条の二十一」を「第三十六条」に改め、同条を第八十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第八十九条　第五十九条第三項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第八十六条第一項中「（受託金融機関の役員又は職員に係るものを除く。）」を削り、同条を第八十七条とする。

第八十五条第一項中「第十八条第七号ロからニまで」を「第四十九条第一項第七号ロからニまで」に、「第三十九条の八第二項に」を「第五十二条第二項に」に改め、同項第一号中「第十四条第五項又は第三十九条の八第二項」を「第四十三条第五項、第五十二条第二項又は第七十七条第三項」に改め、同項第二号中「第十五条第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同項第三号中「第三十九条の八第一項又は第八十一条第二項」を「第五十二条第一項」に改め、同項第四号中「第八十条第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同項第五号中「第八十一条第一項」を「第八十二条第一項」に改め、同条第二項を削り、第七章中同条を第八十六条とする。

第七章を第五章とする。

第六章中第八十四条を第八十五条とし、第八十三条を第八十四条とする。

第八十二条中「障害者職業センター」を「機構」に改め、「、協会」を削り、同条を第八十三条とする。

第八十一条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八十一条を第八十二条とし、第八十条を第八十一条とし、第七十九条の二を第八十条とする。

第六章を第四章とする。

附則第二条の見出しを「（広域障害者職業センターの設置の特例）」に改め、同条第一項中「第九条の十第一項の規定を適用しないこととしたならば」を削り、「第二章第三節第二款及び第四章」を「第十九条」に、「同項中「第九条に規定する業務」とあるのは「広域障害者職業センターの運営の業務」を「同条第一項中「設置及び運営」とあるのは「運営」に改め、同条第二項中「協会」を「機構」に、「については、第九条の十一第二項の規定は、適用しない」を「の名称及び位置は、厚生労働省令で定める」に改める。

附則第三条第一項中「第十八条第一号、第十九条」を「第四十九条第一項第一号、第五十条」に改め、同条第二項中「政府」を「厚生労働大臣」に改め、同条第七項中「第四項」を「第五項」に、「第十五条第三項」を「第四十六条第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三十九条の十二第一項」を「第七十二条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「第十五条第二項」を「第四十六条第二項」に、「前項」を「第三項」に、「前三項」を「前各項」に、「第十九条第四項」を「第五十条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第五十二条第二項、第五十三条、第八十六条第一項第一号（第五十二条第二項に係る部分に限る。）、第八十七条及び第八十九条の規定の適用については、当分の間、第五十三条第一項中「並びに同項各号に掲げる業務」とあるのは「、附則第三条第二項の報奨金の支給に要する費用並びに第四十九条第一項各号に掲げる業務及び附則第三条第二項に規定する業務」とする。

附則第三条第三項中「第二十七条第三項」を「第五十四条第三項」に、「第十九条第二項」を「第五十条第二項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

4　厚生労働大臣は、第二項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

附則第四条第一項中「第十九条、第二十七条」を「第五十条、第五十四条」に、「第十九条第一項」を「第五十条第一項」に、「第二十七条第三項」を「第五十四条第三項」に、「第二十七条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

別表中「第十七条」を「第四十八条」に改める。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第七条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第七条」に、「第四条―第五条」を「第八条―第十一条」に、「第六条―第八条の二」を「第十二条―第十四条」に、「第九条―第十一条の三」を「第十五条―第十九条」に、「第十二条―第二十三条」を「第二十条―第三十一条」を「第四章　高年齢者職業経験活用センター等

「第四章　高年齢者等雇用安定センター

第一節　中央高年齢者等雇用安定センター（第二十四条―第三十九条）

第二節　都道府県高年齢者等雇用安定センター（第四十条―第四十四条）」

年齢者職業経験活用センター等」に、「第四十四条の二―第四十四条の四」を「第三十二条―第三十六条」に、「第四十四条の五―第四十四条の七」を「第三十七条―第三十九条」に、「第四十五条」を「第四十条」に、「第四十六条―第四十八条」を「第四十一条―第四十三条」に、「第四十八条の二・第四十八条の三」を「第四十四条・第四十五条」に、「第四十九条―第五十一条」を「第四十五条―第四十八条」に、「第五十二条―第五十四条」を「第四十九条―第五十一条」に、「第五十五条―第五十八条」を「第五十二条―第五十四条」に、「第五十九条―第六十一条」を「第五十五条―第五十七条」に改める。

第四章を削る。

第二十三条中「第十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、第三章第三節中同条を第三十一条とし、第二十二条を第三十条とし、第二十一条を第二十九条とする。

第二十条中「第十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第十九条中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条を第二十七条とする。

第十八条中「第十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十七条第二項中「あたる」を「当たる」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「つく」を「就く」に改め、同条を第二十五条とする。

第十六条第二項中「あらためて」を「改めて」に改め、同条を第二十四条とする。

第十五条第一項第三号中「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第二十三条とする。

第十四条第一項第一号中「ついた」を「就いた」に改め、同項第二号中「第十二条各号」を「第二十条各号」に改め、同項第三号中「きいて」を「聴いて」に改め、同条を第二十二条とする。

第十三条第二項中「第十五条第一項各号」を「第二十三条第一項各号」に改め、同条第三項中「あたつて」を「当たつて」に改め、同条を第二十一条とする。

第十二条第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号中「第十五条第一項各号」を「第二十三条第一項各号」に改め、同条第四号中「きいて」を「聴いて」に改め、同条を第二十条とする。

第三章第二節中第十一条の三を第十九条とし、第十一条の二を第十八条とする。

第十一条第一項中「第九条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十七条とし、第十条を第十六条とし、第九条を第十五条とする。

第八条の二を削り、第三章第一節中第八条を第十四条とし、第七条を第十三条とし、第六条を第十二条とする。

第二章中第五条を第十一条とし、第四条の三を第十条とし、第四条の二を第九条とし、第四条を第八条とする。

第三条第二項中「第五十二条及び第五十五条」を「第四十九条及び第五十二条」に改め、第一章中同条を第七条とする。

第二条の五第二項第三号中「第二条の三第一項」を「第四条第一項」に、「第四条の二」を「第九条」に改め、同項第四号中「第四条の二」を「第九条」に改め、同条を第六条とし、第二条の四を第五条とし、第二条の三を第四条とし、第二条の二を第三条とする。

第四十四条の二の見出しを「（指定等）」に改め、同条中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加え、同条に次の三項を加える。

2　厚生労働大臣は、前項の指定をしたときは、同項の指定を受けた者（以下「高年齢者職業経験活用センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3　高年齢者職業経験活用センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4　厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第四章の二第一節中第四十四条の二を第三十二条とする。

第四十四条の三第一項中「前条の指定を受けた者（以下「高年齢者職業経験活用センター」という。）」を「高年齢者職業経験活用センター」に改め、同条第三項中「第四十四条の三第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同条を第三十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

（事業計画等）

第三十四条　高年齢者職業経験活用センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　高年齢者職業経験活用センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（監督命令）

第三十五条　厚生労働大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、高年齢者職業経験活用センターに対し、第三十三条第一項に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第三十六条　厚生労働大臣は、高年齢者職業経験活用センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第三十二条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一　第三十三条第一項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　指定に関し不正の行為があつたとき。

三　この節の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

四　前条の規定に基づく処分に違反したとき。

五　第五十三条第一項の条件に違反したとき。

2　厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第四十四条の四を削る。

第四章の二第二節中第四十四条の五を第三十七条とし、第四十四条の六を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第三十九条　第三十二条第二項から第四項まで及び第三十四条から第三十六条までの規定は、全国高年齢者職業経験活用センターについて準用する。この場合において、第三十二条第二項中「前項」とあるのは「第三十七条」と、「同項」とあるのは「同条」と、第三十五条中「この節」とあるのは「次節」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第三十八条」と、第三十六条第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「次条」と、同項第一号中「第三十三条第一項」とあるのは「第三十八条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「次節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第三十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第四十四条の七を削る。

第四章の二を第四章とする。

第五章中第四十五条を第四十条とする。

第四十六条第一項中「第四十八条の二第一項」を「第四十四条第一項」に、「第四十八条の二に」を「第四十四条に」に改め、第六章第一節中同条を第四十一条とし、第四十七条を第四十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第四十三条　第三十二条第二項から第四項まで、第三十三条第二項から第四項まで及び第三十四条から第三十六条までの規定は、シル

バー人材センターについて準用する。この場合において、第三十二条第二項から第四項まで及び第三十四条から第三十六条までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三十二条第二項中「前項」とあるのは「第四十一条第一項」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域」と、第三十三条第二項中「前項第三号」とあるのは「第四十二条第二号」と、同条第三項中「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十三条第二項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十三条において準用する同法第三十三条第二項」と、第三十五条中「この節」とあるのは「第六章第一節」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第四十二条」と、第三十六条第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第四十一条第一項」と、同項第一号中「第三十三条第一項」とあるのは「第四十二条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第一節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十三条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第四十八条を削る。

第四十八条の二第一項中「第四十七条」を「第四十二条」に、「第四十六条第一項各号」を「第四十一条第一項各号」に改め、同条第三項中「第四十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、第六章第二節中同条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第四十五条　第三十二条第二項から第四項まで、第三十三条第二項から第四項まで、第三十四条から第三十六条まで及び第四十二条の規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第三十二条第二項から第四項まで及び第三十四条から第三十六条までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三十二条第二項中「前項」とあるのは「第四十四条第一項の指定をしたとき並びに同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、「同項の指定」とあるのは「当該指定又は変更」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域（当該変更があつたときは、当該変更後の地域）」と、第三十三条第二項中「前項第三号」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第二号」と、同条第三項中「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十三条第二項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十五条において準用する同法第三十三条第二項」と、第三十五条中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条」と、第三十六条第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項第一号中「第三十三条第一項」とあるのは「第四十二条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十三条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第四十八条の三を削る。

第六章第三節中第四十九条を第四十六条とし、第五十条を第四十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第四十八条　第三十二条第二項から第四項まで及び第三十四条から第三十六条までの規定は、全国シルバー人材センター事業協会について準用する。この場合において、第三十二条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、「同項」とあるのは「同条」と、第三十五条中「この節」とあるのは「第六章第三節」と、「第三十二条第一項」とあるのは「第四十七条」と、第三十六条第一項中「第三十二条第一項」とあるのは「第四十七条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第三節」と、同項第四号中「前条」とあるのは「第四十八条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五十一条を削る。

第五十二条を削り、第七章中第五十三条を第五十条とし、同条の前に次の一条を加える。

（事業主等に対する援助等）

第四十九条　国は、高年齢者等（厚生労働省令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の職業の安定その他福祉の増進を図るため、高年齢者等職業安定対策基本方針に従い、事業主、労働者その他の関係者に対し、次に掲げる措置その他の援助等の措置を講ずることができる。

一　定年の引上げ、継続雇用制度の導入、再就職の援助等高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。

二　高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三　労働者がその高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするため、労働者に対して、必要な助言又は指導を行うこと。

2　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる措置の実施に関する事務の全部又は一部を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（次項において「機構」という。）に行わせるものとする。

3　機構は、第一項第一号に掲げる措置の実施に関する事務を行う場合において当該事務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

第五十四条を第五十一条とする。

第八章中第五十五条を第五十二条とし、第五十六条を削り、第五十七条を第五十三条とし、第五十八条を第五十四条とする。

第五十九条を削る。

第九章中第六十条を第五十六条とし、同条の前に次の一条を加える。

第五十五条　第四十九条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条第一項中「第十条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条を第五十七条とする。

（障害者の雇用の促進等に関する法律等の一部改正に伴う経過措置）

第八条　旧障害者雇用促進法（第五十四条を除く。）又は旧高年齢者等雇用安定法（第三十四条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律、附則第六条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律又は前条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（業務の範囲に関する経過措置）

第九条　平成十五年十月一日までの間は、第十一条第一項第一号中「第四十九条第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同項第四号中「第十九条第一項」とあるのは「第九条」と、同項第六号中「第四十九条第一項」とあるのは「第三十九条の二第一項」と、「第七十二条第三項、第七十三条第一項及び第七十四条第一項」とあるのは「第三十九条の十二第三項、第三十九条の十三第一項及び第三十九条の十四第一項」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十条　附則第六条及び第七条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の

施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条　附則第二条から第四条まで及び前三条に定めるもののほか、機構の成立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（職業安定法の一部改正）

第十二条　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「第十六条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第十三条　職業能力開発促進法の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二章第六節に定めるところにより、日本障害者雇用促進協会」を「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」に改める。

（労働保険特別会計法の一部改正）

第十四条　労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（雇用勘定の歳入及び歳出）

第五条　雇用勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつて、その歳入とする。

一　第七条第二項の規定による徴収勘定からの受入金

二　雇用保険法第六十六条及び第六十七条の規定に基づく一般会計からの受入金

三　雇用安定資金からの受入金

四　積立金からの受入金

五　雇用安定資金から生ずる収入金

六　積立金から生ずる収入金

七　借入金

八　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第　号）第十四条第三項の規定による納付金

2　この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、その歳出とする。

一　雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費、能力開発事業費及び雇用福祉事業費

二　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金

三　雇用・能力開発機構への出資金及び交付金

四　第八条の規定による徴収勘定への繰入金

五　第八条の二第一項の規定による雇用安定資金への繰入金

六　借入金の償還金及び利子

七　一時借入金の利子

八　雇用保険事業の業務取扱費（次条の規定により徴収勘定の歳出とされる業務取扱費を除く。）

（雇用保険法の一部改正）

第十五条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第三号中「第四条の二」を「第九条」に改め、同条第三項中「これに」を「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第　号）並びにこれらに」に改め、「一部を雇用・能力開発機構」の下に「及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を加える。

第六十三条第三項を次のように改める。

3　政府は、雇用・能力開発機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十六条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一日本障害者雇用促進協会の項を削る。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第十七条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第八十三条中「第十二条から第二十条まで及び第二十三条」を「第二十条から第二十八条まで及び第三十一条」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条　障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

障害者の雇用の促進等に関する法律第十一条第一項の改正規定中「第十一条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

障害者の雇用の促進等に関する法律第十四条第一項の改正規定中「第十四条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第七十八条の三」を「第七十八条」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第四十三条第二項を次のように改める。

2　前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある身体障害者及び知的障害者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第三条第五項の改正規定中「、「附則第三条第三項」を「附則第四条第三項」に」を削る。

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第二条の次に一条を加える改正規定中「第十一条」を「第三十八条」に、「第十四条」を「第四十三条」に、「第七十八条の三」を「第七十八条」に改める。

附則第一条第二号中「第十一条第一項の改正規定及び第十四条第一項の改正規定」を「第三十八条第一項の改正規定、第四十三条第一項及び第二項の改正規定」に、「及び附則第二条の次に一条を加える改正規定」を「、附則第二条の次に一条を加える改正規定及び附則第五条の規定」に改める。

附則第四条の次に次の一条を加える。

（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第一号中「第三条第三項」を「第四条第三項」に改める。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十九条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表日本障害者雇用促進協会の項を削る。

……理　由……

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、日本障害者雇用促進協会を解散して独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、公益法人に対する行政の関与の在り方についての改革を行うため、高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給等の業務を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に行わせることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法

目次
第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員及び職員（第七条―第十四条）
第三章　業務等（第十五条―第二十八条）
第四章　財務及び会計（第二十九条―第三十四条）
第五章　雑則（第三十五条―第四十一条）
第六章　罰則（第四十二条―第四十五条）
附則

第一章　総則

（目的）
第一条　この法律は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）
第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構とする。

（機構の目的）
第三条　独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）は、医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、並びに国民の健康の保持増進に寄与する医薬品技術等の研究及び開発を振興するとともに、医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。

（定義）
第四条　この法律（第五項及び第八項を除く。）において「医薬品」とは、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているもの以外のものをいう。

2　この法律（第八項を除く。）において「医薬部外品」とは、薬事法第二条第二項に規定する医薬部外品であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているもの以外のものをいう。

3　この法律において「化粧品」とは、薬事法第二条第三項に規定する化粧品をいう。

4　この法律（第八項を除く。）において「医療用具」とは、薬事法第二条第四項に規定する医療用具であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているもの以外のものをいう。

5　この法律において「許可医薬品」とは、薬事法第二条第一項に規定する医薬品であって、同法第十二条第一項に規定する医薬品の製造業の許可若しくは同法第十八条第一項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する医薬品の製造品目の変更若しくは追加の許可又は同法第二十二条第一項に規定する医薬品の輸入販売業の許可を受けて製造され、又は輸入されたものをいう。ただし、次に掲げる医薬品を除く。

一　がんその他の特殊疾病に使用されることが目的とされている医薬品であって、厚生労働大臣の指定するもの

二　専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品その他厚生労働省令で定める医薬品

6　この法律において「医薬品の副作用」とは、許可医薬品が適正な使用目的に従い適正に使用された場合においてもその許可医薬品により人に発現する有害な反応をいう。

7　この法律（次項を除く。）において「生物由来製品」とは、薬事法第二条第五項に規定する生物由来製品であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているもの以外のものをいう。

8　この法律において「許可生物由来製品」とは、薬事法第二条第五項に規定する生物由来製品であって、同法第十二条第一項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造業の許可若しくは同法第十八条第一項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造品目の変更若しくは追加の許可又は同法第二十二条第一項に規定する医薬品の輸入販売業の許可を受けて製造され、又は輸入されたものをいう。ただし、次に掲げる生物由来製品を除く。

一　特殊疾病に使用されることが目的とされている生物由来製品であって、厚生労働大臣の指定するもの

二　専ら動物のために使用されることが目的とされている生物由来製品その他厚生労働省令で定める生物由来製品

9　この法律において「生物由来製品を介した感染等」とは、許可生物由来製品が適正な使用目的に従い適正に使用された場合においても、その許可生物由来製品の原料又は材料に混入し、又は付着した次に掲げる感染症の病原体に当該許可生物由来製品の使用の対象者が感染することその他許可生物由来製品に起因する健康被害であって厚生労働省令で定めるものをいう。

一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第一項に規定する感染症

二　人から人に伝染し、又は動物から人に感染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の効果が明らかに異なるもの（前号に掲げるものを除く。）

10　この法律において「医薬品技術」とは、医薬品の生産又は販売に関する技術のうち厚生労働省の所掌に係るものであって、その品質、有効性及び安全性の確保又は向上に寄与するものその他国民の健康の保持増進に相当程度寄与するものをいう。

11　この法律において「医療用具等技術」とは、医療用具その他人の疾病の診断、治療若しくは予防に使用すること又は人の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている物の生産又は販売に関する技術のうち厚生労働省の所掌に係るものであって、これらの品質、有効性及び安全性の確保又は向上に寄与するものその他国民の健康の保持増進に相当程度寄与するもの（医薬品技術を除く。）をいう。

12　この法律において「希少疾病用医薬品」とは、薬事法第二条第八項に規定する希少疾病用医薬品をいう。

13　この法律において「希少疾病用医療用具」とは、薬事法第二条第八項に規定する希少疾病用医療用具をいう。

（事務所）
第五条　機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）
第六条　機構の資本金は、その設立に際し、第十五条第一項第三号ロからトまで及びこれらに附帯する業務（以下「研究振興業務」という。）に必要な資金に充てるべきものとして政府が出資する金額並びに附則第十二条第二項及び附則第十三条第七項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　政府は、研究振興業務の資金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3　機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員及び職員

（役員）
第七条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）
第八条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていな

いときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第九条　役員の任期は、二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十条　通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるもの（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、理事又は監事となることができる。

第十一条　通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは役務の提供を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二　医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造業者、輸入販売業者、販売業者若しくは賃貸業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三　前二号に掲げる者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第十二条　機構の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第　号）第十一条」とする。

2　機構の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十条及び第十一条」とする。

（秘密保持義務）

第十三条　機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（役員及び職員の地位）

第十四条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十五条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　医薬品の副作用による健康被害の救済に関する次に掲げる業務

イ　医薬品の副作用による疾病、障害又は死亡につき、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料の給付（以下「副作用救済給付」という。）を行うこと。

ロ　次条第一項第一号及び第二号に掲げる給付の支給を受ける者並びに同項第三号に掲げる給付の支給を受ける者に養育される同号に規定する十八歳未満の者について保健福祉事業を行うこと。

ハ　拠出金を徴収すること。

ニ　イからハまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二　生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済に関する次に掲げる業務

イ　生物由来製品を介した感染等による疾病、障害又は死亡につき、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料の給付（以下「感染救済給付」という。）を行うこと。

ロ　第二十条第一項第一号及び第二号に掲げる給付の支給を受ける者並びに同項第三号に掲げる給付の支給を受ける者に養育される同号に規定する十八歳未満の者について保健福祉事業を行うこと。

ハ　拠出金を徴収すること。

ニ　イからハまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三　医薬品技術及び医療用具等技術に関する次に掲げる業務

イ　基礎的研究を行い、その成果を普及すること。

ロ　試験研究を政府等（政府及び独立行政法人（通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ハ及び附則第十条において同じ。）をいう。ハ及びニにおいて同じ。）以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。

ハ　政府等以外の者に対し、試験研究を国の試験研究機関又は試験研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあっせんすること。

ニ　政府等以外の者の委託を受けて、試験研究を行うこと。

ホ　海外から研究者を招へいすること。

ヘ　情報を収集し、整理し、及び提供すること。

ト　調査すること。

チ　イからトまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四　希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療用具に関する次に掲げる業務

イ　試験研究に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

ロ　試験研究に係る指導及び助言を行うこと。（第五号ロに掲げる業務を除く。）

ハ　イ及びロに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五　医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（以下この号において「医薬品等」という。）に関する次に掲げる業務

イ　行政庁の委託を受けて、薬事法第十三条の二第一項（同法第十八条第二項及び第二十三条において準用する場合を含む。）、第十四条の二第一項（同法第十四条の四の二第一項（同法第十九条の四及び第二十三条において準用する場合を含む。）、第十四条の五の二第一項（同法第十九条の四及び第二十三条において準用する場合を含む。）、第十九条の二第四項及び第五項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）又は第八十条の四第一項の規定による調査又は審査を行うこと及び同法第十四条の四の二第二項又は第八十条の四第四項の報告又は届出を受理すること。

ロ　民間において行われる治験その他医薬品等の安全性に関する試験その他の試験の実施、医薬品等の使用の成績その他厚生労働省令で定めるものに関する調査の実施及び薬事法の規定による承認の申請に必要な資料の作成に関し指導及び助言を行うこと。

ハ　医薬品等の品質、有効性及び安全性に関する情報を収集し、整理し、及び提供し、並びにこれらに関し相談に応じることその他医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に関する業務を行うこと。（第三号ヘ及びこの号ロに掲げる業務を除く。）

ニ　イ及びロに掲げる業務（これらに附帯する業務を含み、政令で定める業務を除く。）に係る手数料を徴収すること。

ホ　ハに掲げる業務（これに附帯する業務を含み、政令で定める業務を除く。）に係る拠出金を徴収すること。

ヘ　イからホまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項の業務のほか、薬事法第六十九条の二第一項又は第八十条の六第一項の規定による政令で定める立入検査、質問及び収去を行う。

（副作用救済給付）

第十六条　副作用救済給付は、次の各号に掲げる

区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対して行うものとし、副作用救済給付を受けようとする者の請求に基づき、機構が支給を決定する。

一　医療費及び医療手当　医薬品の副作用による疾病について政令で定める程度の医療を受ける者

二　障害年金　医薬品の副作用により政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者

三　障害児養育年金　医薬品の副作用により政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者

四　遺族年金又は遺族一時金　医薬品の副作用により死亡した者の政令で定める遺族

五　葬祭料　医薬品の副作用により死亡した者の葬祭を行う者

2　副作用救済給付は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、行わない。

一　その者の医薬品の副作用による疾病、障害又は死亡が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）又は結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の規定による予防接種を受けたことによるものである場合

二　その者の医薬品の副作用による疾病、障害又は死亡の原因となった許可医薬品について賠償の責任を有する者があることが明らかな場合

三　その他厚生労働省令で定める場合

3　副作用救済給付の額、請求の期限、支給方法その他副作用救済給付に関し必要な事項は、政令で定める。

（判定の申出）

第十七条　機構は、前条第一項の規定による支給の決定につき、副作用救済給付の請求のあった者に係る疾病、障害又は死亡が、医薬品の副作用によるものであるかどうかその他医学的薬学的判定を要する事項に関し、厚生労働大臣に判定を申し出るものとする。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による判定の申出があったときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知するものとする。

（副作用救済給付の中止等）

第十八条　機構は、副作用救済給付を受けている者に係る疾病、障害又は死亡の原因となった許可医薬品について賠償の責任を有する者があることが明らかとなった場合には、以後副作用救済給付は行わない。

2　機構は、副作用救済給付に係る疾病、障害又は死亡の原因となった許可医薬品について賠償の責任を有する者がある場合には、その行った副作用救済給付の価額の限度において、副作用救済給付を受けた者がその者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

（副作用拠出金）

第十九条　各年四月一日において薬事法第十二条第一項又は第二十二条第一項の規定による許可医薬品の製造業の許可又は輸入販売業の許可を受けている者（第四条第五項各号に掲げる医薬品のみを製造し、又は輸入している者を除く。以下「許可医薬品製造業者等」という。）は、機構の第十五条第一項第一号に掲げる業務（以下「副作用救済給付業務」という。）に必要な費用に充てるため、各年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）、機構に対し、拠出金を納付しなければならない。

2　前項の拠出金（以下「副作用拠出金」という。）の額は、許可医薬品製造業者等が製造し、又は輸入した許可医薬品の前年度における総出荷数量を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定される算定基礎取引額に拠出金率を乗じて得た額（その額が政令で定める額に満たないときは、当該政令で定める額）とする。

3　前項の拠出金率（以下この条において「副作用拠出金率」という。）は、機構が定める。

4　機構は、副作用拠出金率を定め、又はこれを変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

5　機構は、前項の認可の申請に際し、あらかじめ、許可医薬品製造業者等の団体で許可医薬品製造業者等の意見を代表すると認められるものの意見を聴かなければならない。

6　副作用拠出金率は、副作用救済給付に要する費用の予想額並びに副作用救済給付業務に係る予定運用収入の額及び副作用救済給付業務に係る政府の補助金があるときはその額に照らし、将来にわたって機構の副作用救済給付業務に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従って再計算されるべきものとし、当分の間、千分の二を超えない範囲内の率とする。

7　機構が前年度において副作用救済給付の支給を決定した者に係る疾病、障害又は死亡の原因となった許可医薬品（以下この項において「原因許可医薬品」という。）を製造し、又は輸入した許可医薬品製造業者等の副作用拠出金の額は、第二項の規定による額に、機構が前年度に支給を決定した副作用救済給付のうち、当該許可医薬品製造業者等が製造し、又は輸入した原因許可医薬品によるものの現価に相当する額を基礎として厚生労働省令で定める算定方法により算定した額を加えた額とする。

8　副作用拠出金の納期限、延納その他副作用拠出金の納付に関し必要な事項は、政令で定める。

（感染救済給付）

第二十条　感染救済給付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対して行うものとし、感染救済給付を受けようとする者の請求に基づき、機構が支給を決定する。

一　医療費及び医療手当　生物由来製品を介した感染等により政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者

二　障害年金　生物由来製品を介した感染等により政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者

三　障害児養育年金　生物由来製品を介した感染等により政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者

四　遺族年金又は遺族一時金　生物由来製品を介した感染等により死亡した者の政令で定める遺族

五　葬祭料　生物由来製品を介した感染等により死亡した者の葬祭を行う者

2　第十六条第二項及び第三項、第十七条並びに第十八条の規定は、感染救済給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（感染拠出金）

第二十一条　各年四月一日において薬事法第十二条第一項又は第二十二条第一項の規定による許可生物由来製品の製造業の許可又は輸入販売業の許可を受けている者（第四条第八項各号に掲げる生物由来製品のみを製造し、又は輸入している者を除く。以下「許可生物由来製品製造業者等」という。）は、機構の第十五条第一項第二号に掲げる業務（以下「感染救済給付業務」という。）に必要な費用に充てるため、各年度、機構に対し、拠出金を納付しなければならない。

2　前項の拠出金（以下「感染拠出金」という。）の額は、許可生物由来製品製造業者等が製造し、又は輸入した許可生物由来製品の前年度における総出荷数量を基礎として厚生労働省令で定める算定基礎取引額に拠出金率を乗じて得た額（その額が政令で定める額に満たないときは、当該政令で定める額）とする。

3　前項の拠出金率（以下この条において「感染拠出金率」という。）は、機構が定める。

4　機構は、感染拠出金率を定め、又はこれを変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

5　機構は、前項の認可の申請に際し、あらかじめ、許可生物由来製品製造業者等の団体で許可生物由来製品製造業者等の意見を代表すると認

められるものの意見を聴かなければならない。

6　感染拠出金率は、感染救済給付に要する費用の予想額並びに感染救済給付業務に係る予定運用収入の額及び感染救済給付業務に係る政府の補助金があるときはその額に照らし、将来にわたって機構の感染救済給付業務に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従って再計算されるべきものとし、当分の間、千分の二を超えない範囲内の率とする。

7　機構が前年度において感染救済給付の支給を決定した者に係る疾病、障害又は死亡の原因となった許可生物由来製品（以下この項において「原因許可生物由来製品」という。）を製造し、又は輸入した許可生物由来製品製造業者等の感染拠出金の額は、第二項の規定による額に、機構が前年度に支給を決定した感染救済給付のうち、当該許可生物由来製品製造業者等が製造し、又は輸入した原因許可生物由来製品によるものの現価に相当する額を基礎として厚生労働省令で定める算定方法により算定した額を加えた額とする。

8　感染拠出金の納期限、延納その他感染拠出金の納付に関し必要な事項は、政令で定める。

（安全対策等拠出金）

第二十二条　各年四月一日において薬事法第十二条第一項又は第二十二条第一項の規定による医薬品若しくは医療用具の製造業の許可又は輸入販売業の許可を受けている者（以下「医薬品等製造業者等」という。）は、機構の第十五条第一項第五号ハに掲げる業務（これに附帯する業務を含み、同号ホの政令で定める業務を除く。）に必要な費用に充てるため、各年度、機構に対し、拠出金を納付しなければならない。

2　前項の拠出金（以下「安全対策等拠出金」という。）の額は、医薬品等製造業者等が製造し、又は輸入した医薬品若しくは医療用具の前年度における総出荷数量を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定される算定基礎取引額に拠出金率を乗じて得た額（その額が政令で定める額に満たないときは、当該政令で定める額）とする。

3　前項の拠出金率（以下この条において「安全対策等拠出金率」という。）は、機構が定める。

4　機構は、安全対策等拠出金率を定め、又はこれを変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

5　機構は、前項の認可の申請に際し、あらかじめ、医薬品等製造業者等の団体で医薬品等製造業者等の意見を代表すると認められるものの意見を聴かなければならない。

6　安全対策等拠出金の納期限、延納その他安全対策等拠出金の納付に関し必要な事項は、政令で定める。

（資料の提出の請求等）

第二十三条　機構は、第十五条第一項第一号ハ、同項第二号ハ又は同項第五号ホに掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、許可医薬品製造業者等、許可生物由来製品製造業者等又は医薬品等製造業者等に対し、資料の提出を求めることができる。

2　前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

第二十四条　機構は、第十七条第一項（第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣に対する判定の申出に当たって必要があると認めるときは、同項の判定に係る疾病、障害若しくは死亡の原因と思われる許可医薬品若しくは許可生物由来製品を製造し、輸入し、販売し、若しくは賃貸した者若しくは使用した病院、診療所その他の医療を提供する施設又は同項の判定に係る疾病、障害若しくは死亡について診断した病院、診療所その他の医療を提供する施設に対し、資料の提出を求めることができる。

2　前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出するよう努めるものとする。

（督促及び滞納処分）

第二十五条　機構は、副作用拠出金、感染拠出金又は安全対策等拠出金（以下単に「拠出金」という。）の納付義務者が納期限までに拠出金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2　機構は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3　機構は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る拠出金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、厚生労働大臣の認可を受けて、滞納処分をすることができる。

4　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5　機構は、第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る拠出金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその拠出金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

（保険契約）

第二十六条　機構は、副作用救済給付業務又は感染救済給付業務を行うため必要があると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、機構を被保険者とする保険契約を締結することができる。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第二十七条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十五条第一項第四号イの規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人医薬品医療機器総合機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人医薬品医療機器総合機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（試験研究実施者等の納付金）

第二十八条　機構は、業務方法書で定めるところにより、第十五条第一項第四号イの助成金の交付を受けた者であって、当該助成金に係る希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具に関する試験研究を行った者又はその承継人（以下この条において「試験研究実施者等」という。）から、当該希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療用具の利用により試験研究実施者等が得た収入又は利益の一部を同号に掲げる業務（以下「希少疾病用医薬品等開発振興業務」という。）に充てるための納付金として徴収することができる。

第四章　財務及び会計

（区分経理等）

第二十九条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　副作用救済給付業務

二　感染救済給付業務

三　研究振興業務

四　第十五条第一項第二号イ及びこれに附帯する業務（以下「基礎的研究業務」という。）並びに希少疾病用医薬品等開発振興業務

五　第十五条第一項第五号及び同条第二項に掲げる業務（以下「審査等業務」という。）

2　機構は、副作用救済給付業務又は感染救済給付業務を円滑に行うため特に必要があると認め

るときは、厚生労働大臣の認可を受けて、副作用救済給付業務に係る勘定（以下「副作用救済勘定」という。）と感染救済給付業務に係る勘定（以下「感染救済勘定」という。）との間において資金を融通することができる。

3　機構は、前項の規定により資金の融通を行った場合には、当該資金の融通を行った日の属する事業年度の翌事業年度以後の各事業年度の年度計画（通則法第三十一条第一項に規定する年度計画をいう。）において、当該資金の償還について定めなければならない。

（責任準備金の積立て）

第三十条　機構は、副作用救済勘定及び感染救済勘定においては、業務方法書で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

（利益及び損失の処理の特例等）

第三十一条　機構は、第二十九条第一項第四号及び第五号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　研究振興業務に係る勘定（以下「研究振興勘定」という。）における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5　第一項から第三項までの規定は、研究振興勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

6　副作用救済勘定及び感染救済勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

7　機構は、副作用救済勘定及び感染救済勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

8　前各項に定めるもののほか、第三項の納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金）

第三十二条　機構は、副作用救済給付業務及び感染救済給付業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の規定による長期借入金に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第三十三条　機構は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（補助金）

第三十四条　政府は、政令で定めるところにより、特定の医薬品の副作用又は特定の生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済を円滑に行うため特に必要があると認めるときは、機構に対し、副作用救済給付又は感染救済給付に要する費用の一部を補助することができる。

第五章　雑則

（審査の申立て等）

第三十五条　副作用救済給付若しくは感染救済給付の支給の決定又は拠出金の算定について不服がある者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、審査を申し立てることができる。

2　拠出金の督促及び滞納処分に不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

（受給権の保護及び公課の禁止）

第三十六条　副作用救済給付又は感染救済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2　租税その他の公課は、副作用救済給付又は感染救済給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）

第三十七条　厚生労働大臣は、保健衛生上の重大な危害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、審査等業務のうち、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の品質、有効性又は安全性に関する審査、調査、情報の収集その他必要な業務の実施を求めることができる。

2　機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（財務大臣との協議）

第三十八条　厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十九条第四項、第二十一条第四項、第二十二条第四項、第三十二条第一項及び第三十三条第一項の認可をしようとするとき。

二　第三十一条第一項の承認をしようとするとき。

（主務大臣等）

第三十九条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

（他の法令の準用）

第四十条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第四十一条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第四十二条　第十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条　第二十三条第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたとき

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第四十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十五条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三　第三十条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかったとき。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三十九条、附則第四条、附則第十二条から第十四条まで及び附則第三十三条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

第二条　第十六条及び第二十条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用された許可医薬品又は許可生物由来製品が原因となって同日以後に医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した者について適用する。

第三条　この法律の施行後最初に納付すべき副作用拠出金については、第十九条第七項中「機構が前年度において副作用救済給付」とあるのは「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（以下「旧機構」という。）が平成十五年度において附則第二十一条の規定による廃止前の医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和五十四年法律第五十五号）第二十七条第一項第一号に規定する救済給付」と、「機構が前年度に支給を決定した副作用救済給付」とあるのは「旧機構が平成十五年度に支給を決定した同法第二十七条第一項第一号に規定する救済給付」と、「厚生労働省令」とあるのは「同法第三十一条第六項の規定に基づく厚生労働省令」とする。

（持分の払戻し）

第四条　医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（以下「旧機構」という。）に出資した政府以外の者は、旧機構に対し、平成十五年十月一日から平成十六年二月二十九日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2　旧機構は、前項の規定による請求があったときは、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和五十四年法律第五十五号）第四条の三第一項の規定にかかわらず、当該請求をした者に対し、その者が有する施行日の前日における同法第三十八条の三第二号に規定する業務に係る勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する持分に相当する金額により持分の払戻しをしなければならない。この場合において、当該持分に係る出資額に相当する金額については、附則第十三条第一項の規定による旧機構の解散の時（以下「解散時」という。）において、旧機構に対する当該請求をした者の出資はなかったものとする。

3　前項に規定する資産の価額は、施行日の前日現在における時価を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣が評価した金額とする。

4　厚生労働大臣は、前項の評価をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（機構の成立）

第五条　機構は、通則法第十七条の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。

2　機構は、通則法第十六条の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

（職員の引継ぎ等）

第六条　機構の成立の際現に厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、厚生労働大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、施行日において、機構の職員となるものとする。

第七条　前条の規定により機構の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第八条　附則第六条の規定により厚生労働省の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2　機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3　施行日の前日に厚生労働省の職員として在職する者が、附則第六条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4　機構は、施行日の前日に厚生労働省の職員として在職し、附則第六条の規定により引き続いて機構の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで厚生労働省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第九条　機構の成立の際現に附則第六条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、施行日において引き続き機構の職員となったもの（附則第十一条において「引継職員」という。）であって、施行日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、施行日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、施行日の前日の属する月の翌月から始める。

（施行日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員に関する経過措置）

第十条　施行日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）及びその所管する独立行政法人の職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において

「厚生労働省共済組合」という。）の組合員である職員（同日において附則第六条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。）が施行日において機構の役員又は職員（職員に相当するものに限るものとし、以下この条において「役職員」という。）となる場合であって、かつ、引き続き同日以後において役職員である場合には、第四十一条の規定にかかわらず同法の規定の適用については、当該役職員は、同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに申出をしたときは、同日以後引き続き当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する職員に該当するものとする。

2　前項に規定する役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該役職員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。）がすることができる。

3　施行日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員（同日において附則第六条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。）が施行日において役職員となる場合であって、かつ、第一項又は前項の規定による申出を行わなかった場合には、当該役職員は、施行日の前日に退職（国家公務員共済組合法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したものとみなす。

（機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第十一条　機構の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が引継職員であるものは、機構の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2　前項の規定により法人である労働組合となったものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3　第一項の規定により労働組合となったものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（国の権利義務の承継等）

第十二条　機構の成立の際、第十五条第一項第五号に掲げる業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継する。

2　前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し、審査等業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

3　前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（旧機構の解散等）

第十三条　旧機構は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。

2　施行日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。

3　第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、附則第二十一条の規定による廃止前の医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（以下「旧機構法」という。）第三十八条の三第二号に掲げる業務に係る勘定において、解散時までに政府から旧機構に対して出資された額（第六項の規定により出資されたものとされた額を含み、同項の規定により出資がなかったものとされた額を除く。）は、その承継に際し政府から機構に、附則第十八条第一項から第三項までに規定する業務（以下「承継業務」という。）に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

4　第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における旧機構に出資した政府以外の者の持分は、この法律の施行の時において、施行日の前日における旧機構法第三十八条の三第二号に規定する業務に係る勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する当該持分に相当する金額により払い戻されたものとし、その払い戻されたものとされた金額に相当する金額が、この法律の施行の時において、当該政府以外の者から機構に研究振興業務に充てるべきものとして拠出されたものとする。この場合において、当該持分に係る出資額に相当する金額については、この法律の施行の時において、旧機構に対する当該政府以外の者の出資はなかったものとする。

5　前項の資産の価額については、附則第四条第三項及び第四項の規定を準用する。

6　旧機構が旧機構法第二十七条第二項第三号及び第三項第二号の規定による出資に基づいて取得した株式（以下単に「株式」という。）を処分した場合において、当該株式の処分により生じた収入の総額が当該株式の取得に要した費用の総額を超えるときはその差額に相当する額については解散時において、政令で定めるところにより、旧機構に対し政府及び政府以外の者から出資されたものとし、当該株式の処分により生じた収入の総額が当該株式の取得に要した費用の総額を下回るときはその差額に相当する額については解散時において、政令で定めるところにより、旧機構に対する政府及び政府以外の者の出資はなかったものとする。

7　第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧機構法第三十八条の三第三号及び第四号に掲げる業務に係る勘定から承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対しそれぞれ基礎的研究業務及び希少疾病用医薬品等開発振興業務並びに審査等業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

8　第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際次の各号に掲げる業務に係る勘定から承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額が当該各号に掲げる業務に係る勘定において資本金として整理されている金額を超えるときは、その差額に相当する額については当該各号に定める勘定に属する積立金として、当該各号に掲げる業務に係る勘定から承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額が当該各号に掲げる業務に係る勘定において資本金として整理されている金額を下回るときは、その差額に相当する額については当該各号に定める勘定に属する繰越欠損金として、それぞれ整理するものとする。

一　旧機構法第三十八条の三第一号に規定する業務に係る勘定　副作用救済勘定

二　旧機構法第三十八条の三第二号に掲げる業務に係る勘定　附則第十八条第四項に規定する承継勘定

三　旧機構法附則第六条第四項に規定する特別の勘定　附則第十五条第四項に規定する特別の勘定

四　旧機構法附則第八条第二項に規定する特別の勘定　附則第十七条第二項に規定する特別の勘定

9　前二項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

10　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

11　機構は、機構が基礎的研究業務及び希少疾病用医薬品等開発振興業務並びに審査等業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産であって国庫に納付するものとして政令で定める資産の価額に相当する金額を、設立後速やかに国庫に納付することとする。

12　前項の規定による納付金の納付の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（指定調査機関の権利義務の承継等）

第十四条　機構の成立の時において、現に指定調査機関（附則第二十六条の規定による改正前の薬事法（以下「旧薬事法」という。）第十四条の三第一項に規定する指定調査機関をいう。）が有する権利及び義務であって、旧薬事法第十四条の三に規定する調査に係る業務（当該業務に附帯する業務を含む。）に係るものは、機構の成立の時において、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い機構が承継する。

（業務の特例等）

第十五条　機構は、第十五条に規定する業務のほか、当分の間、旧機構法附則第三条の規定により読み替えられた旧機構法第三十一条第一項の厚生大臣が告示で定める日から起算して六月を経過した日前に使用された特定の医薬品の副作用による健康被害（以下この条及び次条において「健康被害」という。）の救済を円滑に行うことが特に必要であると認めた場合には、厚生労働大臣の認可を受けて、次の業務を行うことができる。

一　健康被害の救済のために必要な事業を行う者の委託を受けて、その事業を行うこと。

二　健康被害の救済のための給付を行う者に対し、当該給付に必要な限度で資金を貸し付けること。

2　前項第二号の貸付けを受けた者は、同号に掲げる業務の事務の執行に要する費用に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、機構に対し、納付金を納付しなければならない。

3　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第一項第二号の貸付け（国と連帯して行う健康被害の救済のための給付に必要な資金の貸付けに限る。）のための資金に充てるため機構がする借入金に係る債務（借換えに係る債務を含む。）について保証することができる。

4　機構は、第一項に規定する業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

5　第一項の規定により機構が同項の業務を行う場合には、第三十一条第六項及び第七項中「副作用救済勘定及び感染救済勘定」とあるのは「副作用救済勘定、感染救済勘定及び附則第十五条第四項に規定する特別の勘定」と、第三十二条第一項中「副作用救済給付業務及び感染救済給付業務」とあるのは「副作用救済給付業務、感染救済給付業務及び附則第十五条第一項第二号に掲げる業務」とする。

6　第一項に規定する業務は、第四十五条第二号の規定の適用については、第十五条第一項第一号に掲げる業務とみなす。

（給付額の繰延べ等）

第十六条　前条第一項第二号の規定による機構からの貸付け（国と連帯して行う健康被害の救済のための給付に必要な資金の貸付けに限る。）を受けて同号の給付を行う者は、当該給付のうち機構から当該貸付けを受けた額に相当する金額を、当該給付を行った後最初に到来する決算期において、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、当該決算期から十五年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

2　前項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額は、医薬品副作用被害救済費用繰延という名称を用いなければならない。

3　第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した者は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十条第一項の規定により利益の配当をすることができる限度とされた金額から第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。

4　商法第二百六十六条第一項第一号及び第二百九十条第二項の規定は、前項の規定に違反して配当した場合に準用する。

（後天性免疫不全症候群の病原体による健康被害の救済業務等）

第十七条　機構は、第十五条及び附則第十五条第一項に規定する業務のほか、当分の間、許可医薬品（第四条第五項第一号に掲げる医薬品を含む。）に混入した後天性免疫不全症候群の病原体による健康被害の迅速かつ円滑な救済を図るため、厚生労働大臣の認可を受けて、当該健康被害の救済のために必要な事業を行う者の委託を受けてその救済のための副作用救済給付に準ずる給付の事業を行うことができる。

2　機構は、前項の業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

3　第一項の規定により機構が同項の業務を行う場合には、第三十一条第六項及び第七項中「副作用救済勘定及び感染救済勘定」とあるのは、「副作用救済勘定、感染救済勘定及び附則第十七条第二項に規定する特別の勘定」とする。

4　第三十六条第二項の規定は、第一項に規定する給付として支給を受けた金銭について準用する。

5　第一項の業務は、第四十五条第二号の規定の適用については、第十五条第一項第一号に掲げる業務とみなす。

（旧機構の業務の一部廃止に伴う承継業務等）

第十八条　機構は、第十五条、附則第十五条第一項及び前条第一項に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間において、附則第十三条第一項の規定により承継した株式の処分を行う。

2　機構は、旧機構法第二十七条第二項第三号及び第三項第二号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、第十五条、附則第十五条第一項、前条第一項及び前項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収を行う。

3　機構は、前二項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

4　機構は、承継業務については、特別の勘定（以下「承継勘定」という。）を設けて経理しなければならない。

5　第一項から第三項までの規定により機構が承継業務を行う場合には、第六条第一項中「附則第十二条第二項及び附則第十三条第七項」とあるのは「附則第十二条第二項並びに附則第十三条第三項及び第七項」と、第三十一条第四項中「という。）」とあるのは「という。）及び附則第十八条第四項に規定する承継勘定」と、同条第五項中「研究振興勘定」とあるのは「研究振興勘定及び附則第十八条第四項に規定する承継勘定」とする。

6　承継業務は、第四十五条第二号の規定の適用については、第十五条第一項第三号ロからトまでに掲げる業務とみなす。

第十九条　機構は、承継業務を終えたときは、承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

2　機構は、前項の規定により承継勘定を廃止したときは、その廃止の際承継勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

（余裕金の運用に関する経過措置）

第二十条　機構は、附則第十三条第一項の規定により旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際現に財政融資資金預託金として預

託しているものについては、通則法第四十七条の規定にかかわらず、当該財政融資資金預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き業務上の余裕金として財政融資資金に預託することができる。

（医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の廃止）

第二十一条　医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法は、廃止する。

（医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の廃止に伴う経過措置）

第二十二条　施行日前に旧機構法（第十七条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又は通則法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第二十三条　旧機構法附則第三条の規定により読み替えられた旧機構法第三十一条第一項の厚生大臣が告示で定める日から起算して六月を経過した日から施行日の前日までに使用された許可医薬品が原因となって当該使用された日以後に医薬品の副作用による疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した者については、附則第二条の規定にかかわらず、第十六条の規定を適用する。ただし、施行日前に旧機構法第二十八条第一項の救済給付を受けている者及び当該救済給付に係る請求をしている者は、この限りでない。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十四条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（予防接種法の一部改正）

第二十五条　予防接種法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和五十四年法律第五十五号）第二十七条第一項第一号に規定する救済給付に係る同法第二十八条第一項第一号」を「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第　　号）第十五条第一項第一号イに規定する副作用救済給付に係る同法第十六条第一項第一号」に改める。

（薬事法の一部改正）

第二十六条　薬事法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二　指定調査機関（第二十三条の二―第二十三条の十五）」を削り、「第六十八条の十」を「第六十八条の十一」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

3　厚生労働大臣は、前条第一項の許可又は同条第三項の許可の更新の申請を受けたときは、前項第一号及び第二号の基準に適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査を行うものとする。

第十三条の二第一項中「前条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十三条の三とし、第十三条の次に次の一条を加える。

（機構による調査の実施）

第十三条の二　厚生労働大臣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に、医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。）、医薬部外品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。）、化粧品又は医療用具（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。）のうち政令で定めるものに係る第十二条第一項の許可又は同条第三項の許可の更新についての前条第三項に規定する調査を行わせることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の規定により機構に調査を行わせるときは、当該調査を行わないものとする。この場合において、厚生労働大臣は、第十二条第一項の規定による許可又は同条第三項の規定による許可の更新をするときは、機構が第四項の規定により通知する調査の結果を考慮しなければならない。

3　厚生労働大臣が第一項の規定により機構に調査を行わせることとしたときは、同項の政令で定める医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具に係る第十二条第一項の許可又は同条第三項の許可の更新の申請者は、機構が行う当該調査を受けなければならない。

4　機構は、前項の調査を行つたときは、遅滞なく、当該調査の結果を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に通知しなければならない。

5　機構が行う調査に係る処分（調査の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対して、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第十四条に次の一項を加える。

8　第一項及び前項の承認の申請（政令で定めるものを除く。）は、機構を経由して行うものとする。

第十四条の二の見出しを「（機構による審査等の実施）」に改め、同条第一項中「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（以下「機構」という。）」を「機構」に、「又は化粧品についての前条第四項前段」を「、化粧品又は医療用具（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。）のうち政令で定めるものについての前条第二項」に、「調査及び医薬品についての同条第四項後段（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による調査のうち政令で定めるものの全部又は一部」を「審査及び同条第四項の規定による調査」に改め、同条第二項中「に調査の全部又は一部」を「に審査及び調査（以下「審査等」という。）」に、「当該調査の全部又は一部」を「当該審査等」に、「機構が」を「前条第一項又は第七項の規定による承認をするときは、機構が」に、「調査の結果を考慮して前条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による審査を行わなければ」を「審査等の結果を考慮しなければ」に改め、同条第三項中「調査の全部又は一部」を「審査等」に改め、「ときは、」の下に「同項の政令で定める」を加え、「又は化粧品」を「、化粧品又は医療用具」に、「を受けようとする者」を「の申請者」に、「調査については、同条第一項及び第七項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、機構に申請をしなければ」を「審査等を受けなければ」に改め、同条第四項中「申請に係る調査」を「審査等」に、「調査の」を「審査等の」に改め、同条第五項中「調査」を「審査等」に改め、「（昭和三十七年法律第百六十号）」を削る。

第十四条の三を次のように改める。

第十四条の三　削除

第十四条の四第五項中「（次条において「再審査資料適合性調査」という。）」を削る。

第十四条の四の二中「）についての再審査資料適合性調査」を「以下この条において同じ。）又は医療用具（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。）のうち政令で定めるものについての前条第一項の申請、同条第三項の規定による確認及び同条第五項の規定による調査」に、「第十四条の二」を「第十四条第八項及び第十四条の二」に、「準用する」を「準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項において準用する第十四条の二第一項の規定により機構に前条第三項の確認を行わせることとしたときは、前項において準用する第十四条の二第一項の政令で定める医薬品又は医療用具についての前条第六項の報告をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、機構に報告をしなければならない。この場合において、機構が当該報告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を通知しなければならな

い。

第十四条の五第五項中「（次条において「再評価資料適合性調査」という。）」を削る。

第十四条の五の二中「についての再評価資料適合性調査」を「以下この条において同じ。）又は医療用具（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。）のうち政令で定めるものについての前条第二項の規定による確認及び同条第五項の規定による調査」に、「準用する」を「準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項において準用する第十四条の二第一項の規定により機構に前条第二項の確認を行わせることとしたときは、前項において準用する第十四条の二第一項の政令で定める医薬品又は医療用具についての前条第四項の資料の提出をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、機構に提出をしなければならない。

第十八条第二項中「及び第十三条の二」を「から第十三条の三まで」に改める。

第十九条の二第四項中「第七項まで、第十四条の二及び第十四条の三」を「第八項まで及び第十四条の二」に改め、同条第五項中「第十四条の二及び第十四条の三」を「第十四条第八項及び第十四条の二」に改める。

第二十三条中「第十三条の二第一項本文」を「第十三条の三第一項本文」に改める。

第四章の二を削る。

第六十八条の八に次の一項を加える。

3　厚生労働大臣は、前項の報告又は措置を行うに当たつては、第一項の規定による報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。

第八章の二中第六十八条の十の次に次の一条を加える。

（機構による感染症定期報告に係る情報の整理及び調査の実施）

第六十八条の十一　厚生労働大臣は、機構に、生物由来製品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。）又は当該生物由来製品の原料若しくは材料のうち政令で定めるものについての第六十八条の八第三項に規定する情報の整理を行わせることができる。

2　厚生労働大臣は、第六十八条の八第二項の報告又は措置を行うため必要があると認めるときは、機構に、生物由来製品又は当該生物由来製品の原料若しくは材料についての同条第三項の規定による調査を行わせることができる。

3　厚生労働大臣が第一項の規定により機構に情報の整理を行わせることとしたときは、同項の政令で定める生物由来製品又は当該生物由来製品の原料若しくは材料に係る第六十八条の八第一項の報告をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、機構に報告をしなければならない。

4　機構は、第一項の規定による情報の整理又は第二項の規定による調査を行つたときは、遅滞なく、当該情報の整理又は調査の結果を厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知しなければならない。

第六十九条第一項中「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第六十九条の二を第六十九条の三とし、第六十九条の次に次の一条を加える。

（機構による立入検査等の実施）

第六十九条の二　厚生労働大臣は、機構に、前条第一項の規定による立入検査若しくは質問又は同条第三項の規定による立入検査、質問若しくは収去のうち政令で定めるものを行わせることができる。

2　機構は、前項の規定により同項の政令で定める立入検査、質問又は収去をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査、質問又は収去の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3　第一項の政令で定める立入検査、質問又は収去の業務に従事する機構の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

4　前項に規定する機構の職員は、第一項の政令で定める立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第七十条第三項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第四項」に改める。

第七十五条の二に次の一項を加える。

4　厚生労働大臣は、機構に、第一項第四号の規定による検査又は質問のうち政令で定めるものを行わせることができる。この場合において、機構は、当該検査又は質問をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

第七十五条の三第一項中「、第十三条の二第一項」を「、第十三条の三第一項」に、「第十三条の二第一項各号」を「第十三条の三第一項各号」に改め、同条第二項中「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に改める。

第七十七条の四の四に次の一項を加える。

3　厚生労働大臣は、第一項の報告又は措置を行うに当たつては、第七十七条の四の二第一項若しくは前条の規定による報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。

第七十七条の四の四の次に次の一条を加える。

（機構による副作用等の報告に係る情報の整理及び調査の実施）

第七十七条の四の五　厚生労働大臣は、機構に、医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。）、医薬部外品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。）、化粧品又は医療用具（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下この条において同じ。）のうち政令で定めるもののについての前条第三項に規定する情報の整理を行わせることができる。

2　厚生労働大臣は、前条第一項の報告又は措置を行うため必要があると認めるときは、機構に、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具についての同条第三項の規定による調査を行わせることができる。

3　厚生労働大臣が第一項の規定により機構に情報の整理を行わせることとしたときは、同項の政令で定める医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具に係る第七十七条の四の二第一項又は第七十七条の四の三の報告をしようとする者は、同項又は同条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、機構に報告をしなければならない。

4　機構は、第一項の規定による情報の整理又は第二項の規定による調査を行つたときは、遅滞なく、当該情報の整理又は調査の結果を厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知しなければならない。

第七十八条第二項中「第十四条の二第一項（第十四条の四の二」を「機構が行う第十三条の二第一項（第十八条第二項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の調査又は第十四条の二第一項（第十四条の四の二第一項」に、「の規定により機構が行う調査を申請する者」を「の審査等を受けようとする者」に、「調査に」を「調査又は審査等に」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第七十九条第一項中「（第二十三条の十二第一項の許可を除く。）」を削る。

第八十条第二項中「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に改める。

第八十条の二第六項に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、当該報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。

第八十条の二第八項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第八十条の四の見出しを「（機構による治験の計画に係る調査等の実施）」に改め、同条第一項中「除く。）」を「除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち政令で定めるものに係る治験の計画」に改め、「のうち政令で定めるものの全部又は一部」を削り、同条第二項及び第三項中「の全部又は一部」を削り、同条に次の二項を加える。

4　厚生労働大臣が第一項の規定により機構に調査を行わせることとしたときは、同項の政令で定める薬物に係る治験の計画についての第八十条の二第二項の規定による届出をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、機構に届け出なければならない。治験の対象とされる器具器械（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）のうち政令で定めるものに係る治験の計画についての前条第二項の規定による届出をしようとする者についても、同様とする。

5　機構は、前項の届出を受理したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を通知しなければならない。

第八十条の四の次に次の二条を加える。

第八十条の五　厚生労働大臣は、機構に、政令で定める薬物についての第八十条の二第六項に規定する情報の整理を行わせることができる。

2　厚生労働大臣は、第八十条の二第九項の指示を行うため必要があると認めるときは、機構に、薬物についての同条第六項の規定による調査を行わせることができる。

3　厚生労働大臣が、第一項の規定により機構に情報の整理を行わせることとしたときは、同項の政令で定める薬物に係る第八十条の二第六項の報告をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、機構に報告をしなければならない。

4　機構は、第一項の規定による情報の整理又は第二項の規定による調査を行つたときは、遅滞なく、当該情報の整理又は調査の結果を厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知しなければならない。

第八十条の六　厚生労働大臣は、機構に、第八十条の二第七項の規定による立入検査又は質問のうち政令で定めるものを行わせることができる。

2　前項の立入検査又は質問については、第六十九条の二第二項から第四項までの規定を準用する。

第八十三条中「第十三条の二第一項第一号」を「第十三条の三第一項第一号」に改める。

第八十六条の二を削る。

第八十七条第一項第八号中「立入検査」の下に「（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）」を加え、「同項」を「第六十九条第三項」に改め、「収去」の下に「（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）」を加え、「又は同条第一項」を「又は第六十九条第一項」に改め、「質問」の下に「（第六十九条の二第一項の規定により機構が行うものを含む。）」を加え、同項第九号中「第六十九条の二」を「第六十九条の三」に改める。

第八十八条の二を削る。

（薬事法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条　施行日前に旧薬事法の規定によりした処分、手続その他の行為は、前条の規定による改正後の薬事法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十八条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十九の項を次のように改める。

五十九　独立行政法人医薬品医療機器総合機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第　号）による同法第十五条第一項第一号イの副作用救済給付又は同項第二号イの感染救済給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第二十九条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の項を削る。

（薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十条　薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち薬事法目次の改正規定中「第四章の二　指定調査機関（第二十三条の二―第二十三条の十五）　貸業（第二十四条―第四十条）」を「第五章　医薬品の販売業並びに医療用具の販売業及び賃貸業（第二十四条―第四十条）」に、「第四章の二　指定調査機関（第二十三条の二―第二十三条の十五）　第四章の三　認定認証機関（第二十三条の十六―第二十三条の三十三）」を「第四章の二　認定認証機関（第二十三条の二―第二十三条の十九）」に改め、「希少疾病用医療機器」に」の下に「、「第八十九条」を「第九十条」に」を加える。

第二条のうち薬事法第六条第二号を改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の二を同条第二号とし、同条を第五条とする改正規定中「同条第六項及び第十三条の二第三項」を「同条第七項及び第十三条の三第三項」に改める。

第二条中薬事法第十二条第一項及び第二項を改め、同条に三項を加える改正規定を次のように改める。

第十二条第一項中「医療用具」を「医療機器」に改め、同条第二項中「許可は」の下に「、厚生労働省令で定める区分に従い」を加え、同条に次の四項を加える。

4　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可を与えないことができる。

一　その製造所の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。

二　申請者が、第五条第三号イからホまでのいずれかに該当するとき。

5　厚生労働大臣は、第一項の許可又は第三項の許可の更新の申請を受けたときは、前項第一号の基準に適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査を行うものとする。

6　第一項の許可を受けた者は、当該製造所に係る許可の区分を変更し、又は追加しようとするときは、厚生労働大臣の許可を受

けなければならない。

7　前項の許可については、第一項から第五項までの規定を準用する。

第二条のうち薬事法第十三条の二の改正規定中「第十三条の二」を「第十三条の三」に、「前条第三項から第六項まで」を「第十三条第三項から第七項まで及び前条」に、「同条第六項中「第一項」とあるのは、「第二項」を「第十三条第三項から第六項までの規定中「許可」とあるのは「認定」と、同条第七項中「許可」とあるのは「認定」と、「第一項」とあるのは「第二項」と、前条第一項中「同条第五項」とあるのは「次条第三項において読み替えて準用する前条第五項」と、同条第二項中「前条第一項の規定による許可又は同条第三項の規定による許可の更新」とあるのは「次条第一項の規定による認定又は同条第三項において読み替えて準用する前条第二項の規定による認定の更新」と、同条第三項中「前条第一項の許可又は同条第三項の許可の更新」とあるのは「次条第一項の認定又は同条第三項において読み替えて準用する前条第三項の認定の更新」に改め、同改正規定の前に次の改正規定を加える。

第十三条の二第一項中「医療用具」を「医療機器」に、「第十二条第一項」を「前条第一項」に、「前条第三項」を「同条第五項」に改め、同条第二項中「第十二条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「医療用具」を「医療機器」に、「第十二条第一項」を「前条第一項」に改める。

第二条のうち薬事法第十四条の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定中「第二十三条の十六第一項」を「第二十三条の二第一項」に、「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に改める。

第二条中薬事法第十四条第三項及び第七項を改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を改め、同項を同条第五項とし、同項の次に一項を加える改正規定を次のように改める。

第十四条第三項中「医薬品」の下に「又は医療機器」を加え、同条第八項中「前項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「とするとき」の下に「（当該変更が厚生労働省令で定める軽微な変更であるときを除く。）」を加え、「の承認を求めることができる」を「厚生労働大臣の承認を受けなければならない」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　第一項の承認を受けた者は、前項の厚生労働省令で定める軽微な変更について、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

第二条中薬事法第十四条第三項の次に一項を加える改正規定の前に次の改正規定を加える。

第十四条第六項第一号中「製造又は輸入」を「製造販売」に改め、同項第二号中「医療用具が」を「医療機器が」に、「製造又は輸入」を「製造販売」に、「医療用具と」を「医療機器と」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「医療用具が」を「医療機器が」に、「希少疾病用医療機器」に、「医療用具に」を「医療機器に」に、「第二項の規定による審査」を「第二項第三号の規定による審査又は前項の規定による調査」に、「医療用具の審査」を「医療機器の審査又は調査」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項第三号」に、「前項前段」を「第三項前段」に、「製造又は輸入」を「製造販売」に改め、「医薬品」の下に「又は医療機器」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第一項の承認を受けようとする者又は同項の承認を受けた者は、その承認に係る医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器が政令で定めるものであるときは、その物の製造所における製造管理又は品質管理の方法が第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、当該承認を受けようとするとき、及び当該承認の取得後三年を下らない政令で定める期間を経過するごとに、厚生労働大臣の書面による調査又は実地の調査を受けなければならない。

第二条中薬事法第十四条に一項を加える改正規定を削る。

第二条中薬事法第十四条の二の改正規定を次のように改める。

第十四条の二第一項中「医療用具」を「医療機器」に、「前条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による審査及び同条第四項の規定による調査」を「前条第一項又は第九項の規定による承認のための審査及び同条第五項の規定による調査並びに同条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による調査」に改め、同条第二項中「第七項」を「第九項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「医療用具」を「医療機器」に、「第七項」を「第九項」に改め、「申請者」の下に「又は同条第六項の調査の申請者」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、「行うとき」の下に「又は前項の届出を受理したとき」を、「結果」の下に「又は届出の状況」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　厚生労働大臣が第一項の規定により機構に審査を行わせることとしたときは、同項の政令で定める医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器についての前条第十項の規定による届出をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、機構に届け出なければならない。

第二条中薬事法第十四条の三の改正規定を次のように改める。

第十四条の三を次のように改める。

（特例承認）

第十四条の三　第十四条の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する医薬品又は医療機器として政令で定めるものである場合には、厚生労働大臣は、同条第二項、第五項、第六項及び第八項の規定にかかわらず、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その品目に係る同条の承認を与えることができる。

一　国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品又は医療機器であり、かつ、当該医薬品又は医療機器の使用以外に適当な方法がないこと。

二　その用途に関し、外国（医薬品又は医療機器の品質、有効性及び安全性を確保する上で本邦と同等の水準にあると認められる医薬品又は医療機器の製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国として政令で定めるものに限る。）において、販売し、授与し、並びに販売又は授与の目的で貯蔵し、及び陳列することが認められている医薬品又は医療機器であること。

2　厚生労働大臣は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、前項の規定により第十四条の承認を受けた者に対して、当該承認に係る品目について、当該品目の使用によるものと疑われる疾病、障害又は死亡の発生を厚生労働大臣に報告することその他の政令で定める措置を講ずる義務を課することができる。

第二条中薬事法第十四条の三の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十四条の四の見出しを「（新医薬品、新医療機器等の再審査）」に改め、同条第一項中

「医療用具につき」を「医療機器につき」に、「による製造」を「による製造販売」に、「医療用具について、」を「医療機器について、」に改め、同項第一号中「既に製造又は輸入の承認を与えられている医薬品又は医療用具と、」を「既に製造販売の承認を与えられている医薬品又は医療機器と、」に、「医療用具にあつては構造」を「医療機器にあつては構造」に、「又は医療用具」を「又は医療機器」に、「製造の承認の際」を「製造販売の承認の際」に、「医療用具にあつては「新医療機器」に改め、同号イ中「又は希少疾病用医療用具」を「又は希少疾病用医療機器」に、「医療用具と」を「医療機器と」に、「製造」を「製造販売」に、「（希少疾病用医療用具」を「（希少疾病用医療機器」に、「医療用具に」を「医療機器に」に改め、同号ロ中「製造又は輸入」を「製造販売」に、「医療用具と効能」を「医療機器と効能」に、「医療用具（」を「医療機器（」に、「及び医療用具」を「及び医療機器」に、「医療用具として」を「医療機器として」に、「その製造」を「その製造販売」に、「（医療用具」を「（医療機器」に改め、同号ハ中「医療用具以外の医薬品又は医療用具」を「医療機器以外の医薬品又は医療機器」に、「製造」を「製造販売」に、「（医療用具」を「（医療機器」に改め、同項第二号中「新医療用具」を「新医療機器」に、「製造又は輸入」を「製造販売」に、「医療用具に」を「医療機器に」に、「医療用具と」を「医療機器と」に、「製造の」を「製造販売の」に改め、同条第二項中「新医療用具の」を「新医療機器の」に、「製造」を「製造販売」に、「新医療用具に」を「新医療機器に」に改め、同条第三項中「医療用具が第十四条第二項各号」を「医療機器が第十四条第二項第三号イからハまで」に改め、同条第四項中「医療用具」を「医療機器」に改め、同項後段中「医薬品」の下に「又は医療機器」を加え、同条第五項中「医療用具」を「医療機器」に改め、同項後段中「医薬品」の下に「又は医療機器」を加え、同条第六項中「医療用具に」を「医療機器に」に、「製造」を「製造販売」に、「医療用具の」を「医療機器の」に改め、同条第七項中「医薬品」の下に「又は医療機器」を加える。

第二条中薬事法第十四条の五の三第一項を改め、同条を第十四条の九とし、同条の次に三条を加える改正規定を次のように改める。

第十四条の五の三第一項中「医療用具の製造」を「医療機器の製造販売」に改め、同条を第十四条の八とし、同条の次に次の五条を加える。

（製造販売の届出）

第十四条の九　医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業者は、第十四条第一項又は第二十三条の二第一項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器以外の医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売をしようとするときは、あらかじめ、品目ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

2　医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業者は、前項の規定により届け出た事項を変更したときは、三十日以内に、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

（機構による製造販売の届出の受理）

第十四条の十　厚生労働大臣が第十四条の二第一項の規定により機構に審査を行わせることとしたときは、医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）、医薬部外品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）、化粧品又は医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものについての前条の規定による届出をしようとする者は、同条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、機構に届け出なければならない。

2　機構は、前項の届出を受理したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を通知しなければならない。

（原薬等登録原簿）

第十四条の十一　原薬等を製造する者（外国において製造する者を含む。）は、その原薬等の名称、成分（成分が不明のものにあつては、その本質）、製法、性状、品質、貯法その他厚生労働省令で定める事項について、原薬等登録原簿に登録を受けることができる。

2　厚生労働大臣は、前項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により申請を却下する場合を除き、前項の厚生労働省令で定める事項を原薬等登録原簿に登録するものとする。

3　厚生労働大臣は、前項の規定による登録をしたときは、厚生労働省令で定める事項を公示するものとする。

第十四条の十二　厚生労働大臣は、前条第一項の登録の申請が当該原薬等の製法、性状、品質、貯法に関する資料を添付されていないとき、その他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該申請を却下するものとする。

2　厚生労働大臣は、前項の規定により申請を却下したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

第十四条の十三　第十四条の十一第一項の登録を受けた者は、同項に規定する厚生労働省令で定める事項の一部を変更しようとするとき（当該変更が厚生労働省令で定める軽微な変更であるときを除く。）は、その変更について、原薬等登録原簿に登録を受けなければならない。この場合においては、同条第二項及び第三項並びに前条の規定を準用する。

2　第十四条の十一第一項の登録を受けた者は、前項の厚生労働省令で定める軽微な変更について、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

第二条のうち薬事法第十四条の五の二を第十四条の八とする改正規定中「を第十四条の八」を「中「医療用具」を「医療機器」に改め、同条を第十四条の七」に改める。

第二条のうち薬事法第十四条の五を改め、同条を第十四条の七とする改正規定中「第十四条の七」を「第十四条の六」に改める。

第二条中薬事法第十四条の四の二を第十四条の六とする改正規定を次のように改める。

第十四条の四の二第一項中「医療用具」を「医療機器」に、「第十四条第八項」を「第十四条第十一項」に改め、同条第二項中「医療用具」を「医療機器」に改め、同条を第十四条の五とする。

第二条中薬事法第十四条の四を改め、同条を第十四条の五とする改正規定及び第十四条の三の次に一条を加える改正規定を削る。

第二条中薬事法第十五条を第十七条とし、同条の前に二条を加える改正規定を次のように改める。

第十五条を第十七条とし、同条の前に次の二条を加える。

第十五条　厚生労働大臣は、第十四条の十一第一項の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る登録を抹消する。

一　不正の手段により第十四条の十一第一項の登録を受けたとき。

二　第十四条の十二第一項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至つたとき。

三　この法律その他薬事に関する法令又は

これに基づく処分に違反する行為があつたとき。

2　厚生労働大臣は、前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を、当該抹消された登録を受けていた者に対し通知するとともに、公示するものとする。

（機構による登録等の実施）

第十六条　厚生労働大臣は、機構に、政令で定める原薬等に係る第十四条の十一第二項（第十四条の十三第一項において準用する場合を含む。）に規定する登録及び前条第一項に規定する登録の抹消（以下この条において「登録等」という。）を行わせることができる。

2　第十四条の十一第三項、第十四条の十二及び前条第二項の規定は、前項の規定により機構が登録等を行う場合に準用する。

3　厚生労働大臣が第一項の規定により機構に登録等を行わせることとしたときは、同項の政令で定める原薬等に係る第十四条の十一第一項若しくは第十四条の十三第一項の規定による登録を受けようとする者又は同条第二項の規定による届出をしようとする者は、第十四条の十一第二項（第十四条の十三第一項において準用する場合を含む。）及び第十四条の十三第二項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、機構に申請又は届出をしなければならない。

4　機構は、前項の申請に係る登録をしたとき若しくは申請を却下したとき、同項の届出を受理したとき又は登録を抹消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を通知しなければならない。〃

5　機構が行う第三項の申請に係る登録若しくはその不作為、申請の却下又は登録の抹消については、厚生労働大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

第二条のうち薬事法第十九条の二の改正規定中「「第十四条第九項」に」の下に「、「第十四条第八項」を「第十四条第十一項」に」を加え、「第七項まで」を「第八項」に、「第十項まで」を「第十一項」に改める。

第二条のうち薬事法第十九条の四の改正規定中「第十四条の五から第十四条の九まで」を「第十四条の四から第十四条の八まで」に改める。

第二条のうち薬事法第二十条の改正規定中「第十四条の四第一項」を「第十四条の三第一項」に改める。

第二条のうち、薬事法第四章の二の次に一章を加える改正規定中「第四章の二」を「第四章」に、「第四章の三」を「第四章の二」に改め、同改正規定のうち、第二十三条の十六に係る部分中「第二十三条の十六」を「第二十三条の二」に、「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に改め、第二十三条の十七に係る部分中「第二十三条の十七」を「第二十三条の三」に改め、第二十三条の十八第一項に係る部分中「第二十三条の十八」を「第二十三条の四」に、「第二十三条の十六第一項」を「第二十三条の二第一項」に改め、「第四項の認証」の下に「（以下「基準適合性認証」という。）」を加え、同条第二項に係る部分中「第二十三条の十六第一項又は第四項の認証」を「基準適合性認証」に、「第二十三条の十六第二項第四号」を「第二十三条の二第二項第四号」に、「第二十三条の十六第三項」を「第二十三条の二第三項」に、「第二十三条の十六第一項の」を「第二十三条の二第一項の」に改め、第二十三条の十九に係る部分を次のように改める。

（報告書の提出）

第二十三条の五　認定認証機関は、第二十三条の二第一項若しくは第四項の規定により認証を与え、若しくは同条第五項の届出を受けたとき、又は前条の規定により認証を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　厚生労働大臣が、第十四条の二第一項の規定により機構に審査を行わせることとしたときは、指定管理医療機器等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）に係る認証についての前項の規定による報告書の提出をしようとする者は、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、機構に提出をしなければならない。この場合において、機構が当該報告書を受理したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を通知しなければならない。

第二条のうち薬事法第四章の二の次に一章を加える改正規定のうち、第二十三条の二十に係る部分中「第二十三条の二十」を「第二十三条の六」に、「第二十三条の十六第一項」を「第二十三条の二第一項」に改め、「（以下「基準適合性認証」という。）」を削り、第二十三条の二十一に係る部分中「第二十三条の二十一」を「第二十三条の七」に、「第二十三条の十六第一項」を「第二十三条の二第一項」に、「第二十三条の三十第一項」を「第二十三条の十六第一項」に改め、第二十三条の二十二に係る部分中「第二十三条の二十二」を「第二十三条の八」に、「第二十三条の十六第一項」を「第二十三条の二第一項」に改め、第二十三条の二十三に係る部分中「第二十三条の二十三」を「第二十三条の九」に、「第二十三条の二第一項」に改め、第二十三条の二十四に係る部分中「第二十三条の二十四」を「第二十三条の十」に改め、第二十三条の二十五に係る部分中「第二十三条の二十五」を「第二十三条の十一」に改め、第二十三条の二十六に係る部分中「第二十三条の二十六」を「第二十三条の十二」に、「第二十三条の二十一第一項各号」を「第二十三条の七第一項各号」に改め、第二十三条の二十七に係る部分中「第二十三条の二十七」を「第二十三条の二十三」に、「第二十三条の二十八」を「第二十三条の二十四」に、「第二十三条の二十九」を「第二十三条の二十五」に改め、第二十三条の三十に係る部分中「第二十三条の三十」を「第二十三条の十六」に、「第二十三条の二十一第二項各号」を「第二十三条の七第二項各号」に、「第二十三条の二十六又は第二十三条の二十七」を「第二十三条の十二又は第二十三条の十三」に、「第二十三条の十六第一項」を「第二十三条の二第一項」に改め、第二十三条の三十一に係る部分中「第二十三条の三十一」を「第二十三条の十七」に、「第二十三条の十六第一項」を「第二十三条の二第一項」に改め、第二十三条の三十二に係る部分中「第二十三条の三十二」を「第二十三条の十八」に改め、第二十三条の三十三に係る部分中「第二十三条の三十三」を「第二十三条の十九」に改める。

第二条のうち薬事法第五十四条の改正規定中「第二十三条の十六第一項」を「第二十三条の二第一項」に改める。

第二条のうち薬事法第五十五条の改正規定中「第十三条の二」を「第十三条の三」に、「第五項の」を「第六項の」に、「第二十三条の十六第一項」を「第二十三条の二第一項」に改める。

第二条のうち薬事法第五十六条の改正規定、第六十条の改正規定、第六十二条の改正規定、第六十五条の改正規定及び第六十八条の改正規定中「第二十三条の十六第一項」を「第二十三条の二第一項」に改める。

第二条のうち薬事法第六十九条第一項の改正規定中「第十三条第四項（同条第六項」を「第十三条第四項（同条第七項」に、「第十四条の四第二項、第十四条の十、第十五条、第十六条第一項」を「第十四条の三第二項、第十四条の九、第十四条の十三、第十五条第一項」に改める。

第二条中薬事法第六十九条第二項、第三項及び第六項を改め、同項を同条第七項とし、同条

第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に一項を加える改正規定を次のように改める。

第六十九条第二項中「、第七十二条第二項、第七十二条の二、第七十三条」を「、第七十二条第四項、第七十二条の二から第七十三条まで」に、「の医療用具」を「若しくは第三十九条の三第一項の医療機器」に、「第六条」を「第五条」に、「第八条から第九条の二まで（これらの規定を第二十七条」を「第七条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第八条（第二十七条及び第四十条第一項において準用する場合を含む。）、第九条（第二十七条及び第四十条第一項から第三項まで」に、「及び第四十条」を「並びに第四十条第一項及び第二項」に、「第三十八条において」を「第三十八条及び第四十条第一項において」に、「第三十九条第二項、第三十九条の二」を「第三十九条第三項、第三十九条の二、第三十九条の三第二項」に改め、「第七十七条の三」の下に「、第七十七条の四第二項」を加え、「又は第七十二条第二項、第七十二条の二」を「又は第七十二条第四項、第七十二条の二、第七十二条の三」に、「医療用具を」を「医療機器を」に改め、同条第三項中「医療用具の製造業者、輸入販売業者」を「医療機器の製造販売業者、製造業者」に、「医療用具の賃貸業者、国内管理人」を「第十四条の十一第一項の登録を受けた者、医療機器の賃貸業者若しくは修理業者」に、「医療用具を業務上取り扱う者又は」を「医療機器を業務上取り扱う者又は第十八条第三項、」に、「医療用具を業務上取り扱う場所」を「医療機器を業務上取り扱う場所」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、認定認証機関に対して、基準適合性認証の業務又は経理の状況に関し、報告をさせ、又は当該職員に、認定認証機関の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第二条のうち薬事法第六十九条の二の改正規定中「第六十九条の二」を「第六十九条の三」に改める。

第二条のうち薬事法第七十条の改正規定中「第二十三条の十八」を「第二十三条の四」に、「第十四条の四第一項」を「第十四条の三第一項」に、「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」を「第六十九条第四項」を「第六十九条第五項」に改める。

第二条のうち薬事法第七十四条の二第一項から第三項までの改正規定中「第十四条の四第一項又は」を削り、「第十四条の五第一項又は第十四条の七第一項」を「第十四条の六第一項」に改め、「、「第十四条の四第四項後段」を「第十四条の五第四項後段」に」を削り、「第十四条の七第四項」を「第十四条の六第四項」に改める。

第二条のうち薬事法第七十五条第一項の改正規定中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二条のうち薬事法第七十五条の二の見出し並びに同条第一項及び第二項の改正規定中「第十四条の五第一項又は第十四条の七第一項」を「第十四条の四第一項又は第十四条の六第一項」に、「第十四条の五第四項後段若しくは第十四条の七第四項」を「第十四条の四第四項後段若しくは第十四条の六第四項」に改める。

第二条中薬事法第七十五条の二第三項を削る改正規定を次のように改める。

第七十五条の二第三項を削り、同条第四項中「第一項第四号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とする。

第二条のうち薬事法第七十五条の三の改正規定中「、第十四条の四第一項」を「、第十四条の四第一項各号」を「第十四条の三第一項」に、「第十四条の四第一項各号」に改める。

第二条中薬事法第七十五条の三の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第七十五条の三の次に次の一条を加える。

（外国製造業者の認定の取消し等）

第七十五条の四　厚生労働大臣は、第十三条の三の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者が受けた当該認定の全部又は一部を取り消すことができる。

一　厚生労働大臣が、必要があると認めて、第十三条の三の認定を受けた者に対し、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

二　厚生労働大臣が、必要があると認めて、その職員に、第十三条の三の認定を受けた者の工場、事務所その他医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器を業務上取り扱う場所においてその構造設備又は帳簿書類その他の物件についての検査をさせ、従業員その他の関係者に質問させようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して、正当な理由なしに答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

三　次項において準用する第七十二条第三項の規定による請求に応じなかつたとき。

四　この法律その他薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反する行為があつたとき。

2　第十三条の三の認定を受けた者については、第七十二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「命じ、又はその改善を行うまでの間当該施設の全部若しくは一部を使用することを禁止する」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

3　第一項第二号の規定による検査又は質問については、第七十五条の二第三項の規定を準用する。

第二条のうち薬事法第七十六条の改正規定中「第十三条の二第三項」を「第十三条の三第三項」に、「第二十三条の二十第二項」を「第二十三条の六第二項」に改める。

第二条のうち薬事法第七十七条の四の四の改正規定中「第七十七条の四の四」の下に「及び第七十七条の四の五」を加える。

第二条のうち薬事法第七十八条第一項の改正規定中「「第十四条の四」を「第十四条の五」に改め、」を削り、「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に、「第十三条の二第三項」を「第十三条の三第三項」に、「第二十三条の三十二第一項」を「第二十三条の十八第一項」に改める。

第二条のうち薬事法第七十八条第二項及び第四項の改正規定中「「第十四条の四の二」を「第十四条の六」に改め、「及び第二十三条」を削り」を「「第十八条第二項及び第二十三条」を「第十三条の三第三項及び第八十条第二項」に、「第十四条の四の二第一項（第十九条の四及び第二十三条」を「第十四条の五第一項（第十九条の四」に」に改め、「改め、同条第四項中「第十九条の二第四項及び第五項並びに第二十三条」を「第十九条の二第五項及び第六項」に」を削る。

第二条のうち薬事法第七十九条の改正規定中「「除く。）」を「除く。次項において同じ。）、認定（第二十三条の十六第一項」を「「許可」を「許可、認定（第二十三条の二第一項」に改める。

第二条中薬事法第八十条の改正規定を次のように改める。

第八十条を次のように改める。

（適用除外等）

第八十条　輸出用の医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業者は、その製造する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器が政令で定めるものであるときは、そ

の物の製造所における製造管理又は品質管理の方法が第十四条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、製造をしようとするとき、及びその開始後三年を下らない政令で定める期間を経過するごとに、厚生労働大臣の書面による調査又は実地の調査を受けなければならない。

2　前項の調査については、第十三条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「同条第五項」とあるのは「第八十条第一項」と、同条第二項中「行わないものとする。この場合において、厚生労働大臣は、前条第一項の規定による許可をするときは、機構が第四項の規定により通知する調査の結果を考慮しなければならない。」とあるのは「行わないものとする。」と、同条第三項中「前条第一項の許可又は同条第三項の許可の更新の申請者」とあるのは「第八十条第一項の調査の申請者」と読み替えるものとする。

3　第一項に規定するほか、輸出用の医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

4　第十四条の三第一項（第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による製造販売の承認を受けて製造販売がされた医薬品又は医療機器については、政令で、第四十三条、第四十四条、第五十条、第五十一条（第六十条、第六十二条及び第六十八条の五において準用する場合を含む。）、第五十二条、第五十四条（第六十四条において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項（第六十四条及び第六十八条の五において準用する場合を含む。）、第五十六条、第六十三条、第六十三条の二、第六十五条、第六十八条の三、第六十八条の四及び第六十八条の六の規定の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

5　第十四条第一項に規定する化粧品以外の化粧品については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、責任技術者の義務の遂行のための配慮事項その他必要な特例を定めることができる。

第二条のうち薬事法第八十条の二の改正規定中「第六十九条第五項」を「第六十九条第四項」に、「第六十九条第六項」を「第六十九条第五項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第二条中薬事法第八十条の三を削り、第八十条の四を第八十条の三とする改正規定を次のように改める。

第八十条の三を削る。

第二条中薬事法第八十一条の二の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第八十条の四第一項中「薬物」の下に「又は機械器具等」を加え、「第八十条の二第三項後段」を「前条第三項後段」に改め、同条第四項中「薬物」の下に「又は機械器具等」を加え、「第八十条の二第二項」を「前条第二項」に改め、後段を削り、同条を第八十条の三とする。

第八十条の五第一項から第三項までの規定中「薬物」の下に「又は機械器具等」を加え、同条を第八十条の四とする。

第八十条の六を第八十条の五とする。

第二条のうち薬事法第八十三条の改正規定中「第十四条の四第一項第一号」を「第十四条の三第一項第一号」に改める。

第二条のうち薬事法第八十四条第四号の改正規定中「第二十三条の十六第一項」を「第二十三条の二第一項」に改める。

第二条のうち薬事法第八十四条に二号を加える改正規定中「第六十九条の二」を「第六十九条の三」に改める。

第二条のうち薬事法第八十六条第一項第二号を改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に一号を加える改正規定中「（第二十三条において準用する場合を含む。）」を削り」を「第十五条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）」を「第十四条の十三第一項」に改め」に、「第五項」を「第六項」に改める。

第二条中薬事法第八十六条の二の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定を削る。

第二条中薬事法第八十七条第一項を改め、同項第一号から第四号までを改める改正規定の前に次の改正規定を加える。

第八十六条の二　第二十三条の十六第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした認定認証機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十六条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第十四条の四第七項（第十九条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第十四条の六第六項（第十九条の四において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三　第六十八条の九第七項の規定に違反した者

四　第七十七条の五第五項の規定に違反した者

五　第八十条の二第十項の規定に違反した者

2　前項各号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二条のうち薬事法第八十七条第一項を改め、同項第一号から第四号までを改める改正規定中「第十四条の十第一項」を「第十四条の九第一項」に、「第十五条第二項」を「第十四条の十三第二項」に改める。

第二条のうち薬事法第八十七条第一項第九号を削り、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を削り、同項第六号を改め、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に二号を加える改正規定中「第二十三条の十六第五項」を「第二十三条の二第五項」に改める。

第二条中薬事法第八十八条の二の改正規定を削る。

第二条中薬事法第八十九条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第八十九条を第九十条とし、第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十九条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした認定認証機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十三条の五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二　第二十三条の十一の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三　第二十三条の十五第一項の届出をしないで基準適合性認証の業務の全部を廃止したとき。

四　第六十九条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

附則第二十三条を次のように改める。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正）

第二十三条　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「医療用具」を「医療機器」に改め、同条第五項中「製造業の許可若しくは同法第十八条第一項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する医薬品の製造品目の変更若しくは追加の許可又は同法第二十二条第一項に規定する医薬品の輸入販売業の許可を受けて製造され、又は輸入されたもの」を「製造販売業の許可を受けて製造販売をされたもの（同法第十四条第一項に規定する医薬品にあっては、同条又は同法第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされたものに限る。）」に改め、同条第七項中「第二条第五項」を「第二条第九項」に改め、同条第八項中「第二条第五項」を「第二条第九項」に、「医療用具の製造業の許可若しくは同法第十八条第一項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の製造品目の変更若しくは追加の許可又は同法第二十二条第一項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療用具の輸入販売業の許可を受けて製造され、又は輸入されたもの」を「医療機器の製造販売業の許可を受けて製造販売をされたもの（同法第十四条第一項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器にあっては、同条又は同法第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされたものに限る。）」に改め、同条第十一項中「医療用具等技術」を「医療機器等技術」に、「、医療用具」を「、医療機器」に改め、同条第十二項中「第二条第八項」を「第二条第十四項」に改め、同条第十三項中「希少疾病用医療用具」を「希少疾病用医療機器」に、「第二条第八項」を「第二条第十四項」に、「希少疾病用医療用具を」を「希少疾病用医療機器を」に改める。

第十一条第二号中「医療用具の製造業者、輸入販売業者」を「医療機器の製造販売業者、製造業者、修理業者」に改める。

第十五条第一項第三号中「医療用具等技術」を「医療機器等技術」に改め、同項第四号中「希少疾病用医療用具」を「希少疾病用医療機器」に改め、同項第五号中「医療用具」を「医療機器」に改め、同号イ中「第十八条第二項及び第二十三条」を「第十三条の三第三項及び第八十条第二項」に、「第十四条の四の二第一項（同法第十九条の四及び第二十三条」を「第十四条の四の二第一項（同法第十九条の四及び第二十三条」に、「第十四条の五の二第一項（同法第十九条の四及び第二十三条」を「第十四条の七第一項（同法第十九条の四」に、「第十九条の二第四項及び第五項並びに第二十三条」を「第十九条の二第五項及び第六項」に、「第八十条の四第一項」を「第八十条の三第一項」に、「及び同法第十四条の四の二第二項又は第八十条の四第四項」を「、同法第十六条第一項の規定による登録等を行うこと及び同法第十四条の二第四項、第十四条の五第二項、第十四条の十第一項、第十六条第三項、第二十三条の五第二項又は第八十条の三第四項」に改め、同条第二項中「第八十条の六第一項」を「第八十条の五第一項」に改める。

第十九条第一項中「又は第二十二条第一項」を削り、「製造業の許可又は輸入販売業」を「製造販売業」に、「を製造し、又は輸入している」を「の製造販売をしている」に、「許可医薬品製造業者等」を「許可医薬品製造販売業者等」に改め、同条第二項中「許可医薬品製造業者等が製造し、又は輸入した」を「許可医薬品製造販売業者が製造販売をした」に改め、同条第五項中「許可医薬品製造販売業者」を「医薬品等製造業者等」に、「許可医薬品製造業者等」を「の製造販売をした許可医薬品製造販売業者」に、「許可医薬品製造業者等が製造し、又は輸入した」を「許可医薬品製造販売業者が製造販売をした」に改める。

第二十一条第一項中「又は第二十二条第一項」を削り、「製造業の許可又は輸入販売業」を「製造販売業」に、「を製造し、又は輸入している」を「の製造販売をしている」に、「許可生物由来製品製造業者等」を「許可生物由来製品製造販売業者」に改め、同条第二項中「許可生物由来製品製造業者等が製造し、又は輸入した」を「許可生物由来製品製造販売業者が製造販売をした」に改める。

第二十二条第一項中「又は第二十二条第一項」を削り、「若しくは医療用具の製造業の許可又は輸入販売業」を「又は医療機器の製造販売業」に、「医薬品等製造業者等」を「医薬品等製造販売業者」に改め、同条第二項中「医薬品等製造業者等が製造し、又は輸入した」を「医薬品等製造販売業者が製造販売をした」に、「若しくは医療用具」を「又は医療機器」に改め、同条第五項中「医薬品等製造業者等」を「医薬品等製造販売業者」に改める。

第二十三条第一項中「許可医薬品製造業者等、許可生物由来製品製造業者等又は医薬品等製造業者等」を「許可医薬品製造販売業者、許可生物由来製品製造販売業者又は医薬品等製造販売業者」に改める。

第二十四条第一項中「を製造し、輸入し、販売し、若しくは賃貸した」を「の製造販売をし、販売をし、若しくは賃貸をした」に改める。

第二十八条中「希少疾病用医療用具」を「希少疾病用医療機器」に改める。

第三十七条第一項中「医療用具」を「医療機器」に改める。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第三十一条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の項を削る。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第三十二条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和五十四年法律第五十五号）」を「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第　号）」に改める。

（政令への委任）

第三十三条　附則第三条、附則第四条、附則第六条から第二十条まで、附則第二十二条から第二十四条まで及び附則第二十七条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を解散し、それに伴い独立行政法人医薬品医療機器総合機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定め、あわせて生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済に関する業務を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に行わせることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第五条第一項第四号中「基本金及び」を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　定款の変更に関する事項

第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六条　基金でない者は、社会保険診療報酬支払基金という名称を用いてはならない。

第七条を次のように改める。

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

第八条中「理事長一人、理事八人から十七人まで及び監事四人」を「理事長、理事及び監事」に改める。

第九条に次の一項を加える。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は厚生労働大臣に意見を提出することができる。

第十条第二項中「につき厚生労働大臣が委嘱する」を「から選任する」に改め、同条第三項中「委嘱」を「選任」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣が前二項」を「前二項」に、「委嘱し」を「選任し」に改め、「各〻委嘱すべき理事の少くとも二倍の」を削り、ただし書を削り、同条第五項中「委嘱についてこれを」を「選任について」に改める。

附則を次のように改める。

第一条　この法律は、昭和二十三年八月一日から施行する。

第二条　政府は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第三条　設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、基本金全額の拠出を請求しなければならない。

第四条　基本金の拠出があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を基金の理事長に引き継がなければならない。

2　理事長が前項の事務の引継を受けたときは、理事長、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

3　基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第五条　社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）の施行後においては、基金については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号ニに掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。

第二十四条第一項中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「第五条第三項」を「第四条第三項」に改め、第六章中同条を第三十四条とする。

第二十三条の二中「理事若しくは幹事」を「役員、幹事若しくは職員」に、「六月」を「一年」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十三条第一項中「第二十条」を「第二十八条」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「第十三条」を「第十五条」に改め、同条を第三十二条とする。

第六章を第七章とする。

第二十二条の二中「第十四条第三項、第十四条の三第一項、第十四条の四、第二十条第一項及び第二十一条」を「第十八条第一項、第十九条、第二十八条第一項及び第二十九条」に改め、「（同条に規定する定款の変更の命令を除く。）」を削り、第五章の二中同条を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十一条　基金の解散については、別に法律で定める。

第五章の二を第六章とする。

第二十二条を削る。

第二十一条中「定款の変更その他」を「その業務に関し」に改め、第五章中同条を第二十九条とする。

第二十条を第二十八条とする。

第十九条中「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に、「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、第四章中同条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十七条　この章に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十七条及び第十八条を削る。

第十六条第一項中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「提出し、その承認を受け」を「提出し」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　基金は、前項の規定により厚生労働大臣に提出した財産目録及び事業状況報告書を公告し、かつ、これらを各事務所に備えて置かなければならない。

第十六条第三項を削り、同条を第二十五条とする。

第十五条の二から第十五条の四までを削り、第十五条を第二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十四条　基金は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　厚生労働大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

「第四章　会計」を「第四章　財務及び会計」に改める。

第十四条の七中「第十四条」を「第十六条」に改め、第三章中同条を第二十二条とする。

第十四条の六第一項中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十三条第一項第三号」を「第十五条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第十四条第二項」を「第十六条第二項」に、「第十四条の二」を「第十七条」に改め、「、第十四条の五中「幹事」とあるのは「理事」と、それぞれ」を削り、同条を第二十一条とする。

第十四条の五中「若しくは幹事」を「、役員、幹事若しくは職員」に改め、同条を第二十条とする。

第十四条の四を第十九条とする。

第十四条の三第三項中「第十三条第一項第四号」を「第十五条第一項第四号」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条の二を第十七条とする。

第十四条第三項中「それぞれ所属団体の推薦により、学識経験者については厚生労働大臣の推薦により、」を「、それぞれ所属団体の推薦により」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条第一項第一号中「おおむね一箇月半」を「政令で定める月数」に改め、同項第五号中「業務」を「業務」に改め、同項に次の一号を加える。

六　前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

第十三条に次の一項を加える。

5　基金は、第一項第六号に掲げる業務を行おうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第十三条を第十五条とし、第十二条中第十二条の二を第十四条とし、第十一条を第十三条とする。

第十一条第一項中「に幹事八人、その出張所に幹事四人」を「及びその出張所に幹事」に改め、同条第二項中「各〻」を「各々」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条の次に次の一条を加える。

第十一条　役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　厚生労働大臣は、基金の理事長、理事及び監事が、法令若しくは定款又は第二十九条に規定する命令に違反したときは、基金に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3　厚生労働大臣は、基金が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任することができる。

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条　社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）までに、その定款をこの法律による改正後の社会保険診療報酬支払基金法（以下「新法」という。）第四条第一項の規定に適合するように変更し、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。
第三条　基金は、施行日に、この法律による改正前の社会保険診療報酬支払基金法（以下「旧法」という。）第四条第二項の規定により政府が基金に拠出した額に相当する金額を国庫に納付し、同項の規定により政府以外の保険者が基金に拠出した額に相当する金額を当該政府以外の保険者に返還しなければならない。
第四条　この法律の施行の際現に社会保険診療報酬支払基金という名称を用いている者については、新法第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
第五条　この法律の施行の際現に在職する基金の役員は、それぞれ新法第十一条第一項の規定によりその選任について厚生労働大臣の認可を受けた役員とみなす。
2　前項の規定によりその選任について厚生労働大臣の認可を受けたものとみなされる基金の役員の任期は、旧法第五条第一項の規定に基づく定款に定める任期が終了すべき日に終了するものとする。
第六条　この法律の施行の際現に在職する基金の幹事又は幹事長は、それぞれ新法第十二条第二項又は第十三条第二項の規定により選任された幹事又は幹事長とみなす。
2　前項の規定により選任されたものとみなされる基金の幹事又は幹事長の任期は、旧法第五条第一項の規定に基づく定款に定める任期が終了すべき日に終了するものとする。
第七条　この法律の施行の際現に在職する基金の審査委員会の委員又は特別審査委員会の委員は、新法第十六条第二項の規定により幹事長から委嘱された審査委員会の委員又は新法第二十一条第二項において読み替えて準用する新法第十六条第二項の規定により理事長から委嘱された特別審査委員会の委員とみなす。
2　前項の規定により委嘱されたものとみなされる基金の審査委員会の委員又は特別審査委員会の委員の任期は、旧法第十四条の七の規定に基づく厚生労働省令で定める任期が終了すべき日に終了するものとする。
第八条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第九条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
（国民健康保険法の一部改正）
第十条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。
第八十一条の十第一項中「第十三条」を「第十五条」に改める。
第八十一条の十一中「第二十二条」を「第十一条第二項及び第三項」に、「第二十一条第一項」を「第二十九条」に、「第二十三条第二項」を「第十五条」に、「第三十二条第二項」を「第十五条」に改める。
第八十一条の十二中「第八十一条の十第一項第二号」と」の下に「、同法第七十三条中「第四十八条第一項の交付金」とあるのは「国民健康保険法第七十二条の四第一項の療養給付費等交付金」と」を加える。
（老人保健法の一部改正）
第十一条　老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。
第六十四条第一項中「第十三条」を「第十五条」に改める。
第七十二条の見出しを「（借入金及び債券）」に改め、同条第一項を次のように改める。
基金は、老人保健関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は債券を発行することができる。
第七十二条第二項中「長期借入金」の下に「及び債券」を加え、同条に次の六項を加える。
5　基金は、第一項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。
6　第一項の規定による債券の債権者は、基金の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
7　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
8　基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、第一項の規定による債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
9　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
10　第一項及び第二項並びに第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による債券に関し必要な事項は、政令で定める。
第七十三条中「範囲内で」の下に「、基金による第四十八条第一項の交付金の円滑な交付のために必要があると認めるときは」を加え、「又は短期借入金」を「、短期借入金又は債券」に改め、「について」の下に「、必要と認められる期間の範囲において、」を加える。
第七十四条の次に次の一条を加える。
（協議）
第七十四条の二　厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
一　第七十二条第一項、第三項又は第八項の認可をしようとするとき。
二　前条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。
第七十六条第三項中「第二十一条」を「第二十九条」に、「第二十二条」を「第十一条第二項若しくは第三項」に改める。
第七十七条中「第二十三条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第十三条」を「第十五条」に改める。
（介護保険法の一部改正）
第十二条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。
第百六十条第一項中「第十三条」を「第十五条」に改める。
第百六十八条の見出しを「（借入金及び債券）」に改め、同条第一項を次のように改める。
支払基金は、介護保険関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は債券を発行することができる。
第百六十八条第二項中「長期借入金」の下に「及び債券」を加え、同条に次の六項を加える。
5　支払基金は、第一項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。
6　第一項の規定による債券の債権者は、支払基金の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
7　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
8　支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、第一項の規定による債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
9　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は

信託会社について準用する。

10　第一項及び第二項並びに第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第百六十九条中「範囲内で」の下に「、支払基金による第百二十五条第一項の介護給付費交付金の円滑な交付のために必要があると認めるときは」を加え、「又は短期借入金」を「、短期借入金又は債券」に改め、「について」の下に「、必要と認められる期間の範囲において、」を加える。

第百七十条の次に次の一条を加える。

（協議）

第百七十条の二　厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一　第百六十八条第一項、第三項又は第八項の認可をしようとするとき。

二　前条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

第百七十二条第三項中「第二十一条」を「第二十九条」に、「第二十二条」を「第十一条第二項若しくは第三項」に改める。

第百七十三条中「第二十三条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第十三条」を「第十五条」に改める。

第二百条第二項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十三条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一社会保険診療報酬支払基金の項を削る。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　この法律による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき基金がした行為及び基金に対してなされた行為については、なお従前の例による。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十五条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

別表社会保険診療報酬支払基金の項を削る。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）

第十六条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第三項中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

附則第四条中「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、社会保険診療報酬支払基金について、基本金に関する規定の廃止、役員の選任に係る政府の関与の縮小等の所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人農畜産業振興機構法案

独立行政法人農畜産業振興機構法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　役員及び職員（第六条―第九条）
第三章　業務等（第十条―第十七条）
第四章　雑則（第十八条―第二十一条）
第五章　罰則（第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人農畜産業振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農畜産業振興機構とする。

（機構の目的）

第三条　独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行うほか、あわせて生糸の輸入に係る調整等に必要な業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。

（事務所）

第四条　機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　機構の資本金は、附則第三条第六項及び第四条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3　機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員及び職員

（役員）

第六条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）

第七条　副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長）を補佐して機構の業務を掌理する。

3　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であって理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第八条　理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員及び職員の地位）

第九条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ　指定乳製品及び指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。

ロ　イの業務に伴う指定乳製品及び指定食肉の保管を行うこと。

ハ　農林水産省令で定めるところにより、畜産物の価格安定に関する法律第六条第二項、第三項又は第四項の認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費について補助す

ること。

二　国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。

三　野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）の規定により次の業務を行うこと。

イ　指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付を行うこと。

ロ　あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付を行うこと。

ハ　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人が行う業務でイ又はロの業務に準ずるものについてその経費を補助すること。

四　野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。

五　砂糖の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）の規定により次の業務を行うこと。

イ　輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

ロ　異性化糖等の買入れ及び売戻しを行うこと。

ハ　国内産糖についての交付金の交付を行うこと。

六　生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和二十六年法律第三百十号）の規定による生糸の輸入に係る調整に関する措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ　生糸の輸入、輸入によって保有する生糸の売渡し又は買換え並びに輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻しを行うこと。

ロ　イの業務に伴う生糸の保管を行うこと。

七　畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、繭並びに生糸の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

八　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項の規定により行う業務の遂行に支障のない範囲内で、繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の蚕糸業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

（区分経理）

第十一条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　前条第一項第一号の業務、同項第二号の業務、同項第七号の業務（畜産物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務

二　前条第一項第三号の業務、同項第四号の業務、同項第七号の業務（野菜に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務

三　前条第一項第五号の業務、同項第七号の業務（砂糖及びその原料作物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務

四　前条第一項第六号の業務、同項第七号の業務（繭及び生糸に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務

（積立金の処分）

第十二条　機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項に規定する積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　農林水産大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金）

第十三条　機構は、第十条第一項第一号イ及びロ並びに第六号の業務に必要な費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2　農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（債務保証）

第十四条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構が第十一条第一号の業務に係る勘定の負担においてする前条第一項の長期借入金又は通則法第四十五条第一項の短期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第十五条　機構は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2　農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（交付金の交付）

第十六条　政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、機構に対し、砂糖の価格調整に関する法律第十九条の交付金（同法第二十一条第二項第二号に掲げる額が政令で定めるところにより同法第三条第二項に規定する国内産糖合理化目標価格を国内産糖の価格に換算した額に満たない額である場合には、同号に掲げる額と当該換算した額との差額に係る部分を除く。）に相当する金額を交付するものとする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十七条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十条第一項第一号ハ、第二号、第三号ハ及び第四号並びに第二項の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条第一項及び第二項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第四章　雑則

（財務大臣との協議）

第十八条　農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十条第一項第一号ハ、第二号若しくは第四号又は第二項の農林水産省令を定めようとするとき。

二　第十二条第一項の承認をしようとすると

き。

三　第十三条第一項又は第十五条第一項の認可をしようとするとき。

（主務大臣等）

第十九条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十一条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第二十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第九条から第十八条まで及び第二十条から第二十五条までの規定は、同年十月一日から施行する。

（持分の払戻し）

第二条　農畜産業振興事業団（以下「事業団」という。）は、附則第九条の規定による廃止前の農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号。以下「旧事業団法」という。）第八条第一項の規定にかかわらず、事業団の解散の日の前日までに、事業団に出資した政府以外の者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額により持分の払戻しをするものとする。この場合において、事業団は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

一　旧事業団法第五条第一号から第四号までに掲げる者　その者が有するこの法律の施行の日の前日における事業団の旧事業団法第三十一条第一項第二号の業務に係る勘定に係る貸借対照表上の純資産額に対する持分に相当する金額（その金額が当該持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額）

二　旧事業団法第五条第五号から第七号までに掲げる者　その者が有するこの法律の施行の日の前日における事業団の旧事業団法第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定に係る貸借対照表上の純資産額に対する持分に相当する金額（その金額が当該持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額）

（事業団の解散等）

第三条　事業団は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に事業団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　事業団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　事業団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に事業団に属する資産（第二項の規定により国が承継する資産を除く。）の価額（旧事業団法第三十一条第一項第五号の業務に係る勘定、同項第五号の業務に係る勘定及び附則第十五条の規定による改正前の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号。以下「旧暫定措置法」という。）第三条第一項に規定する業務に係る旧事業団法第三十一条第一項の勘定において積立金として整理されている金額並びに旧事業団法第三十八条第一項の規定により資金として管理されている金額及び附則第十六条の規定による改正前の肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号。以下「旧特別措置法」という。）第十六条第一項の規定により調整資金として管理されている金額の合計額に相当する金額を除き、旧事業団法第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定（以下この項において「生糸輸入調整等勘定」という。）に属する負債の金額に相当する金額（第二項の規定により国が承継する資産のうち生糸輸入調整等勘定に属するものの価額に相当する金額を除く。）の合計額と生糸輸入調整等勘定に属する資産の価額との差額に相当する金額（第十項において「差額相当額」という。）を加えた金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7　前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる積立金として整理されている金額は、それぞれ当該各号に定める勘定に属する積立金として整理しなければならない。

一　旧事業団法第三十一条第一項第三号の業務に係る勘定において積立金として整理されている金額　第十一条第一号の業務に係る勘定

二　旧事業団法第三十一条第一項第五号の業務に係る勘定において積立金として整理されている金額　第十一条第三号の業務に係る勘定

三　旧暫定措置法第三条第一項に規定する業務に係る旧事業団法第三十一条第一項の勘定において積立金として整理されている金額　附則第十五条の規定による改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「新暫定措置法」という。）第三条第一項に規定する業務に係る第十一条の勘定

10　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、差額相当額は、第十一条第四号の業務に係る勘定に属する繰越欠損金として整理しなければならない。

11　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧事業団法第三十八条第一項の規定により資金として管理されている金額に相当する金額は、第十条第一項第二号の業務の財源に充てるものとする。

12　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧特別措置法第十六条第一項の規定により調整資金として管理されている金額は、附則第十六条の規定による改正後の肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「新特別措置法」という。）第十四条第二項に規定する資金として管理するものとする。

13　第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（野菜供給安定基金の解散等）

第四条　野菜供給安定基金（以下「基金」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に基金が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時におい

て国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6　第一項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に基金に属する資産（第二項の規定により国が承継する資産を除く。）の価額（附則第十一条の規定による改正前の野菜生産出荷安定法（以下「旧野菜生産出荷安定法」という。）第四十四条第一項の準備金として整理されている金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7　前条第七項及び第八項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

8　第一項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧野菜生産出荷安定法第四十四条第一項の準備金として整理されている金額は、第十一条第二号の業務に係る勘定に属する積立金として整理しなければならない。

9　第一項の規定により基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（業務の特例）

第五条　機構は、当分の間、第十条に規定する業務のほか、新暫定措置法第三条第一項及び新特別措置法第三条第一項に規定する業務を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、それぞれ新暫定措置法及び新特別措置法で定める。

第六条　機構は、当分の間、第十条及び前条に規定する業務のほか、砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための事業その他の砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

2　前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十一条第三号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第六条第一項に規定する業務」と、第十二条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第六条第一項」と、第十七条中「並びに第二項」とあるのは「並びに第二項並びに附則第六条第一項」と、第十八条第一号中「又は第二項」とあるのは「若しくは第二項又は附則第六条第一項」とする。

第七条　機構は、第十条、附則第五条及び前条第一項に規定する業務のほか、この法律の施行前に事業団が締結した債務保証契約に係る旧事業団法第二十八条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務を行う。

2　機構は、前項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「債務保証勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

3　第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第二十二条第二号中「第十条」とあるのは、「第十条及び附則第七条第一項」とする。

4　第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、附則第十二条の規定による改正前の畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第十三条の規定は、附則第十二条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第十三条第一項中「事業団は、乳業者である出資者」とあるのは「機構は、乳業者」と、同条第二項中「事業団は、出資者で」とあるのは「機構は、」と、同条第三項中「事業団は、生乳生産者団体である出資者」とあるのは「機構は、生乳生産者団体」とする。

5　機構は、第一項に規定する業務を終えたときは、債務保証勘定を廃止するものとし、その廃止の際債務保証勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

6　機構は、前項の規定により債務保証勘定を廃止したときは、その廃止の際債務保証勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

第八条　機構は、旧事業団法第二十八条第一項第三号の規定によりされた出資に係る株式又は持分の処分が終了するまでの間、第十条、附則第五条、附則第六条第一項及び前条第一項に規定する業務のほか、当該株式又は持分の管理及び処分を行う。

2　前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十一条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第八条第一項に規定する業務」と、第十二条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第八条第一項」とする。

（農畜産業振興事業団法の廃止）

第九条　農畜産業振興事業団法は、廃止する。

（農畜産業振興事業団法の廃止に伴う経過措置）

第十条　事業団の役員若しくは職員又は運営審議会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

（野菜生産出荷安定法の一部改正）

第十一条　野菜生産出荷安定法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　需要及び供給の見通し（第三条）

第三章　野菜指定産地の指定及び生産出荷近代化計画（第四条―第九条）

第四章　指定野菜についての生産者補給金の交付等（第十条―第十四条）

第五章　雑則（第十五条―第十七条）

第六章　罰則（第十八条）

附則

第一条中「、その安定的な供給を図るためのその売渡し等の業務を行う野菜供給安定基金の制度を確立する」を「等の措置を定める」に改める。

「第四章　野菜供給安定基金」を「第四章　指定野菜についての生産者補給金の交付等」に改める。

第四章第一節の節名を削り、第十条を次のように改める。

（生産者補給交付金等の交付）

第十条　独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、指定野菜の価格の著しい低落があつた場合には、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。以下同じ。）の出荷に関し機構が行う登録を受けた出荷団体（以下「登録出荷団体」という。）との間に農林水産省令で定める委託関係のある対象野菜の生産者（以下この項において「委託生産者」という。）及び機構が行う登録を受けた対象野菜の生産者（以下「登録生産者」という。）の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金を交付するものとする。

2　前項の生産者補給金の額は、対象野菜の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることを旨として、定めるものとする。

第十一条から第十四条の二まで、第四章第二節の節名及び第十五条を削る。

第十六条第一項及び第二項中「前条第一項第一号」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「基金は、前条第一項第一号」を「機構は、前条第一

項」に、「同号」を「同項」に改め、同条第四項を削り、同条を第十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

（交付金の交付）

第十二条　機構は、登録出荷団体又は登録生産者が指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところによりあらかじめ締結した契約（対象野菜の供給に係るものであつて、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。）に基づき当該同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合には、その登録出荷団体又は登録生産者に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付するものとする。

（業務の条件）

第十三条　機構は、第十条及び前条の規定により行う業務については、指定野菜の種別又は出荷される地域を限定して、その業務を行つてはならない。

（法人に対する補助）

第十四条　機構は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人が行う対象野菜以外の野菜（指定野菜以外のものとして農林水産省令で定めるものに限る。）の安定的な供給を図るための業務で第十条又は第十二条の規定により行う業務に準ずるもの（農林水産省令で定める要件に適合するものに限る。）についてその経費を補助するものとする。

第十七条から第二十四条まで及び第四章第三節から第七節までを削る。

第五章中第五十九条を第十五条とし、第六十条を第十六条とし、第六十一条を第十七条とする。

第六十二条及び第六十三条を削る。

第六十四条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者」に改め、同条各号を削り、第六章中同条を第十八条とする。

（畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正）

第十二条　畜産物の価格安定等に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

畜産物の価格安定に関する法律

「第三章　債務の保証（第十三条）
目次中　第四章　雑則（第十四条・第十五条）
第五章　罰則（第十六条・第十七条）」を「第三章　雑則（第十三条・第十四条）
第四章　罰則（第十五条）」に改める。

第一条中「とともに乳業者等の経営に必要な資金の調達を円滑にする」を削る。

第六条第六項中「農畜産業振興事業団（以下「事業団」という。）があつせんしてもなお」を削り、同条第七項中「第一項」を「第二項」に、「事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）」に改める。

第七条第一項から第四項までの規定中「事業団」を「機構」に改め、同条第五項中「事業団」を「機構」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八条中「事業団」を「機構」に改め、「、農林水産大臣の承認を受けて」を削る。

第九条中「事業団」を「機構」に改め、同条ただし書中「、農林水産大臣の承認を受けて」を削る。

第十条中「事業団」を「機構」に改め、「、農林水産大臣の承認を受けて」を削り、同条第一号及び第二号中「こえる」を「超える」に改める。

第十一条及び第十二条中「事業団」を「機構」に改める。

第三章を削る。

第十四条中「次の場合に」を「第六条第五項又は第十条各号の農林水産省令を定めようとするとき」に改め、同条各号を削り、第四章中同条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

第四章を第三章とする。

第五章中第十六条を第十五条とする。

第十七条を削る。

第五章を第四章とする。

（砂糖の価格調整に関する法律の一部改正）

第十三条　砂糖の価格調整に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「事業団」を「機構」に改め、同条第一項中「農畜産業振興事業団（以下「事業団」という。）」を「独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「事業団」を「機構」に改める。

第七条、第八条、第九条第一項及び第三項、第十条、第十一条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第六項から第九項まで、第十三条、第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条第二項第二号、第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項中「事業団」を「機構」に改める。

（生糸の輸入に係る調整等に関する法律の一部改正）

第十四条　生糸の輸入に係る調整等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「事業団」を「機構」に改め、同条中「農畜産業振興事業団（以下「事業団」という。）」を「独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）」に改める。

第三条の見出し中「事業団」を「機構」に改め、同条第一項中「事業団」を「機構」に改め、「、農林水産大臣の承認を受けて」を削り、同条第二項本文中「事業団」を「機構」に改め、同項ただし書中「として事業団が農林水産大臣の承認を受けたとき」を削る。

第四条第一項中「事業団」を「機構」に改め、「、農林水産大臣の承認を受けて」を削り、同条第三項第二項中「事業団」を「機構」に改め、同条第四項中「事業団」を「機構」に、「前項の農林水産大臣の承認を受けて定める価格で」を「一般競争入札以外の方法により生糸を」に改める。

第五条及び第六条第一項中「事業団」を「機構」に改める。

第七条の見出し中「事業団」を「機構」に改め、同条第一項本文中「事業団」を「機構」に改め、同項ただし書中「事業団、農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号）第二十九条第一項第四号の規定により事業団の委託を受けた者」を「機構、機構の委託を受けて生糸の輸入を行う者」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「事業団」を「機構」に改める。

第八条、第九条、第十条第一項及び第二項並びに第十一条第二項第二号中「事業団」を「機構」に改める。

第十八条中「この法律」を「第二条」に、「事業団」を「機構」に改める。

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正）

第十五条　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を次のように改正する。

目次及び第一条中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改める。

第二条第二項中「畜産物の価格安定等に関する法律」を「畜産物の価格安定に関する法律」に改める。

第二章の章名中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改める。

第三条の見出し中「農畜産業振興事業団」を

「独立行政法人農畜産業振興機構」に改め、同条第一項中「農畜産業振興事業団（以下「事業団」という。）」を「独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）」に、「農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号。以下「事業団法」という。）第二十八条第一項から第三項まで」を「独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第　号。以下「機構法」という。）第十条」に改め、同項第五号中「事業団」を「機構」に改め、同条第二項中「次条及び」を削る。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第五条、第十一条第一項、第十二条第一項及び第十三条中「事業団」を「機構」に改める。

第十四条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「事業団」を「機構」に改め、同項第一号中「事業団又は第四条第一項の規定による事業団の委託を受けた同項第二号に掲げる者」を「機構又は機構の委託を受けた輸入業者」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「事業団」を「機構」に改める。

第十四条の二から第十五条までの規定中「事業団」を「機構」に改める。

第十六条中「事業団」を「機構」に改め、同条ただし書中「、農林水産大臣の承認を受けて」を削り、同条第一号中「場合であつて、農林水産大臣の承認を受けた」を削る。

第十七条中「事業団」を「機構」に改め、「、農林水産大臣の承認を受けて」を削り、同条第一号及び第二号中「こえる」を「超える」に改める。

第十八条及び第十九条中「事業団」を「機構」に改める。

第二十条第二項中「第十五条第一項」を「法第十四条第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、法第十三条中「第六条第五項又は第十条各号」とあるのは、「第六条第五項」とする。

第二十条の二の見出しを「（機構法の適用）」に改め、同条第一項中「事業団法第二十八条第一項第一号イ及びロ並びに第二十九条第一項第一号」を「機構法第十条第一項第一号イ及びロ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十条第二項中「前項」とあるのは「前項及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第三条第一項」と、機構法第十一条中「業務ごとに」とあるのは「業務ごと及び暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）について」と、機構法第十二条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び暫定措置法第三条第一項」と、機構法第十三条第一項中「第十条第一項第一号イ及びロ並びに第六号」とあるのは「第十条第一項第一号イ及びロ並びに第六号並びに暫定措置法第三条第一項第二号から第五号まで」と、機構法第十四条中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、機構法第二十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」とする。

第二十条の三中「事業団は」を「機構は」に、「事業団法第三十一条第一項の」を「機構法第十一条の」に、「事業団法第三十五条第一項」を「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十四条第一項」に、「事業団法第二十八条第一項第三号」を「機構法第十条第一項第二号」に、「指定助成対象事業」を「農林水産省令で定める事業」に、「事業団法第三十一条第一項第三号」を「機構法第十一条第一号」に改める。

第二十一条の見出し及び同条第一項中「事業団」を「機構」に改め、同条第二項を削る。

第二十二条を次のように改める。

（財務大臣との協議）

第二十二条　農林水産大臣は、第十七条各号の農林水産省令を定めようとするとき、又は第二十条の三の承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正）

第十六条　肉用子牛生産安定等特別措置法の一部を次のように改正する。

目次、第一条及び第二章の章名中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改める。

第三条の見出し中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改め、同条第一項中「農畜産業振興事業団（以下「事業団」という。）」を「独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）」に、「農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号。以下「事業団法」という。）第二十八条第一項から第三項まで」を「独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第　号。以下「機構法」という。）第十条」に改め、同条第二項中「次条及び」を削る。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第六条第一項及び第二項、第十条並びに第十一条中「事業団」を「機構」に改める。

第十三条第一項中「畜産物の価格安定等に関する法律」を「畜産物の価格安定に関する法律」に改める。

第十四条の見出しを「（機構に対する交付金）」に改め、同条中「事業団に」を「機構に」に、「事業団法第二十八条第一項第一号イ、ロ及びニの業務（これらの業務」を「機構法第十条第一項第一号の業務（これ」に、「）、食肉等についての同項第三号及び第六号」を「次項において同じ。）並びに食肉等についての同項第二号及び第七号」に改め、「並びに法第二条第三項に規定する食肉についての事業団法第二十八条第一項第三号の業務」を削り、同条に次の一項を加える。

2　機構は、前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第一項の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る機構法第十一条の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての機構法第十条第一項第一号の業務若しくは食肉等についての同項第二号若しくは第七号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。

（機構法の適用）

第十五条の二　第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十条第二項中「前項」とあるのは「前項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三条第一項」と、機構法第十一条中「業務ごとに」とあるのは「業務ごと及び特別措置法第三条第一項に規定する業務について」と、機構法第十二条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び特別措置法第三条第一項」と、機構法第十四条中「勘定」とあるのは「勘定又は特別措置法第三条第一項に規定する業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金若しくは同項第二号の業務として交付する生産者積立助成金」とする。

第十六条第一項中「事業団は」を「機構は」に、「事業団法第三十一条第一項」を「機構法第十一条」に改め、「又は食肉等についての事業団法第二十八条第一項第三号の業務（これに附帯する業務を含む。）」を削り、「前条の規定により読み替えられる事業団法第三十八条第一項に規定する第十四条の規定により交付を受けた交付金に係る」を「第十四条第一項に規定する」に、「これらの業務」を「当該業務」に改め、同条第二項中

「事業団は」を「機構は」に、「事業団法第三十一条第一項」を「機構法第十一条」に、「事業団の」を「機構の」に改め、「、事業団法第二十八条第一項第三号の業務（これに附帯する業務を含む。）」を削る。

第十九条第一項中「前条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

（処分、手続等に関する経過措置）

第十七条　旧事業団法（第十六条を除く。）、旧野菜生産出荷安定法（第二十三条を除く。）、附則第十二条から第十四条までの規定による改正前の畜産物の価格安定等に関する法律、砂糖の価格調整に関する法律若しくは生糸の輸入に係る調整等に関する法律、旧暫定措置法又は旧特別措置法の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律、附則第十一条から第十四条までの規定による改正後の野菜生産出荷安定法、畜産物の価格安定に関する法律、砂糖の価格調整に関する法律若しくは生糸の輸入に係る調整等に関する法律、新暫定措置法又は新特別措置法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十八条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為並びに附則第三条第五項、第四条第五項及び第十条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（関税定率法及び食料・農業・農村基本法の一部改正）

第二十条　次に掲げる法律の規定中「畜産物の価格安定等に関する法律」を「畜産物の価格安定に関する法律」に改める。

一　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十二条第二項

二　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第四十条第三項

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十一条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、農畜産業振興事業団」を削る。

（関税暫定措置法の一部改正）

第二十二条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項第二号及び第四号中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改める。

別表第一第〇四・〇二項から第〇四・〇五項までの規定中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改める。

別表第一第五〇〇二・〇〇号の二中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改める。

別表第四第七項中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第二十三条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「、野菜供給安定基金」を削る。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第二十四条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一農畜産業振興事業団の項及び野菜供給安定基金の項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金を解散するとともに、農畜産物の価格安定業務等の効率的な運営を図るため、独立行政法人農畜産業振興機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人農業者年金基金法案

独立行政法人農業者年金基金法

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　役員及び職員（第五条―第八条）
第三章　業務
　第一節　通則（第九条・第十条）
　第二節　農業者年金事業
　　第一款　被保険者（第十一条―第十七条）
　　第二款　給付
　　　第一目　通則（第十八条―第二十七条）
　　　第二目　農業者老齢年金（第二十八条―第三十条）
　　　第三目　特例付加年金（第三十一条―第三十四条）
　　　第四目　死亡一時金（第三十五条―第三十八条）
　　　第五目　給付の制限（第三十九条―第四十一条）
　　第三款　年金給付等準備金（第四十二条・第四十三条）
　　第四款　費用（第四十四条―第四十八条）
　　第五款　審査会（第四十九条―第五十三条）
　　第六款　雑則（第五十四条―第六十一条）
第四章　財務及び会計（第六十二条・第六十三条）
第五章　雑則（第六十四条―第六十九条）
第六章　罰則（第七十条―第七十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人農業者年金基金の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農業者年金基金とする。

（基金の目的）

第三条　独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。

（事務所）

第四条　基金は、主たる事務所を東京都に置く。

第二章　役員及び職員

（役員）

第五条　基金に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　基金に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第六条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）
第七条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。
（役員及び職員の地位）
第八条　基金の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

第一節　通則

（業務の範囲）
第九条　基金は、第三条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
一　第二節の規定により、農業者年金事業を行うこと。
二　前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
（業務の委託）
第十条　基金は、次の各号に掲げる者に対し、その業務（農業者年金の被保険者の資格に関する決定及び農業者年金事業の給付に関する決定を除く。）の一部を委託することができる。
一　市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（第五十九条において「指定都市」という。）にあっては、区とする。第五十五条第四項から第六項までにおいて同じ。）
二　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合
三　前二号に掲げる者のほか、農林水産大臣の指定する者
2　前項各号に掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。

第二節　農業者年金事業

第一款　被保険者

（被保険者の資格）
第十一条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の被保険者（六十歳未満の者に限り、同法第七条第一項第二号又は第三号に該当する者、同法第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。）であって農業に従事するものは、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。
（資格取得の時期）
第十二条　前条の規定による申出をして農業者年金の被保険者となる者は、その申出をした日に、農業者年金の被保険者の資格を取得する。
（資格の喪失）
第十三条　農業者年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日（第一号又は第六号に該当するに至ったときはその翌日、第四号に該当するに至ったときは当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日）に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。
一　死亡したとき。
二　国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。ただし、国民年金法第九条第一号又は第三号に該当するに至ったことにより国民年金の被保険者の資格を喪失したときを除く。
三　国民年金法第七条第一項第二号又は第三号に該当するに至ったとき。
四　国民年金法第八十九条、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は同法第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。
五　六十歳に達したとき。
六　農業に従事する者でなくなったとき。
（任意脱退）
第十四条　農業者年金の被保険者は、いつでも、基金に申し出て、農業者年金の被保険者の資格を喪失することができる。
2　前項の規定による申出をした者は、その申出をした日の翌日に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。
（被保険者期間の計算）
第十五条　農業者年金の被保険者期間（以下単に「被保険者期間」という。）を計算する場合には、月によるものとし、農業者年金の被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。
2　農業者年金の被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一月として被保険者期間に算入する。ただし、その月に更に農業者年金の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。
3　農業者年金の被保険者の資格を喪失した後、更にその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。
（届出）
第十六条　農業者年金の被保険者は、農林水産省令で定めるところにより、その資格の取得及び喪失に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を基金に届け出なければならない。
（国民年金法第八十七条の二の特例）
第十七条　農業者年金の被保険者のうち国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付することができる者は、すべて、農業者年金の被保険者となった時に、同項の規定による保険料を納付する者となる。
2　前項の規定により国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料を納付する者となった者については、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

第二款　給付

第一目　通則

（給付の種類）
第十八条　農業者年金事業の給付（以下単に「給付」という。）は、次のとおりとする。
一　農業者老齢年金
二　特例付加年金
三　死亡一時金
（年金給付及び死亡一時金の額の基準）
第十九条　年金である給付（以下「年金給付」という。）及び死亡一時金の額は、被保険者期間の各月の保険料及び第四十八条の規定による国庫補助の額並びにこれらの運用収入の額の総額に照らし、農林水産省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。
（裁定）
第二十条　給付を受ける権利（以下「受給権」という。）は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、基金が裁定する。
2　年金給付に係る受給権者は、その受給権を有することとなったときは、遅滞なく、基金に対し、前項の請求をしなければならない。
（年金の支給期間）
第二十一条　年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。
2　年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。
（未支給給付）
第二十二条　年金給付に係る受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金給付の支給を請求するこ

とができる。

2　前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

3　未支給の年金給付を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序による。

4　未支給の年金給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（年金の支払の調整）

第二十三条　特例付加年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として特例付加年金の支払が行われたときは、その支払われた特例付加年金は、その後に支払うべき年金給付の内払とみなすことができる。

第二十四条　年金給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき給付があるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

（不正利得の徴収）

第二十五条　偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、基金は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

（受給権の保護）

第二十六条　受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金給付に係る受給権については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第二十七条　租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、年金給付については、この限りでない。

第二目　農業者老齢年金

（支給要件）

第二十八条　農業者老齢年金は、保険料納付済期間（納付された保険料（第五十五条の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）を有する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。

（年金額）

第二十九条　農業者老齢年金の額は、納付された保険料及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率及び予定死亡率を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。

（失権）

第三十条　農業者老齢年金に係る受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

第三目　特例付加年金

（支給要件）

第三十一条　特例付加年金は、特例保険料納付済期間（納付された保険料のうち第四十五条第一項又は第二項の規定によりその額が決定され、又は変更されたもの（第四十八条第一項において「特例保険料」という。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）を有する者が次の各号のいずれかに該当するときに、その者に支給する。ただし、その者が第四十五条第二項各号のいずれかに該当することについて同項の規定による申出をした者であって、それぞれ当該各号に定める日において同条第一項第一号に掲げる者に該当しなかったもの（同項の規定による申出をしなかった者に限る。）であるときは、この限りでない。

一　六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等（保険料納付済期間と第四十五条第三項第三号から第七号までに掲げる期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）が二十年以上である者であって農業を営む者でなくなったもの（所有権に基づいてその農業に供していた農地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地をいう。以下同じ。）のすべてについて所有権を移転した者その他の政令で定める者に限る。）が、六十五歳に達したとき。

二　六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年以上である者が、六十五歳に達した後、農業を営む者でなくなったとき（所有権に基づいてその農業に供していた農地のすべてについて所有権を移転した場合その他の政令で定める場合に限る。）。

2　六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年に満たない者が、国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至ったため農業者年金の被保険者でなくなり、その農業者年金の被保険者でなくなった日から六十歳に達する日の前日までの間引き続き同号に該当している者であり、かつ、六十歳に達する日の前日において同号に該当しなくなったとすれば、第四十五条第三項第三号から第六号までに掲げる期間のいずれかの期間を有することとなる場合には、当該いずれかの期間は、前項の特例付加年金の支給要件である同項第一号又は第二号の保険料納付済期間等に算入する。

（年金額）

第三十二条　特例付加年金の額は、第四十八条の規定による国庫補助の額のうちその者に係るもの及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率及び予定死亡率を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。

（準用規定）

第三十三条　第三十条の規定は、特例付加年金について準用する。

（支給停止）

第三十四条　特例付加年金は、受給権者が農業を営む者となったとき、その他の政令で定める事由に該当するに至ったときは、その該当している期間、その支給を停止する。

第四目　死亡一時金

（支給要件）

第三十五条　死亡一時金は、農業者年金の被保険者又は被保険者であった者であって、八十歳以下の政令で定める年齢に満たないものが死亡した場合において、その者に遺族があるときに、その遺族に支給する。

（遺族の範囲及び順位等）

第三十六条　死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

2　第二十二条第三項の規定は死亡一時金を受けるべき者の順位について、同条第四項の規定は死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上ある場合について、それぞれ準用する。

（失踪宣告の場合の取扱い）

第三十七条　失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされた者に係る前条の規定の適用については、同条第一項中「死亡の当時」とあるのは、「行方不明となった当時」とする。ただし、受給権者の身分関係に係る同条の規定の適用については、この限りでない。

（金額）

第三十八条　死亡一時金の額は、死亡した者に死亡した日の属する月の翌月から第三十五条の政令で定める年齢に達する日の属する月まで農業者老齢年金を支給することとすればその者に支給されることとなる農業者老齢年金の総額を基礎として、予定利率を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。

第五目　給付の制限

第三十九条　死亡一時金は、農業者年金の被保険者又は被保険者であった者を故意に死亡させたその者の遺族には、支給しない。農業者年金の

被保険者又は被保険者であった者の死亡前に、その者の死亡によって死亡一時金に係る受給権者となるべき者を故意に死亡させた者で、当該農業者年金の被保険者又は被保険者であった者の遺族であるものについても、同様とする。

第四十条　年金給付は、受給権者が、正当な理由がなくて、第六十一条第二項の規定による基金の求めに応じなかったとき、又は同項の規定による基金の職員の質問に応じなかったときは、その支給を停止することができる。

第四十一条　受給権者が、正当な理由がなくて、第六十条第二項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、基金は、年金給付の支払を一時差し止めることができる。

第三款　年金給付等準備金

（年金給付等準備金の積立て）

第四十二条　基金は、政令で定めるところにより、年金給付及び死亡一時金に充てるべき準備金（次条において「年金給付等準備金」という。）を積み立てなければならない。

（年金給付等準備金の運用）

第四十三条　基金の年金給付等準備金の運用は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的にしなければならない。

第四款　費用

（保険料）

第四十四条　基金は、農業者老齢年金及び死亡一時金に関する事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2　保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3　保険料の額は、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、農業者年金の被保険者が決定し、又は変更する。

4　一月につき納付することができる保険料の額は、農業者老齢年金の水準を勘案して、政令で定める額（以下「納付下限額」という。）以上の額とし、政令で定める額（次条第六項において「納付上限額」という。）を超えない額とする。

（保険料の額の特例）

第四十五条　農業者年金の被保険者であって次の各号のいずれかに該当するものは、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間（当該各号に掲げる者に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間に限る。）について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であってその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。

一　次に掲げる要件のいずれにも該当する者

イ　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十三条第一項に規定する認定農業者であって農業を営むものであること。

ロ　農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置として政令で定めるものを講じていること。

二　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第二条第二項に規定する認定就農者であって農業を営むもののうち、前号ロに掲げる要件に該当する者（同法第四条第一項の規定による就農計画の認定を受けた日から起算して五年を経過した者又は同号に掲げる者に該当する者を除く。）

三　前二号に掲げる者の配偶者であって農業を営むもののうち、その農業に常時従事する政令で定める者（前二号に掲げる者に該当する者を除く。）

四　第一号又は第二号に掲げる者の直系卑属であって農業を営むもののうち、その農業に常時従事する政令で定める者（第一号又は第二号に掲げる者に該当する者を除く。）

2　農業者年金の被保険者であって次の各号のいずれかに該当するもののうち、それぞれ当該各号に定める日までに前項第一号に掲げる者となることを約した者は、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月以後の被保険者期間（当該各号に掲げる者に該当しなくなった日又は当該各号に定める日のいずれか早い日の属する月の前月までの期間に限る。）について、前条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であってその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。ただし、次の各号のうちその者が該当することについて申出をした当該号以外の号について申出をする場合については、この限りでない。

一　前項第一号イ又はロのいずれかのみに該当する者（同項第二号から第四号までに掲げる者に該当する者を除く。）　この項の規定による最初の申出があった日から起算して三年を経過した日

二　農業を営む者（前項第一号又は第二号に掲げる者に該当する者を除く。）の直系卑属であってその農業に常時従事する政令で定める者（同項第一号から第三号までに掲げる者に該当する者を除き、この項の規定による最初の申出があった日において政令で定める年齢に満たない者であって前号に掲げる者に該当しないものに限る。）　この項の規定による最初の申出があった日から起算して十年を経過した日（その期間内に当該政令で定める年齢に達した場合においては、その達した日）

3　農業者年金の被保険者が前二項の規定による申出をした場合において、その者の次に掲げる期間を合算した期間が二十年に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、その者は、前二項の政令で定める額を前二項に規定する被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができない。

一　その者が前二項の規定による申出をした日の属する月から六十歳に達する日の属する月の前月までの期間

二　その者が保険料納付済期間を有する者である場合におけるその保険料納付済期間

三　その者が短期被用者年金期間（農業者年金の被保険者が国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至ったため農業者年金の被保険者でなくなった後同号に該当しなくなった場合（その同号に該当しなくなった日の属する月前一年間におけるその者の被保険者期間が一定期間を下らないことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からその同号に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。）を有する者である場合におけるその短期被用者年金期間を合算した期間

四　その者が農林漁業団体役員期間（農業者年金の被保険者が農業協同組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合その他の政令で定める法人の役員に選挙され、又は選任され、かつ、その職務について常時勤務に服することとなったことにより国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至ったため農業者年金の被保険者でなくなった後同号に該当しなくなった場合（その農業者年金の被保険者でなくなった日からその同号に該当しなくなった日の前日までの間引き続き当該法人の常時勤務に服する役員であり、かつ、同号に掲げる者であったことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からその同号に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。）を有する者である場合におけるその農林漁業団体役員期間を合

算した期間（前号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

五　その者が農業法人構成員期間（農業者年金の被保険者が法人の営む農業に常時従事する組合員、社員又は株主となり、かつ、国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至ったため農業者年金の被保険者でなくなった後同号に該当しなくなった場合（その農業者年金の被保険者でなくなった日からその同号に該当しなくなった日の前日までの間引き続き当該法人が営む農業に常時従事する組合員、社員又は株主であり、かつ、同号に掲げる者であったことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からその同号に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。）を有する者である場合におけるその農業法人構成員期間を合算した期間（第三号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

六　その者が特定被用者年金期間（農業者年金の被保険者が国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至ったため農業者年金の被保険者でなくなった後同号に該当しなくなった場合（その農業者年金の被保険者でなくなった日からその同号に該当しなくなった日の前日までの間引き続き同号に掲げる者であったことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からその同号に該当しなくなった日の属する月の前月までの期間（農業に従事する者であった期間に限る。）を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。）を有する者である場合におけるその特定被用者年金期間を合算した期間（前三号に掲げる期間に該当する期間を除くものとし、その合算した期間が十年を超える場合には、十年とする。）

七　その者が国民年金保険料免除期間（農業者年金の被保険者が国民年金法第八十九条、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたため又は同法第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたため農業者年金の被保険者でなくなった後これらの規定のいずれにも該当しなくなった場合（その農業者年金の被保険者でなくなった日からこれらの規定のいずれにも該当しなくなった日の前日までの間引き続きこれらの規定のいずれかに該当する者であったことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からこれらの規定のいずれにも該当しなくなった日の属する月の前月までの期間（農業に従事する者であった期間に限る。）を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下この号において同じ。）を有する者である場合におけるその国民年金保険料免除期間を合算した期間

4　農業者年金の被保険者が第一項又は第二項の規定による申出をした場合において、その申出をした日の属する月の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める年のその者の農業所得額（農業から生じた所得として政令で定めるものの額をいう。第六項第一号において同じ。）が十分な保険料負担能力を有すると認められる所得の額として政令で定める額（第六項第一号において「所得上限額」という。）を超えるときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、第一項又は第二項の政令で定める額を第一項又は第二項に規定する被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができない。

一　一月から農林水産省令で定める月までの月　その申出をした日の属する年の前々年

二　前号の農林水産省令で定める月の翌月から十二月までの月　その申出をした日の属する年の前年

5　農業者年金の被保険者が第一項又は第二項の規定による申出をした場合において、その者の特例保険料納付済期間の月数が二百四十月を超えない範囲内で政令で定める月数に達しているときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者は、第一項又は第二項の政令で定める額を第一項又は第二項に規定する被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができない。

6　第一項又は第二項の規定による申出をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者は、それぞれ当該各号に定める月以後の被保険者期間の各月の保険料の額を納付下限額以上の額であって納付上限額を超えない額に変更しなければならない。

一　その者の農業所得額が所得上限額を超える場合　当該農業所得額が所得上限額を超える年の翌年の第四項第一号の農林水産省令で定める月の翌月

二　その者の特例保険料納付済期間の月数が前項の政令で定める月数に達した場合　その達した月の翌月

7　第一項又は第二項の規定による申出をした者は、いつでも、将来に向かってその申出を撤回することができる。

（保険料の納付義務）

第四十六条　農業者年金の被保険者は、保険料を納付しなければならない。

2　毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。

（保険料の前納）

第四十七条　農業者年金の被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

2　前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

3　第一項の規定により前納された保険料について保険料納付済期間を計算する場合においては、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

4　前三項に定めるもののほか、前納された保険料の還付その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。

（国庫補助）

第四十八条　国庫は、毎年度、基金に対し、特例付加年金の給付に要する費用に充てるため、農業者年金の被保険者ごとの当該年度の特例保険料納付済期間における納付下限額と特例保険料の額との差額の合計額に相当する額を補助する。

2　当該年度の前年度において、特例保険料納付済期間を有する者（特例付加年金に係る受給権者を除く。）が次の各号のいずれかに該当する者となった場合には、当該年度の前年度までにおいてこの条の規定により算定した国庫補助の額のうちその者に係るもの（第二号に掲げる者にあっては、その額のうち第四十五条第二項の規定により決定され、又は変更された保険料が納付された期間（第五十五条の規定により当該保険料が徴収された期間を含む。）に係るものに限る。）及びその運用収入の額の総額の合計額に相当する額（以下この項において「合計額相当額」という。）を、当該年度において前項の規定により算定した国庫補助の額から減額する。この場合において、当該年度の国庫補助の額から合計額相当額を減額してもなお減額できない額があるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該減額できない額を、翌年度以降の国庫補助の額から減額する。

一　第三十一条第一項各号のいずれにも該当しないことが確実となった者

二　第四十五条第二項各号のいずれかに該当することについて同項の規定による申出をした

者であって、それぞれ当該各号に定める日において同条第一項第一号に掲げる者に該当しなかったもの（前号に掲げる者に該当する者を除く。）

第五款　審査会

（審査会）

第四十九条　農業者年金の被保険者の資格に関する決定、給付に関する決定、保険料その他この節の規定による徴収金の徴収又は第五十五条第五項若しくは第六項の規定による処分に対する不服を審査するため、基金に審査会を置く。

2　審査会は、委員九人をもって組織する。

3　委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が農林水産大臣の承認を受けて委嘱する。

4　委員の任期は、三年とする。

5　通則法第二十一条第一項ただし書及び第二項の規定並びに第八条の規定は、委員について準用する。

第五十条　審査会に、会長を置く。会長は、審査会において、委員のうちから選挙する。

2　会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

（議事）

第五十一条　審査会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。

2　審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審査請求）

第五十二条　農業者年金の被保険者の資格に関する決定、給付に関する決定、保険料その他この節の規定による徴収金の徴収又は第五十五条第五項若しくは第六項の規定による処分に対する不服がある者は、文書又は口頭で、審査会に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

2　前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収又は処分があったことを知った日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。

3　第一項の審査請求があったときは、会長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。

4　審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人若しくは関係人に対し、報告若しくは意見を求め、その出頭を求め、又は医師若しくは歯科医師に診断若しくは検案をさせることができる。

5　給付に関する決定についての第一項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（審査会及び審査請求の手続に関する事項の政令への委任）

第五十三条　この款及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員及び前条第四項の規定により出頭を求めた関係人の報酬及び旅費その他審査会及び審査請求の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第六款　雑則

（保険料等の徴収）

第五十四条　保険料その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の規定があるものを除くほか、国税徴収の例によって徴収する。

（督促及び滞納処分）

第五十五条　保険料その他この節の規定による徴収金を滞納する者があるときは、基金は、期限を指定して、これを督促することができる。

2　前項の規定によって督促をしようとするときは、基金は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3　前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

4　基金は、第一項の規定による督促を受けた者が督促状に指定した期限までに保険料その他この節の規定による徴収金を完納しないときは、滞納者の居住地又はその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。

5　市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によって、これを処分することができる。この場合においては、基金は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

6　市町村が、第四項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、基金は、農林水産大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によって、これを処分することができる。

（延滞金）

第五十六条　前条第一項の規定によって督促をしたときは、基金は、徴収金額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日から徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が五百円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2　前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあった徴収金額を控除した金額による。

3　延滞金を計算するに当たり、徴収金額に五百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4　督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によって計算した金額が五十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5　延滞金の金額に五十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（先取特権）

第五十七条　保険料その他この節の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（時効）

第五十八条　保険料その他この節の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によって、消滅する。

2　保険料その他この節の規定による徴収金についての第五十五条第一項の規定による督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（戸籍事項の無料証明）

第五十九条　市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、区長とする。）は、基金、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であった者又は受給権者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、農業者年金の被保険者若しくは被保険者であった者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（届出等）

第六十条　農業者年金の被保険者は、農林水産省令で定めるところにより、第十六条に規定する事項を除くほか、農林水産省令で定める事項を基金に届け出なければならない。

2　受給権者は、農林水産省令で定めるところにより、基金に対し、農林水産省令で定める事項を届け出、かつ、農林水産省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

3　農業者年金の被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を基金に届け出なければならない。

（農業者年金の被保険者又は受給権者に関する調査）

第六十一条　基金は、必要があると認めるときは、農業者年金の被保険者に対し、農業者年金の被保険者の資格若しくは保険料に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを求め、又はその職員に、これらの事項に関し農業者年金の被保険者に質問させることができる。

2　基金は、必要があると認めるときは、受給権者に対し、受給権の消滅若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを求め、又はその職員に、これらの事項に関し受給権者に質問させることができる。

3　前二項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第四章　財務及び会計

（区分経理）

第六十二条　基金は、第九条第一号に掲げる業務のうち特例付加年金に関するものに係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（積立金の処分）

第六十三条　基金は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第九条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3　基金は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　雑則

（報告及び検査）

第六十四条　農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十条第一項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（都道府県が処理する事務）

第六十五条　前条に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（主務大臣等）

第六十六条　基金に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第六十七条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、基金の役員及び職員には、適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第六十八条　基金の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（他の法令の準用）

第六十九条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、基金を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第六章　罰則

第七十条　第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第九条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第七十二条　第十六条又は第六十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第二十一条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、同年十月一日から施行する。

（農業者老齢年金の支給の繰上げ）

第二条　保険料納付済期間を有する者であって、六十歳以上六十五歳未満であるものは、当分の間、六十五歳に達する前に、基金に農業者老齢年金の支給繰上げの請求をすることができる。

2　前項の請求があったときは、第二十八条の規定にかかわらず、その請求があった日から、その者に農業者老齢年金を支給する。

（特例付加年金の支給の繰上げ）

第三条　特例保険料納付済期間を有する者であって次の各号のいずれにも該当するもののうち、六十歳以上六十五歳未満である者は、当分の間、六十五歳に達する前に、基金に特例付加年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が第三十一条第一項ただし書に該当するときは、この限りでない。

一　六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年以上であること。

二　農業を営む者でないもの（所有権に基づいてその農業に供していた農地のすべてについて所有権を移転した者その他の政令で定める者に限る。）であること。

2　前項の請求は、前条第一項の請求をしていない者にあっては、同項の請求と同時に行わなければならない。

3　第一項の請求があったときは、第三十一条第一項の規定にかかわらず、その請求があった日から、その者に特例付加年金を支給する。

4　第三十一条第二項の規定は、第一項の請求をした者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第三条第一項」と、「同項第一号」とあるのは「同項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

（農業者年金基金の解散等）

第四条　農業者年金基金は、基金の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において基金が承継する。

2　農業者年金基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

3　農業者年金基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4　第一項の規定により基金が農業者年金基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際

現に次の各号に掲げる勘定に属する資産の価額が負債の金額を超えるときは、その差額に相当する額については当該各号に定める勘定に属する積立金として、次の各号に掲げる勘定に属する資産の価額が負債の金額を下回るときは、その差額に相当する額については当該各号に定める勘定に属する繰越欠損金として、それぞれ整理するものとする。

一　附則第二十一条の規定による廃止前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号。以下「旧農業者年金法」という。）第七十四条の規定により旧農業者年金法第十九条第一号に掲げる業務のうち特例付加年金に関するものに係る経理について設けられた特別の勘定　第六十二条の規定により第九条第一号に掲げる業務のうち特例付加年金に関するものに係る経理について設けられた特別の勘定

二　農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年農業者年金改正法」という。）附則第二十二条の規定により同条第一号に掲げる経理について設けられた特別の勘定　附則第十八条の規定により同条第一号に掲げる経理について設けられた特別の勘定

三　平成十三年農業者年金改正法附則第二十二条の規定により同条第二号に掲げる経理について設けられた特別の勘定　附則第十八条の規定により同条第二号に掲げる経理について設けられた特別の勘定

四　前三号に掲げる勘定以外の勘定　前三号に定める勘定以外の勘定

5　前項の資産の価額は、基金成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7　第一項の規定により農業者年金基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第五条　前条第一項の規定により基金が承継する平成十三年農業者年金改正法附則第二十一条第二項の規定による農業者年金基金の借入金に係る債務について同条第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2　前項に規定する借入金については、平成十三年農業者年金改正法附則第二十一条第四項の規定は、なおその効力を有する。

（業務の特例）

第六条　基金は、当分の間、第九条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一　平成十三年農業者年金改正法による改正前の農業者年金基金法（以下「平成十三年改正前農業者年金法」という。）及び農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号。第三項において「平成二年農業者年金改正法」という。）による改正前の農業者年金基金法による給付を支給すること。

二　農地等（農地法第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地であって、平成十四年一月一日前に旧農業者年金法による被保険者であった者（平成十三年十二月三十一日において平成十三年改正前農業者年金法による年金給付に係る受給権を有していた者その他政令で定める者を除く。）が所有権又は使用収益権（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下この号において同じ。）に基づいてその耕作又は養畜の事業に供しているものに限る。以下この号において同じ。）及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け（使用収益権の移転を含む。）を行い、並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けを行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項の規定により基金が同項に規定する業務を行う場合には、第十条第一項中「及び農業者年金事業の給付に関する決定」とあるのは「、農業者年金事業の給付に関する決定、農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下この項において同じ。）及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の移転を含む。）に関する決定並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに関する決定」と、第六十三条第一項及び第七十一条第二号中「第九条」とあるのは「第九条及び附則第六条第一項」とする。

3　第一項の規定により基金が行う同項第一号に掲げる業務については、平成十三年農業者年金改正法附則の規定、平成二年農業者年金改正法附則の規定及び附則第二十一条の規定により廃止され、又は廃止されたものとされた法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「平成十三年農業者年金改正法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、平成十三年農業者年金改正法等の規定の適用に関し必要な技術的読替えその他平成十三年農業者年金改正法等の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4　第一項の規定により基金が行う同項第二号に掲げる業務については、平成十三年農業者年金改正法附則第三条第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替えその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5　第一項の規定により基金が同項第二号に掲げる業務を行う場合には、農地法第三条第一項ただし書中「及び第五条第一項本文に規定する場合」とあるのは「、第五条第一項本文に規定する場合及び独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第一項第二号に掲げる業務（以下「農地売買貸借業務」という。）の実施によりこれらの権利を取得する場合」と、同条第二項第七号中「及び農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合」とあるのは「、農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合及び独立行政法人農業者年金基金がその土地を農地売買貸借業務の実施により貸し付けようとする場合」と、同法第七条第一項中「該当する小作地」とあるのは「該当する小作地、独立行政法人農業者年金基金が農地売買貸借業務の実施により借り受けている小作地及び独立行政法人農業者年金基金が所有し、かつ、農地売買貸借業務の実施により売り渡すまでの間一時貸し付けている小作地」とする。

（被保険者期間等の特例）

第七条　旧農業者年金法による被保険者期間（平成十四年一月以後のものに限る。）は、この法律の適用については、被保険者期間とみなす。この場合において、当該被保険者期間のうち、旧農業者年金法第三十九条に規定する保険料納付済期間であった期間に係るものは保険料納付済期間と、旧農業者年金法第四十二条第一項に規定する特例保険料納付済期間（平成十三年農業者年金改正法附則第十五条第一項の規定により決定され、又は変更された保険料が納付された期間（旧農業者年金法第六十六条の規定により当該保険料が徴収された期間を含む。）を含む。）であった期間に係るものは特例保険料納付済期間とみなす。

2　次の各号に掲げる期間は、第三十一条及び附則第三条第一項第一号の規定の適用については保険料納付済期間等に、第四十五条第三項の規定の適用については同項各号に掲げる期間を合算した期間に、それぞれ算入する。

一　旧農業者年金法第五十六条第三項第三号から第七号までに掲げる期間（平成十四年一月一日前に旧農業者年金法による被保険者で

あった者にあっては、平成十三年農業者年金改正法附則第五条第一項の規定により読み替えられた旧農業者年金法第五十六条第三項第三号から第六号までに掲げる期間及び同項第七号に掲げる期間）

二　平成十三年農業者年金改正法附則第五条第二項の規定により同項の表の下欄に掲げる期間に算入された期間

三　平成十三年農業者年金改正法附則第六条第一項の規定により同項の表の下欄に掲げる期間に算入された期間

（旧保険料納付済期間等を有する者についての特例）

第八条　平成十三年改正前農業者年金法第二十三条第二項第三号に規定する保険料納付済期間等（平成十三年十二月三十一日において他の法令の規定により当該保険料納付済期間等に算入するものとされた期間を含む。以下「旧保険料納付済期間等」という。）を有する者（昭和二十二年一月一日以前に生まれた者及び平成十三年農業者年金改正法附則第五条第二項の規定による申出をした者を除く。）について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、その者の申出により、当該規定に規定する同表の下欄に掲げる期間に、旧保険料納付済期間等を算入する。この場合において、同表の上欄に掲げる規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十一条及び附則第三条第一項第一号	保険料納付済期間等
第四十五条第三項	次に掲げる期間を合算した期間

（厚生年金保険の適用事業所の範囲の拡大に伴い被保険者の資格を喪失した者についての特例）

第九条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項第二号に掲げる事業所又は事務所（常時五人以上の従業員を使用する事務所を除く。）に使用される者に該当する旧農業者年金法による被保険者が当該事業所又は事務所に同項の規定が適用されるに至ったため旧農業者年金法による被保険者でなくなった場合において、その旧農業者年金法による被保険者でなくなった日の属する月からその者をこの法律による被保険者とみなして第十三条（第三号（国民年金法第七条第一項第二号に該当するに至ったときに限る。）を除く。）の規定を適用したとすればその者がこの法律による被保険者の資格を喪失することとなる日又はその者が当該事業所若しくは事務所に使用されなくなった日のいずれか早い日（基金の成立の日以後の日に限る。）の属する月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間は、その者の申出により、次の表の上欄に掲げる規定の同表の下欄に掲げる期間に算入する。この場合において、同表の上欄に掲げる規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十一条及び附則第三条第一項第一号	保険料納付済期間等
第四十五条第三項	次に掲げる期間を合算した期間

2　前項の規定により同項の表の下欄に掲げる期間に算入された期間は、農業法人構成員期間及び特定被用者年金期間に該当しないものとみなす。

（特例付加年金の支給要件等に関する経過措置）

第十条　旧農業者年金法第五十六条第二項の規定による申出をした者については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用するほか、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十一条第一項	第四十五条第二項各号	附則第二十一条の規定による廃止前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号。以下「旧農業者年金法」という。）第五十六条第二項各号
	同条第一項第一号	第四十五条第一項第一号
第四十五条第二項ただし書	次の各号のうちその者が該当することについて申出をした当該号以外の号	旧農業者年金法第五十六条第二項第一号に該当することについて申出をした者が第二号について申出をする場合及び同項第二号に該当することについて申出をした者が第一号
第四十五条第二項各号	この項	旧農業者年金法第五十六条第二項

（保険料の額の経過的特例等）

第十一条　平成十三年十二月三十一日において旧農業者年金法による被保険者又は短期被用者年金被保険者（平成十三年改正前農業者年金法第二十三条第一項第二号に規定する短期被用者年金被保険者をいう。）であった者（昭和二十二年一月一日以前に生まれた者を除くものとし、次項において「被保険者等であった者」と総称する。）は、農林水産省令で定めるところにより基金に申し出て、その申出をした日の属する月から平成十六年十二月までの被保険者期間について、第四十四条第四項の規定にかかわらず、納付下限額を下回る額であってその者の保険料に係る負担を軽減するものとして政令で定めるものを、当該被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができる。

2　被保険者等であった者が前項の規定による申出をした場合において、その者の第四十五条第三項各号に掲げる期間を合算した期間に附則第七条第二項第一号に掲げる期間及び旧保険料納付済期間等を加えた期間が二十年に満たないときは、前項の規定にかかわらず、その者は、同項の政令で定める額を同項に規定する被保険者期間の各月の保険料の額として決定し、又は変更することができない。

3　第一項の規定による申出をした者は、いつでも、将来に向かってその申出を撤回することができる。

4　第一項の規定による申出をした者については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用するほか、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十一条第一項	という。）	という。）又は納付された保険料のうち附則第十一条第一項の規定によりその額が決定され、若しくは変更されたもの
第三十二条	（同項	（同項又は附則第十一条第一項
	第四十八条	第四十八条及び附則第十四条第一項

（短期被用者年金期間等に関する経過措置）

第十二条　基金の成立の日前に旧農業者年金法による被保険者であった者については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用するほか、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十五条第三項第三号から第六号まで	その同号に該当しなくなった日の属する月の前月	その同号に該当しなくなった日（基金の成立の日以後の日に限る。）の属する月の前月
第四十五条第三項第七号	これらの規定のいずれにも該当しなくなった日の属する月	これらの規定のいずれにも該当しなくなった日（基金の成立の日以後の日に限る。）の属する月

（特定被用者年金期間に関する経過措置）

第十三条　平成十三年改正前農業者年金法第二十二条第二項第六号に規定する特定被用者年金期間又は旧農業者年金法第五十六条第三項第六号に規定する特定被用者年金期間を有する者についての第四十五条第三項第六号の規定の適用については、同号中「その合算した期間」とあるのは、「その合算した期間に農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。以下この号において「平成十三年農業者年金改正法」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第二十二条第二項第六号に規定する特定被用者年金期間及び附則第二十一条の規定による廃止前の農業者年金基金法（以下この号において「旧農業者年金法」という。）第五十六条第三項第六号に規定する特定被用者年金期間（平成十四年一月一日前に旧農業者年金法による被保険者であった者にあっては、平成十三年農業者年金改正法附則第五条第一項の規定により読み替えられた同号に規定する特定被用者年金期間）を加えた期間」とする。

（国庫補助等）

第十四条　国庫は、第四十八条に規定する額を補助するほか、平成十六年度までの間、毎年度、基金に対し、附則第十一条第一項の規定による申出をした者に支給する特例付加年金の給付に要する費用に充てるため、当該申出をした者ごとの当該年度の特例保険料納付済期間（同条第四項の規定により読み替えられた第三十一条第一項に規定する特例保険料納付済期間をいう。）における納付下限額と特例保険料（附則第十一条第一項の規定によりその額が決定され、又は変更された保険料をいう。）の額との差額の合計額に相当する額を補助する。

2　附則第十一条第一項の規定による申出をした者に対し特例付加年金の支給が行われる間、第十九条中「及び第四十八条」とあるのは「並びに第四十八条及び附則第十四条第一項」と、第四十八条第二項中「特例保険料納付済期間」とあるのは「附則第十一条第四項の規定により読み替えられた第三十一条第一項に規定する特例保険料納付済期間」と、「この条」とあるのは「この条及び附則第十四条第一項」と、「及びその運用収入の額」とあるのは「並びにその運用収入の額」とする。

（国庫補助に関する経過措置）

第十五条　当分の間、第四十八条第二項の規定の適用については、同項第二号中「除く。）」とあるのは、「除く。）又は附則第二十一条の規定による廃止前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第五十六条第二項各号のいずれかに該当することについて同項の規定による申出をした者であって、それぞれ当該各号に定める日において第四十五条第一項第一号に掲げる者に該当しなかったもの（前号に掲げる者に該当する者を除く。）」とする。

（国庫負担）

第十六条　国庫は、毎年度、附則第六条第一項第一号に規定する給付（以下「旧給付」という。）に要する費用の額に相当する額を負担する。

2　国庫は、前項の規定にかかわらず、毎年度、同項に規定する額から次条第二項の規定による基金の長期借入金の額に相当する額を減額することができる。

（長期借入金等）

第十七条　農林水産大臣は、前条第一項の規定による国庫負担の額が当面増加し、その後においては減少して推移することが見込まれることにかんがみ、同項の規定による国庫負担の平準化を図るため必要があると認めるときは、基金に対し、旧給付に要する費用に充てるため、政令で定める条件に従って長期借入金をすることを要請することができる。

2　基金は、前項の規定による要請があったときは、同項の政令で定める条件に従って長期借入金をすることができる。

3　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十二年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前項の規定による基金の長期借入金に係る債務について保証することができる。

4　基金が第二項の規定による長期借入金をする場合には、国庫は、前条の規定による額を負担するほか、同項の規定による基金の長期借入金に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用の額に相当する額を負担する。

（区分経理に関する経過措置）

第十八条　基金は、次に掲げる経理については、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一　附則第六条第一項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理

二　附則第六条第一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理

（主務大臣等）

第十九条　旧給付の支給が行われる間、基金に係る通則法における主務大臣は、第六十六条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一　役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、農林水産大臣

二　第九条に規定する業務及び附則第六条第一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関する事項については、農林水産大臣

三　附則第六条第一項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関する事項については、厚生労働大臣及び農林水産大臣

2　旧給付の支給が行われる間、基金に係る通則法における主務省令は、第六十六条の規定にかかわらず、前項各号に掲げる事項に関し、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令と

する。

3　旧給付の支給が行われる間、第十条第一項第三号及び第六十四条第一項中「農林水産大臣」とあるのは、「農林水産大臣（附則第六条第一項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関する事項については、厚生労働大臣及び農林水産大臣）」とする。

4　旧給付の支給が行われる間、平成十三年農業者年金改正法附則第二十四条第二項の規定（同項の規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。

（独立行政法人評価委員会からの意見聴取等）

第二十条　前条第一項第三号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び厚生労働省の独立行政法人評価委員会」とする。

2　農林水産省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第三号に規定する業務に関し、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一　通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二　通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

（農業者年金基金法の廃止）

第二十一条　農業者年金基金法は、廃止する。

（農業者年金基金法の廃止に伴う経過措置）

第二十二条　前条の規定の施行前に旧農業者年金法（第九条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十三条　附則第二十一条の規定の施行前にした行為及び附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第二十五条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一農業者年金基金の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第二十六条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第号）の一部を次のように改正する。

別表農業者年金基金の項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、農業者年金基金を解散するとともに、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上並びに農業者の確保を図るため、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行う独立行政法人農業者年金基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人農林漁業信用基金法案

独立行政法人農林漁業信用基金法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十一条）
第三章　業務等（第十二条―第十九条）
第四章　雑則（第二十条―第二十六条）
第五章　罰則（第二十七条・第二十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人農林漁業信用基金の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人農林漁業信用基金とする。

（信用基金の目的）

第三条　独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ。）の経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。

2　信用基金は、前項に規定するもののほか、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。

（事務所）

第四条　信用基金は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　信用基金の資本金は、附則第三条第六項、第八項、第十項及び第十三項の規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　信用基金は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府は、前項の規定により信用基金がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、信用基金に出資することができる。

4　都道府県は、信用基金に出資しようとする場合は、総務大臣と協議の上、第十五条第二号に規定する林業信用保証業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資しなければならない。ただし、当該林業信用保証業務に係る出資が総務大臣の定める基準に該当する場合は、協議を要しない。

5　農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び農林中央金庫は、それぞれ、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第八条、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第四条及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十五条の規定にかかわらず、信用基金に出資することができる。

6　政府並びに政府及び都道府県以外の者は、第二項の認可があった場合において、信用基金に出資しようとするときは、第十五条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

（持分の払戻し等の禁止）

第六条　信用基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2　信用基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分の譲渡し等）

第七条　政府以外の出資者は、理事長の定めるところにより、その持分を譲り渡すことができる。

2　政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の

氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもって信用基金その他の第三者に対抗することができない。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　信用基金に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　信用基金に、役員として、副理事長一人及び理事五人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）

第九条　副理事長は、理事長の定めるところにより、信用基金を代表し、理事長を補佐して信用基金の業務を掌理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長）を補佐して信用基金の業務を掌理する。

3　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であって理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第十条　理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員及び職員の地位）

第十一条　信用基金の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十二条　信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一　農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。

二　農業信用保証保険法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。

三　農業信用基金協会の農業信用保証保険法第二条第三項に規定する農業近代化資金等に係る保証債務及び同法第八条第二号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

四　農業信用基金協会に対し農業信用保証保険法第八条第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。

五　次条の規定による債務の保証を行うこと。

六　中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。

七　中小漁業融資保証法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。

八　漁業信用基金協会の中小漁業融資保証法第二条第三項に規定する漁業近代化資金等に係る保証債務及び同法第四条第二号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。

九　漁業信用基金協会に対し中小漁業融資保証法第四条第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。

十　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　信用基金は、第三条第二項に掲げる目的を達成するため、農業災害補償法第百四十二条の八の規定により行う業務（以下「農業災害補償関係業務」という。）及び漁業災害補償法第百九十六条の三に規定する業務（以下「漁業災害補償関係業務」という。）を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、それぞれ農業災害補償法及び漁業災害補償法で定める。

第十三条　信用基金は、次に掲げる資金で政令で定めるものを、当該出資者である林業者等（第一号に掲げる資金については、その者が森林組合等である場合には、その直接の構成員となっている林業者等を含む。）が融資機関から借り入れること（当該政令で定める資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。）により当該融資機関に対して負担する債務の保証を行うことができる。

一　出資者である林業者等（その者が森林組合等である場合には、その直接の構成員となっている林業者等を含む。）がその林業の経営のために必要とする資金で当該経営の改善に資すると認められるもの

二　出資者である森林組合等がその直接の構成員となっている林業者等に対しその林業の経営に必要な資金で当該経営の改善に資すると認められるものを貸し付けるために必要とする資金

三　出資者である森林組合等がその直接又は間接の構成員となっている林業者等にその林業の経営に必要な資材を供給するために必要とする資金

2　前項の「林業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一　林業を営む者（会社にあっては、資本の額又は出資の総額が千万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のもの、個人にあっては、常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）

二　森林組合、生産森林組合、森林組合連合会並びに林業を営む者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会

三　前二号に掲げる者のほか、これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人で政令で定めるもの

3　第一項の「森林組合等」とは、前項第二号に掲げる者をいう。

4　第一項の「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一　農林中央金庫

二　商工組合中央金庫

三　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九条第二項第一号に掲げる事業を行う森林組合で政令で定めるもの

四　森林組合法第百一条第一項第三号に掲げる事業を行う森林組合連合会

五　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第一項第二号に掲げる事業を行う事業協同組合で政令で定めるもの

六　中小企業等協同組合法第九条の九第一項第二号に掲げる事業を行う協同組合連合会

七　銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

（業務の委託）

第十四条　信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる業務（保険契約の締結を除く。）並びにこれらに附帯する業務の一部を前条第四項第一号、第二号又は第七号に掲げる者に委託することができる。

2　信用基金は、業務方法書で定めるところにより、第十二条第一項第五号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）及びこれに附帯する業務の一部を融資機関（前条第一項の融資機関をいう。）又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。次項において同じ。）に委託することができる。

3　前二項に規定する者（債権回収会社を除く。）は、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

（区分経理）

第十五条　信用基金は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十二条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「農業信用保険業務」という。）

二　第十二条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「林業信用保証業務」という。）

三　第十二条第一項第六号から第九号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務（以下「漁業信用保険業務」という。）

（積立金の処分）

第十六条　信用基金は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条各号に掲げる業務の財源に充てることができる。

2　主務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　信用基金は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金）

第十七条　信用基金は、第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2　主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（債務保証）

第十八条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、信用基金の長期借入金に係る債務について保証することができる。

（償還計画）

第十九条　信用基金は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

2　主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四章　雑則

（報告及び検査）

第二十条　主務大臣は、この法律、農業信用保証保険法又は中小漁業融資保証法を施行するため必要があると認めるときは、信用基金から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（出資者に対する通知又は催告）

第二十一条　信用基金が出資者に対してする通知又は催告は、出資者原簿に記載したその出資者の住所（出資者が別に通知又は催告を受ける場所を信用基金に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

（出資者原簿）

第二十二条　信用基金は、出資者原簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　出資者原簿には、第十五条各号に掲げる業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の移転の年月日

三　出資額

3　出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

（残余財産の分配）

第二十三条　信用基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第十五条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する額に相当する額をそれぞれの業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

（主務大臣等）

第二十四条　この法律及び信用基金に係る通則法における主務大臣は、農林水産大臣及び財務大臣（農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する事項並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項（給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。）については、農林水産大臣）とする。

2　第二十条第一項及び信用基金に係る通則法第六十四条第一項に規定する主務大臣の権限は、主務大臣が農林水産大臣及び財務大臣である場合においては、農林水産大臣又は財務大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

3　この法律及び信用基金に係る通則法における主務省は、農林水産省及び財務省（農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する事項並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項については、農林水産省）とする。

4　信用基金に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十五条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、信用基金の役員及び職員には、適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十六条　信用基金の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第二十七条　第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした信用基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第五条から第十二条まで及び第十四条から第十九条までの規定は、同年十月一日から施行する。

（信用基金の業務の特例）

第二条　信用基金は、当分の間、第十二条に規定する業務のほか、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条に規定する

業務を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法で定める。

（農林漁業信用基金の解散等）

第三条　農林漁業信用基金は、信用基金の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において信用基金が承継する。

2　信用基金の成立の際現に農林漁業信用基金が有する権利のうち、信用基金がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、信用基金の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　農林漁業信用基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　農林漁業信用基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6　第一項の規定により信用基金が農林漁業信用基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に次の各号に掲げる業務に係る勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額（当該差し引いた額が現に当該勘定に属する資本金の額を超えるときは、当該資本金の額に相当する金額）は、それぞれ、政府及び政府以外の者から信用基金に対し当該各号に定める業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

一　附則第五条の規定による廃止前の農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号。以下「旧信用基金法」という。）第三十一条第一号に掲げる業務　農業信用保険業務

二　附則第八条の規定による改正前の農業災害補償法第百四十二条の八の規定により行う業務　農業災害補償関係業務

7　第一項の規定により信用基金が農林漁業信用基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に前項各号に掲げる業務に係る勘定に属する資産（第二項の規定により国が承継する資産を除く。）の価額から負債の金額を差し引いた額が現に当該業務に係る勘定に属する資本金の額を超えるときは、その差額に相当する額を、それぞれ、同項各号に定める業務に係る勘定に属する積立金として整理するものとする。

8　第一項の規定により信用基金が農林漁業信用基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に次の各号に掲げる業務に係る勘定に属する資産（第二項の規定により国が承継する資産を除く。）の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府及び政府以外の者から信用基金に対し林業信用保証業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

一　附則第十条の規定による改正前の林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（以下「旧暫定措置法」という。）第七条第七項の規定により読み替えて適用される旧信用基金法第三十一条第二号に掲げる業務

二　旧暫定措置法第六条第一項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

三　旧暫定措置法第六条第一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

9　前項の場合において、その承継の際における次の各号に掲げる金額は、それぞれ、その承継に際し当該各号に定める者から信用基金に出資されたものとする。

一　前項の規定により政府及び政府以外の者から林業信用保証業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとされた額に相当する金額から次号に掲げる金額を差し引いた額に相当する金額　政府

二　政府以外の者から前項第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額　当該政府以外の者

10　第一項の規定により信用基金が農林漁業信用基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に旧信用基金法第三十一条第三号に掲げる業務（以下「旧漁業信用保険業務」という。）に係る勘定に属する資産（第二項の規定により国が承継する資産を除く。）の価額（第十二項の規定により主務大臣が定める金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府及び政府以外の者から信用基金に対し漁業信用保険業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

11　前項の場合において、その承継の際における次の各号に掲げる金額は、それぞれ、その承継に際し当該各号に定める者から信用基金に出資されたものとする。

一　政府から旧漁業信用保険業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額からイ及びロに掲げる金額の合計額を差し引いた額に相当する金額　政府

イ　政府及び政府以外の者から旧漁業信用保険業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額から前項の規定により政府及び政府以外の者から漁業信用保険業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとされた額に相当する金額及びロに掲げる金額の合計額を差し引いた額に相当する金額のうち、当該出資金に係る政府の持分の割合を基礎として農林水産省令・財務省令の定めるところにより算定した額

ロ　第二項の規定により国が承継する資産のうち旧漁業信用保険業務に係る勘定に属するものの価額に相当する金額

二　前項の規定により政府及び政府以外の者から漁業信用保険業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとされた額に相当する金額から前号に掲げる金額を差し引いた額に相当する金額　当該政府以外の者

12　第一項の規定により信用基金が農林漁業信用基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、その承継の日の属する事業年度における第十二条第一項第六号又は第七号に掲げる業務に係る保険金の支払に要する費用の一部として主務大臣が定める金額を漁業信用保険業務に係る勘定に属する積立金として整理するものとする。

13　第一項の規定により信用基金が農林漁業信用基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府から附則第九条の規定による改正前の漁業災害補償法第百九十六条の三に規定する業務（以下「旧漁業災害補償関係業務」という。）に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額から第二項の規定により国が承継する資産のうち旧漁業災害補償関係業務に係る勘定に属するものの価額に相当する金額を差し引いた額に相当する金額は、政府から信用基金に対し漁業災害補償関係業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとし、政府以外の者から旧漁業災害補償関係業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額は、当該政府以外の者から信用基金に対し漁業災害補償関係業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

14　第一項の規定により信用基金が農林漁業信用基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に旧漁業災害補償関係業務に係る勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額に相当する金額が前項の規定により政府及び政府以外の者から漁業災害補償関係業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとされた額の合計額に相当する額につい

ては漁業災害補償関係業務に係る勘定に属する積立金として、当該差し引いた額に相当する金額が当該出資されたものとされた額の合計額に相当する金額を下回るときは、その差額に相当する額については当該勘定に属する繰越欠損金として、それぞれ整理するものとする。

15　第六項から第八項まで、第十項及び前項の資産の価額は、信用基金成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

16　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

17　農林漁業信用基金の解散については、旧信用基金法第四十八条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

18　第一項の規定により農林漁業信用基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（持分の払戻し）

第四条　前条第六項、第八項、第十項又は第十三項の規定により政府以外の者が信用基金に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、信用基金に対し、その成立の日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。ただし、第十三条又は附則第十条の規定による改正後の林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（以下「新暫定措置法」という。）第六条第一項第三号の規定による保証契約に係る債務を負担している者については、この限りでない。

2　旧信用基金法第二十八条又は旧暫定措置法第六条第一項第三号の規定による保証契約に係る債務を負担している出資者は、農林水産省令・財務省令で定めるところにより、相当の担保を提供しなければ、前項の規定による請求をすることができない。

3　信用基金は、第一項の規定による請求があったときは、第六条第一項の規定にかかわらず、当該請求をした者に対し、信用基金が農林漁業信用基金から承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、信用基金は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

4　前条第十五項及び第十六項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

（農林漁業信用基金法の廃止）

第五条　農林漁業信用基金法は、廃止する。

（農業信用保証保険法の一部改正）

第六条　農業信用保証保険法の一部を次のように改正する。

第一条及び第九条中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改める。

第九条の二第一項中「農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）第二十七条第一項第三号」を「独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第　号）第十二条第一項第三号」に改める。

第九条の三第一項中「農林漁業信用基金法第二十七条第一項第三号の二」を「独立行政法人農林漁業信用基金法第十二条第一項第四号」に改める。

第六十条を次のように改める。

第六十条　削除

第六十七条を次のように改める。

第六十七条　削除

（中小漁業融資保証法の一部改正）

第七条　中小漁業融資保証法の一部を次のように改正する。

第一条及び第四十三条中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改める。

第四十三条の二第一項中「農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）第二十七条第一項第七号」を「独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第　号）第十二条第一項第八号」に改める。

第四十三条の三第一項中「農林漁業信用基金法第二十七条第一項第八号」を「独立行政法人農林漁業信用基金法第十二条第一項第九号」に改める。

第七十条を次のように改める。

第七十条　削除

第七十九条を次のように改める。

第七十九条　削除

（農業災害補償法の一部改正）

第八条　農業災害補償法の一部を次のように改正する。

目次中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に、「第百四十二条の十五」を「第百四十二条の十四」に改める。

第五章の三の章名中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改める。

第百四十二条の八第一項中「農林漁業信用基金（以下信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」」に改め、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第百四十二条の九第一項及び第二項中「次条第一項の」を削る。

第百四十二条の十を削る。

第百四十二条の十一第一項中「若しくは共済金」を「又は共済金」に改め、「又は第百四十二条の八第二項の規定による農林水産大臣の認可に係る貸付け若しくは債務の保証の目的」を削り、同条第二項中「前条第一項の」を削り、同条を第百四十二条の十とし、第百四十二条の十一を第百四十二条の十二とする。

第百四十二条の十四各号を次のように改める。

一　第百四十二条の九第一項の指定をしようとするとき。

二　農業災害補償関係業務に関して独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第　号）第十六条第一項の承認をしようとするとき。

第百四十二条の十四を第百四十二条の十三とする。

第百四十二条の十五第一項中「農林漁業信用基金法第四条第六項、第十条第三項、第四十七条第二項及び第四十八条第一項」を「独立行政法人農林漁業信用基金法第五条第六項、第二十二条第二項及び第二十三条第一項」に、「第四十五条第二項」を「第十六条第一項中「前条各号に掲げる業務」とあるのは「前条各号に掲げる業務及び農業災害補償関係業務」と、同法第二十条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条を第百四十二条の十四とする。

第百四十七条の二を削る。

（漁業災害補償法の一部改正）

第九条　漁業災害補償法の一部を次のように改正する。

目次及び第六章の二の章名中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改める。

第九十九条の三（見出しを含む。）中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改める。

第百九十六条の三を削る。

第百九十六条の四第一項中「次条第一項の」を削る。

第百九十六条の五を次のように改める。

第百九十六条の五　削除

第百九十六条の六第二項中「前条第一項の」を削る。

第百九十六条の九を次のように改める。

第百九十六条の九　削除

第百九十六条の十各号を次のように改める。

一　第百九十六条の四第一項の指定をしようとするとき。

二　漁業災害補償関係業務に関して独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第　号）第十六条第一項の承認をしようとするとき。

三　漁業災害補償関係業務に関して独立行政法人農林漁業信用基金法第十七条第一項又

は第十九条第一項の認可をしようとするとき。

第百九十六条の十一の見出しを「（独立行政法人農林漁業信用基金法の特例）」に改め、同条第一項中「農林漁業信用基金法第四条第六項、第十条第三項、第四十七条第二項及び第四十八条第一項」を「独立行政法人農林漁業信用基金法第五条第六項、第二十二条第二項及び第二十三条第一項」に、「第三十一条各号」を「第十五条各号」に、「農林漁業信用基金法第四十五条第二項」を「同法第十六条第一項中「前条各号に掲げる業務」とあるのは「前条各号に掲げる業務及び漁業災害補償関係業務」と、同法第十七条第一項中「第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務」とあるのは「第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務並びに漁業災害補償関係業務」と、同法第二十条第一項」に改め、同条第二項中「農林漁業信用基金法第三条及び第四十条」を「独立行政法人農林漁業信用基金法第十八条」に改める。

第百九十八条及び第百九十九条を次のように改める。

第百九十八条及び第百九十九条　削除

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正）

第十条　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部を次のように改正する。

第六条の前の見出しを「（独立行政法人農林漁業信用基金の業務の特例等）」に改め、同条第一項中「農林漁業信用基金（」を「独立行政法人農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）第二十七条」を「独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第　　号）第十二条」に改め、同項第三号中「農林漁業信用基金法第二十八条第一項」を「独立行政法人農林漁業信用基金法第十三条第一項」に改め、同条第三項を削る。

第七条を次のように改める。

第七条　前条の規定により信用基金が同条に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる独立行政法人農林漁業信用基金法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十四条第二項	第十二条第一項第五号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）及びこれに	第十二条第一項第五号及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第六条第一項第三号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）並びにこれらに
第十五条第二号	第十二条第一項第五号に掲げる業務及びこれに	第十二条第一項第五号及び暫定措置法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる業務並びにこれらに
第十七条第一項	第十二条第一項第四号及び第九号に掲げる業務	第十二条第一項第四号及び第九号並びに暫定措置法第六条第一項第二号に掲げる業務
第二十条第一項	又は中小漁業融資保証法	、中小漁業融資保証法又は暫定措置法
第二十八条第二号	第十二条	第十二条及び暫定措置法第六条

（処分、手続等に関する経過措置）

第十一条　旧信用基金法（第十八条を除く。）、附則第六条から第九条までの規定による改正前の農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法、農業災害補償法若しくは漁業災害補償法又は旧暫定措置法の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律、附則第六条から第九条までの規定による改正後の農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法、農業災害補償法若しくは漁業災害補償法又は新暫定措置法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十二条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為及び附則第三条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（農林漁業金融公庫法等の一部改正）

第十四条　次に掲げる法律の規定中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改める。

一　農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）附則第二十九項

二　漁業近代化資金助成法（昭和四十四年法律第五十二号）第七条第二号

三　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）附則第五条の六第二項

四　農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十九号）附則第九条

（農業近代化資金助成法の一部改正）

第十五条　農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改め、同条第二項中「農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）」を「独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第　　号）」に改める。

第六条第二号中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第十六条　農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第八条中「、農林漁業信用基金」を削る。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十七条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一農林漁業信用基金の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十八条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

別表農林漁業信用基金の項を削る。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十九条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十五号中「、農林漁業信用基金」を削る。

第三十一条中「、第三十五号（農林漁業信用基金の業務及び会計の検査を除く。）に係るものに限る。）」を削る。

第三十八条中「及び農林漁業信用基金」を削る。

……理由……

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、農林漁業信用基金を解散するとともに、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証についての保険等

の業務を行う独立行政法人農林漁業信用基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案

独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律

独立行政法人農業技術研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法

目次中「第六条」を「第九条」に、「第七条―第九条」を「第十条―第十二条」に、「第十条・第十一条」を「第十三条―第十八条」に、「第十一条・第十三条」を「第十九条―第二十四条」に、「第十四条」を「第二十五条」に改める。

第一条中「独立行政法人農業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第十四条第二号を削り、同条第一号中「第十条」を「第十三条」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

第五章中第十四条を第二十五条とする。

第十三条を削る。

第十二条第一項中「第十条第一号」を「第十三条第一項第一号」に改め、第四章中同条を第十九条とし、同条の次に次の五条を加える。

（出資者原簿）

第二十条　研究機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2　出資者原簿には、第十四条第二号から第四号までに掲げる業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

三　出資額

3　出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

（残余財産の分配）

第二十一条　研究機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第十四条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を政府に対し、同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、同条第四号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2　前項の規定により第十四条第二号から第四号までに掲げる業務に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3　第一項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

（協議）

第二十二条　主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第七条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二　第十五条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認をしようとするとき。

2　主務大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による認可（第十四条第二号又は第三号に掲げる業務に係る部分に限る。）をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（主務大臣等）

第二十三条　この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一　役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項（次号に掲げるものを除く。）については、農林水産大臣

二　第十四条第二号又は第三号に掲げる業務に係る資本金の増加、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表、利益及び損失の処理並びに借入金に関する事項については、農林水産大臣、財務大臣及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣

三　第十四条第一号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣

四　第十四条第二号又は第三号に掲げる業務であって、農林漁業及び飲食料品製造業（酒類製造業を除く。）に係るものに関する事項については、農林水産大臣

五　第十四条第二号又は第三号に掲げる業務であって、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣

六　第十四条第二号又は第三号に掲げる業務であって、第二条第三号の政令で定める業種に属する事業に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣

七　第十四条第四号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣

2　この法律及び研究機構に係る通則法における主務省は、農林水産省とする。

3　研究機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（独立行政法人評価委員会からの意見聴取等）

第二十四条　前条第一項第二号に規定する事項に関する通則法第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十八条第三項、第四十四条第四項及び第四十五条第四項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会」とする。

2　前条第一項第五号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「財務省の独立行政法人評価委員会」とする。

3　前条第一項第六号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会」とする。

4　農林水産省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第五号に規定する業務に関しては財務省の独立行政法人評価委員会の意見を、同項第六号に規定する業務に関しては第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一　通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二　通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

第十一条の見出しを「（利益及び損失の処理の特例等）」に改め、同条第一項中「研究機構は」の下に「、前条第一号、第三号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において」を加え、「農林水産大臣」を「主務大臣」に、「前条」を「第十三条」に改め、同条第二項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に、「農林水産省」を「主務省（前条第三号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省）」に、「聴くとともに、財務大臣

に協議しなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　前条第二号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5　第一項から第三項までの規定は、前条第二号に掲げる業務に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、第二項中「主務省（前条第三号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省）」とあるのは「農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省」と読み替えるものとする。

第三章中第十一条を第十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

（長期借入金）

第十六条　研究機構は、第十三条第一項第四号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2　主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（償還計画）

第十七条　研究機構は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならない。

2　主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（余裕金の運用の特例）

第十八条　研究機構は、第十四条第二号及び第四号に掲げる業務に係る業務上の余裕金については、通則法第四十七条に規定する方法によるほか、財政融資資金への預託により運用することができる。

第十条中「第三条」を「第四条第一項」に改め、同条第二号中「行うこと（）の下に「次項に規定する業務に該当するもの及び」を加え、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第三号の次に次の五号を加える。

四　民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

五　政府等（政府及び独立行政法人をいう。次号において同じ。）以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあっせんすること。

六　生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあっせんすること。

七　生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

八　生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。

第十条に次の一項を加える。

2　研究機構は、第四条第二項の目的を達成するため、農業機械化促進法第十六条第一項に規定する業務を行う。

第十条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（区分経理）

第十四条　研究機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

二　前条第一項第四号から第七号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

三　前条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第二章中第九条を第十二条とし、第八条を第十一条とする。

第七条第一項中「二人」を「三人」に改め、同条第二項中「七人」を「八人」に改め、同条を第十条とする。

第六条第二項及び第三項を次のように改める。

2　研究機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府は、前項の規定により研究機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、研究機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第十四条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

第六条に次の一項を加える。

4　政府以外の者は、研究機構に出資しようとする場合は、第十四条第二号から第四号までに掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資しなければならない。この場合において、当該政府以外の者は、同条第二号から第四号までに掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

第一章中第六条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（持分の払戻し等の禁止）

第八条　研究機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2　研究機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分の譲渡し等）

第九条　政府以外の出資者は、その持分を譲り渡すことができる。

2　政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもって研究機構その他の第三者に対抗することができない。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条中「独立行政法人農業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改め、「寄与する」の下に「とともに、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付け等を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資する」を加え、同条に次の一項を加える。

2　研究機構は、前項に規定するもののほか、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。

第三条を第四条とする。

第二条中「独立行政法人農業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第二条　この法律において「生物系特定産業技術」とは、その業務において生物の機能を維持増進し、若しくは利用し、又は生物の機能の発現の成果を獲得し、若しくは利用する事業で次に掲げる業種に属するものに関する技術（基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第二条に規定する基盤技術に該当するものを除く。）のうち当該事業を所管する省の所掌に係るものであって、その開発に当たり生物の機能又はその発現の成果の特性に密接に関連する試験研究

を必要とするものをいう。

一　農林漁業

二　飲食料品製造業及びたばこ製造業

三　前二号に掲げるもののほか、その業種に属する事業に関する技術の性格を勘案し、その技術の高度化を図ることが特に必要でかつ適切と認められる業種として政令で定めるもの

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構への移行）

第二条　独立行政法人農業技術研究機構は、この法律の施行の時において、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「研究機構」という。）となるものとする。

（独立行政法人農業技術研究機構に対してされた出資に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前に独立行政法人農業技術研究機構に対してされた出資は、この法律による改正後の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（以下「新法」という。）第十四条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとしてされた出資とみなす。

（生物系特定産業技術研究推進機構の解散等）

第四条　生物系特定産業技術研究推進機構（以下「推進機構」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において研究機構が承継する。

2　この法律の施行の際現に推進機構が有する資産のうち、研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　推進機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、推進機構の解散の日の前日に終わるものとする。

5　推進機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6　第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、政府及び政府以外の者から推進機構に対し附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号。以下「旧推進機構法」という。）第五条第二項第一号に規定する民間研究促進業務（以下この項において「民間研究促進業務」という。）に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額（第二項の規定により国が承継する資産に旧推進機構法第三十一条の規定により設けられている民間研究促進業務に係る勘定（以下この条において「民間研究促進業務勘定」という。）に属する資産が含まれる場合にあっては、政府の出資金に相当する金額については、当該金額から第二項の規定により国が承継する資産のうち民間研究促進業務勘定に属する資産の価額及び当該資産の価額を基礎として政令で定めるところにより算定した金額の合計額を控除した額に相当する金額）は、それぞれ、その承継に際し政府及び当該政府以外の者から研究機構に新法第十四条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

7　第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額（以下「純資産額」という。）のうち旧推進機構法第三十一条の規定により設けられている旧推進機構法第五条第二項第二号に規定する基礎的研究業務に係る勘定に属する額に相当する金額は、その承継に際し政府から研究機構に新法第十四条第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

8　第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、純資産額のうち旧推進機構法第三十一条の規定により設けられている旧推進機構法第五条第二項第三号に規定する農業機械化促進業務（第二号において「農業機械化促進業務」という。）に係る勘定（第一号において「農業機械化促進業務勘定」という。）に属する額に相当する金額は、その承継に際し政府及び政府以外の者から研究機構に新法第十四条第四号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。この場合において、その承継の際における次の各号に掲げる金額は、それぞれ、その承継に際し当該各号に定める者から研究機構に出資されたものとする。

一　純資産額のうち農業機械化促進業務勘定に属する額に相当する金額から次号に掲げる金額を控除した額に相当する金額　政府

二　政府以外の者から推進機構に対し農業機械化促進業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額　当該政府以外の者

9　前三項の場合において、研究機構は、新法第七条第二項に規定する認可を受けることなく、前三項の規定により研究機構に出資されたものとされた額により資本金を増加するものとする。

10　第七項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

11　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

12　第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、民間研究促進業務勘定において繰越欠損金として整理されている金額（第二項の規定により国が承継する資産に民間研究促進業務勘定に属する資産が含まれる場合にあっては、当該金額から第六項の政令で定めるところにより算定した金額を控除した額に相当する金額）は、新法第十四条の規定により設けられている同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する繰越欠損金として整理しなければならない。

13　推進機構の解散については、旧推進機構法第四十五条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

14　第一項の規定により推進機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（持分の払戻し）

第五条　前条第六項及び第八項の規定により研究機構に出資したものとされた政府以外の者は、研究機構に対し、施行日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。

2　研究機構は、前項の規定による請求があったときは、新法第八条第一項の規定にかかわらず、当該政府以外の者が有する純資産額に対する持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、研究機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

（推進機構の役職員であった組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）

第六条　施行日の前日において健康保険組合（推進機構の事業所又は事務所を健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十七条第一項に規定する設立事業所とする健康保険組合をいう。以下この項において同じ。）の被保険者であった者で推進機構の役員又は職員であったもののうち、施行日に農林水産省共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条第一項の規定により農林水産省に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）及びその所管する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一

年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員をもって組織された国家公務員共済組合をいう。以下同じ。）の組合員となった者（研究機構の役員又は職員となった者に限る。）に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第百二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険組合の被保険者であった間（推進機構の役員又は職員であった間に限る。）農林水産省共済組合の組合員であったものとみなし、その者が施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。

2　この法律の施行の際前項に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができた者であって、同一の傷病について国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに係る同条第二項の規定の適用については、当該健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

3　第一項に規定する者のうち国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であって、当該傷病による障害について厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は障害手当金の支給を受けることができるものに係る同条第四項又は第五項の規定の適用については、これらの者が引き続き農林水産省共済組合の組合員である間（研究機構の役員又は職員である間に限る。）は、当該障害厚生年金又は障害手当金を国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金とみなす。

第七条　施行日の前日において厚生年金基金（推進機構の事業所又は事務所を厚生年金保険法第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この項において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者で推進機構の役員又は職員であったもののうち、施行日に農林水産省共済組合の組合員となった者（研究機構の役員又は職員となった者に限る。以下この条において「推進機構の役職員であった組合員」という。）のうち、一年以上の引き続く組合員期間（農林水産省共済組合の組合員である期間（研究機構の役員又は職員である期間に限る。）をいう。以下この条において同じ。）を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であった期間（推進機構の役員又は職員であった期間に限る。）に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。）と当該厚生年金保険期間に引き続く組合員期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。

2　推進機構の役職員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなされる者に限る。）に係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

3　推進機構の役職員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

4　推進機構の役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

5　前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法による遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第九十条の規定を適用する。

6　推進機構の役職員であった組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の組合員期間を有する者とみなす。

7　推進機構の役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、組合員期間が四十四年以上である者とみなす。

（生物系特定産業技術研究推進機構法の廃止）

第八条　生物系特定産業技術研究推進機構法は、廃止する。

（生物系特定産業技術研究推進機構の廃止に伴う経過措置）

第九条　旧推進機構法（第十九条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法又は新法中の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十条　推進機構の役員若しくは職員又は評議員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条　施行日前にした行為並びに附則第四条第五項及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（農業機械化促進法の一部改正）

第十三条　農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改める。

第五条の二第二項第一号中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「研究機構」という。）」に改め、同項第二号中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改める。

第六条第三項、第八条、第八条の二第一項、第十条の二第一項から第四項まで及び第六項並びに第四章の章名中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改める。

第十六条の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二章」を「第三章」に改める。

（農業機械化促進法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　前条の規定による改正前の農業機械化促進法の規定によりした処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の農業機械化促進法の相当規定によりした処分、手続その他の

行為とみなす。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十五条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一生物系特定産業技術研究推進機構の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十六条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表生物系特定産業技術研究推進機構の項を削る。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十七条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五号イを次のように改める。

イ　独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構

第十三条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、生物系特定産業技術研究推進機構を廃止するとともに、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究の促進に関する業務等を独立行政法人農業技術研究機構を改称した独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の業務に追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人緑資源機構法案

独立行政法人緑資源機構法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　役員及び職員（第六条―第十条）
第三章　業務（第十一条―第二十八条）
第四章　財務及び会計（第二十九条―第三十二条）
第五章　雑則（第三十三条―第三十七条）
第六章　罰則（第三十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人緑資源機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人緑資源機構とする。

（機構の目的）

第三条　独立行政法人緑資源機構（以下「機構」という。）は、農林業の生産条件、森林資源及び農業資源の状況等からみてこれらの資源の保全及び利用を図ることが必要と認められる地域において、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、改良等の事業を行うとともに、水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資することを目的とする。

（事務所）

第四条　機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

（資本金）

第五条　機構の資本金は、附則第四条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3　機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員及び職員

（役員）

第六条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第八条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第九条　通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

2　機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人緑資源機構法第九条第一項」とする。

（役員及び職員の地位）

第十条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十一条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　農林水産大臣の定める基本計画に基づき、地勢等の地理的条件が極めて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない地域のうち政令で定める区域内において、当該地域の林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は改良の事業で、その事業による受益の範囲が著しく広く、かつ、その事業の施行が当該地域における林業以外の産業の振興の見地から相当であると認められるものを施行すること。

二　前号の事業の施行により開設され、又は改良された林道についての災害復旧事業を施行すること。

三　前二号の事業の施行により開設され、改良され、又は復旧された林道の維持、修繕その他の管理を行うこと。

四　第一号の事業の施行により森林の造成の事業を行うことが経済的かつ技術的に可能となった地域内における森林の造成の事業を当該土地の所有者の委託により行うこと。

五　豊富な森林資源を有する国有林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第三項に規定する国有林をいう。）と民有林（同項に規定する民有林をいう。）とが相接して所在しており、かつ、これらの森林の開発が十分に行われていない地域のうち政令で定める区域内の当該森林を開発するために必要な奥地幹線林道の開設又は改良の事業及びその開設又は改良に係る林道で政令で定めるものの災

害復旧の事業であって、国有林野事業（国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第一条第二項に規定する国有林野事業をいう。）として行われるものを国の委託により行うこと。

六　水源をかん養するため急速かつ計画的に森林の造成を行う必要がある地域内の土地につき、分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約の当事者となり、当該契約に基づき森林の造成に係る事業を行うこと。

七　農林水産大臣の定める基本計画に基づき、前号の地域であって、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として政令で定める要件に該当するもの（以下「特定地域」という。）の区域内において、同号の事業及びイからハまでの事業を一体として行う事業（これと併せて行うニ又はホの事業を含む。）で、その事業による受益が相当範囲にわたり、かつ、その事業の実施が当該地域における農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図る見地から相当であると認められるもの（以下「特定地域整備事業」という。）を行うこと。

イ　農用地（耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の改良又は保全のために必要な区画整理、客土、暗きょ排水又はこれらに準ずる事業として政令で定めるもの（これらの事業と併せて行う農用地間における地目変換の事業を含む。）

ロ　農業用用排水施設、農業用道路その他の農用地の保全又は利用上必要な施設で政令で定めるもの（以下「土地改良施設」という。）の新設又は改良

ハ　農用地（その利用の見込みが少ないと認められるものとして政令で定めるものに限る。）を林地とするための土地の形質の変更の事業

ニ　分収林特別措置法第二条第二項に規定する育林者又は育林費負担者として同項に規定する分収育林契約の当事者となって行う当該契約に基づく育林に係る事業

ホ　造林又は育林を行うための林道の開設又は改良

八　前号イの事業と併せて当該事業の実施に係る農用地に関する権利又はその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利若しくは水の使用に関する権利の交換分合を行うこと。

九　第七号ロの事業を行うことにより新設され、若しくは改良された土地改良施設又は同号ホの事業を行うことにより開設され、若しくは改良された林道についての災害復旧事業を施行すること。

十　前各号の事業に附帯する事業を行うこと。

2　機構は、前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一　地方公共団体又は森林組合、生産森林組合若しくは森林組合連合会の委託により、前項第一号の政令で定める区域内における林道の開設、改良又は災害復旧の事業を施行すること。

二　国際協力事業団その他政令で定める者の委託により、開発途上にある海外の地域における農業開発（以下「海外農業開発」という。）に関する調査その他の海外農業開発を促進するために必要な事業（国際協力事業団以外の者の委託による場合にあっては、政令で定めるものに限る。）を行うこと。

三　前号の事業に関連して必要な情報の収集及び整備を行うこと。

3　機構は、前二項に規定する業務を行うに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

4　農林水産大臣は、第一項第一号の基本計画を定めようとするときは、財務大臣、総務大臣及び国土交通大臣の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5　農林水産大臣は、第一項第一号の基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6　第一項第六号の契約においては、分収林特別措置法第二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　当該契約の存続期間に関する事項

二　植栽の期間に関する事項

三　伐採の時期及び方法に関する事項

四　収益分収の方法に関する事項

五　その他農林水産省令で定める事項

7　第一項第七号ニの契約においては、分収林特別措置法第二条第二項各号に掲げる事項のほか、前項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項その他農林水産省令で定める事項を定めなければならない。

（特定地域整備事業に係る基本計画）

第十二条　農林水産大臣は、政令で定めるところにより、都道府県から、特定地域内の区域を特定して機構が特定地域整備事業（これと併せて行う前条第一項第八号の事業を含む。以下この項において同じ。）を行うべき旨の申出があった場合において、申出の内容が次に掲げる要件を備えているものと認めるときは、その区域に係る特定地域整備事業につき、同条第一項第七号の基本計画を定め、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　申出に係る区域が、農業の生産基盤の整備の程度が低い農用地その他その効率的な利用を図る必要があると認められる農用地及び造林又は育林を早急に実施する必要があると認められる森林が相当程度存在する地域として政令で定める要件に適合するものであること。

二　申出に係る事業の施行によって利益を受けるべき土地（以下「受益地」という。）の面積が、政令で定める面積以上のものであること。

三　前二号に掲げるもののほか、申出に係る区域及びその周辺の地域における農林業の生産基盤の整備の状況、農林業従事者数その他の農林業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、申出に係る事業を行うことによりこれらの地域の農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進が図られると見込まれるものであること。

2　農林水産大臣は、前項の規定により前条第一項第七号の基本計画を定めようとするときは、財務大臣及び総務大臣に協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3　都道府県知事は、第一項の規定による申出を行う場合又は前項の規定により意見を聴かれた場合には、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

（林道事業実施計画）

第十三条　機構は、第十一条第一項第一号又は第二号の事業を施行しようとするときは、同項第一号の基本計画に基づいて、その路線ごとに、林道事業実施計画を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の林道事業実施計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　事業の施行区域に関する事項

二　受益地の所在及び面積

三　主要工事計画及び附帯工事計画

四　工事の着手及び完了の予定時期

五　所要事業費及びその負担割合

六　事業の効果

七　その他農林水産省令で定める事項

3　機構は、第一項の林道事業実施計画を定めようとするときは、関係都道府県知事に協議しな

ければならない。

（意見書の提出）

第十四条　機構は、前条第一項の林道事業実施計画を定めるには、農林水産省令で定める手続により、林道事業実施計画案を公表して、当該事業につき利害関係を有する市町村の長及び当該林道事業実施計画案につき意見を有する利害関係人（当該事業の施行区域内の土地若しくは当該事業に係る受益地又はこれらの土地に定着する物件につき所有権その他の権利を有する者をいう。以下同じ。）に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、第十一条第一項第二号の事業で災害のため急速に行う必要があるものに係る林道事業実施計画については、林道事業実施計画案を公表すれば足りる。

（特定地域整備事業実施計画）

第十五条　機構は、特定地域整備事業を行おうとするときは、第十一条第一項第七号の基本計画に基づいて特定地域整備事業実施計画を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2　第十三条第二項及び第三項の規定は、前項の特定地域整備事業実施計画について準用する。この場合において、同条第二項第三号中「主要工事計画」とあるのは、「主要工事計画（換地計画を定める事業にあっては、主要工事計画のほか、当該換地計画の概要）」と読み替えるものとする。

3　機構は、第一項の規定により特定地域整備事業実施計画を定めるには、農林水産省令で定める手続により、特定地域整備事業実施計画案を公表して、次の各号の区分により、それぞれ当該各号に掲げる同意を得るとともに、第十一条第一項第七号ホの事業につき意見を有する利害関係人に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

一　第十一条第一項第六号の事業　その実施に係る区域内にある土地について所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全員の同意

二　第十一条第一項第七号イの事業（次号に掲げるものを除く。）　その実施に係る区域内にある土地についての土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三条に規定する資格を有する者（以下「事業参加資格者」という。）の三分の二以上の同意

三　第十一条第一項第七号イの事業（農用地間における地目変換の事業を行うものに限る。）　その実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意

四　第十一条第一項第七号ロの事業　その実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意

五　第十一条第一項第七号ハの事業　その実施に係る区域内にある土地（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。第二十四条第二項において同じ。）について所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全員の同意

六　第十一条第一項第七号ニの事業　その実施に係る区域内にある土地又はその土地の上にある立木について所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全員の同意

4　第十一条第一項第七号イの事業（農用地間における地目変換の事業に限る。）の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者は、その者に係る土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（当該土地についての事業参加資格者を除く。）が他に存するときは、前項第三号の同意又は不同意を機構に表示する前において、農林水産省令で定めるところにより、当該事業の実施につき、その使用及び収益をする者の意見を聴かなければならない。

5　都道府県知事は、機構と第二項において準用する第十三条第三項の規定による特定地域整備事業実施計画の協議をする場合には、関係市町村長に協議しなければならない。

6　土地改良法第五条第六項及び第七項、第七条第四項、第八条第一項、第五項及び第六項、第九条、第十条第五項並びに第八十七条第十項の規定は、第一項の特定地域整備事業実施計画について準用する。

（換地計画）

第十六条　機構は、その行う第十一条第一項第七号イの事業につき、その事業の性質上必要があるときは、その事業の実施に係る区域につき、換地計画を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2　第十三条第三項並びに土地改良法第五十二条第二項、第三項、第五項前段及び第六項から第八項まで、第五十二条の二から第五十五条まで並びに第八十九条の三の規定は、前項の換地計画について準用する。

（交換分合計画）

第十七条　機構は、第十一条第一項第八号の事業を行おうとするときは、同項第七号の基本計画に基づいて交換分合計画を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2　第十三条第三項並びに土地改良法第八十九条の三、第九十九条第二項から第十三項まで、第百一条から第百七条まで、第百八条第一項及び第二項、第百九条から第百十一条まで、第百三十七条並びに第百四十二条（同法第百三十七条に係る部分に限る。）の規定は、前項の交換分合計画について準用する。

（災害復旧事業実施計画）

第十八条　機構は、第十一条第一項第九号の事業を施行しようとするときは、災害復旧事業実施計画を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2　第十三条第二項及び第三項並びに第十五条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）及び第五項並びに土地改良法第八条第一項及び第六項、第九条、第十条第五項並びに第八十七条第十項の規定は、前項の災害復旧事業実施計画について準用する。この場合において、同条第二項第三号中「主要工事計画」とあるのは、「主要工事計画（換地計画を定める事業にあっては、主要工事計画のほか、当該換地計画の概要）」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定による災害復旧事業実施計画の変更については、第十五条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項中「与えなければならない。ただし、第十一条第一項第九号の事業（林道に係るものに限る。）で災害のため急速に行う必要があるものに係る災害復旧事業実施計画については、災害復旧事業実施計画案を公表すれば足りる」と、同項第四号中「区域」とあるのは「区域（その変更によりその実施に係る区域の一部がその変更後のその実施に係る区域に該当しないこととなるものがあるときは、その該当しないこととなる区域をその変更後のその実施に係る区域に含めた区域）」と読み替えるものとする。

（林道事業実施計画等の変更）

第十九条　機構は、第十三条第一項の林道事業実施計画、第十五条第一項の特定地域整備事業実施計画又は前条第一項の災害復旧事業実施計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の規定による特定地域整備事業実施計画の変更（農林水産省令で定める軽微なものを除く。）については、第十五条第三項の規定を準用する。この場合において、同項第一号から第六号までの規定中「区域」とあるのは、「区域（その変更によりその実施に係る区域の一部がその変更後のその実施に係る区域に該当しないこととなるものがあるときは、その該当しないこととなる区域をその変更後のその実施に係る区域に含めた区域）」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定による災害復旧事業実施計画の変更については、第十五条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項中「与えなければならない。ただし、第十一条第一項第九号の事業（林道に係るものに限る。）で災害のため急速に行う必要があるものに係る災害復旧事業実施計画については、災害復旧事業実施計画案を公表すれば足りる」と読み替えるものとする。

とする。

4　第十三条第三項及び第十四条の規定は第十三条第一項の林道事業実施計画の変更について、同条第三項及び第十五条第五項並びに土地改良法第八条第一項、第五項及び第六項、第九条、第十条第五項、第四十八条第四項及び第六項並びに第八十七条第十項の規定は第十五条第一項の特定地域整備事業実施計画又は前条第一項の災害復旧事業実施計画の変更について、第十五条第四項の規定は同条第一項の特定地域整備事業実施計画の変更（第十一条第一項第七号イの事業（農用地間における地目変換の事業に限る。）に係る部分に限る。）について、同法第五条第六項及び第七項の規定は第十五条第一項の特定地域整備事業実施計画の変更（第十一条第一項第七号イ又はロの事業に係る部分に限る。）について準用する。

（林道事業実施計画等の公告）

第二十条　機構は、第十三条第一項の林道事業実施計画、第十五条第一項の特定地域整備事業実施計画又は第十八条第一項の災害復旧事業実施計画の策定又は変更につき第十三条第一項、第十五条第一項、第十八条第一項又は前条第一項の規定による農林水産大臣の認可があったときは、遅滞なく、農林水産省令で定める手続により、当該林道事業実施計画、特定地域整備事業実施計画若しくは災害復旧事業実施計画又はこれらの変更に係る部分を公告しなければならない。

（賦課金）

第二十一条　機構は、政令で定めるところにより、第十一条第一項第一号、第二号若しくは第七号ホの事業又は同項第九号の事業（林道に係るものに限る。）によって利益を受ける者で、当該事業に係る受益地又はその上に存する立木竹につき権原に基づき使用又は収益を行うものその他農林水産大臣の指定するものに対し、その者の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を賦課徴収することができる。

2　前項の規定による賦課徴収の処分は、その処分に係る賦課金の納期限（分割して納付させる場合にあっては、最初に納付させる賦課金についての納期限）前九十日までに、しなければならない。

3　前項の処分を受けた者は、その処分について不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てをすることができる。

4　前項の異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三十日以内とする。

5　機構は、異議申立てがあったときは、前項の期間満了後三十日以内にこれに対する決定をしなければならない。

（強制徴収）

第二十二条　機構は、前条第一項の規定による賦課金の納付義務者がその納期限までにその賦課金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2　機構は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3　賦課金の納付義務者で第一項の規定による督促を受けたものがその指定の期限までにその賦課金及び第六項の延滞金を納付しないときは、市町村は、機構の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合には、機構は、その徴収金額の百分の四を市町村に交付しなければならない。

4　市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、機構は、地方税の滞納処分の例により、農林水産大臣の認可を受けて、その処分をすることができる。

5　前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、地方税の例による。

6　機構は、第一項の規定により督促をしたときは、賦課金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、滞納につきやむを得ない事情があると認められるときその他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

7　前条第三項から第五項までの規定は、第一項、第三項、第四項又は前項の処分について準用する。

（林道の開設又は改良に係る費用負担）

第二十三条　第十一条第一項第一号又は第七号ホの事業に係る受益地の全部又は一部をその区域に含む都道府県は、政令で定めるところにより、その事業に要する費用の一部を負担金として機構に支払わなければならない。

（農用地整備等に係る費用負担）

第二十四条　機構は、政令で定めるところにより、第十一条第一項第七号イからハまで若しくは第八号の事業又は同項第九号の事業（土地改良施設に係るものに限る。）に要する費用の一部を当該事業の実施に係る区域をその区域の全部又は一部とする都道府県に負担させることができる。

2　前項の都道府県は、政令で定めるところにより、条例で、同項の事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者（第十一条第一項第七号ハの事業にあっては、その事業の実施に係る区域内にある土地について所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者）その他農林水産省令で定める者で、当該事業によって利益を受けるものから、その者の受ける利益を限度として、前項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

3　第一項の都道府県は、前項の規定による負担金の全部又は一部の徴収に代えて、政令で定めるところにより、第一項の事業の実施に係る区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、当該市町村の区域内にある土地に係る前項に規定する者に対する負担金に相当する部分の負担金を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

4　前項の市町村は、政令で定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の負担金を徴収することができる。

5　第二項に規定する者が第一項の事業の実施に係る区域の全部又は一部をその地区とする土地改良区の組合員である場合には、同項の都道府県は、その者からの第二項の規定による負担金の徴収に代えて、その土地改良区から当該負担金の額に相当する額の金銭を徴収することができる。

6　土地改良法第三十六条第一項、第二項及び第四項、第三十八条並びに第三十九条の規定は、前項の規定により同項の金銭を徴収される土地改良区の当該経費について準用する。

7　第一項の都道府県は、第二項、第三項及び第五項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第一項の事業によって利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、同項の規定による負担金の一部を負担させることができる。

8　第一項の規定による負担金について前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

（特別徴収金）

第二十五条　機構、都道府県又は市町村は、機構にあっては政令で定めるところにより、都道府県及び市町村にあっては政令で定めるところにより、条例で、第十一条第一項第七号イ又はロの事業の実施に係る区域内にある土地についてのの事業参加資格者が、機構が農林水産省令で定めるところにより当該事業が完了した旨の公告をした日以後八年を経過する日までの間に、当

該土地を当該事業に係る特定地域整備事業実施計画において予定した用途以外の用途（当該予定した用途に類似し、又は密接に関連するものとして政令で定めるものを除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転若しくは地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から特別徴収金を徴収することができる。

2　前条第五項の規定は前項の規定により機構又は都道府県が特別徴収金を徴収する場合について、土地改良法第八十九条の三の規定は機構が徴収する同項の特別徴収金の徴収について、同法第九十条の二第三項の規定は前項の特別徴収金の額について準用する。

3　土地改良法第三十六条の二第二項、第三十八条及び第三十九条の規定は、前項において準用する前条第五項の規定により徴収される金銭について準用する。

（徴収金の徴収方法）

第二十六条　都道府県又は市町村が徴収する第二十四条第二項、第四項若しくは第五項（前条第二項において準用する場合を含む。）又は前条第一項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（土地改良法の準用等）

第二十七条　土地改良法第百十二条、第百十三条、第百十四条第一項、第百十五条、第百十八条（第二項を除く。）、第百二十一条から第百二十三条まで、第百三十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第百四十二条（同法第百三十八条第一号に係る部分に限る。）の規定は機構が行う第十一条第一項第七号イ及びロ並びに第八号の事業並びに同項第九号の事業（土地改良施設に係るものに限る。）について、同法第九十条第二項、第百十一条第一項、第百十二条第一項及び第百十三条の二の規定は機構が行う第十一条第一項第七号イの事業について準用する。

2　第十五条第六項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項、第十九条第四項、第二十五条第二項及び前項における土地改良法の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

（立入調査等）

第二十八条　機構は、その業務の遂行に必要の限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、測量、実地調査若しくは標識の建設をさせ、又は測量、実地調査若しくは標識の建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2　機構は、その職員に前項の規定による立入り又は伐採をさせる場合には、あらかじめその旨をその土地の占有者又は立木竹の所有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により機構の職員が立ち入り、又は伐採をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

4　機構は、第一項の規定による立入り又は伐採によって損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならない。

第四章　財務及び会計

（区分経理）

第二十九条　機構は、第十一条第一項第六号及び第七号ニに掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（積立金の処分）

第三十条　機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条第一項及び第二項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　農林水産大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び緑資源債券）

第三十一条　機構は、第十一条第一項第一号、第二号及び第六号から第九号までの事業に要する費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は緑資源債券を発行することができる。

2　農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　第一項の規定による緑資源債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5　機構は、農林水産大臣の認可を受けて、緑資源債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定による委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7　前各項に定めるもののほか、緑資源債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第三十二条　機構は、毎事業年度、長期借入金及び緑資源債券の償還計画を立てて、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2　農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第五章　雑則

（財務大臣との協議）

第三十三条　農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第三十条第一項の承認をしようとするとき。

二　第三十一条第一項若しくは第五項又は前条第一項の認可をしようとするとき。

（主務大臣等）

第三十四条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第三十五条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第三十六条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の

規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（他の法令の準用）

第三十七条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第六章　罰則

第三十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定（第十六条第二項において準用する土地改良法第五十三条の四第一項の規定を含む。）により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十一条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第十条から第十四条まで及び第十六条から第二十二条までの規定は、同年十月一日から施行する。

（主たる事務所の所在地の特例）

第二条　機構は、政令で定める日までの間は、第四条の規定にかかわらず、主たる事務所を東京都に置く。

（無利子貸付け等）

第三条　政府は、当分の間、機構に対し、第十一条第一項第一号の事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2　前項の政府の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4　政府は、第一項の規定により、機構に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5　機構が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（緑資源公団の解散等）

第四条　緑資源公団（以下「公団」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に公団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　公団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　公団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6　第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（次条第一項の規定により農林水産大臣が承認した金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7　前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（積立金の処分）

第五条　機構は、公団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算上附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号。以下「旧公団法」という。）第三十二条の三第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち第二十一条第一項の規定による賦課金若しくは第二十三条、第二十四条第一項若しくは附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第二十七条第一項の規定による負担金の徴収又は第三十一条第一項の規定による長期借入金若しくは緑資源債券の償還に要する費用として農林水産大臣の承認を受けた金額を、機構の成立の日を含む中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画の定めるところにより、当該中期目標の期間における第十一条第一項第一号、第二号、第七号イからハまで及びホ、第八号並びに第九号の事業並びに附則第八条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2　農林水産大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

（公団の発行する緑資源債券に関する経過措置）

第六条　旧公団法第三十三条第一項の規定により公団が発行した緑資源債券は、第三十一条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による緑資源債券とみなす。

（業務の特例）

第七条　機構は、旧公団法附則第十条第一項第二号又は第三号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、第十一条第一項及び第二項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収を行うことができる。この場合における第三十八条の規定の適用については、同条第二号中「第十一条第一項及び第二項」とあるのは、「第十一条第一項及び第二項並びに附則第七条」とする。

第八条　機構は、第十一条第一項及び第二項並びに前条に規定する業務のほか、旧農用地整備公団法第十九条第一項及び第二項の業務で森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号。以下「森林開発公団法改正法」という。）の施行前に開始されたもの（同条第一項又は第二項の業務の開始に必要な事前の調査で森林開発公団法改正法の施行前に開始されたものに係るもので政令で定めるものを含む。）並びにこれらに附帯する業務、同条第三項の業務並びに旧農用地整備公団法附則第十九条第一項の業務を行うことができる。この場合における第三十条第一項、第三十一条第一項及び第三十八条の規定の適用については、第三十条第一項中「第十一条第一項及び第二項」とあるのは「第十一条第一項及び第二項並びに附則第八条第一項」と、第三十一条第一項中「事業」とあるのは「事業並びに附則第八条第一項に規定する業務」と、第三十八条第二号中「第十一条第一項及び第二項」とあるのは「第十一条第一項及び第二項並びに附則第八条第一項」とする。

2　前項の規定により機構が行う同項に規定する業務については、旧農用地整備公団法第二十条から第三十条まで、第三十九条及び附則第十九条第二項の規定並びに旧八郎潟新農村建設事業

団法（昭和四十年法律第八十七号）第二十三条から第二十五条までの規定は、附則第十条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　第一項の規定により機構が旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の業務又は旧農用地整備公団法附則第十九条第一項の業務（農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第二号に係るものに限る。）を行う場合には、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項第四号中「業務」とあるのは、「業務若しくは独立行政法人緑資源機構法附則第八条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第二号の業務若しくは農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第二号の業務」とする。

（役員に関する経過措置）

第九条　前条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項及び第二項の業務で森林開発公団法改正法の施行前に開始されたもの（前条第一項の政令で定めるものを含む。）が完了するまでの間に限り、第六条第二項に定めるもののほか、機構に、役員として、理事一人を置くことができる。

（緑資源公団法の廃止）

第十条　緑資源公団法は、廃止する。

（緑資源公団法の廃止に伴う経過措置）

第十一条　前条の規定の施行前に旧公団法（第九条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十二条　森林開発公団の役員又は職員として在職した者については、森林開発公団法改正法附則第七条の規定は、附則第十条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

第十三条　農地開発機械公団の解散の際現にその役員又は職員として在職した者であって、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十二号）附則第十条第二項の復帰希望職員であるもので、引き続いて農用地開発公団の役員又は職員となった者については、森林開発公団法改正法附則第十条第一項の規定は、附則第十条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

2　農地開発機械公団の解散の際現にその役員又は職員として在職した者であって、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第百二十七条第二項の復帰希望職員であるもので、引き続いて農用地開発公団の役員又は職員となった者については、森林開発公団法改正法附則第十条第二項の規定は、附則第十条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

3　農地開発機械公団の役員又は職員として在職した者については、森林開発公団法改正法附則第十条第三項の規定は、附則第十条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「緑資源公団」とあるのは、「独立行政法人緑資源機構」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十四条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為及び附則第四条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（国有林野事業特別会計法の一部改正）

第十六条　国有林野事業特別会計法の一部を次のように改正する。

附則第五条の三第一項第一号中「緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第十八条第一項第六号」を「独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第　号）第十一条第一項第六号」に、「緑資源公団に」を「独立行政法人緑資源機構に」に改める。

附則第十三条第一項中「緑資源公団法附則第十一条第一項又は」を「独立行政法人緑資源機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号。以下「旧緑資源公団法」という。）附則第十一条第一項又は」に、「緑資源公団法附則第十一条第一項の」を「旧緑資源公団法附則第十一条第一項の」に改め、同条第二項中「緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）附則第十一条第一項」を「独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第　号）附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）附則第十一条第一項」に改め、「、緑資源公団法附則第十一条第一項」を削る。

附則第十四条及び第十五条中「緑資源公団法附則第十一条第一項」を「旧緑資源公団法附則第十一条第一項」に改める。

（公職選挙法及び地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十七条　次に掲げる法律の規定中「、緑資源公団」を削る。

一　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百三十六条の二第一項第二号

二　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）第二十四条第二項

（土地収用法等の一部改正）

第十八条　次に掲げる法律の規定中「緑資源公団」を「独立行政法人緑資源機構」に改める。

一　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条第五号

二　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第九十六条第三項

三　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第四条第三号

（農地法の一部改正）

第十九条　農地法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第十八条第一項第八号」を「独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第　号）第十一条第一項第八号」に改める。

（治山治水緊急措置法の一部改正）

第二十条　治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第二十一条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一緑資源公団の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第二十二条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表緑資源公団の項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、緑資源公団を解散するとともに、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、水源をかん養するために必要な森林の造成及びこれと一体として行う農用地等の整備等の事業を行う独立行政法人緑資源機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案

独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律

独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条・第十一条」を「第十条―第十三条」に、「第十二条・第十三条」を「第十四条・第十五条」に、「第十四条」を「第十六条」に改める。

第三条に次の一項を加える。

2　センターは、前項に規定するもののほか、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第三条第一項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化（以下「海洋水産資源の開発及び利用の合理化」という。）のための調査等を行うことを目的とする。

第七条第二項中「二人」を「五人」に改める。

第十条中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。

第十条に次の三項を加える。

2　センターは、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査を行うこと（次号に掲げるものを除く。）。

二　海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査を行うこと。

三　海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。

四　前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

3　前項第二号の規定による調査は、漁業を営む者又はその団体のみではその新漁業生産方式の企業化を図ることが著しく困難である場合に限り、行うことができる。

4　センターは、第一項及び第二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査を行う者の養成及び確保を行うことができる。

第十四条第二号中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第四章中第十三条を第十五条とする。

第十二条第一項中「第十条第一号」を「第十条第一項第一号及び第三号」に、「又は鑑定」を「、鑑定又は技術の開発」に改め、同条第二項中「又は鑑定」を「、鑑定又は技術の開発」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条第一項中「前条」を「第十条第一項及び第二項」に改める。

第三章中第十一条を第十三条とする。

第十条の次に次の二条を加える。

（調査結果の公表等）

第十一条　センターは、海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査について、農林水産省令で定めるところにより、当該調査の結果を農林水産大臣に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（区分経理）

第十二条　センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十条第一項及び第四項に規定する業務

二　第十条第二項に規定する業務

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次条から附則第五条まで及び附則第八条の規定は、同年四月一日から施行する。

（国の権利及び義務の承継等）

第二条　この法律の施行の際、この法律による改正後の独立行政法人水産総合研究センター法（以下「新法」という。）第十条第一項第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、この法律の施行の時において独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）が承継する。

2　前項の規定によりセンターが国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、その承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府からセンターに対し出資されたものとする。この場合において、センターは、その額により資本金を増加するものとする。

3　前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

第三条　農林水産大臣は、施行日の前日において現に栽培漁業に関する技術の開発の用に供されている国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条第一項に規定する国有財産をいう。）であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、センターの用に供するため、センターに無償で使用させることができる。

（開発センターの持分の払戻しの禁止の特例）

第四条　海洋水産資源開発センター（以下「開発センター」という。）は、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第十七条第一項の規定にかかわらず、開発センターの解散の日の前日までに、開発センターに出資した政府以外の者に対し、当該持分に係る出資額に相当する金額により持分の払戻しをするものとする。この場合において、開発センターは、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（開発センターの解散並びにその資産及び債務の承継等）

第五条　開発センターは、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時においてセンターが承継する。

2　この法律の施行の際現に開発センターが有する資産のうち、センターがその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　開発センターの平成十五年四月一日に始まる事業年度は、開発センターの解散の日の前日に終わるものとし、当該事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、センターが従前の例により行うものとする。

5　第一項の規定によりセンターが開発センターの資産及び債務を承継したときは、その承継の時において、センターが承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府からセンターに対し出資されたものとする。この場合において、センターは、その額により資本金を増加するものとする。

6　附則第二条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

7　第一項の規定により開発センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（開発センターの役職員であった組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）

第六条　施行日の前日において健康保険組合（開発センターの事業所又は事務所を健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十七条第一項に規定する設立事業所とする健康保険組合をいう。以下この項において同じ。）の被保険者であった者で開発センターの役員又は職員であったもののうち、施行日に農林水産省共済組合（国家公

務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条第一項の規定により農林水産省に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）及びその所管する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員をもって組織された国家公務員共済組合をいう。以下同じ。）の組合員となった者（センターの役員又は職員となった者に限る。）に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第百二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険組合の被保険者であった間（開発センターの役員又は職員であった間に限る。）農林水産省共済組合の組合員であったものとみなし、その者が施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。

2　この法律の施行の際前項に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができた者であって、同一の傷病について国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに係る同条第二項の規定の適用については、当該健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

3　第一項に規定する者のうち国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であって、当該傷病による障害について厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は障害手当金の支給を受けることができるものに係る同条第四項又は第五項の規定の適用については、これらの者が引き続き農林水産省共済組合の組合員である間（センターの役員又は職員である間に限る。）は、当該障害厚生年金又は障害手当金を国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金とみなす。

第七条　施行日の前日において厚生年金基金（開発センターの事業所又は事務所を厚生年金保険法第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この項において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者で開発センターの役員又は職員であったもののうち、施行日に農林水産省共済組合の組合員となった者（センターの役員又は職員となった者に限る。以下この条において「開発センターの役職員であった組合員」という。）のうち、一年以上の引き続く組合員期間（農林水産省共済組合の組合員である期間（センターの役員又は職員である期間に限る。）をいう。以下この条において同じ。）を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であった期間（開発センターの役員又は職員であった期間に限る。）に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。）と当該厚生年金保険期間に引き続く組合員期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。

2　開発センターの役職員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなされる者に限る。）に係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

3　開発センターの役職員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

4　開発センターの役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

5　前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法による遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第九十条の規定を適用する。

6　開発センターの役職員であった組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の組合員期間を有する者とみなす。

7　開発センターの役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、組合員期間が四十四年以上である者とみなす。

（協会の資産及び債務の承継並びにその解散等）

第八条　昭和三十八年四月二十六日に設立された社団法人日本栽培漁業協会（以下「協会」という。）は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間において、その定款で定めるところにより、センターに対し、センターにおいてその資産及び債務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2　センターは、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、農林水産大臣に認可を申請しなければならない。

3　前項の認可があったときは、協会の資産及び債務は、当該認可の日（当該認可が施行日前にあったときは、施行日）においてセンターに承継されるものとし、協会は、その承継の時において、解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4　前項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（協会の役職員であった組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）

第九条　前条第三項の規定による協会の解散の日の前日において健康保険法第五条第一項に規定する政府の管掌する健康保険の被保険者であった者で協会の役員又は職員であったもののうち、当該解散の日に農林水産省共済組合の組合員となった者（センターの役員又は職員となった者に限る。）については附則第七条の規定を準用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十条　この法律の施行前にした行為及び附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前

の例による。

（政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（海洋水産資源開発促進法の一部改正）

第十二条　海洋水産資源開発促進法の一部を次のように改正する。

目次中

「第三章の二　海洋水産資源の自主的な管理に関する協定（第十二条の二―第十二条の七）

第四章　海洋水産資源開発センター

第一節　総則（第十三条―第二十一条）

第二節　設立（第二十二条―第二十六条）

第三節　管理（第二十七条―第三十四条）

第四節　業務（第三十五条―第三十七条）

第五節　財務及び会計（第三十八条―第四十五条）

第六節　監督（第四十六条・第四十七条）

第七節　雑則（第四十八条―第五十条）」

を

「第四章　海洋水産資源の自主的な管理に関する協定（第十三条―第十八条）

第五章　海洋水産資源開発センター

第一節　総則（第十三条―第二十一条）

第二節　設立（第二十二条―第二十六条）

第三節　管理（第二十七条―第三十四条）

第四節　業務（第三十五条―第三十七条）

第五節　財務及び会計（第三十八条―第四十五条）

第六節　監督（第四十六条・第四十七条）

第七節　雑則（第四十八条―第五十条）」

に改める。

第三章の二中第十二条の七を第十八条とし、第十二条の六を第十七条とする。

第十二条の五第一項及び第四項中「第十二条の二第二項第二号」を「第十三条第二項第二号」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条の四第一項中「第十二条の二第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条の三を第十四条とし、第十二条の二を第十三条とする。

第三章の二を第四章とする。

第五章中第五十一条を第十九条とし、第五十二条を第二十条とし、第五十三条を第二十一条とする。

第六章を次のように改める。

第六章　罰則

第二十二条　第九条第一項又は第十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

（海洋水産資源開発促進法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　前条の規定による改正前の海洋水産資源開発促進法（第二十八条を除く。）の規定により した処分、手続その他の行為は、通則法又は新法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（水産業協同組合法の一部改正）

第十四条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第六項中「第十二条の二第一項」を「第十三条第一項」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十五条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一海洋水産資源開発センターの項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十六条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表海洋水産資源開発センターの項を削る。

……

理由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、海洋水産資源開発センターを解散し、その業務を独立行政法人水産総合研究センターに承継させるとともに、社団法人日本栽培漁業協会の業務を独立行政法人水産総合研究センターに行わせるため、栽培漁業に関する技術の開発の事業をその業務に追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人日本貿易振興機構法案

独立行政法人日本貿易振興機構法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）

第二章　役員及び職員（第六条―第十一条）

第三章　業務等（第十二条・第十三条）

第四章　雑則（第十四条―第十七条）

第五章　罰則（第十八条・第十九条）

附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人日本貿易振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本貿易振興機構とする。

（機構の目的）

第三条　独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）は、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。

（事務所）

第四条　機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　機構の資本金は、附則第二条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3　機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員及び職員

（役員）

第六条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）

第七条　副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長）を補佐して機構の業務を掌理する。

3　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であって理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていない

ときは監事とする。

4　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第八条　理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（理事の欠格条項の特例）

第九条　通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、理事となることができる。

2　機構の理事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本貿易振興機構法第九条第一項」とする。

（秘密保持義務）

第十条　機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第十二条第一号から第五号までに掲げる業務及び同条第十号に掲げる業務（同条第一号から第五号までに掲げる業務に附帯するものに限る。）に係る職務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（役員及び職員の地位）

第十一条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十二条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること。

二　我が国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと。

三　貿易取引のあっせんを行うこと。

四　貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他の貿易に関する広報を行うこと。

五　博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあっせんを行うこと。

六　アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。

七　アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関し、文献その他の資料により調査研究を行い、又は現地調査を行うこと。

八　前二号に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。

九　前三号に掲げる業務に係る施設をアジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する調査研究を行う者の共用に供すること。

十　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（積立金の処分）

第十三条　機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（緊急時の要請）

第十四条　経済産業大臣は、国際経済事情の急激な変化その他の事情により我が国及び国際経済社会の健全な発展が阻害され、又は阻害されるおそれがある場合において、機構の業務を貿易の振興に関係する政府の方針と整合的なものとするため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、経済産業大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（主務大臣等）

第十五条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第十六条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第十七条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第十八条　第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十九条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十三条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第七条まで及び第九条から第十二条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（振興会の解散等）

第二条　日本貿易振興会（以下「振興会」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に振興会が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　振興会の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　振興会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。

6　第一項の規定により機構が振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7　前項の資産の価額は、機構成立の日現在にお

ける時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第一項の規定により振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（業務の特例）

第三条　機構は、附則第五条の規定による廃止前の日本貿易振興会法（昭和三十三年法律第九十五号）第二十一条第一項第六号の規定により経済産業大臣の委託を受けて貸し付けられた資金（次条第一項において「貸付金」という。）に係る債権（前条第一項の規定により機構が承継したものに限る。）の回収が終了するまでの間、第十二条に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収を行う。

2　前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十九条第一号中「第十二条」とあるのは、「第十二条及び附則第三条第一項」とする。

（機構の納付金等）

第四条　機構は、前条第一項の債権の回収が終了するまでの間において、経済産業大臣が、償還された貸付金の金額のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2　機構は、平成二十年三月三十一日までの間において、経済産業大臣が、返還された預託金（輸入の促進を目的とした展示場その他の政令で定める施設を運営するため平成五年一月二十五日から平成十三年三月三十日までに振興会が民間事業者に預託した金銭（附則第二条第一項の規定により機構が承継した権利に係るものに限る。）をいう。）の金額のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

3　経済産業大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

4　機構は、第一項又は第二項の規定により納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

（日本貿易振興会法の廃止）

第五条　日本貿易振興会法は、廃止する。

（日本貿易振興会法の廃止に伴う経過措置）

第六条　前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本貿易振興会法（第十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条　附則第五条の規定の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条　この附則に規定するもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正）

第九条　経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び別に法律で定めるところにより設立される日本貿易振興会」を削る。

「第三章　公庫等の基金」を「第三章　農林漁業金融公庫の基金」に改める。

第十条中「次条第一項各号に掲げる」を「次条第一項に規定する」に、「次の各号に掲げる法人（以下「公庫等」という。）」を「農林漁業金融公庫」に、「それぞれ当該各号に掲げる金額」を「六十五億円」に改め、同条各号を削る。

第十一条第一項を次のように改める。

農林漁業金融公庫は、前条の規定により出資を受けたときは、その出資を受けた金額を、国の直接又は間接の補助の対象とならない農地又は牧野の改良又は造成に係る事業に対して同公庫が行う貸付けに係る利子の軽減に充てる財源をその運用によつて得るための非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てなければならない。

第十二条第一項を次のように改める。

農林漁業金融公庫は、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金については、第十条の規定による出資の額に相当する金額（次条第一項の規定による組入金の額がある場合には、その金額（同条第二項の規定により使用した金額があるときは、その金額を控除した金額）を加算した金額。以下この条において「出資相当額」という。）を下らない金額（農林漁業金融公庫が主務大臣の承認を受けて年度内における資金繰りのために当該現金を繰替使用する場合においては、出資相当額からその繰替使用中の金額を控除した金額を下らない金額）を、財政融資資金に預託して管理しなければならない。

第十三条中「第十一条第一項第一号に規定する貸付」を「第十一条第一項に規定する貸付け」に改める。

第十四条を次のように改める。

（基金の取崩しの制限等）

第十四条　農林漁業金融公庫の非補助小団地等土地改良事業助成基金は、取り崩してはならない。ただし、前条第二項の規定により当該基金に属する現金を使用する場合は、この限りでない。

第十五条を削る。

（農林漁業金融公庫法の一部改正）

第十条　農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十条第一号」を「第十条」に、「第十一条第一項第一号に掲げる」を「第十一条第一項に規定する」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十一条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一日本貿易振興会の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十二条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表日本貿易振興会の項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、日本貿易振興会を解散して独立行政法人日本貿易振興機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　電子計算機の高度利用等（第三条―第七条）

第三章　独立行政法人情報処理推進機構

第一節　総則（第八条―第十四条）

第二節　役員及び職員（第十五条―第十九条）

第三節　業務等（第二十条―第二十三条）
第四節　雑則（第二十四条―第二十八条）
第四章　罰則（第二十九条・第三十条）
附則
第三章及び第四章を次のように改める。
第三章　独立行政法人情報処理推進機構
第一節　総則
（この章の目的）
第八条　独立行政法人情報処理推進機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。
（名称）
第九条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人情報処理推進機構とする。
（機構の目的）
第十条　独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的とする。
（事務所）
第十一条　機構は、主たる事務所を東京都に置く。
（資本金）
第十二条　機構の資本金は、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号。以下「改正法」という。）附則第二条第六項及び第九項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。
2　政府は、第二十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるため又は第二十三条第一項の信用基金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第二十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に必要な資金又は第二十三条第一項の信用基金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。
3　機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。
（持分の払戻し等の禁止）
第十三条　機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。
2　機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。
（持分の譲渡等）
第十四条　出資者は、その持分を譲渡することができる。ただし、第二十三条第一項の信用基金に係る出資に係る政府の持分については、この限りでない。
2　出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、機構その他の第三者に対抗することができない。
第二節　役員及び職員
（役員）
第十五条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。
2　機構に、役員として、理事二人以内を置くことができる。
（理事の職務及び権限等）
第十六条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。
2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。
3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。
（役員の任期）
第十七条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。
（役員及び職員の秘密保持義務）
第十八条　機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。
（役員及び職員の地位）
第十九条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
第三節　業務等
（業務の範囲）
第二十条　機構は、第十条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一　情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラム（事業活動に広く用いられるものに限る。）であつて、その開発を特に促進する必要があり、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものを開発すること。
二　前号に掲げる業務に係るプログラムについて、対価を得て、普及すること。
三　情報処理サービス業者等（情報処理サービス業又はソフトウエア業を営む会社又は個人をいう。以下同じ。）が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。
四　情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。
五　情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）に関する技術上の評価を行うこと。
六　情報処理に関する調査を行い、及びその成果を普及すること。
七　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
八　新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第二十二条第一項各号に掲げる業務を行うこと。
2　機構は、前項の業務のほか、第七条第二項の規定による試験事務を行う。
（区分経理）
第二十一条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
一　前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務のうち、これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資するもの
二　前条第二項に規定する業務
三　前二号に掲げる業務以外の業務
（利益及び損失の処理の特例等）
第二十二条　機構は、前条第二号及び第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第二十条に規定する業務の財源に充てることができる。
2　経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の

独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前条第一号に掲げる業務に係る勘定（次項において「第一号勘定」という。）における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5　第一項から第三項までの規定は、第一号勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

6　前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（信用基金）

第二十三条　機構は、第二十条第一項第三号及び第四号に規定する資金の借入れに係る債務の保証並びにこれに附帯する業務に関する信用基金を設け、改正法附則第九条第一項の規定により政府及び政府以外の者から信用基金に充てるべきものとして出資されたものとされた金額、同条第三項の規定により政府以外の者から信用基金に充てるべきものとして出えんされたものとされた金額並びに第十二条第二項の規定により政府から信用基金に充てるべきものとして出資された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2　前項の信用基金は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

第四節　雑則

（出資者原簿）

第二十四条　機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2　出資者原簿には、第二十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る出資並びに前条第一項の信用基金に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　出資の引受け及び払込みの年月日

三　出資額

3　政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

（機構の解散時における残余財産の分配）

第二十五条　機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第二十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を国庫に納付し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を第二十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務（これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資したものを除く。）に係る各出資者並びに第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2　前項の規定により第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

（主務大臣等）

第二十六条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十七条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十八条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第四章　罰則

第二十九条　第十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二　第二十二条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

第六条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「経済産業省令で定めるところにより、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて」を「独立行政法人情報処理推進機構に」に改め、「適確に実施することができると認められるものとして経済産業大臣が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験事務を」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　経済産業大臣は、前項の規定により独立行政法人情報処理推進機構に試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示しなければならないものとし、この場合には、経済産業大臣は、試験事務を行わないものとする。

第六条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　独立行政法人情報処理推進機構が試験事務を行うときは、前項の規定による受験手数料は、独立行政法人情報処理推進機構に納付するものとする。この場合において、納付された受験手数料は、独立行政法人情報処理推進機構の収入とする。

第六条第六項を次のように改める。

6　経済産業大臣は、不正の手段によつて情報処理技術者試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

第六条第七項中「及び指定試験機関」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　独立行政法人情報処理推進機構は、試験事務の実施に関し前項に規定する経済産業大臣の権限（情報処理技術者試験を受けることを禁止することに限る。）を行使することができる。

8　独立行政法人情報処理推進機構が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為については、経済産業大臣に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第二章中第六条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条第二項中「あたつて」を「当たつて」に改め、同条を第五条とし、第三条の二を第四条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年一月五日から施行する。ただし、次条並びに附則第十一条、第十二条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（情報処理振興事業協会の解散等）

第二条　情報処理振興事業協会（以下「協会」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に協会が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　協会の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　協会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。

6　第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、機構が承継する資産（次に掲げる業務に係るものを除く。）の価額（この法律による改正前の情報処理の促進に関する法律（以下「旧情報処理促進法」という。）第三十条第一項の協会が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額に相当する金額を除く。）から負債（次に掲げる業務に係るものを除く。）の金額を差し引いた額に相当する金額は、機構の設立に際し政府及び政府以外の者から機構に出資されたものとする。

一　旧情報処理促進法第二十八条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資したものに限る。）

二　旧情報処理促進法第二十八条第一項第四号から第六号までに掲げる業務

三　新事業創出促進法附則第九条の規定による廃止前の地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法（平成元年法律第六十号。以下「旧地域ソフトウェア法」という。）第七条第二号の教材を開発する業務（これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資したものに限る。）

四　新事業創出促進法附則第十五条の規定により、その経理についてなお従前の例によることとされた旧地域ソフトウェア法第七条第一号の規定による出資の業務

7　前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、同項の規定による協会の解散の時（以下「解散時」という。）までに政府及び政府以外の者から協会に対して第六項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資された額は、それぞれ、機構の設立に際し政府及び当該政府以外の者から機構に出資されたものとする。

10　協会の解散については、旧情報処理促進法第四十条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

11　第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（旧特別勘定の清算）

第三条　前条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における旧情報処理促進法第三十四条の二に規定する特別の勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額に相当する金額は、機構の成立に際し、機構が同条に規定するプログラム作成効率化業務に係る各出資者に支払うべき負債として整理するものとする。

2　機構は、前項の規定により負債として整理するものとされた額を同項の各出資者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

（協会の資産の承継に伴う出資金の取扱い）

第四条　附則第二条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、解散時までに政府から協会に対して同条第六項第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資された出資金のうち、政令で定める日（以下「特定日」という。）前に出資されたものについては、附則第六条第一項に規定する特定プログラム開発承継勘定に整理するものとし、特定日以後に出資されたものについては、その金額に相当する金額がこの法律による改正後の情報処理の促進に関する法律（以下「新法」という。）第二十一条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

2　附則第二条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、解散時までに政府から協会に対して同条第六項第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資された出資金は、附則第七条第一項に規定する地域ソフトウェア教材開発承継勘定に整理するものとする。

（承継業務）

第五条　機構は、附則第二条第一項の規定による協会の解散の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新法第二十条に規定する業務のほか、旧情報処理促進法第二十八条第一項第一号に掲げる業務（これに要する費用を特定日前に政府が産業投資特別会計から出資したものに限る。）により開発された同号の特定プログラムの提供の対価の回収に係る業務（以下「特定プログラム開発承継業務」という。）を行う。

2　機構は、附則第二条第一項の規定による協会の解散の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新法第二十条に規定する業務のほか、旧地域ソフトウェア法第七条第二号の教材の提供の対価の回収に係る業務（以下「地域ソフトウェア教材開発承継業務」という。）を行う。

3　第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、新法第三十条第一号中「第二十条」とあるのは、「第二十条及び改正法附則第五条第一項」とする。

4　第二項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、新法第三十条第一号中「第二十条」とあるのは、「第二十条及び改正法附則第五条第二項」とする。

（特定プログラム開発承継勘定）

第六条　附則第二条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継した資産及び負債のうち同条第六項第一号に掲げる業務（これに要する費用を特定日前に政府が産業投資特別会計から出資したものに限る。）に係るもの並びに特定プログラム開発承継業務に関する経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特定プログラム開発承継勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2　機構は、特定プログラム開発承継業務を終えたときは、特定プログラム開発承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際特定プログラム開発承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

3　機構は、前項の規定により特定プログラム開発承継勘定を廃止したときは、その廃止の際特定プログラム開発承継勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

（地域ソフトウェア教材開発承継勘定）

第七条　附則第二条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継した資産及び負債のうち同条第六項第三号に掲げる業務に係るもの並びに地域ソフトウェア教材開発承継業務に関する経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「地域ソフトウェア教材開発承継勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2　機構は、地域ソフトウェア教材開発承継業務を終えたときは、地域ソフトウェア教材開発承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際地域ソフトウェア教材開発承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

3　機構は、前項の規定により地域ソフトウェア教材開発承継勘定を廃止したときは、その廃止の際地域ソフトウェア教材開発承継勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

（地域事業出資業務勘定）

第八条　附則第二条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、附則第十五条の規定による改正前の新事業創出促進法附則第十五条の規定によりその経理についてなお従前の例によることとされた旧地域ソフトウェア法第七条第一号の規定による出資に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（次項において「地域事業出資業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2　前項の規定により機構が地域事業出資業務勘定の経理を行う場合には、新法第二十二条第四項中「前条第一号に掲げる業務に係る勘定（次項において「第一号勘定」という。）」とあるのは「前条第一号に掲げる業務に係る勘定（次項において「第一号勘定」という。）及び改正法附則第八条第一項に規定する地域事業出資業務勘定」と、同条第五項中「第一号勘定」とあるのは「第一号勘定及び改正法附則第八条第一項に規定する地域事業出資業務勘定」と、「第四項」とあるのは「改正法附則第八条第二項の規定により読み替えられた第四項」とする。

（信用基金の承継）

第九条　附則第二条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、機構が承継した旧情報処理促進法第三十条第一項の信用基金に係る資産の価額（旧情報処理促進法第三十条第一項の協会が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額（以下「信用基金純資産額」という。）に相当する金額は、機構の設立に際し政府及び政府以外の者から機構に新法第二十三条第一項の信用基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

2　前項の規定により機構に出資されたものとされた金額及び附則第二条第二項の規定により国が承継する資産（旧情報処理促進法第三十条第一項の信用基金に係るものに限る。）の価額の合計額に、旧情報処理促進法第三十条第一項の信用基金に充てるべきものとして政府及び政府以外の者から出資された金額に対する政府以外の者の持分の割合を乗じて得た額に相当する金額（その金額が当該持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額）は、当該政府以外の者から機構に対し出資されたものとする。

3　附則第二条第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、協会が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額は、機構の設立に際し当該政府以外の者から機構に、新法第二十三条第一項の信用基金に充てるべきものとして出えんされたものとする。

4　附則第二条第七項及び第八項の規定は、第二項の資産の価額について準用する。

（信用基金の持分の払戻しの禁止の特例）

第十条　新法第二十三条第一項の信用基金に係る政府以外の出資者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、同項の信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2　機構は、前項の規定による請求があったときは、新法第十三条第一項の規定にかかわらず、当該政府以外の者が有する機構の成立の日における信用基金純資産額に対する持分に相当する金額（その金額が当該持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額）により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（日本情報処理開発協会からの引継ぎ）

第十一条　昭和四十二年十二月二十日に設立された財団法人日本情報処理開発協会（以下「開発協会」という。）は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、機構の成立の時において現に開発協会が有する権利及び義務のうち、平成十四年十月一日現在における開発協会の寄附行為第四条第八号に掲げる事業及び第十一号に掲げる事業であって旧情報処理促進法第六条第二項に規定する試験事務に係るもの（以下「引継事業」という。）の遂行に伴い開発協会に属するに至ったものを機構において承継すべき旨を申し出ることができる。

2　設立委員は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。

3　前項の認可があったときは、引継事業の遂行に伴い開発協会に属するに至った権利及び義務は、機構の成立の時において機構に承継されるものとする。

（主務大臣等）

第十二条　この法律の施行の日前における機構の設立に関する手続については、機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

（罰則に関する経過措置）

第十三条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条　この附則に規定するもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（新事業創出促進法の一部改正）

第十五条　新事業創出促進法の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出しを「（独立行政法人情報処理推進機構の業務）」に改め、同条第一項中「情報処理振興事業協会」を「独立行政法人情報処理推進機構」に、「「協会」」を「「機構」」に改め、「、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「情報処理促進法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか」を削り、同項第一号中「情報処理促進法」を「情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「情報処理促進法」という。）」に、「同条第二項」を「情報処理促進法第二条第二項」に改める。

第二十二条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の規定により機構の業務が行われる場合には、情報処理促進法第十二条第二項中「又は第二十三条第一項の信用基金に充てるため」とあるのは「、第二十三条第一項の信用基金に充てるため又は新事業創出促進法第二十二条第一項第一号イに掲げる業務（以下「教材開発業務」という。）に必要な資金に充てるため」と、「又は第二十三条第一項の信用基金の」とあるのは「、第二十三条第一項の信用基金又は教材開発業務に必要な資金の」と、情報処理促進法第二十四条第二項中「並びに前条第一項の信用基金に係る出資」とあるのは「、前条第一項の信用基金に係る出資並びに教材開発業務に係る出資」と、情報処理促進法第二十五条第一項中「並びに第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者」とあるのは「、第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者並びに教材開発業務に係る各出資者」とする。

3　第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、情報処理促進法第二十六条の規定にかかわらず、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第五項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第四項、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条第一項、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第四十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第二項、第六十七条（第一号の場合及び第二号の場合（同法第三十条第一項又は第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするときに限る。）に係るものに限る。）

並びに第七十一条第一号、第二号及び第五号の主務大臣は経済産業大臣（新事業創出促進法第二十二条第一項に規定する業務（以下この項において「情報関連人材育成推進業務」という。）に係るものについては、経済産業大臣及び厚生労働大臣）とし、同法第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十三条、第三十八条第一項及び第四項並びに第五十条の主務省令は経済産業省令（情報関連人材育成推進業務に係るものについては、経済産業省令及び厚生労働省令）とする。

第二十二条第四項を削る。

附則第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条及び第十五条　削除

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十六条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一情報処理振興事業協会の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十七条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表情報処理振興事業協会の項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、情報処理振興事業協会を解散して独立行政法人情報処理推進機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、情報処理技術者試験の実施に関する事務を同機構に行わせるために必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　役員及び職員（第九条―第十四条）
第三章　業務等（第十五条―第十九条）
第四章　雑則（第二十条―第二十四条）
第五章　罰則（第二十五条―第二十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「石油代替エネルギー」とは、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号。以下「石油代替エネルギー法」という。）第二条に規定する石油代替エネルギーをいう。

2　この法律において「エネルギー使用合理化」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化をいう。

（名称）

第三条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構とする。

（機構の目的）

第四条　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発（研究及び開発をいう。以下同じ。）、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資することを目的とする。

（事務所）

第五条　機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

（資本金）

第六条　機構の資本金は、附則第二条第六項及び第九項の規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3　機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（出資証券）

第七条　機構は、出資に対し、出資証券を発行する。

2　出資証券は、記名式とする。

3　前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

（持分の払戻し等の禁止）

第八条　機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2　機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第二章　役員及び職員

（役員）

第九条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、副理事長一人及び理事五人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）

第十条　副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長）を補佐して機構の業務を掌理する。

3　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であって理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第十一条　理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（理事の欠格条項の特例）

第十二条　通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、理事となることができる。

2　機構の理事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十二条第一項」とする。

（秘密保持義務）

第十三条　機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（役員及び職員の地位）

第十四条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十五条　機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　次に掲げる技術（原子力に係るものを除く。）であって、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。

イ　石油代替エネルギー法第二条第一号から第三号までに掲げる石油代替エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第四号に掲げる石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術

ロ　石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術（イに掲げるものを除く。）

ハ　エネルギー使用合理化のための技術

二　民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術（原子力に係るものを除く。以下この条において「鉱工業技術」という。）に関する研究開発を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

三　鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。

四　第一号に掲げる技術の有効性の海外における実証（その技術の普及を図ることが我が国への石油代替エネルギーの安定的な供給の確保のために特に必要である地域において行われる当該技術の実証に限る。）を行うこと。

五　第一号ハに掲げる技術であって、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

六　エネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに第一号ハに掲げる技術に関する指導を行うこと。

七　鉱工業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るための研修を行うこと。

八　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九　石油代替エネルギー法第十一条に規定する業務を行うこと。

十　基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号。以下「基盤法」という。）第十一条に規定する業務を行うこと。

十一　福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号。以下「福祉用具法」という。）第二十条に規定する業務を行うこと。

十二　新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第十条に規定する業務を行うこと。

2　機構は、前項の業務のほか、アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第三十一条に規定する業務を行う。

3　前項の規定により機構が業務を行う場合には、通則法第五十条中「これに基づく政令」とあるのは、「アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）並びにこれらに基づく政令」とする。

（業務の委託等）

第十六条　機構は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他政令で定める法人に対し、前条第一項第十二号に掲げる業務の一部を委託することができる。

2　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の認可に係る業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は政令で定める法人（以下「受託金融機関等」という。）の役員及び職員であって当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4　経済産業大臣は、前条第一項第十二号に掲げる業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、受託金融機関等に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関等の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

6　第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（区分経理）

第十七条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十五条第一項各号（第一号ロ及びハ、第四号から第六号まで、第十号並びに第十一号を除く。）に掲げる業務のうち、電源開発促進対策特別会計法（昭和四十九年法律第八十号）第一条第三項に規定する電源多様化対策に関する業務

二　第十五条第一項各号（第一号イ、第十号及び第十一号を除く。）に掲げる業務のうち、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）第一条第二項に規定する石油及びエネルギー需給構造高度化対策に関する業務

三　第十五条第一項第十号に掲げる業務

四　第十五条第二項に規定する業務

五　前各号に掲げる業務以外の業務

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十八条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十五条第一項第三号、第五号、第九号（石油代替エネルギー法第十一条第一号及び第四号に係る部分に限る。）及び第十一号（福祉用具法第二十条第一号に係る部分に限る。）の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（利益及び損失の処理の特例等）

第十九条　機構は、第十七条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　第十七条第三号に掲げる業務に係る勘定（以下「第三号勘定」という。）における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5　第一項から第三項までの規定は、第三号勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

6　前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（主務大臣等）

第二十条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

（機構の解散時における残余財産の分配）

第二十一条　機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十二条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十三条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（他の法令の準用）

第二十四条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第五章　罰則

第二十五条　第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条　第十六条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関等の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第十五条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二　第十九条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十五条から第十九条まで、第二十六条及び第二十七条並びに附則第六条から第三十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（新エネルギー・産業技術総合開発機構の解散等）

第二条　新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「旧機構」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　旧機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、旧機構の解散の日の前日に終わるものとする。

5　旧機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。ただし、附則第二十条の規定による改正前の石油代替エネルギー法（以下「旧石油代替エネルギー法」という。）第二十一条第一項の規定は、適用しない。

6　第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、次に掲げる金額の合計額に相当する金額は、機構の設立に際し政府から機構に対して出資されたものとする。

一　機構が承継する資産（次のイからハまでに掲げる勘定に属するものを除く。）の価額（政府以外の者から旧機構に対して出資された金額に相当する金額を除く。）から負債（次のイからハまでに掲げる勘定に属するものを除く。）の金額を差し引いた額

イ　附則第十四条の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号。以下「旧研究開発体制整備法」という。）第六条第一項に規定する研究基盤出資業務に係る同項の特別の勘定

ロ　附則第二十二条の規定による改正前の基盤法（以下「旧基盤法」という。）第十三条第一項に規定する基盤技術研究促進勘定

ハ　基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十号。以下「基盤法改正法」という。）附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第九条に規定する鉱工業承継勘定（以下「旧鉱工業承継勘定」という。）

二　第一項の規定による旧機構の解散の時（以下この条において「解散時」という。）までに、政府から旧機構に対して旧研究開発体制整備法第四条第三号及び旧基盤法第十一条各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資された額

三　基盤法改正法附則第三条第一項の規定により政府から旧機構に対して出資されたものとされた額（基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十条の規定により資本金を増加し又は減少した場合にあっては、同条の規定により出資されたものとされた額を含み、同条の規定により出資がなかったものとされた額を除く。）

7　前項第一号の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額は、それぞれ、機構の設立に際し当該各号の政府以外の者から機構に対して当該各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

一　解散時までに政府以外の者から旧機構に対して出資された金額の二分の一に相当する金額　第十七条第一号に掲げる業務

二　解散時までに政府以外の者から旧機構に対して出資された金額から前号に掲げる金額を差し引いた金額　第十七条第二号に掲げる業務

三　基盤法改正法附則第三条第一項の規定により政府以外の者から旧機構に対して出資されたものとされた額（基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十条の規定により資本金を増加した場合にあっては同条の規定により出資されたものとされた額を含み、同条の規定又は次条第二項の規定により資本金を減少した場合に

あっては基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十条の規定により出資がなかったものとされた額又は次条第二項の規定により払戻しをした持分に係る出資額を除く。）附則第九条第一項から第三項までに規定する業務

10　旧機構が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。

11　旧機構の解散については、旧石油代替エネルギー法第五十五条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

12　第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（持分の払戻し）

第三条　基盤法改正法附則第三条第一項の規定により政府以外の者から旧機構に対して出資されたものとされた額（基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十条の規定により資本金を増加し又は減少した場合にあっては、同条の規定により出資があったものとされた額を含み、同条の規定により出資がなかったものとされた額を除く。）については、当該政府以外の者は、旧機構に対し、政令で定める期間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2　旧機構は、前項の規定による請求があったときは、旧石油代替エネルギー法第十六条第一項の規定にかかわらず、当該請求をした者に対し、政令で定める日における旧鉱工業承継勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する当該請求をした者の持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、旧機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

3　前条第七項及び第八項の規定は、前項の資産の価額について準用する。この場合において、同条第七項中「機構成立の日」とあるのは、「附則第三条第二項に規定する政令で定める日」と読み替えるものとする。

4　前条第九項（第三号を除く。）の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から一月以内に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

5　機構は、前項の規定による請求があったときは、第八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（事務所に関する経過措置）

第四条　機構は、政令で定める日までの間、第五条の規定にかかわらず、主たる事務所を東京都に置く。

（役員に関する特例）

第五条　機構に、役員として、第九条第二項に定めるもののほか、当分の間、理事一人を置くことができる。この場合において、その理事の任期は、第十一条の規定にかかわらず、理事長が定める期間（二年以内であって、その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とすることができる。

（探鉱貸付経過業務）

第六条　機構は、旧石油代替エネルギー法第三十九条第一項第四号の規定により貸し付けられた資金に係る債権（附則第二条第一項の規定により承継したものに限る。）の回収が終了するまでの間、第十五条第一項及び第二項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収並びにこれらに附帯する業務（以下「探鉱貸付経過業務」という。）を行う。

2　前項の規定により機構が探鉱貸付経過業務を行う場合には、第十六条第一項及び第四項中「前条第一項第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十二号に掲げる業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」と、第十七条第二号中「第十五条第一項各号（第一号イ、第十号及び第十一号を除く。）に掲げる業務」とあるのは「第十五条第一項各号（第一号イ、第十号及び第十一号を除く。）に掲げる業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」と、第十九条第一項中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務及び附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」と、第二十七条第一号中「第十五条第一項及び第二項に規定する業務」とあるのは「第十五条第一項及び第二項に規定する業務並びに附則第六条第一項に規定する探鉱貸付経過業務」とする。

（研究基盤出資経過業務）

第七条　機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項に規定する業務のほか、旧研究開発体制整備法第四条第三号の規定に基づく出資により旧機構が取得した株式で附則第二条第一項の規定により承継したものの処分及びこれに附帯する業務（以下「研究基盤出資経過業務」という。）を行う。

2　機構は、研究基盤出資経過業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「研究基盤出資経過勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

3　第一項の規定により機構が研究基盤出資経過業務を行う場合には、第十九条第一項中「それぞれの勘定」とあるのは「それぞれの勘定並びに附則第七条第二項に規定する研究基盤出資経過勘定」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務及び附則第七条第一項に規定する研究基盤出資経過業務」と、第二十七条第一号中「第十五条第一項及び第二項に規定する業務」とあるのは「第十五条第一項及び第二項に規定する業務並びに附則第七条第一項に規定する研究基盤出資経過業務」とする。

（研究基盤出資経過勘定の廃止等）

第八条　機構は、研究基盤出資経過業務を終えたときは、研究基盤出資経過勘定を廃止するものとし、その廃止の際研究基盤出資経過勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額を国庫に納付しなければならない。

2　機構は、前項の規定により研究基盤出資経過勘定を廃止したときは、その廃止の際研究基盤出資経過勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

（鉱工業承継業務）

第九条　機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項に規定する業務のほか、基盤法改正法附則第二条第一項の規定により旧機構が基盤技術研究促進センター（以下「センター」という。）から承継した株式で附則第二条第一項の規定により承継したものの処分及びこれに附帯する業務を行う。

2　機構は、基盤法改正法第一条の規定による改正前の基盤法第三十一条第一項第一号、基盤法改正法第二条の規定による改正前の基盤法第三十一条第一号及び基盤法改正法附則第十四条第二項の規定により貸し付けられた資金に係る債権（附則第二条第一項の規定により承継したものに限る。）並びに次項の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、第十五条第一項及び第二項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収並びにこれらに附帯する業務を行う。

3　機構は、平成十三年三月三十一日までに基盤法改正法第一条の規定による改正前の基盤法第三十一条第一項第一号の規定によりセンターが締結した貸付契約（基盤法改正法附則第二条第一項の規定により旧機構が承継したものに限る。）のうち附則第二条第一項の規定による旧機構の解散の時において、まだ、その履行を完了していないものがあるときは、基盤法改正法附則第二条第一項の規定によるセンターの解散の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項に規定する業務のほか、当該貸付契約に係る貸付け及びこれに附帯する業務を行うこと

ができる。

4　機構は、前三項に規定する業務（以下「鉱工業承継業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「鉱工業承継勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

5　第一項から第三項までの規定により機構が鉱工業承継業務を行う場合には、第十九条第一項中「それぞれの勘定」とあるのは「それぞれの勘定並びに附則第九条第四項に規定する鉱工業承継勘定」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務及び附則第九条第四項に規定する鉱工業承継業務」と、第二十七条第一号中「第十五条第一項及び第二項に規定する業務」とあるのは「第十五条第一項及び第二項に規定する業務並びに附則第九条第四項に規定する鉱工業承継業務」とする。

6　第二項及び第三項の規定により機構が業務を行う場合には、第十六条第一項中「前条第一項第十二号に掲げる業務の一部」とあるのは「前条第一項第十二号に掲げる業務の一部並びに附則第九条第二項及び第三項に規定する業務の全部又は一部」と、第十六条第四項中「前条第一項第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十二号に掲げる業務並びに附則第九条第二項及び第三項に規定する業務」とする。

（鉱工業承継勘定の廃止等）

第十条　機構は、鉱工業承継業務を終えたときは、鉱工業承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際鉱工業承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額を基盤法改正法附則第三条第一項の政府及び政府以外の者（附則第三条第二項の規定による払戻しを受けた者を除く。）に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3　機構は、第一項の規定により鉱工業承継勘定を廃止した場合において同勘定に残余財産があるときは、政令で定めるところにより、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

4　機構は、第一項の規定により鉱工業承継勘定を廃止したときは、その廃止の際鉱工業承継勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

（アルコール製造業務等）

第十一条　機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項に規定する業務のほか、アルコール事業法附則第二条に規定するアルコール製造業務及び一般アルコール販売業務を行うことができる。

2　機構は、アルコール製造業務及び一般アルコール販売業務に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定（以下それぞれ「アルコール製造勘定」及び「一般アルコール販売勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

3　第一項の規定により機構がアルコール製造業務及び一般アルコール販売業務を行う場合には、第十九条第一項中「それぞれの勘定」とあるのは「それぞれの勘定並びに附則第十一条第二項に規定するアルコール製造勘定及び一般アルコール販売勘定」と、「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務並びに附則第十一条第一項に規定するアルコール製造業務及び一般アルコール販売業務」と、第二十七条第一号中「第十五条第一項及び第二項に規定する業務」とあるのは「第十五条第一項及び第二項に規定する業務並びに附則第十一条第一項に規定するアルコール製造業務及び一般アルコール販売業務」とする。

（石炭経過業務）

第十二条　機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項に規定する業務のほか、石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号。以下「整備法」という。）附則第三条第一項から第三項まで及び第五項から第七項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合又は同条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号。以下「旧構造調整法」という。）第二十五条第一項に規定する業務並びに整備法附則第五条第一項及び第三項から第五項までの規定によりなおその効力を有することとされる場合における整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号。以下「旧賠償法」という。）第十二条第一項に規定する業務（以下「石炭経過業務」という。）を行うことができる。

2　機構は、石炭経過業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「石炭経過勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

3　第一項の規定により機構が石炭経過業務を行う場合には、第十六条第一項中「前条第一項第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十二号に掲げる業務及び附則第十二条第一項に規定する石炭経過業務（石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号。以下「整備法」という。）附則第五条第一項及び第三項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号。以下「旧賠償法」という。）第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に限る。）」と、「第十六条第四項中「前条第一項第十二号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十二条第一項に規定する石炭経過業務（整備法附則第五条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に限る。）及び整備法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧構造調整法第三十六条の十九第一項の規定により業務の委託を受けた銀行（以下「受託銀行」という。）に対し」と、「受託金融機関等の」とあるのは「受託金融機関等若しくは受託銀行の」と、第十八条中「第十一号（福祉用具法第二十条第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「第十一号（福祉用具法第二十条第一号に係る部分に限る。）並びに附則第十二条第一項（整備法附則第五条第五項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第五号に係る部分に限る。）」と、第二十六条中「受託金融機関等」とあるのは「受託金融機関等又は受託銀行」と、第二十七条第一号中「第十五条第一項及び第二項に規定する業務」とあるのは「第十五条第一項及び第二項に規定する業務並びに附則第十二条第一項に規定する石炭経過業務（整備法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧構造調整法第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号。以下「旧構造調整法」という。）第二十六条の十九第一項に規定する求償権の行使の業務並びに整備法附則第五条第一項及び第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に限る。）」と、「受託金融機関等若しくは受託銀行

並びにこれらに基づく命令」とする。

（石炭経過勘定における納付金等）

第十三条　機構は、石炭経過勘定において、平成十七事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、経済産業大臣が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額のうち、石炭経過業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

一　通則法第四十四条第一項の規定による積立金がある場合　整備法附則第三条第四項の規定によりその償還についてなおその効力を有することとされる旧構造調整法第二十五条第一項第八号、第九号、第十一号から第十三号まで、第十六号の二及び第十六号の四の規定による貸付金並びに整備法附則第五条第三項の規定によりその償還についてなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第二号及び第三号の規定による貸付金（以下この条において「貸付金」と総称する。）の償還金で平成十五事業年度から平成十七事業年度までに償還されたものの合計額に当該積立金の額に相当する金額を加えた金額

二　通則法第四十四条第二項の規定による繰越欠損金がある場合（同条第一項の規定による積立金及び同条第二項の規定による繰越欠損金のいずれもない場合を含む。）　貸付金の償還金で平成十五事業年度から平成十七事業年度までに償還されたものの合計額

2　機構は、石炭経過勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、経済産業大臣が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額のうち、石炭経過業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

一　通則法第四十四条第一項の規定による積立金がある場合　貸付金の償還金で当該中期目標の期間中に償還されたものの合計額（機構の成立後最初の中期目標の期間にあっては、平成十五事業年度から平成十七事業年度までに償還された金額を除く。）に当該積立金に相当する金額を加えた金額

二　通則法第四十四条第二項の規定による繰越欠損金がある場合（同条第一項の規定による積立金及び同条第二項の規定による繰越欠損金のいずれもない場合を含む。）　貸付金の償還金で当該中期目標の期間中に償還されたものの合計額（機構の成立後最初の中期目標の期間にあっては、平成十五事業年度から平成十七事業年度までに償還された金額を除く。）

3　経済産業大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

4　機構は、第一項又は第二項の規定により納付金を納付したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額により、それぞれ資本金を減少するものとする。

一　第一項第一号又は第二項第一号に掲げる場合　納付金の納付額から第一項第一号又は第二項第一号の積立金の額に相当する金額を差し引いた金額

二　第一項第二号又は第二項第二号に掲げる場合　納付金の納付額に第一項第二号又は第二項第二号の繰越欠損金の額に相当する金額を加えた金額（繰越欠損金がない場合にあっては、納付金の納付額）

5　前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金及び貸付金の償還金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律の廃止）

第十四条　産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律は、廃止する。

（土地収用法の一部改正）

第十五条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十六条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、新エネルギー・産業技術総合開発機構」を削る。

（石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正）

第十七条　石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号ト を次のように改める。

ト　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資金の出資（石油代替エネルギーの開発及び利用の促進に関する業務で政令で定めるものに係る出資に限る。）又は交付金の交付

第一条第二項第二号リを次のように改める。

リ　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第　号）第十五条第一項第一号ロ及びハ、第四号並びに第五号並びに石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一条第一号ロ、第四号及び第五号の規定に基づき行う事業に係る補助

第三条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項の規定による納付金であつて、この会計に帰属するもの

第三条第二項第二号中「第一条第二項第二号イ」に改め、同項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　第一条第二項第二号トの出資金及び交付金

附則第十三項中「出資の回収金」の下に「、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十三条第一項の規定による納付金であつて石炭勘定に帰属するもの」を加える。

附則に次の一項を加える。

25　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十二条第一項の規定により独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が石炭経過業務を行う間、第三条第一項の規定にかかわらず、同法附則第十三条第二項の規定による納付金であつてこの会計に帰属するものは、この会計の歳入とする。

（電源開発促進対策特別会計法の一部改正）

第十八条　電源開発促進対策特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号を次のように改める。

一　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資金の出資（電源の多様化を促進するための業務で政令で定めるものに係る出資に限る。）又は交付金の交付

第一条第三項第三号中「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第三十九条第一項第一号イ及び第三号」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第　号）第十五条第一項第一号イ及び石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一条第三号」に改める。

第三条の二中「の収入」の下に「、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項の規定による納付金であつてこの勘

定に帰属するもの」を加え、「出資金」の下に「、同項第一号の交付金」を加える。

（エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正）

第十九条　エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二　新エネルギー・産業技術総合開発機構のエネルギーの使用の合理化の業務（第二十一条の二・第二十一条の三）」を削る。

第四章の二を削る。

（石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正）

第二十条　石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第一章　総則」、「第二章　石油代替エネルギーの供給目標等」及び「第三章　新エネルギー・産業技術総合開発機構」を削る。

第三章第一節から第三節までを削る。

「第四節　業務」を削る。

第三十九条の見出しを「（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）」に改め、同条第一項中「機構は、第十一条第一項の目的を達成するため」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進するため」に改める。

第三十九条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　次に掲げる技術（原子力に係るものを除く。以下「石油代替エネルギー技術」という。）であつて、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

イ　第二条第一号から第三号までに掲げる石油代替エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第四号に掲げる石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術

ロ　石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術（イに掲げるものを除く。）

二　石油代替エネルギーに関する情報の収集及び提供並びに石油代替エネルギー技術に関する指導（第五号に掲げるものを除く。）を行うこと。

第三十九条第一項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号から第十号までを削り、第十一号を第六号とし、第十二号を削る。

第三十九条第二項及び第三項を削り、同条を第十一条とする。

第四十条及び第四十一条を削る。

第三章第五節から第七節まで及び第四章を削る。

（石油代替エネルギー法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　前条の規定の施行前に旧石油代替エネルギー法（第三十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律、通則法又は前条の規定による改正後の石油代替エネルギー法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2　旧石油代替エネルギー法第四十七条の規定により旧機構がした長期借入金で附則第二条第一項の規定により機構が承継したものについては、旧石油代替エネルギー法第四十九条、第五十六条（第一号に係る部分に限る。）及び第五十九条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧石油代替エネルギー法第四十九条及び第五十九条中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

（基盤技術研究円滑化法の一部改正）

第二十二条　基盤技術研究円滑化法の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）」に改め、同条中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、「、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号。以下「石油代替エネルギー法」という。）第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか」を削る。

第十二条から第十四条までを削る。

第十五条中「第十一条」を「前条」に改め、同条を第十二条とする。

（研究交流促進法の一部改正）

第二十三条　研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「（産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号）第十条第一項に規定する産業技術に関する国際共同研究を除く。）」を削る。

（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正）

第二十四条　福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

「第四章　新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務」を「第四章　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務」に改める。

第二十条の見出しを削り、同条中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、「、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号。以下「石油代替エネルギー法」という。）第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか」を削る。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の一部改正）

第二十五条　新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）」に改め、同条中「新エネルギー・産業技術総合開発機構（次条において「機構」という。）」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、「、石油代替エネルギー法第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか」を削る。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

第十一条及び第十二条　削除

（石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十六条　石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、旧復旧法第五十条第一項、第五十一条第一項第一号、第二項及び第三項、第五十二条、第五十三条の二、第五十四条第二項、第六十三条、第六十四条第一項、第六十七条、第六十八条第一項及び第二項、第七十条から第七十二条まで、第七十七条第五項、第七十九条の三第一項、第七十九条の四、第九十二条第一項、第九十四条から第九十七条まで並びに第九十八条の二第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第二条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧復旧法の規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第二条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧復旧法の規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第二条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、旧復旧法第五十六条第四項、第五十九条、第六十条第三項、第六十二条第二項、第六十八条第一項、第六十九条から第七十二条まで、第七十三条第二項から第六項まで、第七十四条第一項、第三項、第四項、第六項及び第七項、第九十四条から第九十六条まで並びに第九十八条の二第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第二条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧復旧法の規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第二条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、旧復旧法第五十五条及び第五十六条第四項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第三条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法（以下「旧構造調整法」という。）の規定中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第三条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧構造調整法の規定中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」とあり、及び「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第三条第三項中「第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法（以下「旧構造調整法」という。）」を「旧構造調整法」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧構造調整法の規定中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」とあり、及び「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第三条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、旧構造調整法第二十五条第一項中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」と、旧構造調整法第二十六条第二項中「前項の業務の方法には」とあるのは「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の業務方法書には」と、旧構造調整法第三十六条の六から第三十六条の九まで、第三十六条の十一、第三十六条の十三第一項及び第二項、第三十六条の十五第一項、第三十六条の十六第一項、第三十六条の十七、第三十六条の十八、第三十六条の十九第一項及び第二項並びに第三十六条の二十中「機構」とあるのは「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第三条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧構造調整法の規定中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」とあり、及び「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第三条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、旧構造調整法第三十七条第一項、第二項及び第四項並びに第三十七条の二中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第三条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧構造調整法の規定中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」とあり、及び「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第三条第八項に後段として次のように加える。

この場合において、旧構造調整法第三十七条第一項、第二項及び第四項並びに第三十七条の二中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第三条第十項を次のように改める。

10　前項の規定により採掘権が取り消されたものとみなされた採掘権についての鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「鉱業権者であつた者に対し、その者が鉱業を実施したことにより」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対し、当該採掘権の消滅の時における鉱区において鉱業が実施されたことにより」とする。

附則第五条第一項中「、第十三条、第十四条」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旧賠償法第四条第三項、第五条第一項、第六条第五項、第十一条及び第十二条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧賠償法の規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第三項中「第十三条から第十五条まで」を「第十五条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旧賠償法第十二条第一項及び第十五条中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第四項中「機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、「、第十四条」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旧賠償法第十二条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧賠償法の規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、旧賠償法第十二条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第一項、第二項及び第四項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧賠償法の規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第八項に後段として次のように加える。

この場合において、旧賠償法附則第十条第四項及び第十一条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

附則第五条第九項中「機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

附則第十一条に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる旧復旧法及び旧賠償法の規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」とする。

（整備法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条　前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の整備法附則第二条、第三条又は第五条の規定によりなおその効力を有することとされ、又はなお従前の例によることとされる整備法第二条の規定による廃止前の臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号。以下「旧復旧法」という。）、旧構造調整法又は旧賠償法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律、通則法又は前条の規定による改正後の整備法附則第二条、第三条若しくは第五条の規定によりなおその効力を有することとされ、若しくはなお従前の例によることとされる旧復旧法、旧構造調整法若しくは旧賠償法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（アルコール事業法の一部改正）

第二十八条　アルコール事業法の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

第三十一条中「、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号。以下「石油代替エネルギー法」という。）第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか」を削る。

第三十三条の見出しを「（国庫納付金）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条　削除

附則第二条中「、石油代替エネルギー法第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか」を削る。

附則第四条を削り、附則第三条第一項中「前条」を「附則第二条」に改め、同条を附則第四条とし、附則第二条の次に次の一条を加える。

（投資）

第三条　機構は、前条の規定によりその業務を行う場合において、アルコール製造業務の運営の効率化を図るため特に必要があるときは、経済産業大臣の認可を受けて、アルコール製造業務を行う事業に投資をすることができる。

附則第五条を次のように改める。

第五条　削除

附則第二十九条中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

（アルコール事業法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条　前条の規定の施行前に同条の規定による改正前のアルコール事業法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律、通則法又は同条の規定による改正後のアルコール事業法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（産業技術力強化法の一部改正）

第三十条　産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条及び第十九条を削る。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第三十一条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一新エネルギー・産業技術総合開発機構の項を削る。

（石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の一部改正）

第三十二条　石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条中石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第三条の改正規定を次のように改める。

第三条第一項第五号中「石油公団法第二十四条第三項」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十三条第三項」に改め、同項第七号中「次項」を「次項第五号」に改め、同条第二項第十号を同項第十一号とし、同項第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号を削り、同項第二号中「第一条第二項第二号イ及びチ」を「第一条第二項第二号チ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　第一条第二項第二号イの出資金、交付金及び補助金

三　第一条第二項第二号トの出資金及び交付金

附則第十八条中石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法附則に一項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の一項を加える。

26　廃止法附則第二条第一項の規定により国がこの会計において石油公団の貸付金を承継する場合においては、当分の間、第三条第一項の規定にかかわらず、当該貸付金の償還金及び利子は、この会計の歳入とする。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第三十三条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第号）の一部を次のように改正する。

別表新エネルギー・産業技術総合開発機構の項を削る。

（罰則の経過措置）

第三十四条　この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十五条　この附則に規定するもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、新エネルギー・産業技術総合開発機構を解散して独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案

中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律

（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止）

第一条　次に掲げる法律は、廃止する。

一　中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）

二　機械類信用保険法（昭和三十六年法律第百五十六号）

（地域振興整備公団法の一部改正）

第二条　地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条の二」を「第二十一条」に改める。

第一条中「並びに工業の再配置の促進に必要な業務」を削る。

第三条第二項、第四条第二項並びに第十条第一項及び第二項中「及び経済産業大臣」を削る。

第十二条第一項中「及び経済産業大臣」を削り、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第十三条第一項及び第二項並びに第十四条中「及び経済産業大臣」を削る。

第十九条第一項第一号イ中「（第三号に該当するものを除く。）」を削り、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「第一号及び」を削り、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項第二号及び第三号中「、特定」を「及び特定」に改め、「及び工業の再配置の促進」を削り、同条第四項中「第一項第四号」を「第一項第二号」に改める。

第十九条の三第一項中「、第三号及び第四号」を「及び第二号」に改め、同条第二項中「の業務、同項第三号の業務で同項第一号の業務と併せて行うもの及び同項第四号」を「及び第二号」に改める。

第十九条の四第二項中「及び同項第三号の業務で同項第一号の業務と併せて行うもの」及び「（同項第三号の業務で同項第一号の業務と併せて行うものに係るものにあつては、国土交通大臣及び経済産業大臣。次項において同じ。）」を削る。

第二十条第一項を削り、同条第二項中「、新エネルギー・産業技術総合開発機構」及び「（第十九条第一項第二号の業務を除く。）」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項の」を「前項の」に、「前二項に」を「同項に」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第二十三条中「及び経済産業大臣」を削る。

第二十四条第一項及び第二項中「及び経済産業大臣」を削り、同条第三項中「及び経済産業大臣」を削り、「国土交通省令・経済産業省令」を「国土交通省令」に改める。

第二十四条の二を削る。

第二十五条第一項中「（工業再配置業務に係る勘定においては、残余の額のうち政令で定める基準により計算した額）」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第二十六条第一項、第二項及び第六項、第二十六条の三、第二十七条第一号並びに第二十八条中「及び経済産業大臣」を削る。

第二十九条（見出しを含む。）中「国土交通省令・経済産業省令」を「国土交通省令」に改める。

第三十一条第一項中「若しくは受託金融機関」を削り、ただし書を削る。

第三十二条の二中「及び経済産業大臣」を削り、「第三十三条の二第一項第四号」を「第三十三条の二第一項第一号」に改め、「主務大臣」の下に「（国土交通大臣を除く。）」を加え、同条第四号中「国土交通省令・経済産業省令」を「国土交通省令」に改める。

第三十二条の三中「主務大臣は」を「主務大臣（国土交通大臣を除く。）は」に改め、「及び経済産業大臣（主務大臣が国土交通大臣である場合にあつては経済産業大臣、主務大臣が経済産業大臣である場合にあつては国土交通大臣）」を削る。

第三十三条中「及び経済産業大臣、国土交通大臣」を削り、同条第一号中「第二十条第一項若しくは第二項」を「第二十条第一項」に改め、同条第三号中「国土交通省令・経済産業省令」を「国土交通省令」に改める。

第三十三条の二第一項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「第十九条第一項第四号」を「第十九条第一項第二号」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二　その他の事項については、国土交通大臣

第三十五条中「又は受託金融機関」を削る。

附則第十条から第十二条までを次のように改める。

第十条から第十二条まで　削除

目次中

「第三章　産業基盤整備基金

第一節　総則（第十四条―第二十二条）

第二節　設立（第二十三条―第二十七条）

第三節　管理（第二十八条―第三十九条）

第四節　業務（第四十条―第四十二条の二）

第五節　財務及び会計（第四十三条―第五十一条）

第六節　監督（第五十二条・第五十三条）

第七節　補則（第五十四条―第五十六条）」

を「第三章　独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う特定産業基盤施設整備促進業務（第十四条―第五十六条）」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章　独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う特定産業基盤施設整備促進業務

第十四条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、民間事業者による特定産業基盤施設（第二条第一項第一号、第五号イ及びロ、第十六号並びに第十七号に掲げる特定施設をいう。）の整備を促進するため、認定計画に係る特定産業基盤施設の整備の事業に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務を保証する業務を行う。

第十五条から第五十六条まで　削除

第六十条を次のように改める。

第六十条　削除

第六十一条及び第六十三条を次のように改める。

第六十一条及び第六十三条　削除

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。

附則第九条を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、附則第三条に規定する法律の施行の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条から附則第五条まで並びに附則第十八条及び第五十二条の規定　公布の日

二　第一条（第一号に係る部分に限る。）並びに附則第八条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条及び第三十九条の規定、附則第五十条中経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第四条第一項（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第三条　民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九号の改正規定並びに附則第五十一条の規定　平成十五年四月一日

（中小企業総合事業団の解散等）

第二条　中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）及び中小企業金融公庫又は次条に規定する中小企業金融公庫の権利及び義務を承継する法人として設立される法人（以下この条において「公庫承継法人」という。）が承継する。

2　事業団の解散の際現に事業団が有する権利のうち、機構及び中小企業金融公庫又は公庫承継法人がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、事業団の解散の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　第一項の規定により承継する権利及び義務の範囲は、次の各号に掲げる法人ごとに当該各号に定めるところによる。

一　中小企業金融公庫又は公庫承継法人　第一条（第一号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（以下「旧事業団法」という。）第二十二条第一項第二号に掲げる業務、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第百五十一号）第七条の業務及び附則第九条に規定する機械保険経過業務に係る権利及び義務

二　機構　事業団が有する権利及び義務のうち前号に定めるもの以外のもの

5　前項の規定にかかわらず、事業団は、経済産業大臣が事業団の中小企業総合事業団法（以下「事業団法」という。）第二十一条第一項第二号から第九号までに掲げる業務の状況等を勘案して、財務大臣と協議の上、前項第二号の規定により機構が承継するものとされる権利に係る資産のうち中小企業金融公庫又は公庫承継法人に承継させるべきものを定めたときは、当該資産を中小企業金融公庫又は公庫承継法人に承継させるものとする。

6　第一項の承継計画書は、事業団が、政令で定める基準に従って作成して経済産業大臣の認可を受けたものでなければならない。

7　事業団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

8　事業団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、機構及び中小企業金融公庫又は公庫承継法人が従前の例により行うものとする。

9　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額（第十四項及び第十五項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額及び政令で定めるところにより積立金として整理すべきものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額の合計額を控除した金額とし、旧事業団法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において当該勘定に属する資産の価額が負債の金額及び旧共済事業出資金額（同項第三号及び第四号に掲げる業務に充てるべきものとして政府から事業団に対し出資されたものとみなすものとしてそれぞれの業務ごとに経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額をいう。）の合計額を下回るときは、その差額に相当する金額（第十二項において「差額」という。）を加算した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

10　前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

11　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

12　差額は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第　号。以下「機構法」という。）第十八条第一項第四号及び第五号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定における繰越欠損金として整理するものとする。

13　第九項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされる金額のうち次の各号に掲げるものは、それぞれ、機構の成立に際し、当該各号に定める基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

一　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継する際における旧事業団法附則第十九条第一項の繊維信用基金の総額に相当する金額から次項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額を控除した金額　機構法附則第十条第一項の繊維信用基金

二　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継する際における旧事業団法附則第二十条第一項の繊維振興基金の総額に相当する金額から次項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額を控除した金額　機構法附則第十一条第一項の繊維振興基金

三　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継する際における旧事業団法附則第二十一条第一項の繊維人材育成基金の総額に相当する金額から次項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額を控除した金額　機構法附則第十二条第一項の繊維人材育成基金

14　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、次の表の上欄に掲げる者から事業団に対し旧事業団法附則第六条第六項の規定により同表の中欄に掲げる基金に充てるべきものとして出えんされたものとされた金額に相当する金額は、それぞれ、機構の成立に際し、同表の上欄に掲げる当該者から機構に対し同表の下欄に掲げる基金に充てるべきものとして出えんされたものとする。

繊維事業者（旧事業団法附則第二十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の繊維産業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）第二条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）又はその組織する団体	旧事業団法附則第十九条第一項の繊維信用基金	機構法附則第十条第一項の繊維信用基金
繊維事業者又はその組織する団体	旧事業団法附則第二十条第一項の繊維振興基金	機構法附則第十一条第一項の繊維振興基金
政府以外の者	旧事業団法附則第二十一条第一項の繊維人材育成基金	機構法附則第十二条第一項の繊維人材育成基金

15　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における旧事業団法附則第七条第七項の規定により積み立てられている積立金に相当する金額は、政府以外の者から機構に対し機構法第十八条第一項第一号に掲げる業務に充てるべきものとして出

えんされたものとする。

16　第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（中小企業信用保険等の業務を行わせるための必要な措置）

第三条　政府は、平成十六年三月三十一日までに、特殊法人等改革基本法（平成十三年法律第五十八号）第六条の規定に基づき、事業団法第三十二条第一項第二号に掲げる業務を、別に法律で定めるところにより、中小企業金融公庫又は中小企業金融公庫の権利及び義務を承継する法人として設立される法人に行わせるため、必要な措置を講ずるものとする。

（産業基盤整備基金の解散等）

第四条　産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、第三条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（以下「改正前特定施設整備法」という。）第五十五条第一項（附則第三十六条の規定による改正前の特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号。以下「改正前特定商業集積整備法」という。）第十三条第一項、附則第三十七条の規定による改正前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号。以下「改正前輸入・対内投資法」という。）第十二条第一項、附則第四十二条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「改正前中心市街地整備改善活性化法」という。）第二十四条及び附則第四十四条の規定による改正前の新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号。以下「改正前新事業創出促進法」という。）第三十五条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定にかかわらず、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に基金が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。

6　第一項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に次の各号に掲げる勘定ごとにそれぞれ基金に属する資産の価額（第二項の規定により国が承継する資産の価額を含み、第十三項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額を控除した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額に、それぞれ当該勘定ごとに政府以外の者から基金に対し出資されている金額（出資があったものとされたものを含む。以下この項及び次項において同じ。）が政府及び政府以外の者から基金に対し出資されている金額に占める割合を乗じて得た額は、機構の成立に際し、機構が政府以外の者に弁済すべき負債として整理するものとする。

一　改正前特定商業集積整備法第十一条第一項（改正前中心市街地整備改善活性化法第二十四条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する特別勘定

二　改正前新事業創出促進法第三十三条第一項に規定する債務保証特別勘定

三　前二号に掲げる勘定、改正前輸入・対内投資法第十条第一項に規定する特別勘定及び改正前新事業創出促進法第三十四条の二第一項に規定する出資特別勘定（第十項において「出資特別勘定」という。）以外の一般の勘定

7　前項の規定により機構が政府以外の者に弁済すべき負債として整理する金額は、当該政府以外の者から基金に対し出資されている金額を限度とする。

8　機構は、その成立後速やかに、政府以外の者に対し、第六項の規定により負債として整理した金額を弁済するものとする。

9　第一項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、第六項各号に掲げる勘定及び改正前輸入・対内投資法第十条第一項に規定する特別勘定ごとに基金に属する資産の価額（第二項の規定により国が承継する資産の価額、第十三項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額及び政令で定めるところにより積立金として整理すべきものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額の合計額を控除した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額から、第六項の規定により政府以外の者に弁済すべき負債として整理するものとされた金額を差し引いた額は、それぞれ当該勘定ごとに政府から機構に対し出資されたものとする。

10　第一項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府及び政府以外の者から基金に対し出資されている金額（出資特別勘定に係るものに限る。以下この項において「出資金額」という。）は、政府及び政府以外の者から機構に対し出資されたものとし、現に出資特別勘定に属する資産の価額から負債の金額及び出資金額の合計額を差し引いた額は、機構法附則第九条第一項に規定する出資承継勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

11　附則第二条第十項及び第十一項の規定は、第六項、第九項及び前項の資産の価額について準用する。

12　第九項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされる金額のうち次の各号に掲げるものは、それぞれ、機構の成立に際し、当該各号に定める基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

一　次のイ及びロに掲げる金額　機構法第二十条第一項に規定する第一種信用基金

イ　第九項（第六項第一号に掲げる勘定に係る部分に限る。）の規定により出資されたものとされる金額

ロ　第九項（第六項第二号に掲げる勘定に係る部分に限る。）の規定により出資されたものとされる金額のうち第一種信用基金に充てるべきものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額

二　第九項（第六項第二号に掲げる勘定に係る部分に限る。）の規定により出資されたものとされる金額（前号ロに掲げる金額を除く。）　機構法第二十一条第一項に規定する第二種信用基金

13　第一項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、政府以外の者から基金に対し次の各号に掲げる使途に充てることを条件として出えんされている金額（出えんがあったものとされたものを含む。以下この項において同じ。）は、それぞれ、機構の成立に際し、当該各号に定める基金に充てるべきものとして出えんされたものとする。

一　第一項の規定による解散前の基金が負担する改正前特定商業集積整備法第九条第一号又は改正前中心市街地整備改善活性化法第二十二条第一号に掲げる業務に係る保証債務の弁済に充てることを条件として出えんされている金額　機構法第二十条第一項に規定する第一種信用基金

二　第一項の規定による解散前の基金が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として出えんされている金額（前号に掲げる金額を除く。）　機構法第二十一条第一項に規定する第二種信用基金

14　第一項の規定により基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（地域振興整備公団の権利及び義務の承継等）

第五条　機構の成立の時において現に地域振興整備公団（以下「公団」という。）が有する権利及び義務であって次に掲げる業務に係るものは、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において機構が承継する。

一　第二条の規定による改正前の地域振興整備公団法（以下「改正前公団法」という。）第二十四条の二に規定する工業再配置業務

二　次に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）

イ　附則第三十八条の規定による改正前の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第四十二条の規定により読み替えて適用される改正前公団法第二十四条の二に規定する工業再配置等業務

ロ　附則第四十条の規定による改正前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第十二条の規定により読み替えて適用される改正前公団法第二十四条の二に規定する工業再配置等業務

ハ　改正前中心市街地整備改善活性化法第九条の規定により読み替えて適用される改正前公団法第二十四条の二に規定する工業再配置等業務

ニ　改正前新事業創出促進法第二十七条の規定により読み替えて適用される改正前公団法第二十四条の二に規定する工業再配置等業務

ホ　改正前新事業創出促進法附則第十二条第二項の規定により読み替えて適用される改正前公団法第二十四条の二に規定する工業再配置等業務

ヘ　改正前新事業創出促進法附則第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第三十二号）第八条の規定により読み替えて適用される改正前公団法第二十四条の二に規定する工業再配置等業務（ホに掲げるものを除く。）

三　改正前公団法第十九条第一項第一号ハに掲げる業務のうち改正前公団法第十九条第一項第三号の規定による工場用地の造成と併せて行われるもの

四　日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第二十六条の規定による改正前の地域振興整備公団法（以下「平成十一年改正前の公団法」という。）第十九条第一項第二号及び第七号に掲げる業務

五　改正前公団法附則第十条第一項から第三項までの業務

六　附則第二十八条の規定による改正前の旧産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）附則第四項前段の業務

七　石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）第六条の規定による改正前の地域振興整備公団法第二十四条の二に規定する産炭地域振興業務（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）

2　機構の成立の際現に公団が有する前項各号に掲げる業務に係る権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　機構の成立の時において現に公団が発行している債券に係る債務のうち第一項の規定により機構が承継するものの範囲は、経済産業大臣が国土交通大臣と協議して定める。

5　第一項の承継計画書は、公団が、政令で定める基準に従って作成して経済産業大臣の認可を受けたものでなければならない。

6　第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額（同項第一号から第三号までに掲げる業務及び同項第四号に掲げる業務（平成十一年改正前の公団法第十九条第一項第二号に掲げるものに限る。）（以下この項及び次項において「旧工業再配置等業務」という。）に係るものを控除した金額とし、改正前公団法附則第十条第五項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を下回るときは、その差額に相当する金額（第九項において「差額」という。）を加算した金額とする。）から負債の金額（旧工業再配置等業務に係るものを控除した金額とする。）を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7　第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧工業再配置等出資金額（旧工業再配置等業務に充てるべきものとして政府から公団に対し出資されたものとみなすものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額をいう。以下この項において同じ。）は、政府から機構に対し出資されたものとし、現に改正前公団法第二十四条の二に規定する工業再配置業務に係る勘定に属する資産の価額（第一項第三号に掲げる業務に係る資産の価額を加算した金額とする。）から負債の金額（同号に掲げる業務に係る負債の金額を加算した金額とする。）及び旧工業再配置等出資金額の合計額を差し引いた額は、政令で定めるところにより積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

8　附則第二条第十項及び第十一項の規定は、前二項の資産の価額について準用する。

9　差額は、機構法附則第六条第五項に規定する特別の勘定における繰越欠損金として整理するものとする。

10　公団は、第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継した時に、第一項各号に掲げる業務に必要な資金に充てるため政府から公団に対し出資された額として経済産業大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。

11　経済産業大臣は、第五項の認可をしようとするとき、又は前項の額を定めようとするときは、国土交通大臣に協議しなければならない。

12　公団のこの法律の施行の日を含む事業年度の第一項各号に掲げる業務に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第六条　附則第二条第一項又は前条第一項の規定により機構が承継する次の各号に掲げる長期借入金又は債券に係る債務について政府がした当該各号に定める保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

一　旧事業団法第三十七条第一項の長期借入金及び中小企業総合事業団債券　旧事業団法第三十八条の規定による保証契約

二　改正前公団法第二十六条第一項の長期借入金及び地域振興整備債券　改正前公団法第二十六条の二の規定による保証契約

2　前項の中小企業総合事業団債券及び地域振興整備債券並びに旧事業団法附則第七条第一項の規定により事業団に承継された中小企業事業団債券は、機構法第二十二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による中小企業基盤整備債券とみなす。

（中小企業総合事業団法の廃止等に伴う経過措置）

第七条　旧事業団法（第十一条及び第十八条を除く。）、改正前公団法（第十条を除く。）又は改正前特定施設整備法（第三十一条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）又は機構法中の相当する規定によりした処分、手続そ

の他の行為とみなす。

（機械類信用保険法の廃止に伴う経過措置）

第八条　第一条（第二号に係る部分に限る。）の規定の施行前に成立している同条の規定による廃止前の機械類信用保険法（以下「旧機械保険法」という。）第三条第二項又は第三条の二第二項（附則第三十九条の規定による改正前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）第八条の二第二項又は第八条の三第二項の規定においてそれぞれ準用する場合を含む。）の保険関係については、なお従前の例による。

2　機械類信用保険法の廃止の日の前日を含む事業年度に係る旧機械保険法第十一条の業務に関する決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、なお従前の例による。

（機械保険経過業務）

第九条　事業団は、事業団法第二十一条第一項の業務のほか、前条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた保険関係（以下「旧保険関係」という。）に係る旧機械保険法第十一条の業務（以下「機械保険経過業務」という。）を行う。

（機械保険経過業務運営基金）

第十条　事業団は、機械保険経過業務に関して、機械保険経過業務運営基金（以下「運営基金」という。）を設け、第一条（第二号に係る部分に限る。）の規定の施行の際現に旧機械保険法第十三条第一項の機械類信用保険運営基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額及び次項の規定により政府から出資された金額をもってこれに充てるものとする。

2　政府は、運営基金に充てるために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3　事業団は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（機械保険経過業務勘定）

第十一条　事業団は、機械保険経過業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「機械保険経過業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2　第一条（第二号に係る部分に限る。）の規定の施行の際現に旧機械保険法第十四条第一項に規定する特別の勘定に所属する権利及び義務は、機械保険経過業務勘定に帰属するものとする。

（機械保険経過業務勘定への繰入れの特例）

第十二条　事業団は、平成十五年度に限り、機械保険経過業務に必要な資金に充てるため、あらかじめ機械保険経過業務に関する予算をもって国会の議決を経た場合に限り、経済産業大臣及び財務大臣の承認を受けて、事業団法第三十二条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定に属する次に掲げる金額の一部を機械保険経過業務勘定に繰り入れることができる。

一　事業団法第三十三条第一項の規定による積立金の額に相当する金額

二　事業団法第三十四条第一項の出資資金に充てられている金額に相当する金額（同項に規定する出資業務の遂行に支障のない範囲内のものに限る。）

三　事業団法第三十五条第一項の新事業開拓促進資金に充てられている金額に相当する金額（同項に規定する新事業開拓促進業務の遂行に支障のない範囲内のものに限る。）

（機械保険経過業務勘定における利益及び損失の処理）

第十三条　事業団は、機械保険経過業務勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　事業団は、機械保険経過業務勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項に規定する積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3　第一項に規定する積立金は、前項の規定により損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。

（機械保険経過業務勘定の廃止）

第十四条　事業団は、旧保険関係に基づくすべての保険金の支払を終えたときは、機械保険経過業務勘定を廃止するものとし、その廃止の際機械保険経過業務勘定に所属する権利及び義務を事業団法第三十二条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定に帰属させるものとする。

2　機械保険経過業務勘定を廃止した日の前日を含む機械保険経過業務に係る事業年度は、その日に終わるものとする。

3　機械保険経過業務勘定を廃止した日の前日を含む事業年度に係る機械保険経過業務に関する決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、附則第十七条の規定により読み替えて適用される事業団法第二十九条の規定にかかわらず、その廃止した日から起算して二月を経過する日とする。

（機械保険経過業務勘定の資産の帰属に伴う出資の取扱い）

第十五条　前条第一項の規定による機械保険経過業務勘定の廃止の時（以下この条及び次条において「廃止時」という。）において、附則第十三条第二項に規定する繰越欠損金として整理されている金額があるときは、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額については、運営基金に充てるべきものとしての事業団に対する政府の出資はなかったものとし、廃止時において、事業団はその額により資本金を減少するものとする。

一　廃止時までに運営基金に充てるべきものとして政府から出資されている出資金に相当する金額（以下この条及び次条において「運営基金相当金額」という。）が繰越欠損金の金額を超える場合　当該繰越欠損金に相当する金額

二　運営基金相当金額が繰越欠損金の金額以下である場合　運営基金相当金額

2　前条第一項の規定により事業団が機械保険経過業務勘定に所属する権利及び義務を事業団法第三十二条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定に帰属させたときは、運営基金相当金額（前項の規定により出資がなかったものとされた額を除く。）は、政府から事業団に対し事業団法第三十六条第一項の中小企業信用保険準備基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

（機械保険経過業務勘定の権利及び義務の帰属に伴う積立金又は繰越欠損金の取扱い）

第十六条　事業団は、廃止時において附則第十三条第一項に規定する積立金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を事業団法第三十三条第三項に規定する積立金として整理するものとする。

2　事業団は、廃止時において附則第十三条第二項に規定する繰越欠損金として整理されている金額がある場合において、当該繰越欠損金の金額が運営基金相当金額を超えるときは、その差額に相当する額については、事業団法第三十二条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において、機械保険経過業務勘定を廃止した日を含む事業年度の損益計算上生じた損失とみなして、事業団法第三十三条第四項の規定を適用する。

（事業団法の特例）

第十七条　附則第九条の規定により事業団が同条の業務を行う場合には、事業団法第二十三条第一項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第　号。以下「廃止法」という。）附則第九条に規定する業務（以下「機械保険経過業務」という。）」と、「主務大臣」とあるのは「主務大臣（機械保険経過業務に係るものについては、経済産

業大臣）」と、同条第二項中「第九号に掲げる業務」とあるのは「第九号に掲げる業務並びに機械保険経過業務」と、「保証の範囲」とあるのは「保証の範囲（機械保険経過業務に係るものについては、保険関係が成立する割賦販売契約（廃止法第一条（第二号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の機械類信用保険法（昭和三十六年法律第百五十六号。以下「旧機械保険法」という。）第二条第一項に規定する割賦販売契約をいう。）及び購入資金借入保証契約（旧機械保険法第二条第二項に規定する購入資金借入保証契約をいう。）並びにリース契約（旧機械保険法第二条第三項に規定するリース契約をいう。）の範囲）」と、「同項第八号の規定による保険に関する業務」とあるのは「第二十一条第一項第八号の規定による保険に関する業務及び機械保険経過業務」と、事業団法第二十五条第二項中「特定保険等業務及び機械保険経過業務」と、「主務大臣」とあるのは「主務大臣（機械保険経過業務に係るものについては、経済産業大臣及び財務大臣）」と、事業団法第二十六条第一項から第八項まで、第十一項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十三項まで、第二十七条、第二十八条第一項、第二項、第六項、第七項及び第九項、第二十九条、第三十一条（第三項、第六項及び第七項を除く。）、第四十条第七項、第四十一条並びに第四十三条中「特定保険等業務」とあるのは「特定保険等業務及び機械保険経過業務」と、事業団法第二十六条第一項、第十一項、第十四項、第十七項、第十九項及び第二十一項、第二十八条第四項、第七項及び第八項、第三十一条第一項及び第四項、第三十七条第四項並びに第四十一条中「主務大臣」とあるのは「主務大臣（機械保険経過業務に係るものについては、経済産業大臣及び財務大臣）」と、事業団法第二十六条第二項第二号中「財産目録」とあるのは「財産目録（機械保険経過業務に係る平成十五年度の予算については平成十三年度の旧機械保険法第十一条に規定する業務（以下この号及び次号において「旧機械保険業務」という。）、平成十六年度の予算については平成十四年度の旧機械保険業務に関するそれぞれの損益計算書、貸借対照表及び財産目録）」と、同項第三号中「予定貸借対照表（機械保険経過業務に係る平成十五年度の予算については、平成十四年度の旧機械保険業務及び平成十五年度の機械保険経過業務に関する予定損益計算書及び予定貸借対照表。第十九項において同じ。）」と、事業団法第三十一条第二項及び第六項中「主務省令」とあるのは「主務省令（機械保険経過業務に係るものについては、経済産業省令・財務省令）」と、事業団法第三十七条第四項中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに機械保険経過業務」と、同条第五項中「区分された額」とあるのは「区分された額（機械保険経過業務に係るものについては、廃止法附則第十条第一項に規定する機械保険経過業務運営基金の金額）」と、事業団法第四十条第一項及び第二項中「業務に係る勘定」とあるのは「業務に係る勘定及び廃止法附則第十一条第一項に規定する特別の勘定」と、事業団法第四十三条中「この法律」とあるのは「この法律及び廃止法附則第八条から第十八条まで」と、事業団法第四十四条及び第四十五条第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣（機械保険経過業務に係る事項については、経済産業大臣）」と、事業団法第四十四条第二項及び第四十五条第一項中「又は中小企業倒産防止共済法」とあるのは「、中小企業倒産防止共済法又は廃止法附則第八条から第十八条までの規定」と、事業団法第五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は廃止法附則第十二条若しくは廃止法附則第十七条の規定により読み替えて適用される第二十三条第一項、第二十五条第二項、第二十六条第十七項、第二十八条第一項、第二項若しくは第七項、第三十一条第一項若しくは第三十七条第四項」と、「主務大臣」とあるのは「主務大臣（機械保険経過業務に係るものについては、経済産業大臣又は財務大臣）」と、同条第三号中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十一条第一項及び廃止法附則第九条」とする。

（平成十五年度の機械保険経過業務に関する予算の特例）

第十八条　平成十五年度の機械保険経過業務に関する予算については、事業団は、第一条（第二号に係る部分に限る。）の規定の施行前においても前条の規定により読み替えて適用される事業団法第二十六条の規定によることができる。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

第十九条　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、機械類信用保険法（昭和三十六年法律第百五十六号）第十一条第一項及び廃止法附則第十一条」を削る。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　事業団が機械保険経過業務を行う場合には、当該業務を前条の規定による改正後の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第一条第一項に規定する特定業務とみなして、同法の規定を適用する。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

第二十一条　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「中小企業総合事業団」、「（中小企業総合事業団にあつては、中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第三十二条第一項第二号に掲げる業務及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第百五十一号）第七条に規定する業務（以下「特定業務」と総称する。）に係る債権に限る。）」及び「（中小企業総合事業団にあつては、特定業務に係るものに限る。）」を削る。

第二条第一項中「（中小企業総合事業団にあつては、特定業務に係るものに限る。）」を削る。

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正）

第二十二条　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「、機械類信用保険法（昭和三十六年法律第百五十六号）第十一条に規定する業務」を削る。

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　前条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九条第一項、第十条第一項又は第十一条第一項に規定する中小企業総合事業団の予算執行職員、現金出納職員又は物品管理職員（それぞれ旧機械保険法第十一条に規定する業務に係るものに限る。）の前条の規定の施行前にした行為については、同条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律の規定は、なおその効力を有する。

2　事業団が機械保険経過業務を行う場合には、当該業務を前条の規定による改正後の予算執行職員等の責任に関する法律第九条第一項に規定する特定業務とみなして、同法の規定を適用する。

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正）

第二十四条　予算執行職員等の責任に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「中小企業総合事業団」、「（中小企業総合事業団にあつては、中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第三十二条第一項第二号に掲げる業務及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第百五十一号）第七条に規定する業務（以下「特定業務」と総称する。）に関する予算執行の職務を行う者

に限る。）」及び「中小企業総合事業団にあつては、特定業務に係る部分に限る。」を削る。

第十条第一項中「中小企業総合事業団にあつては、特定業務に係る現金の出納保管をつかさどることを命ぜられた職員に限る。」を削る。

第十一条第一項中「（中小企業総合事業団にあつては、特定業務に係る勘定に属する物品の管理の職務を行う者に限る。）」を削る。

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　前条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九条第一項、第十条第一項又は第十一条第一項に規定する中小企業総合事業団の予算執行職員、現金出納職員又は物品管理職員の前条の規定の施行前にした行為については、同条の規定による改正前の同法の規定は、なおその効力を有する。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十六条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、中小企業総合事業団」を削る。

（小規模企業者等設備導入資金助成法の一部改正）

第二十七条　小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第二十一条第一項第二号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第　号）第十五条第一項第三号」に、「中小企業総合事業団から」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構から」に、「中小企業総合事業団に」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構に」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

（旧産炭地域振興臨時措置法の一部改正）

第二十八条　旧産炭地域振興臨時措置法の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成十四年度の開始の日から」を削り、「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

附則第四項及び第五項を削り、附則第六項中「附則第六項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第四項とする。

（中小企業支援法の一部改正）

第二十九条　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条並びに第三条第一項及び第二項中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

（小規模企業共済法の一部改正）

第三十条　小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

本則（第二条第二項、第十六条の二及び第十六条の三を除く。）中「事業団」を「機構」に改める。

第二条第二項中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に、「「事業団」を「「機構」に、「、事業団」を「、機構」に改める。

第十六条の二中「事業団が」を「機構が」に、「中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第二十一条第一項第十二号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第　号）第十五条第二項第六号」に、「、事業団」を「、機構」に改める。

第十六条の三中「事業団が中小企業総合事業団法第二十一条第一項第十二号」を「機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項第六号」に、「、事業団」を「、機構」に改める。

（小規模企業共済法の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条　前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の小規模企業共済法の規定によってした共済契約の申込み、掛金月額の増加又は減少の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の小規模企業共済法の規定によってしたものとみなす。

（流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正）

第三十二条　流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　流通業務効率化基盤整備事業（第四十七条の二―第四十七条の六）」を削り、「第六章　雑則（第四十七条の七）」を「第五章　雑則（第四十七条の二）」に、「第七章」を「第六章」に改める。

第三条第一項中「及び第四十七条の二」を削る。

第五章を削る。

第四十七条の七中「及び前章」を削り、第六章中同条を第四十七条の二とし、第四十七条の八を第四十七条の三とする。

第六章を第五章とし、第七章を第六章とする。

（都市計画法の一部改正）

第三十三条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第五号中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に、「中小企業の事業の共同化又は工場、店舗等の集団化」を「中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化」に改める。

（中小企業倒産防止共済法の一部改正）

第三十四条　中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

本則（第二条第二項を除く。）中「事業団」を「機構」に改める。

第二条第二項中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に、「「事業団」を「「機構」に、「、事業団」を「、機構」に改める。

（中小企業倒産防止共済法の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条　前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の中小企業倒産防止共済法の規定によってした共済契約の申込み、掛金月額の増加又は減少の申込みその他の手続は、同条の規定による改正後の中小企業倒産防止共済法の規定によってしたものとみなす。

（特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部改正）

第三十六条　特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う特定商業集積整備促進業務）

第九条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特定商業集積の整備を促進するため、同意基本構想に係る特定商業集積を構成する施設を設置する事業を行う者（その施設の全部又は一部が特定施設整備法第二条第一項第十三号に掲げる特定施設である施設を設置する事業を行う者であって、当該特定施設を設置する事業に関する計画について特定施設整備法第四条第一項の認定を受けたものに限る。）に対し、当該施設を設置する事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

第十条から第十四条までを削り、第十五条を第十条とし、第十六条から第十九条までを五条ずつ繰り上げる。

（輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正）

第三十七条　輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「産業基盤整備基金」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、輸入を促進し、及び対内投資事業の実施を円滑に進めるため、次に掲げる業務を行う。

第八条第七号及び第九条から第十二条までを削る。

第十三条第一項の表第三条第一項の項中「第十三条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第九条とし、第十四条から第二十条までを四条ずつ繰り上げる。

第二十一条第一項第一号中「及び第十二条第三項の規定による協議」を削り、同条を第十七条とする。

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正）

第三十八条　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十条第二項を削り、同条第三項中「前二項の業務のほか、前二項」を「前項の業務のほか、同項」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「及び産業業務施設の再配置」を削り、同号を同項第二号とし、同項第五号中「から第三号まで」及び「及び産業業務施設の再配置」を削り、同号を同項第三号とし、同項を同条第二項とする。

第四十二条を次のように改める。

（公団法の特例）

第四十二条　前二条の規定により公団の業務又は投資が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項に規定する業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第二項に規定する業務」と、公団法第十九条の二第一項中「前条の公団の業務」とあるのは「前条の公団の業務及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条の公団の業務」と、同条第二項第一号中「前条第一項の業務」とあるのは「前条第一項の業務及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項の業務のほか、同項」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「及び産業業務施設の再配置」を削り、同号を同項第二号とし、同項第五号中「から第三号まで」及び「及び産業業務施設の再配置」を削り、同号を同項第三号とし、同項を同条第二項とする。

第四十二条を次のように改める。

（公団法の特例）

第四十二条　前二条の規定により公団の業務又は投資が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項に規定する業務又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第二項に規定する業務」と、公団法第十九条の二第一項中「前条の公団の業務」とあるのは「前条の公団の業務及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条の公団の業務」と、同条第二項第一号中「前条第一項の業務」とあるのは「前条第一項の業務及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項の業務」と、公団法第十九条の四第二項中「第十九条第一項第一号の業務及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項第一号の業務」と、公団法第三十六条第一号中「この法律の規定」とあるのは「この法律の規定及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十一条第一項の規定」と、同条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条」と、「第十九条の五」とあるのは「第十九条の五及び同法第四十一条第一項」とする。

（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第三十九条　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

第八条の二から第八条の四までを削る。

（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正）

第四十条　特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、基盤的技術産業集積活性化促進地域における特定基盤的技術の高度化等を促進するため、次に掲げる業務を行う。

第十一条第一項第一号中「、工場用地（基盤的技術産業に属する事業の用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下この条において同じ。）又は業務用地（基盤的技術産業に属する事業の用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下この条において同じ。）の造成」を「、工場用地（基盤的技術産業に属する事業の用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下この条において同じ。）の造成、当該工場用地又は当該業務用地の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

第十一条第二項中「公団は」を「機構は」に、「同項の業務及び公団法第十九条第一項」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第　号）第十五条第一項及び附則第四条第一項」に改め、同項第二号中「公団」を「機構」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第一号及び第二号」を「前二号」に、「並びに」を「及び」に改め、同号を同項第三号とする。

第十二条から第十四条までを次のように改める。

第十二条から第十四条まで　削除

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正）

第四十一条　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う技術移転促進業務）

第六条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特定研究成果の民間事業者への移転を促進するため、承認計画に係る特定大学技術移転事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正）

第四十二条　中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削り、同条第三項中「前二項の業務のほか、前二項」を「前項の業務のほか、同項」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「及び産業業務施設の再配置」を削り、同号を同項第二号とし、同項第五号中「から第三号まで」及び「及び産業業務施設の再配置」を削り、同号を同項第三号とし、同項を同条第二項とする。

第四十二条を次のように改める。

（公団法の特例）

第九条　前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下「中心市

街地整備改善活性化法」という。）第八条第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八条第二項の業務」と、公団法第十九条の三第一項及び第二項中「及び第二号の業務」とあるのは「及び第二号の業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第一項第一号の業務」と、公団法第十九条の四第二項中「第十九条第一項第一号の業務」とあるのは「第十九条第一項第一号の業務及び中心市街地整備改善活性化法第八条第一項第一号の業務」と、公団法第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに中心市街地整備改善活性化法第八条」とする。

第二十二条の見出しを「（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化・都市型新事業立地促進業務）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

機構は、前項の業務のほか、特定中心市街地における商業の活性化を促進するため、次に掲げる業務を行う。

第二十二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、特定中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地を促進するため、次に掲げる業務を行う。

一　特定中心市街地において、次に掲げる施設の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は出資を行った当該者の委託を受けてこれらの施設（イに掲げる施設にあっては、これと併せて整備される商業施設を含む。）の整備若しくは賃貸その他の管理の事業を行うこと。

イ　商業基盤施設

ロ　都市型新事業の技術に関する研究開発のための施設であって都市型新事業の技術に関する研究開発を行う者の共用に供するもの、都市型新事業の技術に関する研究開発及びその企業化を行うための事業場又は都市型新事業に係る商品若しくは役務の展示及び販売若しくは提供のための施設

二　特定中心市街地において、都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

第二十二条に次の一項を加える。

3　機構は、前二項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第　号）第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一　特定中心市街地における第一項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

二　第一項の規定により機構が行う同項第一号に掲げる施設又は都市型新事業の用に供する工場若しくは事業場（以下この号において「工場等」という。）の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

三　前二号に掲げる業務に関連する技術的援助並びに中心市街地における商業の活性化及び都市型新事業を実施する企業等の立地の促進のための計画の策定に係る技術的援助

第二十三条から第二十五条まで　削除

（債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正）

第四十三条　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ニを次のように改める。

ニ　独立行政法人中小企業基盤整備機構（新事業創出促進法の一部改正）

第四十四条　新事業創出促進法の一部を次のように改正する。

目次中「産業基盤整備基金の業務の特例」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業創出促進業務」に改める。

第四条から第七条までを次のように改める。

第四条から第七条まで　削除

第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

第二十六条及び第二十七条　削除

第二十八条第一項中「同意集積地域」を「同意集積計画（第二十五条第一項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの）に係る高度技術産業集積地域（以下「同意集積地域」という。）」に改める。

第五章を次のように改める。

第五章　独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業創出促進業務

第三十一条　独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下この章において「機構」という。）は、同意集積地域及び基本構想に定められた高度研究機能集積地区（以下「特定高度研究機能集積地区」という。）における高度技術に関する研究開発及びその企業化を行うため、次に掲げる業務を行う。

一　同意集積地域において、工場（高度技術の開発又は利用に供するものに限る。以下「工場」という。）、事業場（高度技術の開発又は利用に供するものに限る。以下「事業場」という。）又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

二　同意集積地域において、工場用地（高度技術の開発又は利用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下「工場用地」という。）又は業務用地（高度技術の開発又は利用に供するものに限り、これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。以下「業務用地」という。）の造成、当該工場用地又は当該業務用地の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

三　特定高度研究機能集積地区において、工場、事業場又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

四　特定高度研究機能集積地区において、高度技術に関する研究開発及びその研究成果を活用した事業を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設（以下「新事業支援施設」という。）の整備及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は出資を行った当該者の委託を受けてその施設の整備若しくは賃貸その他の管理の事業を行うこと。

2　機構は、前項の業務のほか、新たな事業の創出を促進するため、創業者（第二条第二項第六号に掲げる会社にあっては、特定会社が第九条第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三条第一項の認定（同法第四条第一項に規定する変更の認定を含む。）を受けた事業再構築計画に従って設立したものに限る。）がその事業に必要な資金及び認定事業者が認定計画（第十一条の二第四項第一

号及び第二号に適合するものとして認定を受けたものに限る。）に従って行う新事業分野開拓のための事業に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

3　機構は、前二項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第　号）第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一　同意集積地域における工場用地若しくは業務用地（以下「用地等」という。）の造成、工場若しくは事業場（以下「工場等」という。）、当該用地等若しくは当該工場等と併せて整備されるべき公共の用に供する施設又は当該用地等若しくは当該工場等の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

二　特定高度研究機能集積地区における工場等若しくは新事業支援施設、当該工場等若しくは当該新事業支援施設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設又は当該工場等若しくは当該新事業支援施設の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡

三　前二号に掲げる業務に関連する技術的援助及び高度技術産業集積活性化計画の策定に係る技術的援助

第三十三条から第三十五条まで　削除

附則第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条及び第十三条　削除

（日本政策投資銀行法の一部改正）

第四十五条　日本政策投資銀行法の一部を次のように改正する。

附則第三十八条を次のように改める。

第三十八条　削除

（産業活力再生特別措置法の一部改正）

第四十六条　産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出し中「産業基盤整備基金」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再構築を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。

第十四条第三号及び第四号を削る。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

第二十七条の表中「新事業創出促進法」を「新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）」に、「中小企業総合事業団法」を「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第　号）第一条（第一号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の中小企業総合事業団法」に改める。

第二十八条中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

附則第六条中「、旧事業革新法第六条第二項に規定する承認事業革新計画に従って事業を行う者に関する基金による債務の保証」及び「、基金による債務の保証」を削る。

附則第七条を次のように改める。

第七条　削除

（新事業創出促進法の一部改正）

第四十七条　新事業創出促進法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第三項から第五項までを削る。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第四十八条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一産業基盤整備基金の項及び中小企業総合事業団の項を削る。

別表第二中小企業総合事業団の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第四十九条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表産業基盤整備基金の項及び中小企業総合事業団の項を削る。

（経済産業省設置法の一部改正）

第五十条　経済産業省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十二号を次のように改める。

十二　削除

第四条第一項第三十九号を次のように改める。

三十九　削除

（罰則の適用に関する経過措置）

第五十一条　この法律（附則第一条ただし書各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金を解散するとともに、地域振興整備公団の業務の一部を廃止し、これらの法人の関連する権利及び義務を独立行政法人中小企業基盤整備機構に承継する等の措置を講ずることとし、あわせて機械類信用保険法を廃止し、所要の経過措置を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人中小企業基盤整備機構法案

独立行政法人中小企業基盤整備機構法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員及び職員（第七条―第十四条）
第三章　業務等（第十五条―第二十五条）
第四章　雑則（第二十六条―第三十二条）
第五章　罰則（第三十三条―第三十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四　資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人

以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五　資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六　企業組合

七　協業組合

八　事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

2　この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

3　この法律において「中小企業の集積の活性化」とは、中小企業者の集積（自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該中小企業者の集積をいう。）の存在する地域において、当該同種の事業又はこれと関連性が高い事業を行う中小企業者によって新たな経済的環境に即応した事業が行われることにより、当該集積の有する機能が強化されることをいう。

4　この法律において「小規模企業者」とは、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第二条第一項に規定する小規模企業者をいう。

（名称）

第三条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人中小企業基盤整備機構とする。

（機構の目的）

第四条　独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。

（事務所）

第五条　機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第六条　機構の資本金は、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第　号。以下「廃止法」という。）附則第二条第九項、第四条第九項及び第十項並びに第五条第六項及び第七項の規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十条第一項の第一種信用基金又は第二十一条第一項の第二種信用基金に充てるべきものであるときは、それぞれの基金に充てるべき金額を示すものとする。

3　機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員及び職員

（役員）

第七条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。

2　機構に、役員として、副理事長一人及び理事八人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）

第八条　副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長）を補佐して機構の業務を掌理する。

3　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であって理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第九条　理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十条　通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるもの（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、理事となることができる。

第十一条　通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第十二条　機構の理事長、副理事長及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十一条」とする。

2　機構の理事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十条及び第十一条」とする。

（秘密保持義務）

第十三条　機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（役員及び職員の地位）

第十四条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十五条　機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一　都道府県（中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第三条第一項に規定する都道府県をいう。次号において同じ。）が行う同項各号に掲げる事業（同法第七条第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定支援事業を含む。）の実施に関し必要な協力を行い、及び中小企業者の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うこと。

二　中小企業支援担当者（中小企業支援法第三条第一項第四号の中小企業支援担当者をいう。）並びに中小企業に対する助言、情報の提供その他中小企業の振興に寄与する事業を行うものとして設立された経済産業省令で定める法人の役員及び職員の養成及び研修を行い、並びに都道府県が行うことが困難な中小企業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を行うこと。

三　次のイからニまでのいずれかに掲げる事業

を行う都道府県に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うこと。

イ　創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ　中小企業者に対し、他の事業者との連携若しくは事業の共同化（以下「連携等」という。）を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金（土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。ハにおいて同じ。）の貸付けを行うこと。

ハ　中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ニ　大規模な火災、震災その他の災害により被害を受けた中小企業者を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

四　都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて、前号イからニまでに掲げる業務を行うこと。

五　次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資（第九号から第十一号までに該当するものを除く。）を行うこと。

イ　創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者

ロ　創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者

ハ　中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者

六　前号イからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な助成を行うこと。

七　特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成二年法律第八十二号）第九条の規定による債務の保証を行うこと。

八　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第六条の規定による債務の保証を行うこと。

九　中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地整備改善活性化法」という。）第二十二条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等並びに同条第二項の規定による債務の保証及び出資を行うこと。

十　新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第三十二条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等及び同条第二項の規定による債務の保証を行うこと。

十一　産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第十四条の規定による債務の保証及び出資を行うこと。

十二　小規模企業共済法の規定による小規模企業共済事業を行うこと。

十三　中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の規定による中小企業倒産防止共済事業を行うこと。

十四　前各号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

十五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一　事業者（中小企業者を除く。次号において同じ。）の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うこと。

二　事業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を行うこと。

三　前項第二号に掲げる業務を行うための施設及び当該施設において行う養成又は研修を受ける者のための宿泊施設その他の同号に掲げる業務に附帯する業務を行うための施設を一般の利用に供すること。

四　委託を受けて、中心市街地整備改善活性化法第二十二条第三項の規定による特定の地域における施設の整備、技術的援助等を行うこと。

五　委託を受けて、新事業創出促進法第三十二条第三項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

六　次のイからハまでに掲げる者に対し、それぞれイからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ　共済契約者（小規模企業共済法第二条第三項の共済契約者をいう。以下同じ。）又は共済契約者であった者のうち同法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた後解約手当金（同法第十二条第一項の解約手当金をいう。）の支給の請求をしていないもの　その者の事業に必要な資金、その事業に関連する資金及びその者の生活の向上に必要な資金

ロ　会社、企業組合又は協業組合のうちその役員がその役員たる小規模企業者としての地位において共済契約（小規模企業共済法第二条第二項の共済契約をいう。）を締結しているもの　その会社、企業組合又は協業組合の事業に必要な資金

ハ　主としてイ又はロに掲げる者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体　その団体の事業に必要な資金

3　第一項第三号ロ及びハ、同項第四号（同項第三号ロ及びハに係る部分に限る。）並びに同項第五号イ及びハに掲げる業務の範囲は、政令で定める。

4　第二項第六号に掲げる業務は、第十八条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定に属する機構の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行わなければならない。

5　機構は、第一項第九号に掲げる業務（中心市街地整備改善活性化法第二十二条第一項に規定するものに限る。）及び第一項第十号に掲げる業務（新事業創出促進法第三十二条第一項に規定するものに限る。）については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十六条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、前条第一項第六号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（業務の委託）

第十七条　機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一　第十五条第一項第四号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

二　第十五条第一項第五号に掲げる業務及び同項第九号から第十一号までに掲げる業務のうち出資に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

三　第十五条第一項第七号から第十一号までに掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

四　小規模企業共済事業に係る共済金及び解約

手当金の支給に関する業務
五　小規模企業共済事業に係る掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務
六　中小企業倒産防止共済事業に係る共済金の貸付け並びに解約手当金及び完済手当金の支給に関する業務
七　中小企業倒産防止共済事業に係る掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務
八　第十五条第二項第六号に掲げる業務

2　機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十二号及び第十三号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に関連する同項第十四号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。

3　前二項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

4　第一項の規定により同項第一号から第三号まで又は第八号に掲げる業務の委託を受けた金融機関の役員及び職員であって当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（区分経理）

第十八条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第九号及び第十号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務

二　第十五条第一項第七号及び第八号に掲げる業務、同項第九号に掲げる業務（中心市街地整備改善活性化法第二十二条第二項に規定するものに限る。）、第十五条第一項第十号に掲げる業務（新事業創出促進法第三十二条第二項に規定するものに限る。）並びに第十五条第一項第十一号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三　第十五条第一項第九号及び第十号に掲げる業務のうち産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第百二十二号）第一条第一項の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びに第十五条第一項第十号に掲げる業務（新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限る。）並びにこれらに関連する第十五条第一項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第四号及び第五号に掲げる業務

四　第十五条第一項第十二号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第六号に掲げる業務

五　第十五条第一項第十三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2　第十五条第四項の規定は、前項第四号に掲げる業務に係る勘定（以下「小規模企業共済勘定」という。）からの他の勘定への資金の融通について準用する。

（利益及び損失の処理の特例等）

第十九条　機構は、それぞれ前条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定（以下「一般勘定」という。）、同項第二号に掲げる業務に係る勘定、小規模企業共済勘定及び同項第五号に掲げる業務に係る勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条第一項及び第二項の業務の財源に充てることができる。

2　主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省（前条第一項第二号に掲げる業務に係るものについては、経済産業省及び財務省）の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定（以下「施設整備等勘定」という。）における通則法第四十四条第一項ただし書の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5　第一項から第三項までの規定は、施設整備等勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

6　前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（第一種信用基金）

第二十条　機構は、第十五条第一項第七号及び第九号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第一種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十二項の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があったものとされた金額、同条第十三項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあったものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2　前条第二項の規定は、前項の第二種信用基金に準用する。

（長期借入金及び中小企業基盤整備債券）

第二十二条　機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第九号に掲げる業務（中心市街地整備改善活性化法第二十二条第一項第二号に掲げるものに限る。）、第十五条第一項第十号に掲げる業務（新事業創出促進法第三十二条第一項第一号から第三号までに掲げるものに限る。）及び第十五条第一項第十三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を

受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5　機構は、経済産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7　前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第二十三条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第二十四条　機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（余裕金の運用の特例）

第二十五条　機構は、通則法第四十七条の規定にかかわらず、次の方法により、業務上の余裕金を運用することができる。

一　財政融資資金への預託

二　通則法第四十七条第一号の規定により取得した有価証券の信託会社又は信託業務を行う銀行への信託

2　機構は、通則法第四十七条及び前項の規定にかかわらず、安全かつ効率的なものとして経済産業大臣の指定する方法により、小規模企業共済勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。

第四章　雑則

（報告及び検査）

第二十六条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十七条第一項又は第二項の規定により業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所その他の事業所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（財務大臣との協議）

第二十七条　経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第二十二条第一項若しくは第五項又は第二十四条第一項の認可をしようとするとき。

二　第十九条第一項の承認（第十八条第一項第二号に掲げる業務に係るものを除く。）をしようとするとき。

三　第二十五条第二項の指定をしようとするとき。

（主務大臣等）

第二十八条　この法律及び機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一　役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、経済産業大臣（第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る財務及び会計に関する事項については、経済産業大臣及び財務大臣）

二　第十八条第一項第二号に掲げる業務に関する事項については、経済産業大臣及び財務大臣

三　機構の行う業務のうち前号に掲げる業務以外のものに関する事項については、経済産業大臣

2　第十八条第一項第二号に掲げる業務についての第二十六条第一項及び通則法第六十四条第一項に規定する主務大臣の権限は、経済産業大臣又は財務大臣がそれぞれ単独で行使することを妨げない。

3　第十八条第一項第二号に掲げる業務に関する通則法第六十七条の規定の適用については、同条中「主務大臣」とあるのは、「経済産業大臣」とする。

4　機構に係る通則法における主務省は、経済産業省とする。

5　機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（独立行政法人評価委員会からの意見聴取等）

第二十九条　第十八条第一項第二号に掲げる業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十五条第二項、第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十五条第四項及び第四十八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会」とする。

2　経済産業省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、第十八条第一項第二号に掲げる業務に関し、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一　通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二　通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第三十条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第三十一条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（他の法令の準用）

第三十二条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第五章　罰則

第三十三条　第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十四条　第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により経済産業大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けな

かったとき。

二　第十五条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三　第二十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、廃止法附則第三条に規定する法律の施行の日から施行する。ただし、第二十八条及び附則第十五条の規定は、公布の日から施行する。

（機構の成立）

第二条　機構は、通則法第十七条の規定にかかわらず、廃止法の施行の時に成立する。

2　機構は、通則法第十六条の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

（地域振興整備債券に係る債務に関する連帯債務）

第三条　廃止法附則第五条第一項の規定により機構が地域振興整備公団（以下「公団」という。）の義務を承継したときは、当該承継の時において発行されているすべての地域振興整備債券に係る債務については、機構及び公団が連帯して弁済の責めに任ずる。ただし、国が保有している地域振興整備債券に係る債務について、国が弁済の請求をする場合にあっては、この限りでない。

2　地域振興整備債券の債権者は、機構又は公団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（特定産業集積活性化法に係る業務の特例）

第四条　機構は、第十五条第一項及び第二項の業務のほか、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号。以下「特定産業集積活性化法」という。）第十一条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等及びこれに附帯する業務を行う。

2　機構は、第十五条第一項及び第二項並びに前項の業務のほか、同条第一項及び前項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、特定産業集積活性化法第十一条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うことができる。

（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）

第五条　機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項並びに前条の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一　機構の成立の際現に廃止法第二条の規定による改正前の地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。以下「改正前公団法」という。）第十九条第一項第三号の規定により公団が造成、整備又は管理（同項第五号に規定するこれらに附帯する業務を含む。）を行っている工場用地及び施設につき、造成、整備、管理及び譲渡を行うこと。

二　機構の成立の際現に廃止法附則第三十八条の規定による改正前の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下「改正前地方拠点法」という。）第四十条第二項第一号の規定により公団が造成、整備又は管理（同項第三号に規定するこれらに附帯する業務を含む。）を行っている産業業務施設用地及び施設につき、造成、整備、管理及び譲渡を行うこと。

三　機構の成立の際現に廃止法附則第四十四条の規定による改正前の新事業創出促進法（以下「改正前新事業創出促進法」という。）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第三十二号。以下「旧特定事業集積促進法」という。）第七条第一項第一号の規定により公団が管理している業務用地につき、管理及び譲渡を行うこと。

四　前三号に掲げる業務の円滑な実施を図るため、機構の成立の際現に改正前新事業創出促進法第二十六条第一項第二号の規定により公団が賃貸その他の管理を行っている工場用地、産業業務施設用地及び業務用地につき、賃貸その他の管理を行うこと。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項の業務の円滑な実施を図るため、第十五条第一項及び第二項、前条並びに前項の業務のほか、第十五条第一項、前条第一項及び前項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一　改正前公団法第十九条第二項各号に掲げる業務（工業の再配置の促進に係るものに限る。）

二　改正前地方拠点法第四十条第三項第二号、第四号及び第五号に掲げる業務（同法第二条第三項に規定する産業業務施設の再配置の促進に係るものに限る。）

3　機構は、前二項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

4　機構は、第一項及び第二項の業務を終えたときは、前項に規定する特別の勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を一般勘定に帰属させるものとする。

5　前項の規定にかかわらず、機構が第一項及び第二項の業務を終えた際に、第三項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を上回る場合において、経済産業大臣が財務大臣と協議してその差額に相当する金額のうち産業投資特別会計に納付すべき金額を定めたときは、機構は、政令で定めるところにより、当該金額を産業投資特別会計に納付しなければならない。

6　第四項の規定による第三項に規定する特別の勘定の廃止の時において、廃止法附則第五条第七項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた額のうち第一項及び第二項の業務に係る部分として経済産業大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）

第六条　機構は、平成二十二年度の終了の日までの間に限り、第十五条第一項及び第二項、附則第四条並びに前条第一項及び第二項の業務のほか、旧産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）附則第二項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する地方債に係る利子補給金を支給する業務を行う。

2　機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項、附則第四条、前条第一項及び第二項並びに前項の業務のほか、日本政策投資銀行が石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）第六条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の地域振興整備公団法（以下「平成十二年改正前の公団法」という。）第十九条第一項第四号において規定する地域において当該地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対して日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）第二十条第一項第一号の規定により行った貸付けについて、日本政策投資銀行に対し、利子補給金を支給する業務を行うことができる。

3　機構は、前項の政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項、附則第四条、前条第一項及び第二項並びに前二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一　機構の成立の際現に改正前公団法附則第十条第二項第一号の規定により公団が管理を

行っている平成十二年改正前の公団法第十九条第一項第四号の規定により公団が造成又は建設を行った土地及び工作物につき、管理及び譲渡を行うこと。

二　機構の成立の際現に改正前公団法附則第十条第二項第二号の規定により公団が管理を行っている平成十二年改正前の公団法第十九条第一項第六号の規定により工業用水の供給の用に供した工業用水道につき、管理及び譲渡を行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4　機構は、前項の業務の円滑な実施を図るため、第十五条第一項及び第二項、附則第四条、前条第一項及び第二項並びに前三項の業務のほか、第十五条第一項、附則第四条第一項、前条第一項及び前三項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、平成十二年改正前の公団法第十九条第二項各号に掲げる業務（同条第一項第四号に規定する地域における鉱工業等の振興に係るものに限る。）を行うことができる。

5　機構は、前各項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

6　機構は、第一項から第四項までの業務を終えた場合において、その際前項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を上回るときは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより国庫に納付しなければならない。

7　機構は、前項の規定により国庫納付をしたときは（同項に規定する場合において同項に規定する資産の価額が負債の金額を下回るときは、第一項から第四項までの業務を終えた後遅滞なく）、第五項に規定する特別の勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を一般勘定に帰属させるものとする。

8　前項の規定による第五項に規定する特別の勘定の廃止の時において、廃止法附則第五条第六項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた額については、機構に対する政府からの出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法等に係る業務の特例）

第七条　機構は、第十五条第一項及び第二項並びに附則第四条並びに第五条第一項及び第二項並びに前条第一項から第四項までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一　民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第十四条の規定による債務の保証を行うこと。

二　輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号。以下「輸入・対内投資法」という。）第八条の規定による債務の保証及び出資を行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第四条並びに第五条第一項及び第二項、前条第一項から第四項まで並びに前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一　機構の成立の際現に改正前新事業創出促進法附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特定事業集積促進法第九条第一号の規定により産業基盤整備基金（以下「基金」という。）が行っている債務の保証に係る借入れにつき債務の保証を行うこと。

二　機構の成立の際現に廃止法附則第四十七条の規定による改正前の新事業創出促進法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十三号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四条の規定による廃止前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）第六条第一号の規定により基金が行っている債務の保証に係る社債又は借入れにつき債務の保証を行うこと。

三　機構の成立の際現に廃止法附則第四十六条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第五条の規定による廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法（平成七年法律第六十一号）第十一条第一号の規定により基金が行っている債務の保証に係る借入れにつき債務の保証を行うこと。

（旧繊維法に係る業務の特例）

第八条　機構は、第十五条第一項及び第二項並びに附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項から第四項まで並びに前条の業務のほか、廃止法第一条（第一号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号。以下「旧事業団法」という。）の施行前に旧事業団法附則第二十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の繊維産業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号。以下「旧繊維法」という。）第三章に規定する繊維産業構造改善事業協会（以下「協会」という。）が締結した債務保証契約に係る旧繊維法第四十条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行う。

2　機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項から第四項まで、前条並びに前項の業務のほか、旧繊維法第四十条第一項第三号から第五号まで及び第七号から第九号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を行う。

（出資承継勘定）

第九条　機構は、第十八条第一項の規定にかかわらず、廃止法附則第四条第一項の規定により基金から承継した株式（廃止法附則第三十七条の規定による改正前の輸入・対内投資法第八条第二号の規定による出資に基づいて取得した株式を除く。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「出資承継勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2　廃止法附則第四条第十項の規定により政府又は政府以外の者から出資があったものとされた金額（第六項において「出資金額」という。）に係る経理は、出資承継勘定において行うものとする。

3　機構は、第一項に規定するすべての株式の処分を終えたときは、出資承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際出資承継勘定に属する資産の価額に相当する金額を、政府又は政府以外の者に対し、それぞれ廃止法附則第四条第十項の規定により政府又は政府以外の者から出資があったものとされた金額に応じて分配するものとする。この場合において、政府に対し分配するものとされた金額は、産業投資特別会計に帰属するものとする。

4　前項の規定により政府又は政府以外の者に分配することができる金額は、廃止法附則第四条第十項の規定によりそれぞれ政府又は政府以外の者から出資があったものとされた金額を限度とする。

5　第三項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、産業投資特別会計に帰属する。

6　機構は、第三項の規定により出資承継勘定を廃止したときは、その廃止の際出資金額に相当する金額により資本金を減少するものとする。

（繊維信用基金）

第十条　機構は、附則第八条第一項の業務に関する繊維信用基金（以下単に「繊維信用基金」という。）を設け、廃止法附則第二条第十三項の規定により繊維信用基金に充てるべきものとして政府から出資があったものとされた金額及び同条第十四項の規定により繊維信用基金に充てるべきものとして繊維事業者又はその組織する団体

から出えんがあったものとされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2　繊維信用基金は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

3　機構は、附則第八条第一項の業務に関し、廃止法附則第二条第一項の規定により中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）から承継したすべての債務保証契約の期間が満了したのち、すべての求償権（協会又は事業団が債務保証契約を履行したことにより取得した求償権及び機構が当該債務保証契約を履行した場合に取得する求償権をいう。）の回収及び償却を終えたときは、繊維信用基金を廃止するものとする。

4　機構が前項の規定により繊維信用基金を廃止する際に、附則第十三条第三項の規定による返還を行った後における当該基金に属する資産の価額が負債の金額を上回る場合において、経済産業大臣が財務大臣と協議してその差額に相当する金額のうち国の一般会計に納付すべき金額を定めたときは、機構は、当該金額を国の一般会計に納付しなければならない。

5　前項の規定による納付があったときは、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

（繊維振興基金）

第十一条　機構は、附則第八条第二項に規定する旧繊維法第四十条第一項第四号及び第七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する繊維振興基金を設け、廃止法附則第二条第十三項の規定により繊維振興基金に充てるべきものとして政府から出資があったものとされた金額及び同条第十四項の規定により繊維振興基金に充てるべきものとして繊維事業者又はその組織する団体から出えんがあったものとされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2　前条第二項の規定は、前項の繊維振興基金に準用する。

（繊維人材育成基金）

第十二条　機構は、附則第八条第二項に規定する旧繊維法第四十条第一項第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する繊維人材育成基金を設け、廃止法附則第二条第十三項の規定により繊維人材育成基金に充てるべきものとして政府から出資があったものとされた金額及び同条第十四項の規定により繊維人材育成基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあったものとされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2　附則第十条第二項の規定は、前項の繊維人材育成基金に準用する。

（出えん金の返還）

第十三条　機構は、廃止法附則第二条第十四項の規定により繊維信用基金に充てるべきものとして繊維事業者又はその組織する団体から出えんがあったものとされた金額（以下「出えん金」という。）について、附則第八条第一項の業務の実施の状況、繊維信用基金の状況等を勘案して、当該業務に支障がないと認めるときは、経済産業大臣の認可を受けて、これを当該出えん金を出えんしたものとされた者に対し、その出えん金の額を限度として返還することができる。

2　前項の規定により出えん金の返還がなされたときは、繊維信用基金は、その返還した金額により減少するものとする。

3　第一項の規定は、附則第十条第三項の規定により繊維信用基金を廃止する場合における出えん金の返還について準用する。この場合において、第一項中「附則第八条第一項の業務の実施の状況、繊維信用基金の状況等を勘案して、当該業務に支障がないと認めるときは」とあるのは、「繊維信用基金の廃止の際における当該基金の状況等を勘案して、当該出えん金を出えんしたものとされた者と協議するところにより」と読み替えるものとする。

4　前項の規定により出えん金が返還された場合においては、当該返還によりすべての出えん金が返還されたものとみなす。

（業務の特例に係る予算等の特例）

第十四条　附則第四条、第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで、第七条並びに第八条の規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十五条第一項第十四号	前各号に掲げる業務	前各号に掲げる業務及び附則第四条第一項の業務
第十五条第五項	限る。）については、	限る。）並びに附則第四条第一項の業務については、
第十六条	の規定により機構が交付する助成金	及び附則第八条第二項（旧繊維法第四十条第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により機構が交付する助成金並びに附則第六条第一項の規定により機構が支給する利子補給金
第十七条第一項第二号	及び同項第九号から第十一号まで	並びに同項第九号から第十一号まで及び附則第七条第一項第二号
第十七条第一項第三号	第十一号まで	第十一号まで並びに附則第七条第一項第一号及び第二号
第十八条第一項第一号	第十号に掲げる業務関連する同項第三号までに掲げる業務	第十号に掲げる業務並びに附則第四条第一項の業務関連する第十五条第一項第三号までに掲げる業務並びに附則第八条の業務
第十八条第一項第二号	附帯する業務	附帯する業務並びに附則第七条の業務
第十八条第一項第三号	業務のうち限る。）並びに	業務並びに附則第四条第一項の業務のうち限る。）及び附則第四条第一項の業務（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第十一条第一項第二号に掲げるものに限る。）並びに
第十九条第一項	第五号に掲げる業務及び同項第五号の業務に係る勘定	第五号に掲げる業務並びに附則第四条第二項の業務、同項第五号の業務に係る勘定、附則第五条第三項に規定する特別の勘定、附則第六条第五項に規定する特別の勘定及び出資承継勘定

	第二項の業務	第二項並びに附則第四条、第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで、第七条並びに第八条の業務
第二十一条第一項	第十一号	第十一号並びに附則第七条第一項第一号及び第二号
	附帯する業務	附帯する業務並びに附則第七条第二項の業務
第二十二条第一項	第十三号に掲げる業務	第十三号に掲げる業務並びに附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項から第三項まで及び第八条の業務
第三十五条第二号	第二項	第二項並びに附則第四条、第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで、第七条並びに第八条

（政令への委任）

第十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正）

第十六条　石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

26　附則第二十一項に規定する石炭勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があると見込まれるときは、当該見込まれる金額を限度として、平成十八年度に限り、附則第十三項の規定にかかわらず、独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する補助金（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第　号。次項において「中小機構法」という。）附則第六条第一項から第四項までの業務に係るものに限る。）は、附則第十二項に規定する石炭勘定の歳出とする。

27　中小機構法附則第六条第五項に規定する特別の勘定が廃止されるまでの間、第三条第一項の規定にかかわらず、中小機構法附則第十四条の規定により読み替えて適用される中小機構法第十九条第三項及び中小機構法附則第六条第六項の規定による納付金であつてこの会計に帰属するものは、この会計の歳入とする。

（石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の一部改正）

第十七条　石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条中石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法附則に一項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の一項を加える。

28　廃止法附則第二条第一項の規定により国がこの会計において石油公団の貸付金を承継する場合においては、当分の間、第三条第一項の規定にかかわらず、当該貸付金の償還金及び利子は、この会計の歳入とする。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律に基づき中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金が解散し、並びに地域振興整備公団がその業務の一部を廃止することに伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員及び職員（第七条―第十一条）
第三章　業務等（第十二条―第二十五条）
第四章　雑則（第二十六条―第三十条）
第五章　罰則（第三十一条・第三十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構とする。

（機構の目的）

第三条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の機能の維持及び増進を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究に関する業務を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第四条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　鉄道事業　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業及び軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業をいう。

二　鉄道事業者　鉄道事業法による鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者をいう。

三　新幹線鉄道　全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）による新幹線鉄道をいう。

四　主要幹線鉄道　大都市圏（政令で定める大都市及びその周辺の地域をいう。以下同じ。）と地方の中核都市とを連絡する中距離の旅客輸送の需要に応ずる鉄道のうち新幹線鉄道と直接又は間接に接続することにより大都市圏と地方の中核都市間における最も適切な輸送経路を形成し、又は形成することとなるもの及び主として長距離の貨物輸送の需要に応ずる鉄道をいう。

五　都市鉄道　大都市圏その他政令で定める大都市（その周辺の地域を含む。）における旅客輸送の需要に応ずる鉄道（軌道を含む。）をいう。

六　海上運送事業者　次のいずれかに該当する者をいう。

イ　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項又は第二十一条第一項（これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者

ロ　イに掲げる者の事業の用に供する船舶の貸渡し（期間傭船を含む。）をする事業を営む者であって、海上運送法第三十三条において準用する同法第二十条第一項の規定による船舶貸渡業の届出をしたもの

ハ　内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第三条第一項の規定による内航運送業の許可を受けた者

ニ　内航海運業法第三条第一項の規定による内航船舶貸渡業の許可を受けた者

七　高度船舶技術　船舶、船舶用機関及び船舶用品（以下「船舶等」という。）の製造及び修繕に関する技術であって、それらの性能又は品質の著しい向上に資するものその他の造船に関する事業における技術の高度化に相当程度寄与するものをいう。

八　運輸技術　陸上運送、海上運送及び航空運送の基盤となる施設の機能の向上その他の陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化に資する技術のうち国土交通省の所掌に係るものであって、その水準の著しい向上により、陸上運送、海上運送及び航空運送の利用者の利便の増進、これらの運送の安全の確保その他の国民生活の向上に相当程度寄与するものをいう。

（事務所）

第五条　機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

（資本金）

第六条　機構の資本金は、附則第二条第六項並びに第三条第六項及び第七項の規定により政府から出資があったものとされた金額並びに同条第六項の規定により日本政策投資銀行から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第十六条第一項の信用基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3　機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員及び職員

（役員）

第七条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。

2　機構に、役員として、副理事長一人及び理事八人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）

第八条　副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長）を補佐して機構の業務を掌理する。

3　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であって理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第九条　理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十条　通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　本州四国連絡橋公団の役員又は職員（非常勤の者を除く。）

二　鉄道事業者、海上運送事業者若しくは第十二条第二項第三号に掲げる業務の対象となる事業等を行うその他の者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三　船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、修繕若しくは貸付けの事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四　前号に掲げる者のほか、物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

五　運輸事業を営む者であって第十二条第一項第一号若しくは第五号に定める鉄道施設若しくは軌道施設に係る鉄道若しくは軌道と競争関係にあるもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

六　第二号から前号までに掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

2　機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第　号）第十条第一項」とする。

（役員及び職員の地位）

第十一条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十二条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設を行うこと。

二　新幹線鉄道の建設に関する調査を行うこと。

三　第一号の規定により建設した鉄道施設を当該新幹線鉄道の営業を行う者に貸し付け、又は譲渡すること。

四　前号又は第六号の規定により貸し付けた鉄道施設に係る災害復旧工事を行うこと。

五　国土交通省令で定める規格を有する鉄道（新幹線鉄道を除く。）又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の建設及び政令で定める大規模な改良（以下「大改良」という。）を行うこと。

六　前号の規定により建設又は大改良をした鉄道施設又は軌道施設を当該鉄道又は軌道に係る鉄道事業者に貸し付け、又は譲渡すること。

七　海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者に使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡すること。

八　前号の規定により船舶を建造する海上運送事業者に対し、当該船舶について、建造若しくは改造又は保守若しくは修理に関する技術的援助を行うこと。

九　民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金（以下この項において「試験研究資金」という。）に充てるための助成金を交付すること。

十　金融機関からの試験研究資金の借入れに係る利子の支払に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

十一　試験研究資金又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

十二　政府以外の者の委託を受けて、高度船舶技術に関する試験研究を行うこと。

十三　高度船舶技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

十四　高度船舶技術に関する調査を行うこと。

十五　運輸技術に関する基礎的研究を行い、その成果を普及すること。

十六　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一　主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良に関する事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国の補助金等（補助金その他相当の反対給付を受けない給付金であって政令で定めるものをいう。以下同じ。）の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。

二　鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）第八条第七項又は踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第七条第三項の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。

三　前二号に規定するもののほか、鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良（これらに関する調査を含む。）に関する事業、鉄道事業に係る技術の開発に関する事業、鉄道事業の業務運営の能率化に関する措置その他の鉄道事業の健全な発達を図る上で必要となる事業又は措置を行う鉄道事業者その他の者に対し、これらの事業等に要する費用に充てる資金の全部又は一部について、予算で定める国の補助金等の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。

四　前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

3　機構は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。

一　第一項第一号又は第五号の鉄道施設で高架のものの建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他の施設を、当該鉄道施設の建設に伴って機構が取得した土地に建設し、及び管理すること。

二　鉄道に関する工事並びに調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

（鉄道施設の貸付け等）

第十三条　機構は、前条第一項第三号又は第六号の規定により鉄道施設又は軌道施設を貸し付け、又は譲渡しようとするときは、貸付料又は譲渡価額について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。貸付料を変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の規定による貸付け及び譲渡に関し必要な事項は、政令で定める。

3　第一項の規定により機構が譲渡を行う場合においては、通則法第三十条第二項第五号及び第四十八条第一項の規定は、適用しない。

（業務の委託）

第十四条　機構は、国土交通大臣の認可を受けて、第十二条第一項第十一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（第二十五条第一項及び第三十一条において「受託金融機関」という。）の役員又は職員であって当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（試験研究実施者等の納付金）

第十五条　機構は、通則法第二十八条第一項に規定する業務方法書（以下「業務方法書」という。）で定めるところにより、第十二条第一項第九号の助成金の交付を受けて高度船舶技術に関する試験研究を行った者又はその承継人（以下この条において「試験研究実施者等」という。）から、当該高度船舶技術の利用により試験研究実施者等が得た収入又は利益の一部を同号に掲げる業務に要する経費に充てるための納付金として徴収することができる。

（信用基金）

第十六条　機構は、第十二条第一項第十一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する信用基金を設け、第六条第二項後段の規定により政府が示した金額をもってこれに充てるものとする。

2　前項の信用基金は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものとする。

（区分経理等）

第十七条　機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一　第十二条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項の業務

二　第十二条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務

三　第十二条第一項第九号から第十四号までの業務及びこれらに附帯する業務

四　第十二条第一項第十五号の業務及びこれに附帯する業務

五　第十二条第二項の業務

2　機構は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる業務に関する事業に要する費用に充てる資金として国から交付を受けた補助金等については、同項第五号に掲げる業務に係る勘定（以下「助成勘定」という。）に繰り入れ、当該補助金等の全部に相当する金額を、遅滞なく、同項第一号に掲げる業務に係る勘定（以下「建設勘定」という。）に繰り入れるものとする。

3　機構は、第一項の規定にかかわらず、附則第三条第一項の規定により機構が承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号。以下「譲渡法」という。）第一条に規定する新幹線鉄道施設の譲渡の対価の支払を受ける債権（第二十三条において「特定債権」という。）に基づき、譲渡法第二条に規定する旅客鉄道株式会社から毎事業年度において支払を受ける額（次項において「特定債権に基づく毎事業年度の支払額」という。）については、助成勘定に繰り入れ、当該額の一部に相当する金額を、次に掲げる事業に要する費用（第一号に掲げる事業については、当該事業に係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用を含む。）の一部に充てるため、建設勘定に繰り入れるものとする。

一　第十二条第一項第一号に掲げる業務に関する事業

二　第十二条第一項第五号に掲げる業務に関する事業（附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下「旧事業団法」という。）第二十条第一項第三号の規定による貸付けに係るものに限る。）

4　前項の規定による繰入れ及び附則第十一条第一項第四号の規定による助成は、政令で定めるところにより、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

一　特定債権に基づく毎事業年度の支払額

二　次項及び第六項の規定による繰入れ（附則第三条第十二項後段の規定によるものを含む。）、附則第十一条第一項第四号の規定による貸付金（旧事業団法第二十条第一項第三号の規定による貸付金及び旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成二年法律第四十六号。以下「旧基金法」という。）第二十条第一項第三号の規定による貸付金を含む。）の償還又は旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金（旧基金法第二十条第六項の協定に基づく寄託金を含む。）の返還があったときは、当該繰入金、償還金及び返還金の額の合計額

三　当該事業年度における旧事業団法附則第七

条第一項の規定により運輸施設整備事業団（以下「事業団」という。）が承継し、さらに、附則第三条第一項の規定により機構が承継した債務の償還及び当該債務に係る利子の支払（これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払並びにこれらに係る管理費その他政令で定める費用の支払を含む。第十九条第一項第二号において「特定債務の償還等」という。）の確実かつ円滑な実施に要する費用の額並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）に基づいて機構が行う業務の確実かつ円滑な実施のために附則第三条第十三項の規定により繰り入れる額として政令で定めるところにより算定した額

5　機構は、第一項の規定にかかわらず、第三項第一号に掲げる事業（附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号。以下「旧公団法」という。）第十九条第一項第一号に掲げる業務に関する事業であって、譲渡法附則第二条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法（昭和六十一年法律第八十九号）附則第十三条第一項の交付金、旧基金法第二十条第一項第一号の交付金又は旧事業団法第二十条第一項第一号の交付金の交付を受けて行われたものを含む。）について、政令で定めるところにより算定される剰余金を生じたときは、当該剰余金の額に相当する金額を建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

6　機構は、第一項の規定にかかわらず、第三項第二号に掲げる事業に要する費用の一部に充てるため同項の規定により繰り入れた金額に相当する金額については、後日、政令で定めるところにより、建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

（利益及び損失の処理の特例等）

第十八条　機構は、前条第一項第三号から第五号までに掲げる業務に係る勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務（前条第三項及び附則第三条第十三項に規定する繰入れを含む。）の財源に充てることができる。

2　機構は、助成勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。

3　国土交通大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5　前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

6　第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

7　前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券）

第十九条　機構は、次に掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

一　第十二条第一項第一号から第八号まで及び第十一号から第十四号までの業務並びにこれらに附帯する業務を行うために必要がある場合

二　特定債務の償還等を行うために必要がある場合

2　国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　第一項の規定による機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5　機構は、国土交通大臣の認可を受けて、機構債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7　前各項に定めるもののほか、機構債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第二十条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は機構債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第二十一条　機構は、毎事業年度、長期借入金及び機構債券の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（補助金）

第二十二条　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、第十二条第一項第九号の業務に要する経費の一部を補助することができる。

（財産の処分等の制限）

第二十三条　機構は、通則法第四十八条第一項の規定にかかわらず、特定債権を譲渡し、又は担保に供することができない。これを免除し、又は交換する場合も同様とする。

2　機構は、国土交通大臣の認可を受けた場合でなければ、特定債権の内容を変更することができない。

3　国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第二十四条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。）第四条、第十条第一項及び第二項、第十七

条から第二十二条まで並びに第二十四条の二の規定は、第十二条第一項第九号の規定により機構が交付する助成金及び同条第二項第一号から第三号までの規定により機構が交付する補助金等について準用する。この場合において、補助金等適正化法第十条第一項及び第二項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二、第二十二条並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長」と、補助金等適正化法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。

（報告及び検査）

第二十五条　国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四章　雑則

（財務大臣との協議）

第二十六条　国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第十三条第一項、第十四条第一項、第十九条第一項若しくは第五項、第二十一条第一項又は第二十三条第二項の規定による認可をしようとするとき。

二　第十八条第一項又は第二項の規定による承認をしようとするとき。

（主務大臣等）

第二十七条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

（他の法令の準用）

第二十八条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十九条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第三十条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第五章　罰則

第三十一条　第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第二十七条、次条、附則第三条及び第二十一条の規定は、同年七月一日から施行する。

（日本鉄道建設公団の解散等）

第二条　日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に公団が有する旧公団法第十九条に規定する業務に係る権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　公団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　公団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6　第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（附則第十八条の規定による改正前の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「旧債務等処理法」という。）第二十七条第一項に規定する勘定（以下この項及び次項において「旧特例業務勘定」という。）に係るものを除く。）から負債の金額（旧特例業務勘定に係るものを除く。）を差し引いた額のうち、第一項の規定による公団の解散の時における公団の資本金に相当する金額（第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。以下この項において同じ。）を除いたものは、建設勘定において資本剰余金として整理するものとし、第一項の規定による公団の解散の時における公団の資本金に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7　第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公団の旧特例業務勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、附則第十八条の規定による改正後の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「新債務等処理法」という。）第二十七条第一項に規定する勘定（次条において「新特例業務勘定」という。）に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

8　前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

9　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

10　第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（事業団の解散等）

第三条　事業団は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に事業団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　事業団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　事業団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十七号。以下この条及び附則第十一条において「旧事業団法一部改正法」という。）附則第三条第五

項の規定により政府及び日本政策投資銀行以外の者から事業団に旧事業団法第二十四条の三第一項の信用基金に充てるべきものとして拠出されたものとされた金額（旧事業団法第二十八条第三号に掲げる業務に係る勘定において旧事業団法第二十九条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を加算した金額とし、同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を控除した金額とする。）並びに旧事業団法第二十八条第一号に掲げる業務に係る勘定に係るものを除く。）から負債の金額（同号に掲げる業務に係る勘定に係るものを除く。）を差し引いた額は、政府及び日本政策投資銀行から機構に対し出資されたものとする。この場合において、政府及び日本政策投資銀行からそれぞれ機構に対し出資されたものとされた金額は、事業団に対する政府からの出資額（第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。）及び日本政策投資銀行からの出資額の割合に応じてあん分した金額とし、当該出資されたものとされた金額のうち第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に係るものは、政府及び日本政策投資銀行から機構に対し第十六条第一項の信用基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

7　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧事業団法第二十八条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する資産のうち機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額のうち、旧基金法第五条第一項の規定に基づいて政府から旧事業団法附則第七条第一項の規定による解散前の鉄道整備基金（以下「基金」という。）に対し出資された金額に相当する金額（第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。以下この項において同じ。）を除いたものは、助成勘定において第十二条第二項に規定する業務（第十七条第三項及び第十三項に規定する繰入れを含む。）の財源に係る積立金又は第十八条第一項に規定する積立金として整理するものとし、旧基金法第五条第一項の規定に基づいて政府から基金に対し出資された金額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

8　前条第八項及び第九項の規定は、前二項の資産の価額について準用する。

9　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧事業団法第二十八条第三号に掲げる業務に係る勘定において積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

10　第六項の規定により旧事業団法第二十八条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する資産について第八項において準用する前条第八項の評価委員が評価した場合において、当該評価された資産の価額が当該勘定に属する負債の金額を超えないときは、当該評価された資産の価額と当該勘定に属する負債の金額との差額及び第一項の規定による事業団の解散の時における当該勘定に属する資本金の額（第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。）の合計額に相当する金額の繰越欠損金が当該勘定において計上されていたものとして第六項及び前項の規定を適用することができる。この場合において、第六項中「第二十八条第三号」とあるのは「第二十八条第二号及び第三号」と、前項中「第二十八条第二号及び第三号」とあるのは「第二十八条第二号及び第三号」と、「第十七条第一項第三号」とあるのは「それぞれ、第十七条第一項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

11　第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、旧事業団法一部改正法附則第三条第五項の規定により政府及び日本政策投資銀行以外の者から事業団に対し旧事業団法第二十四条の三第一項の信用基金に充てるべきものとして拠出されたものとされた金額は、政府及び日本政策投資銀行以外の者から機構に対し第十六条第一項の信用資金に充てるべきものとして拠出されたものとする。

12　旧事業団法第二十条第一項第三号の規定により事業団から公団に対して貸し付けた資金（旧基金法第二十条第一項第三号の規定により基金から公団に対して貸し付けた資金を含む。）のうち機構の成立の日までに償還されていないものの額に相当する金額は、機構の成立の時において助成勘定から建設勘定に繰り入れられたものとみなす。この場合において、機構は、当該繰入金を旧事業団法第二十条第九項に規定する償還条件を勘案して政令で定める方法により、後日、建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

13　機構は、新債務等処理法に基づいて自らが行うこととされた業務を確実かつ円滑に実施するため、旧事業団法附則第七条第一項の規定により事業団が承継した公団に対して負担する債務のうち機構の成立の日までに償還されていないもの及び当該未償還の債務に係る利子の額に相当する金額を、旧事業団法附則第七条第五項に規定する償還条件を勘案して政令で定める方法により、助成勘定から新特例業務勘定に繰り入れるものとする。

14　第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第四条　第十六条第一項の信用基金（前条第六項の規定により日本政策投資銀行から出資があったものとされた金額に係る部分に限る。）の運用によって生じた利子は、第十二条第一項第十号及び第十一号に規定する業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務に要する経費に充てることができないものとする。

第五条　機構は、通則法第三十条第一項又は第三十八条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る中期計画又は財務諸表を日本政策投資銀行に送付しなければならない。

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第六条　附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により機構が承継する次の各号に掲げる長期借入金又は債券に係る債務について政府がした当該各号に掲げる保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

一　公団の長期借入金　旧債務等処理法第二十八条において読み替えて適用される旧公団法第二十九条の二の規定による保証契約

二　事業団の長期借入金　旧事業団法第三十一条の規定による保証契約

三　鉄道建設債券　旧公団法第二十九条の二の規定による保証契約

四　鉄道整備基金債券　旧事業団法附則第八条第一項の規定により従前の条件により存続するものとされた保証契約

2　前項の鉄道建設債券及び鉄道整備基金債券並びに運輸施設整備事業団債券及び船舶整備債券は、第十九条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による機構債券とみなす。

3　附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により機構が承継する債務に係る次に掲げる長期借入金及び債券は、第二十一条第一項の規定の適用については、それぞれ、同項の長期借入金及び機構債券とみなす。

一　公団の長期借入金及び事業団の長期借入金並びに旧基金法附則第四条第五項に規定する日本国有鉄道の長期借入金、譲渡法第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構（以下この条及び附則第十一条において「保有機構」という。）の長期借入金及び基金の長期借入金

二　鉄道建設債券、運輸施設整備事業団債券及

び鉄道整備基金債券

4　日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）第二十六条第二項の規定は、附則第二条第一項の規定による公団の解散の際現にその職員として在職する者（旧債務等処理法附則第二十五条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者であって、旧債務等処理法附則第二条第一項の規定による日本国有鉄道清算事業団の解散の際現にその職員として在籍し、かつ、引き続き公団の職員となったものに限る。）で引き続き機構の職員となったものが機構を退職する場合における退職手当の支給について準用する。この場合において、日本国有鉄道改革法等施行法第三十六条第二項中「清算事業団」とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。

5　日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十三条第七項の規定は、附則第三条第一項の規定による事業団の解散の際現にその職員として在職する者（譲渡法附則第十九条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法（附則第十一条において「改正前改革法」という。）第二十三条第六項の規定の適用を受けた者であって、保有機構の解散の際現にその職員として在籍し、かつ、引き続き基金の職員となり、さらに、基金の解散の際現にその職員として在籍し、かつ、引き続き事業団の職員となったものに限る。）で引き続き機構の職員となったものが機構を退職する場合における退職手当の支給について準用する。この場合において、日本国有鉄道改革法第二十三条第七項中「承継法人」とあり、及び「当該承継法人」とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。

（機構に対する厚生年金保険法等の規定の適用）

第七条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十九条第二項から第四項までの規定の適用については、機構を厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下この条において「平成八年改正前の共済法」という。）第二条第一項第七号ハに掲げる法人とみなし、厚生年金保険法附則第十九条第二項第三号中「の事業所」とあるのは、「及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の事業所」とする。

2　機構の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、機構を平成八年改正前の共済法第二条第一項第八号に規定する法人とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する同条第一項ただし書中「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。）」とあるのは、「運輸施設整備事業団（以下この項において「事業団」という。）の成立の日の前日において船舶整備公団の事業所又は事務所のうち適用事業所（厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所をいう。以下この項において同じ。）であるものに使用される同法による被保険者であった者であって事業団の成立の日から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下この項において「機構」という。）の成立の日の前日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有するもののうち機構の成立の日において機構の被保険者（機構の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものに使用される同法による被保険者をいう。以下この項において同じ。）であるもの、機構の成立の日の前日において事業団の被保険者（事業団の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものに使用される同法による被保険者をいう。以下この項において同じ。）であった者であって機構の成立の日において機構の被保険者であるもの（事業団の成立の日において同法による被保険者であった者であって機構の成立の日において機構の被保険者であるもの及び機構の被保険者（機構の成立の日の前日において日本鉄道建設公団又は事業団の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものに使用される同法による被保険者であった者であって機構の成立の日において機構の被保険者であるものを除く。）であって機構の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものに使用されるに至った日において機構法第十二条第一項若しくは第三項の業務又は機構法附則第十一条第一項第一号から第三号までの業務若しくはこれらに附帯する業務に従事することとされたもの」とする。

3　機構については、平成八年改正前の共済法第二条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第五十四条第一項から第五項までの規定を適用する。

（拠出金の返還）

第八条　機構は、附則第三条第十一項の規定により拠出があったものとされた金額（以下この条において「拠出金」という。）について、第十二条第一項第十一号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施の状況、第十六条第一項の信用基金の状況等を勘案して、当該業務に支障がないと認めるときは、国土交通大臣の認可を受けて、これを当該拠出金を拠出したものとされた者に対し、その拠出金の額を限度として返還することができる。

2　前項の規定により拠出金の返還がなされたときは、信用基金は、その返還した金額により減少するものとする。

（本州と北海道を連絡する鉄道施設の貸付けに関する特別措置）

第九条　旧債務等処理法附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）附則第九条第二項第一号に規定する鉄道施設については、機構は、第十三条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、これを無償で貸し付け、又はその貸付料を減額することができる。

（国の無利子貸付け等）

第十条　国は、新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業の円滑な実施に資するため、当分の間、機構に対し、当該事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2　前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期

間とする。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4　国は、第一項の規定により機構に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5　機構が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

6　機構は、第十七条第一項の規定にかかわらず、第一項の規定により貸付けを受けた無利子貸付金及び第四項の規定により国から交付を受けた補助金については、助成勘定に繰り入れ、これらに相当する金額を建設勘定に繰り入れるものとする。

7　機構は、第十七条第一項の規定にかかわらず、前項の無利子貸付金の償還時においては、当該無利子貸付金の償還金に相当する金額を建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

（業務の特例）

第十一条　機構は、当分の間、第十二条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一　旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）第十九条第一号の規定により改造した国内旅客船を第四条第六号イ又はロに掲げる者に、旧事業団法第二十条第一項第五号の規定により建造した貨物船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう近海区域を航行区域とするものに限る。）を旧事業団法第二条第九号の海上貨物運送事業者又は同条第十号の貨物船貸渡業者に、それぞれ使用させ、及びこれらの船舶をこれらの者に譲渡すること。

二　旧事業団法一部改正法附則第八条の規定による廃止前の造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第百三号。第九項において「旧協会法」という。）第二十九条第一項第二号から第四号までに掲げる業務を行うこと。

三　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）第五十八条において準用する同法第八条第一項第五号に掲げる事業を行う内航海運組合連合会に対し、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けること。

四　都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は政令で定める大規模な改良に関する事業を行う帝都高速度交通営団（以下この条及び次条において「営団」という。）に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

五　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

六　新債務等処理法第十三条第一項及び第二項に規定する業務を行うこと。

2　機構は、第十二条及び前項に規定する業務のほか、旧基金法附則第十条第二項の規定により基金が承継し、さらに、旧事業団法附則第七条第一項の規定により事業団が承継した債務のうち附則第三条第一項の規定により機構が承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支払（これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を含む。）に関する業務、保有機構が改正前改革法第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る当該承継に伴う所有権の移転の登記に関する業務その他同項の規定による権利及び義務の承継に伴い必要となる業務を行うものとする。

3　第十二条第一項第五号の規定により機構が行う鉄道施設の建設又は大改良に関する事業であって、旧公団法第二十二条第二項の規定による工事実施計画の指示を受けて公団が当該建設又は大改良を行っていたもののうち、同条第四項の規定による協議により割賦支払の方法により当該鉄道施設を譲渡することとされているものについては、同条の規定は、当該事業が終了するまでの間は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第十九条第一項第四号」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第　号。以下この条において「機構法」という。）第十二条第一項第五号」と、「鉄道施設又は軌道施設」とあるのは「鉄道施設」と、「第八条第一項、第九条第一項若しくは」とあるのは「第九条第一項又は」と、「認可又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条第一項の規定による認可」とあるのは「認可」と、「鉄道事業者又は軌道経営者」とあるのは「鉄道事業者」と、「公団」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下この条において「機構」という。）」と、同条第二項中「大都市圏（政令で定める大都市及びその周辺の地域をいう。）」とあるのは「機構法第四条第四号に規定する大都市圏」と、「必要であり、又は政令で定める建設若しくは大改良に該当するものとして特に必要であり」とあるのは「必要であり」と、「公団」とあるのは「機構」と、同条第四項中「公団」とあるのは「機構」と、「鉄道事業者又は軌道経営者」とあるのは「鉄道事業者」と、「鉄道施設又は軌道施設」とあるのは「鉄道施設」とする。

4　この法律の施行の際現に旧事業団法第二十条第一項第二号に掲げる業務に関し同条第七項の規定により事業団が締結している協定、同条第一項第八号の規定により事業団が締結している貸付契約及び同項第九号の規定により事業団が締結している保証契約に係る事業団の業務については、この法律の施行後は機構が行うものとし、これらの業務が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

5　第一項の規定により機構が同項第二号の業務を開始する場合においては、機構は、業務方法書に、当該業務の内容その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

6　第一項第四号の規定による助成は、次条第一項の規定による認定を受けた事業について行うものとする。

7　第一項第四号の規定による貸付金の償還に関し必要な事項は、政令で定める。

8　第一項、第二項及び第四項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七条第一項第二号中「並びにこれらに附帯する業務」とあるのは「、附則第十一条第一項第一号の業務並びに同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第三号中「これらに附帯する業務」とあるのは「附則第十一条第一項第三号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第五号中「業務」とあるのは「業務、附則第十一条第一項第四号の業務及び同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに附則第十一条第二項の業務」と、第十九条第一項第一号中「並びにこれらに附帯する業務」とあるのは「、附則第十一条第一項第一号から第三号までの業務並びに同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、第二十二条中「第十二条第一項第九号」とあるのは「第十二条第一項第九号及び附則第十一条第一項第二号」と、第三十二条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条、附則第十一条第一項及び第二項並びに同条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一

項第二号、第八号及び第九号」とする。

9　第一項の規定により機構が行う同項第二号の業務については、旧協会法第三十三条から第三十五条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧協会法第三十三条第一項及び第二項中「協会」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、「第二十九条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第二十九条第一項第二号及び第三号」と、旧協会法第三十四条第一項から第三項までの規定及び第五項並びに第三十五条第一項中「協会」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」とする。

10　機構は、旧事業団法第二十条第一項第三号の規定による営団への貸付金（旧基金法第二十条第一項第三号の規定による貸付金を含む。）の償還金に係る経理については、助成勘定において行うものとする。

（事業の認定）

第十二条　営団は、前条第一項第四号の規定による助成を受けて都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は同号の政令で定める大規模な改良に関する事業を行おうとする場合は、国土交通省令で定めるところにより、事業認定申請書を国土交通大臣に提出し、当該事業について同号に掲げる業務の対象とすることが適当である旨の認定を受けることができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る事業が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標（以下この条において「中期目標」という。）において定める前条第一項第四号に掲げる業務の対象となる事業の基準に適合しており、かつ、中期目標に定めた当該業務の実施に関し必要なその他の事項に照らして当該事業に係る都市鉄道の整備を促進することが適切であると認めるときは、前項の規定による認定をするものとする。

3　国土交通大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業が中期目標に定めた前項の基準に適合しなくなったと認めるとき、正当な理由がないのに当該事業が適切に実施されていないと認めるとき、その他中期目標に照らして当該事業を前条第一項第四号に掲げる業務の対象とすることが適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4　国土交通大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、その旨を機構に通知しなければならない。前項の規定により認定を取り消したときも、同様とする。

5　旧事業団法第二十二条第二項の規定による認定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（財務大臣との協議）

第十三条　国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公団法第二十二条第二項の規定による工事実施計画を定め、又は変更しようとするとき。

二　前条第一項の規定による認定又は同条第三項の規定による認定の取消しをしようとするとき。

（日本鉄道建設公団法及び運輸施設整備事業団法の廃止）

第十四条　次に掲げる法律は、廃止する。

一　日本鉄道建設公団法

二　運輸施設整備事業団法

（日本鉄道建設公団法及び運輸施設整備事業団法の廃止に伴う経過措置）

第十五条　旧公団法（第十条を除く。）、旧事業団法（第十一条を除く。）又は旧債務等処理法（第十八条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律又は新債務等処理法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正）

第十六条　外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号。次条において「不当廉価建造契約防止法」という。）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「運輸施設整備事業団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改め、同条第一項中「運輸施設整備事業団（次項において「事業団」という。）」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（次項において「機構」という。）」に改め、同条第二項中「事業団」を「機構」に改める。

附則第二条を次のように改める。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第二条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2　機構は、前項に規定するもののほか、外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）に基づき、不当廉価建造契約に関する調査等の業務を行うことを目的とする。

第十二条第一項及び第二項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（次号において「不当廉価建造契約防止法」という。）第四条第一項の規定による調査を行うこと。

二　外国船舶製造事業者（不当廉価建造契約防止法第二条第二項に規定する外国船舶製造事業者をいう。）が締結した建造契約に関する情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

第十七条第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第三号中「これらに附帯する業務」を「これらに附帯する業務並びに同条第三項の業務」に改める。

附則第七条第二項中「第十二条第一項若しくは第三項の業務」を「第十二条第一項、第三項若しくは第四項の業務」に改める。

（不当廉価建造契約防止法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　前条の規定の施行の日において不当廉価建造契約防止法がすでに施行されている場合にあっては、同条の規定による改正前の不当廉価建造契約防止法第四条第一項の規定による調査に従事する事業団の役員又は職員であった者に係るその調査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正）

第十八条　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「公団の業務」を「機構の業務」に、「第二十九条」を「第三十条」に、「（第三十条・第三十一条）」を「（第三十一条）」に改める。

第七条中「については、」の下に「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第　　号。以下「機構法」という。）の施行の日の前日までの間は」を、「という。）が」の下に「、機構法の施行の日以後は機構法附則第二条第一項の規定により公団の土地その他の資産を承継する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が、それぞれ」を加える。

第八条第一項中「公団が」を「機構法の施行の日の前日までの間は公団が、機構法の施行の日

以後は機構が、それぞれ」に改め、同条第二項中「公団が」を「機構法の施行の日の前日までの間は公団が、機構法の施行の日以後は機構が、それぞれ」に、「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第　号。以下この項において「機構法」という。）の施行の日の前日までの間は日本鉄道建設公団、機構法の施行の日以後は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

第九条中「については承継法人（」の下に「機構法附則第三条第一項の規定による解散前の」を加え、「公団が」を「機構法の施行の日の前日までの間は公団が、機構法の施行の日以後は機構が」に改める。

第十条及び第十一条中「公団が」を「機構法の施行の日の前日までの間は公団が、機構法の施行の日以後は機構が、それぞれ」に改める。

第十二条（見出しを含む。）中「公団」を「機構」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　機構の業務に関する特例等

第十三条の見出し中「公団」を「機構」に改め、同条第一項中「公団は」を「機構は」に、「日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号。以下「公団法」という。）第十九条第一項及び第二項」を「機構法第十二条」に改め、同項第二号中「承継する」を「公団が承継した」に改め、「資産」の下に「のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するもの」を加え、同項第三号中「承継する」を「公団が承継した」に改め、「土地」の下に「のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するもの」を加え、同項第四号中「承継する」を「公団が承継した」に改め、「義務」の下に「のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するもの」を加え、同条第二項中「公団は」を「機構は」に、「公団法第十九条第一項及び第二項並びに」を「機構法第十二条及び」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「公団」を「機構」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四条及び第十五条中「公団」を「機構」に改める。

第十六条及び第十八条中「公団の総裁」を「機構の理事長」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

（委員の解任）

第十九条の二　機構の理事長は、その任命に係る委員が独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二十二条又は次条において準用する機構法第十条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その委員を解任しなければならない。

2　機構の理事長は、その任命に係る委員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　機構の理事長は、前項の規定によりその任命に係る委員を解任しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

第二十条中「第十四条、」を「第十四条及び」に、「公団法第十二条及び公団法第十三条」を「機構法第十条第一項」に改める。

第二十一条第一項中「公団」を「機構」に、「から第三項まで」を「及び第二項」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第二項中「公団」を「機構」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条　削除

第二十三条中「公団」を「機構」に、「承継する」を「公団が承継した」に改め、「土地」の下に「のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するもの」を加える。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　削除

第二十五条の見出し中「公団」を「機構」に改め、同条中「公団」を「機構」に、「承継する土地」を「公団が承継した土地のうち機構法附則第二条第一項の規定により機構が承継するもの」に改める。

第二十六条中「公団」を「機構」に改める。

第二十七条第一項中「公団」を「機構」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項に規定する特別の勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

3　機構は、第一項に規定する特別の勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

第二十八条を次のように改める。

（機構法等の特例）

第二十八条　第十三条第一項及び第二項の規定により特例業務が行われる場合には、機構法第七条第二項中「八人」とあるのは「十人」と、機構法第八条第二項中「理事長（」とあるのは「機構を代表し、理事長（」と、機構法第十条第一項第四号中「販売」とあるのは「販売、土地の売買」と、機構法第十九条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）第十三条第一項の業務」と、機構法第二十六条第一号中「又は第二十三条第二項」とあるのは「若しくは第二十三条第二項又は債務等処理法第十三条第三項若しくは第二十一条第一項」と、機構法第三十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」と、同条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条並びに債務等処理法第十三条第一項及び第二項」とする。

2　第十三条第一項の規定により同項第二号及び第三号に掲げる業務が行われる場合には、通則法第三十条第二項第五号中「供しようとするとき」とあるのは「供しようとするとき（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号。以下「債務等処理法」という。）第十三条第一項の規定により同項第二号及び第三号の業務を行う場合を除く。）」と、通則法第四十八条第一項ただし書中「供するとき」とあるのは「供するとき及び債務等処理法第十三条第一項の規定により同項第二号及び第三号の業務を行う場合」とする。

「第五章　雑則」を削る。

第三十条を次のように改める。

（財務大臣との協議）

第三十条　国土交通大臣は、第十六条第一項第三号又は第二十三条の規定により国土交通省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第三十一条の前に次の章名を付する。

第五章　雑則

附則第二条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

附則第五条の見出しを「（存続組合の代表者）」に改め、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「日本鉄道建設公団が当該公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が当該機構」に改め、同項を同条とする。

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　公団の役員若しくは旧債務等処理法第十四条の資産処分業務に従事する職員又は旧債

務等処理法第十五条の資産処分審議会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第五項、第三条第五項、第十七条及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　附則第二条から第十五条まで、第十七条、前二条及び第三十二条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（公職選挙法の一部改正）

第二十二条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二第一項第二号中「、日本鉄道建設公団」を削る。

（土地収用法の一部改正）

第二十三条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号の二中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

（道路法の一部改正）

第二十四条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項及び第三十一条第一項から第五項までの規定中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

（鉄道軌道整備法の一部改正）

第二十五条　鉄道軌道整備法の一部を次のように改正する。

第八条第七項中「運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第　号）」に、「運輸施設整備事業団を」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を」に改め、同条第八項中「運輸施設整備事業団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

附則第二項中「運輸施設整備事業団法第二条第三号から第五号まで」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第四条第三号から第五号まで」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十六条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、日本鉄道建設公団」を削り、「、沖縄振興開発金融公庫若しくは運輸施設整備事業団」を「若しくは沖縄振興開発金融公庫」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第二十七条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第六項から第九項までの規定中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

（高速自動車国道法の一部改正）

第二十八条　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第二十九条　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

（踏切道改良促進法の一部改正）

第三十条　踏切道改良促進法の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第　号）」に、「運輸施設整備事業団を」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を」に改める。

（全国新幹線鉄道整備法の一部改正）

第三十一条　全国新幹線鉄道整備法の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）」に改め、同条第二項中「日本鉄道建設公団」を「機構」に改める。

第六条第三項及び第五項、第七条第二項、第九条第四項、第十三条第一項、第十四条第二項、第二十五条、第二十六条並びに附則第七項から第九項まで及び第十一項から第十三項までの規定中「日本鉄道建設公団」を「機構」に改める。

附則第十八項中「日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）、運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第　号）」に改める。

附則第二十二項及び第二十五項中「日本鉄道建設公団」を「機構」に改める。

（全国新幹線鉄道整備法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条　前条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の全国新幹線鉄道整備法（以下この条において「旧法」という。）第五条第一項の規定により日本鉄道建設公団が指名及び指示を受けて行っている基本計画に係る建設線について、前条の規定による改正後の全国新幹線鉄道整備法（以下この条において「新法」という。）第五条第一項の規定により機構が指名及び指示を受けて行っている基本計画に係る建設線のうち旧法第六条第一項の規定により日本鉄道建設公団に対し建設主体の指名が行われたもの及び旧法第八条の規定により日本鉄道建設公団に対し建設の指示が行われたものについては、それぞれ、新法第六条第一項の規定により機構に対し建設主体の指名が行われ、及び新法第八条の規定により機構に対し建設の指示が行われたものとみなす。

3　前項に規定する建設線について前条の規定の施行前に旧法第九条第一項の規定により日本鉄道建設公団が行った工事実施計画の認可の申請及び同項の規定により日本鉄道建設公団に対しされた工事実施計画の認可は、それぞれ、新法第九条第一項の規定により機構が前項の規定による建設主体の指名及び建設の指示を受けて行った工事実施計画の認可の申請並びに新法第九条第一項の規定により前項の機構に対しされた工事実施計画の認可とみなす。

4　暫定整備計画に係る建設線のうち旧法附則第九項の規定により日本鉄道建設公団に対し建設の指示が行われたものについては、新法附則第九項の規定により機構に対し建設の指示が行われたものとみなす。

5　前項に規定する建設線について前条の規定の施行前に旧法附則第十一項の規定により日本鉄道建設公団が行った工事実施計画の認可の申請及び同項の規定により日本鉄道建設公団に対しされた工事実施計画の認可は、それぞれ、新法附則第十一項の規定により機構が前項の規定による建設の指示を受けて行った工事実施計画の認可の申請及び新法附則第十一項の規定により前項の機構に対しされた工事実施計画の認可とみなす。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三十三条　海洋汚染及び海上災害の防止に関す

る法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

（日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部改正）

第三十四条　日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（昭和六十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「日本国有鉄道清算事業団（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）の施行後においては、日本鉄道建設公団）」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

（鉄道事業法の一部改正）

第三十五条　鉄道事業法の一部を次のように改正する。

第十四条第五項及び第五十九条中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

（日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正）

第三十六条　日本国有鉄道改革法等施行法の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項及び附則第五条第四項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の一部改正）

第三十七条　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「日本鉄道建設公団に対し、日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）第二十二条第二項の指示をしたときは、日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第　号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団に対し、同法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）第二十二条第二項の指示をしている場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第三十八条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第八条中「運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第十四条第五項」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第　号）附則第十一条第九項」に改める。

（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の一部改正）

第三十九条　高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正）

第四十条　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正）

第四十一条　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の見出し中「運輸施設整備事業団法」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」に改め、同条中「運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）第二十条第五項第一号」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第　号）第十七条第三項」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第四十二条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一運輸施設整備事業団の項及び日本鉄道建設公団の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第四十三条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表運輸施設整備事業団の項及び日本鉄道建設公団の項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団を解散して独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人国際観光振興機構法案

独立行政法人国際観光振興機構法

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　役員（第六条―第八条）
第三章　業務等（第九条・第十条）
第四章　雑則（第十一条―第十三条）
第五章　罰則（第十四条―第十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人国際観光振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国際観光振興機構とする。

（機構の目的）

第三条　独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）は、海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。

（事務所）

第四条　機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　機構の資本金は、附則第二条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3　機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員

（役員）

第六条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）
第七条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。
2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。
3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。
（役員の任期）
第八条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第三章　業務等

（業務の範囲）
第九条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一　外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝を行うこと。
二　外国人観光旅客に対する観光案内所の運営を行うこと。
三　通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号）第五条の二第一項の規定により同法第三条の試験の実施に関する事務を行うこと。
四　国際観光に関する調査及び研究を行うこと。
五　国際観光に関する出版物の刊行を行うこと。
六　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
七　国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号）第十一条に規定する業務を行うこと。
（利益及び損失の処理の特例等）
第十条　機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第四項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。
2　国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
3　機構は、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律第十二条に規定する国際会議等の開催についての寄附金の募集及び管理並びに交付金の交付に係る業務（これに附帯する業務を含む。）に係る勘定（以下「交付金勘定」という。）以外の勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
4　機構は、交付金勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理しなければならない。
5　前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（主務大臣等）
第十一条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。
（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）
第十二条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。
（国家公務員宿舎法の適用除外）
第十三条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第五章　罰則

第十四条　機構の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。
2　前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
第十五条　前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。
第十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
一　第九条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
二　第十条第一項の規定により国土交通大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第十一条、次条及び附則第六条の規定は、同年七月一日から施行する。
（国際観光振興会の解散等）
第二条　国際観光振興会（以下「振興会」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。
2　機構の成立の際現に振興会が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。
3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
4　振興会の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。
5　振興会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。
6　第一項の規定により機構が振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（交付金勘定に係るものを除く。）から負債の金額（交付金勘定に係るものを除く。）を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。
7　第一項の規定により機構が振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（交付金勘定に係るものに限る。）から負債の金額（交付金勘定に係るものに限る。）を差し引いた額は、交付金勘定に属する積立金として整理するものとする。
8　前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
9　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
10　第一項の規定により振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
（国際観光振興会法の廃止）
第三条　国際観光振興会法（昭和三十四年法律第三十九号。以下「旧法」という。）は、廃止する。
（国際観光振興会法の廃止に伴う経過措置）
第四条　旧法（第十三条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの

法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第五項及び第八条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条まで及び第八条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（通訳案内業法の一部改正）

第七条　通訳案内業法の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「国際観光振興会（以下「振興会」という。）」を「独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）」に改め、同条第二項及び第三項中「振興会」を「機構」に改める。

第五条の三第一項及び第三項並びに第五条の四中「振興会」を「機構」に改める。

第五条の五第一項及び第二項中「振興会」を「機構」に改め、同条第三項中「国際観光振興会法（昭和三十四年法律第三十九号）第三十八条及び第三十九条」を「独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第　号）第十四条及び第十五条」に改める。

第六条第三項中「振興会」を「機構」に改める。

第六条の二（見出しを含む。）中「振興会」を「機構」に改める。

（通訳案内業法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　この法律による改正前の通訳案内業法第五条の二第一項の試験事務に従事する振興会の役員又は職員（同法第五条の四第一項に規定する通訳案内業者試験委員を含む。）であった者に係る当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

（地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の一部改正）

第九条　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第四号中「国際観光振興会」を「独立行政法人国際観光振興機構」に改める。

（国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第十条　国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「国際観光振興会（以下「振興会」という。）」を「独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）」に改め、同条第二項中「振興会」を「機構」に改める。

第九条及び第十条中「振興会」を「機構」に改める。

第十一条の見出しを「（機構の業務）」に改め、同条中「振興会は、国際観光振興会法（昭和三十四年法律第三十九号）第二十四条第一項に規定する業務のほか」を「機構は」に改める。

第十二条中「振興会」を「機構」に改める。

第十三条を削る。

第十四条第一項及び第三項中「振興会」を「機構」に改め、同条を第十三条とする。

（外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第十一条　外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「国際観光振興会（以下「振興会」という。）」を「独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）」に改める。

第八条、第十条及び第十一条中「振興会」を「機構」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十二条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一国際観光振興会の項を削る。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第十三条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条中「国際観光振興会」を「独立行政法人国際観光振興機構」に改める。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十四条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表国際観光振興会の項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、国際観光振興会を解散して独立行政法人国際観光振興機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人水資源機構法案

独立行政法人水資源機構法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員及び職員（第七条―第十一条）
第三章　業務等
　第一節　業務の範囲（第十二条）
　第二節　業務の実施方法（第十三条―第二十条）
　第三節　業務の実施に要する費用（第二十一条―第三十条）
　第四節　財務及び会計（第三十一条―第三十五条）
第四章　雑則（第三十六条―第四十六条）
第五章　罰則（第四十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人水資源機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「水資源開発基本計画」とは、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）の規定による水資源開発基本計画をいう。

2　この法律において「水資源開発施設」とは、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）による第十二条第一項第一号の業務の実施により生じる施設及び水資源開発公団による附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号。以下「旧水公団法」という。）第十八条第一項第一号の業務の実施により生じた施設で附則第二条第一項の規定により機構が承継したものをいう。

3　この法律において「愛知豊川用水施設」とは、愛知用水公団による水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第九条の規定による廃止前の愛知用水公団法（昭和三十年法律第百四十一号。以下「旧愛知公団法」という。）第十八条第一項第一号イ及びロの事業の施行により生じた施設で附則第二条第一項の規定により機構が承継したものをいう。

4　この法律において「特定施設」とは、洪水（高潮を含む。）防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む多目的ダム、河口堰、湖沼水位調節施設その他の水資源の開発又は利用のための施設であって政令で定めるものをいう。

5　この法律において「河川」とは、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規

定する河川をいう。

6　この法律において「河川管理者」とは、河川法第七条に規定する河川管理者をいう。

7　この法律において「河川管理施設」とは、河川法第三条第二項に規定する河川管理施設をいう。

（名称）

第三条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人水資源機構とする。

（機構の目的）

第四条　機構は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。

（事務所）

第五条　機構は、主たる事務所を埼玉県に置く。

（資本金）

第六条　機構の資本金は、附則第二条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3　機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章　役員及び職員

（役員）

第七条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、副理事長一人及び理事五人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）

第八条　副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長）を補佐して機構の業務を掌理する。

3　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であって理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第九条　理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十条　通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

2　機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人水資源機構法第十条第一項」とする。

（役員及び職員の地位）

第十一条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

第一節　業務の範囲

第十二条　機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　水資源開発基本計画に基づいて、次に掲げる施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。以下この号において同じ。）の新築（イに掲げる施設の新築にあっては、水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築を行うこと。

イ　ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設

ロ　イに掲げる施設と密接な関連を有する施設

二　次に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理（ハに掲げる施設の管理にあっては、委託に基づくものに限る。）を行うこと。

イ　水資源開発施設

ロ　愛知豊川用水施設

ハ　水資源開発促進法第三条第一項に規定する水資源開発水系における水資源の開発又は利用のための施設であって、イ又はロに掲げる施設と一体的な管理を行うことが当該水資源開発水系における水資源の利用の合理化に資すると認められるもの

三　水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事を行うこと。

四　前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、次の業務を行うことができる。

一　水資源の開発又は利用に関する調査、測量、設計、試験、研究及び研修を行うこと。

二　水資源の開発若しくは利用のための施設に関する工事又はこれと密接な関連を有する工事を行うこと。

三　水資源の開発又は利用のための施設の管理を行うこと。

第二節　業務の実施方法

（事業実施計画）

第十三条　機構は、前条第一項第一号の業務を行おうとするときは、政令で定めるところにより、水資源開発基本計画に基づいて事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　機構は、第一項の規定により事業実施計画を作成し、又は変更しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該水資源開発施設を利用して流水を水道若しくは工業用水道の用に供しようとする者（当該事業実施計画の変更に際し、事業からの撤退（当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとした者が、その後の事情の変化により当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしなくなることをいう。以下同じ。）をする者を含む。）又は当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水をかんがいの用に供しようとする者の組織する土地改良区の意見を聴くとともに、第二十五条第一項の規定による費用の負担について当該費用の負担をする者の同意を得なければならない。

4　土地改良区は、前項の同意をするには、政令で定めるところにより、総会又は総代会の議決を経、かつ、その組合員のうち同項の流水をかんがいの用に供しようとする者（施設の更新のために行う前条第一項第一号の改築の業務で当該改築に係る施設の有している機能の維持を図ることを目的とすることその他当該改築に係る施設を利用して現に流水をかんがいの用に供す

る者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものにあっては、当該現に流水をかんがいの用に供する者を除く。）の三分の二以上の同意を得なければならない。

5　主務大臣は、かんがい排水に係る前条第一項第一号の業務（特定施設に係るものを除く。）について第一項の規定による事業実施計画の認可をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

6　機構は、事業実施計画に基づく事業を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けて、当該事業実施計画を廃止しなければならない。この場合においては、第二項の規定を準用する。

7　機構は、前項の規定により事業実施計画を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、第三項の規定により意見を聴いた者（当該事業実施計画の廃止前に事業からの撤退をした者を除く。）の意見を聴くとともに、第二十五条第二項の規定による費用の負担について当該費用の負担をする者の同意を得なければならない。

（事業の承継等）

第十四条　国土交通大臣又は農林水産大臣は、それぞれ、国土交通大臣が河川法による河川工事として行っている事業（第十二条第一項第一号の業務に該当するものに限る。）又は国が土地改良事業として行っている事業（同号の業務に該当するものに限る。）のうち、水資源開発基本計画に基づき機構が引き継いで行うべきであると認めるものについては、機構に対し、その実施を求めることができる。

2　農林水産大臣は、都道府県が土地改良事業として行っている事業（第十二条第一項第一号の業務に該当するものに限る。）のうち、当該都道府県から機構において行うべき旨の申出があり、かつ、水資源開発基本計画に基づき機構が引き継いで行うべきであると認めるものについては、機構に対し、その実施を求めることができる。

3　国土交通大臣又は農林水産大臣は、第一項の規定によりその実施を求めた事業（以下この条及び第二十六条において「国の水資源開発事業」という。）又は前項の規定によりその実施を求めた事業（以下この条において「都道府県の水資源開発事業」という。）について、機構がその求めに応じて第十二条第一項第一号の業務を行おうとする場合において前条第一項の規定による事業実施計画の認可をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4　機構は、前項の規定による公示があった日の翌日から、その業務として国の水資源開発事業又は都道府県の水資源開発事業を行うものとする。

5　前項の規定により機構が国の水資源開発事業をその業務として行うこととなった時において当該国の水資源開発事業に関し国が有する権利及び義務（当該国の水資源開発事業に関する治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定又は国営土地改良事業特別会計の財政融資資金からの負債を含み、政令で定める権利又は義務を除く。）は、その時において機構が承継する。

6　第四項の規定により機構が国の水資源開発事業をその業務として行う場合において、国土交通大臣が当該国の水資源開発事業と密接な関連を有する工事（以下この項において「関連工事」という。）で発電に係るものを行っているとき、又は国が委託に基づき関連工事を行っているときは、機構が当該国の水資源開発事業をその業務として行うこととなった時において当該関連工事に関し国が有する権利及び義務（政令で定める権利又は義務を除く。）は、その時において機構が承継する。ただし、当該関連工事が委託に基づくものである場合において、国がその委託をしている者の同意を得ることができなかったときは、この限りでない。

7　第四項の規定により機構が都道府県の水資源開発事業をその業務として行うこととなった時において当該都道府県の水資源開発事業に関し当該都道府県が有する権利及び義務の機構への承継については、当該都道府県と機構とが協議して定めるものとする。

8　第四項の規定により機構がその業務として行う国の水資源開発事業が土地改良事業に係るものであるときは、機構は、政令で定めるところにより、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条の規定による負担金の額のうち、当該国の水資源開発事業を行うにつき国が要した費用の一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

（土地改良法の準用）

第十五条　機構がかんがい排水に係る第十二条第一項第一号の業務（特定施設に係るものを除く。）を行う場合については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百二十二条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「第十条第二項、第四十八条第十一項（第九十五条の二第三項及び第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）、第八十七条第五項（第八十七条の二第十項並びに第八十七条の三第六項、第十項及び第十三項において準用する場合を含む。）、第九十五条第四項、第九十六条の二第七項、第九十八条第十項又は第九十九条第十二項（第百条の二第二項（第百十一条において準用する場合を含む。）及び第百十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告」とあるのは、「独立行政法人水資源機構法第十三条第五項の規定による公示」と読み替えるものとする。

（施設管理規程）

第十六条　機構は、水資源開発施設について第十二条第一項第二号の業務を行おうとする場合においては、施設管理規程を作成し、関係都道府県知事（操作を伴う特定施設で政令で定めるもの（以下「操作特定施設」という。）に係る施設管理規程にあっては、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係都道府県知事及び関係市町村長）及び当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用について第十三条第三項の規定による同意をした者（事業からの撤退をした者を除く。）に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　機構は、愛知豊川用水施設について第十二条第一項第二号の業務を行おうとする場合においては、施設管理規程を作成し、関係県知事、愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道又は工業用水道の用に供しようとする者及び愛知豊川用水施設を利用して流水をかんがいの用に供しようとする者の組織する土地改良区に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3　前二項の施設管理規程には、政令で定める事項（操作特定施設、河川法第四十四条に規定するダム（以下「利水ダム」という。）その他操作を伴う施設に係るものにあっては、政令で定める操作に関する事項を含む。）を定めなければならない。

4　主務大臣は、第一項又は第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5　主務大臣は、第一項又は第二項の認可をしようとする場合において、当該施設管理規程が利水ダムに係るものであるときは、あらかじめ、河川管理者に協議しなければならない。

6　河川管理者は、操作特定施設又は利水ダムに係る施設管理規程の操作に関する事項についての定めによっては、当該操作特定施設若しくは利水ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作に関する事項の変更を要請することが

できる。

7　河川管理者は、前項の要請をしようとする場合において、当該施設管理規程が利水ダムに係るものであるときは、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。

8　機構は、河川管理者から第六項の規定による要請があったときは、速やかに、その要請に応じなければならない。

（河川法の特例）

第十七条　特定施設は、河川管理施設とし、機構は、河川法第九条及び第十条の規定にかかわらず、河川管理施設である特定施設の新築若しくは改築を行い、又は当該新築若しくは改築に係る特定施設若しくは水資源開発公団による旧水公団法第十八条第一項第一号の業務の実施により生じた施設で附則第二条第一項の規定により機構が承継した特定施設の管理を行うことができる。

2　機構は、前項の規定により特定施設の新築若しくは改築又は管理を行う場合においては、政令で定めるところにより、河川法に規定する河川管理者の権限を行うことができる。

3　機構は、特定施設の新築又は改築の工事を開始しようとするとき、及び当該工事を完了したときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4　河川法第四十七条の規定は、機構が設置する利水ダムについては、適用しない。

5　河川管理者は、特に必要があると認めるときは、河川管理施設である第十二条第一項第二号ハに掲げる施設の管理を、機構に委託することができる。

（特定施設の操作に関する国土交通大臣の指揮）

第十八条　国土交通大臣は、洪水を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、特定施設の操作に関し、政令で定めるところにより、機構を指揮することができる。

2　機構は、国土交通大臣から前項の規定による指揮があったときは、その指揮に従わなければならない。

（危害防止のための通知等）

第十九条　機構は、水資源開発施設又は愛知豊川用水施設を操作することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

（環境の保全）

第二十条　機構は、第十二条に規定する業務の実施に当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

第三節　業務の実施に要する費用

（特定施設に係る国の交付金等）

第二十一条　国は、特定施設の新築又は改築に要する費用（特定施設の新築又は改築に関する事業が廃止されたときは、その廃止に伴い追加的に必要となる費用を含む。）のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用を機構に交付するものとする。

2　前項の費用の範囲、同項の交付金の額の算出方法その他同項の交付金に関し必要な事項は、政令で定める。

3　都道府県は、第一項の規定により国が機構に交付する金額の一部を負担しなければならない。

4　前条第四項の規定は、前項の都道府県の負担金について準用する。

5　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の適用に関しては、同法第四条第一項及び第四条の二の災害復旧事業費の総額には、同法第四条第二項に規定するもののほか、第一項の規定により災害復旧工事に要する費用（政令で定めるものを除く。）として機構に交付される金額を含むものとする。

第二十三条　河川法第五条に規定する二級河川における特定施設の新築又は改築に要する費用（特定施設の新築又は改築に関する事業が廃止されたときは、その廃止に伴い追加的に必要となる費用を含む。）及び当該新築又は改築に係る特定施設の管理に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用の負担については、前二条の規定にかかわらず、別に政令で定める。

（費用の負担）

第二十四条　特定施設の新築又は改築に係る第二十一条第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれている場合において、専用の施設を新設し、又は拡張することにより、当該特定施設を利用して流水をかんがいの用に供する者は、政令で定めるところにより、当該特定施設の新築又は改築に要する費用の一部を負担しなければならない。

2　前項の規定による負担金は、政令で定めるところにより、都道府県知事が徴収して、これを国に納付するものとする。

第二十五条　機構は、水資源開発施設を利用して流水を水道若しくは工業用水道の用に供する者（事業からの撤退をした者を含む。）又は水資源開発施設（特定施設でその新築又は改築に係る第二十一条第一項の規定による国の交付金にかんがいに係るものが含まれているもの（以下「かんがい特定施設」という。）を除く。）を利用して流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区に、政令で定めるところにより、当該水資源開発施設の新築又は改築及び管理並びにこれについての災害復旧工事に要する費用（事業からの撤退をした者にあっては、当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の一部）を負担させるものとする。

2　機構は、水資源開発施設（これを利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとするものに限る。）の新築又は改築に関する事業を廃止するときは、当該水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしていた者に、政令で定めるところにより、事業の廃止までに当該水資源開発施設の新築又は改築に要した費用（事業の廃止に伴い追加的に必要となる費用を含む。）を負担させることができる。

3　機構は、愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道若しくは工業用水道の用に供する者又は愛知豊川用水施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区に、政令で定めるところにより、当該施設の管理及びこれについての災害復旧工事に要する費用を負担させるものとする。

第二十六条　機構は、かんがい排水に係る第十二条第一項第一号、第二号イ若しくはロ又は第三号の業務（かんがい特定施設に係るものを除く。）の受益地の全部又は一部をその区域に含む都道府県に、政令で定めるところにより、その業務に要する費用（その業務が第十四条第四項の規定により機構がその業務として行う国の水資源開発事業に係るものであるときは、当該国の水資源開発事業を行うにつき国が要した費用を含む。）の一部を負担させることができる。

2　前項の都道府県は、政令で定めるところによ

り、同項に規定する業務によって利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、同項の規定による負担金の一部を負担させることができる。

3　第一項の規定による負担金について前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

（受益者負担金）

第二十七条　機構は、水資源開発施設の新築又は改築によって著しく利益を受ける者があるときは、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の一部を負担させることができる。

（強制徴収）

第二十八条　第二十四条第一項、第二十五条又は前条の規定による負担金をその納期限までに納付しない者があるときは、都道府県知事又は機構は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2　都道府県知事又は機構は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3　都道府県知事又は機構は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、都道府県知事にあっては地方税の滞納処分の例により、機構にあっては国土交通大臣の認可を受けて国税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

4　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5　都道府県知事又は機構は、第一項の規定により督促をしたときは、同項の負担金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、当該都道府県の条例又は国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

6　前項の規定により都道府県知事が徴収した延滞金は、当該都道府県に帰属する。

（土地改良区の組合員に対する経費の賦課）

第二十九条　第二十五条の規定により土地改良区が費用を負担する場合においては、当該負担金については、これを土地改良区の事業に要する経費とみなして、土地改良法第三十六条第一項、第二項及び第四項、第三十八条並びに第三十九条の規定を適用する。

（権利関係の調整）

第三十条　機構がかんがい排水に係る第十二条第一項第一号、第二号イ若しくはロ又は第三号の業務（かんがい特定施設に係るものを除く。）を行った場合については、土地改良法第五十九条、第六十二条及び第六十五条の規定を準用する。この場合において、同法第五十九条及び第六十二条第一項中「土地改良事業」とあるのは「独立行政法人水資源機構が行うかんがい排水に係る独立行政法人水資源機構法第十二条第一項第一号、第二号イ若しくはロ又は第三号の業務（同法第二十五条第一項に規定するかんがい特定施設に係るものを除く。）」と、同項中「組合員」とあるのは「独立行政法人水資源機構法第二十九条の規定により適用される土地改良法第三十六条第一項の規定により土地改良区が賦課徴収する金銭を負担した組合員」と読み替えるものとする。

第四節　財務及び会計

（積立金の処分）

第三十一条　機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額のうち第十二条第一項第二号ハ及び第四号並びに第二項の業務に係る利益によるものとして国土交通省令で定める額に相当する金額から第一項の規定による承認を受けた金額のうち当該業務の財源に充てるべき金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び水資源債券）

第三十二条　機構は、第十二条第一項第一号、第二号イ若しくはロ又は第三号の業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は水資源債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5　機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7　前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第三十三条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第三十四条　機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（補助金）

第三十五条　政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、機構に対し、第十二条第一項第一号又は第三号の業務に要する経費の一部を補助することができる。

第四章　雑則

（審査請求）

第三十六条　この法律に基づいてした機構の処分に不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

（主務大臣等）

第三十七条　機構に係る通則法（第十九条第五項、第三章、第六十四条第一項及び第六十五条を除く。）における主務大臣は、国土交通大臣とする。

2　機構に係るこの法律並びに通則法第十九条第五項、第三章、第六十四条第一項及び第六十五条における主務大臣は、次のとおりとする。

一　役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、国土交通大臣

二　特定施設（特定施設である多目的ダムの利用に係る多目的用水路で政令で定めるものを含む。）の新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、国土交通大臣

三　愛知豊川用水施設の管理その他の業務に関する事項については、農林水産大臣

四　前二号に掲げる施設以外のダム、堰、水路その他の水資源の開発又は利用のための施設（多目的のものを含む。）の新築、改築、管理その他の業務に関する事項については、政令で定めるところにより、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣

3　機構に係る通則法における主務省は、国土交通省とする。

4　機構に係る通則法における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、通則法第三章における主務省令は、主務大臣が共同で発する命令とする。

（協議）

第三十八条　国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、主務大臣（国土交通大臣を除く。）に協議しなければならない。

一　通則法第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二　第三十一条第一項又は通則法第三十八条第一項若しくは第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

三　第三十一条第三項又は通則法第三十七条若しくは第五十条の規定により国土交通省令を定めようとするとき。

第三十九条　主務大臣（国土交通大臣を除く。）は、次の場合には、あらかじめ、国土交通大臣に協議しなければならない。

一　第十三条第一項若しくは第六項又は第十六条第一項若しくは第二項の規定による認可をしようとするとき。

二　通則法第三十条第四項の規定による命令をしようとするとき。

三　通則法第六十五条第一項の規定による求めをしようとするとき。

第四十条　国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一　第三十一条第一項の規定による承認をしようとするとき。

二　第三十一条第三項の規定により国土交通省令を定めようとするとき。

三　第三十二条第一項若しくは第五項又は第三十四条第一項の規定による認可をしようとするとき。

（国土交通大臣の経由）

第四十一条　主務大臣（国土交通大臣を除く。）又は機構は、次の行為については、国土交通大臣を経てしなければならない。

一　機構の通則法第二十八条第一項若しくは第三十条第一項の規定による主務大臣への認可の申請又は主務大臣のこれらの規定による認可の機構への通知

二　主務大臣の通則法第二十九条第一項の規定による機構への指示

三　機構の通則法第三十一条第一項の規定による主務大臣への届出

四　機構の通則法第三十三条の規定による主務大臣への提出

五　主務大臣の通則法第六十七条第一号又は第二号（通則法第三十条第一項に係る部分に限る。）の規定による財務大臣との協議

（独立行政法人評価委員会への意見聴取等）

第四十二条　第三十七条第二項第三号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「農林水産省の独立行政法人評価委員会」とする。

2　第三十七条第二項第四号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「政令で定めるところにより、厚生労働省、農林水産省若しくは経済産業省の独立行政法人評価委員会又は評価委員会」とする。

3　国土交通省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、第三十七条第二項第三号に規定する業務に関し農林水産省の独立行政法人評価委員会の、同項第四号に規定する業務に関し政令で定めるところにより厚生労働省、農林水産省又は経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一　通則法第三十二条第一項又は第二十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二　通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

（他の法令の準用）

第四十三条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第四十四条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第四十五条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

（事務の区分）

第四十六条　第二十四条第二項並びに第二十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五章　罰則

第四十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により国土交通大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第六条から第十三条まで及び第十五条から第二十六条までの規定　平成十五年十月一日

二　附則第二十七条の規定　平成十五年十月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の施行の日のいずれか遅い日

（水資源開発公団の解散等）

第二条　水資源開発公団（以下「公団」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に公団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　公団の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、公団の解散の日の前日に終わるものとする。

5　公団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。この場合において、公団の決算完結の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とする。

6　第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（旧水公団法第三十八条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7　前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、旧水公団法第三十八条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構に属する積立金として整理するものとする。

10　第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第三条　前条第一項の規定により機構が承継する旧水公団法第三十九条第一項の長期借入金又は水資源開発債券に係る債務について旧水公団法第四十一条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は水資源開発債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2　前項の水資源開発債券は、第三十二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による水資源債券とみなす。

（業務の特例）

第四条　機構は、当分の間、第十二条の業務のほか、旧水公団法第十八条第一項第一号の業務（第十二条の業務に該当するものを除く。）のうち次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を行うことができる。

一　附則第六条の規定の施行前に公団が開始していた業務（実施計画調査中のものにあっては、開発される水資源の利用が確実であるものとして同条の規定の施行前に主務大臣が指定するものに限る。）

二　附則第六条の規定の施行前に水資源開発基本計画に基づき国土交通大臣が河川法による河川工事として開始していた事業又は国が土地改良事業として開始していた事業のうち、国土交通大臣又は農林水産大臣が、水資源開発基本計画に基づき機構が引き継いで行うべきであると認めるものに関する業務

2　前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第二条第二項、第十四条第一項及び第三項並びに第十五条中「第十二条第一項第一号の」とあるのは「第十二条第一項第一号及び附則第四条第一項に規定する」と、第二条第二項中「及び」とあるのは「並びに」と、第十三条第一項及び第五項中「前条第一項第一号の」とあるのは「前条第一項第一号及び附則第四条第一項に規定する」と、第十四条第一項中「同号の」とあるのは「同号及び附則第四条第一項に規定する」と、第二十条、第三十一条第一項及び第四十七条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び附則第四条第一項」と、第二十六条第一項、第三十条、第三十二条第一項及び第三十五条中「又は第三号の」とあるのは「若しくは第三号又は附則第四条第一項に規定する」と、次条第二項中「第十二条第一項第一号に掲げる」とあるのは「第十二条第一項第一号及び前条第一項に規定する」とする。

（国の無利子貸付け等）

第五条　国は、当分の間、機構に対し、第二十一条第一項の規定により国がその費用についてその一部を交付する特定施設の新築又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他第二十一条第一項の政令で定める費用に充てる資金について、予算の範囲内において、同項の規定により国が交付する金額（第二十四条第一項の規定により同項に規定する者が負担する金額があるときは、当該金額を控除した金額）から第二十一条第三項の規定（この規定による都道府県の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。）により都道府県が負担する金額を控除した金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2　国は、当分の間、機構に対し、第三十五条の規定により政府がその経費について補助することができる第十二条第一項第一号に掲げる業務で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十五条の規定により政府が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3　前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5　国は、第一項の規定により機構に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である業務に係る第二十一条第一項の規定により国が行う費用の交付は、当該貸付金に相当する金額に係る部分については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6　国は、第二項の規定により機構に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である業務について、第三十五条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7　機構が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（水資源開発公団法の廃止）

第六条　水資源開発公団法は、廃止する。

（水資源開発公団法の廃止に伴う経過措置）

第七条　旧水公団法（第九条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第八条　附則第六条の規定の施行前に国が貸付けを行った旧水公団法附則第九条第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定による貸付金の償還及び償還金に相当する金額の交付については、なお従前の例による。この場合において、同条第七項中「公団」とあるのは、「独立行政法人水資源機構」とする。

第九条　旧愛知公団法第二十一条第十一項（旧愛知公団法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による告示のあった施設管理規程は、附則第六条の規定の施行の時において、第十六条第二項の規定による認可を受けた施設管理規程となったものとみなす。

第十条　愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道又は工業用水道の用に供する者に係る愛知豊川用水施設の管理に要する費用の負担については、愛知用水公団との契約により愛知豊川用水施設の管理に要する費用を負担することとなっている場合においては、第二十五条第三項の規定にかかわらず、当該契約によるものとする。

第十一条　愛知用水公団が旧愛知公団法第十八条第一項第一号イ及びロ、第二号並びに第三号の事業を行った場合における有益費の償還、地代等の増額請求及び農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の適用については、なお従前の例による。

第十二条　愛知用水公団の役員又は職員として在職した者については、旧愛知公団法第四十八条及び第四十九条の規定は、附則第六条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧愛知公団法第四十九条中「公団は」とあるのは、「独立行政法人水資源機構は」とする。

第十三条　附則第六条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条　附則第二条から第五条まで及び第七条から前条までに規定するもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第十五条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）の項を削り、同表に次のように加える。

独立行政法人水資源機構	第二十四条第二項並びに第二十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務

（公職選挙法の一部改正）

第十六条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二第一項第二号中「、水資源開発公団」を削る。

（土地収用法の一部改正）

第十七条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十四号の二を次のように改める。

三十四の二　独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第　　号）による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十八条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、水資源開発公団」を削る。

（治山治水緊急措置法の一部改正）

第十九条　治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第　　号）第十二条第一項第一号及び第二号イ並びに附則第四条第一項に規定する業務に該当する事業

附則第三項を削る。

（治水特別会計法の一部改正）

第二十条　治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構」に改める。

第四条第一項第三号中「水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第二十六条第三項又は第二十七条第三項」を「独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第　　号）第二十一条第三項又は第二十二条第三項」に、「第二十八条第二項」を「第二十四条第二項」に改める。

附則第十七項中「水資源開発公団法第二十条の二第一項」を「独立行政法人水資源機構法第十四条第四項」に、「水資源開発公団が」を「独立行政法人水資源機構が」に、「行うこととなった」を「行う」に、「同条第三項及び第四項」を「同条第五項及び第六項」に改める。

附則第二十九項中「水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項」を「独立行政法人水資源機構法附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号。以下「旧水公団法」という。）附則第九条第一項若しくは第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項」に、「（水資源開発公団法」を「（旧水公団法」に、「法第二条第二項第五号に掲げる事業（同条第三項」を「旧水公団法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる事業（法第二条第三項」に、「で水資源開発公団法」を「で旧水公団法」に改める。

附則第三十項中「水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、土地区画整理法（に、「水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、土地区画整理法附則第二項」を「独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法附則第二項」に改める。

附則第三十一項中「水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項」を「旧水公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項」に改める。

附則第三十二項中「水資源開発公団法附則第九条第一項若しくは第十条第一項」を「旧水公団法附則第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項」に改める。

（水資源開発促進法の一部改正）

第二十一条　水資源開発促進法の一部を次のように改正する。

第十二条中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第二十二条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第三項中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構」に改める。

（新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第二十三条　新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

別表農地及び農業用施設の項中「水資源開発公団が」を「独立行政法人水資源機構が」に、「行なう」を「行う」に、「水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項第二号」を「独立行政法人水資源機構法（平成十四年

法律第　　号）第二条第二項」に、「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構」に改める。

（水源地域対策特別措置法の一部改正）

第二十四条　水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三項中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構」に改める。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正）

第二十五条　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第十一号を次のように改める。

十一　独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第　　号）による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設に関する事業

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第二十六条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一水資源開発公団の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第二十七条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表水資源開発公団の項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、水資源開発公団を解散して独立行政法人水資源機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本下水道事業団法の一部を改正する法律案

日本下水道事業団法の一部を改正する法律

日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項、第三項及び第四項中「政府及び」を削る。

第八条第一項中「推薦する市長」の下に「、町村長の全国的連合組織の推薦する町村長」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第十条第一項中「第八条第三項」を「第八条第四項」に改め、同条第二項中「政府及び」を削る。

第十一条及び第十二条第一項中「第九条第一項の規定により指名された」を削る。

第十三条第一項第五号中「役員」の下に「の定数、任期、選任方法その他役員」を加え、同項第六号中「評議員会」を「評議員及び評議員会」に改める。

第十四条第一項中「一人」、「六人以内」及び「二人以内」を削り、同条第二項を削る。

第十六条及び第十七条を削る。

第十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

第十七条　事業団は、役員が前条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

（役員の選任及び解任）

第十八条　役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　国土交通大臣は、役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分、定款若しくは業務方法書に違反する行為をしたとき、又は事業団の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、事業団に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

3　国土交通大臣は、役員が第十六条各号のいずれかに該当するに至つた場合において事業団がその役員を解任しないとき、又は事業団が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任することができる。

第十九条を削り、第二十条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とする。

第二十三条第一項中「、その運営に関する重要な事項を審議する機関として」を削り、同条第二項中「評議員十五人以内で」を「定款で定める数の評議員をもつて」に改め、同条第三項中「地方公共団体の長」の下に「、知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事、市長の全国的連合組織の推薦する市長、町村長の全国的連合組織の推薦する町村長」を加え、同条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（評議員会の権限）

第二十三条　次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　役員の選任及び解任

三　業務方法書の作成及び変更

四　予算及び決算

五　事業計画の作成及び変更

六　その他定款で定める事項

2　評議員会は、前項に規定するもののほか、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

第二十六条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十六条第三項を削り、同条第四項中「第一項第九号」を「第一項第八号」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十条中「、事業計画及び資金計画」を「及び事業計画」に改める。

第三十一条第一項中「提出して、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第三十二条中「第三十条」の下に「に規定する認可を受け、」を加え、「に規定する認可又は承認を受けた」を「の規定による提出をした」に、「、事業計画及び資金計画」を「及び事業計画」に、「承認に係る」を「当該提出に係る」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

第三十七条第二項を削る。

第三十八条第二号中「銀行」の下に「その他国土交通大臣の指定する金融機関」を加える。

第四十条を次のように改める。

（会計検査院の検査）

第四十条　会計検査院は、必要があると認めるときは、事業団につき、国の補助金が交付される事業を受託して行う業務に係る会計を検査することができる。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条　削除

第四十六条中「国の行政機関」を「地方公共団体」に改める。

第四十七条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十八条中「一に」を「いずれかに」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第三十一条の規定に違反して、財務諸表を提出せず、若しくはこれに添付すべき書類を添付せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして提

出したとき。

第四十九条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第二項から第五項までを次のように改める。

（業務の特例）

2　事業団は、日本下水道事業団法の一部を改正する法律（平成十四年法律第　　号）の施行の際現に事業団が設置している同法による改正前の第二十六条第一項第四号に掲げる業務に係る施設のすべてを地方公共団体に譲渡するまでの間、第二十六条第一項の業務のほか、同号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

3　前項の規定により事業団が同項に規定する業務を行う場合には、政府は、第三十七条に定めるもののほか、同項に規定する業務（附帯する業務を除く。）に要する費用について、予算の範囲内において、事業団に対し、下水道法第三十四条の規定による補助金の額に相当する金額の範囲内で、政令で定めるところにより、補助することができる。

4　附則第二項の規定により事業団が同項に規定する業務を行う場合には、国土交通大臣は、次に掲げるときは、財務大臣に協議しなければならない。

一　第三十条、第三十四条第一項、第三十六条又は第三十九条の認可をしようとするとき。

二　第四十一条の国土交通省令を定めようとするとき。

5　附則第二項の規定により事業団が同項に規定する業務を行う場合には、第四十八条第三号中「第二十六条第一項」とあるのは、「第二十六条第一項又は附則第二項」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条の規定　公布の日

二　附則第九条の規定　平成十五年十月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　　号）の施行の日のいずれか遅い日

（事業団に対する政府の出資の取扱い）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までにおける政府及び地方公共団体からの出資金により取得された資産に係る除却、取壊し、滅失その他の事由により生じた損失の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）及び減価償却の額の累計額の合計額に二分の一を乗じて得た額については、施行日において、日本下水道事業団（以下「事業団」という。）に対する政府の出資はなかったものとする。

2　政府の出資金（前項の規定により出資がなかったものとされた額を除く。）は、施行日において、払い戻されたものとし、その払い戻されたものとされた金額に相当する金額が、施行日において、政府の一般会計から事業団に対し無利子で貸し付けられたものとする。

3　前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法その他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

（事業団の定款の変更）

第三条　事業団は、施行日までに、その定款を改正後の日本下水道事業団法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定に適合するように変更し、国土交通大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

（事業団の役員に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に在職する事業団の理事長、副理事長、理事及び監事は、それぞれ、その選任について、新法第十八条第一項の規定による国土交通大臣の認可を受け、かつ、新法第二十三条第一項の規定による評議員会の議決を経た理事長、副理事長、理事及び監事とみなす。

2　この法律の施行の際現に在職する事業団の役員の任期は、改正前の日本下水道事業団法第十七条第一項の規定により任期が終了すべき日に終了するものとする。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置の政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第七条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一日本下水道事業団の項を削る。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条　この法律による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき事業団がした行為及び事業団に対してなされた行為については、なお従前の例による。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第九条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表日本下水道事業団の項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本下水道事業団について、これを地方公共団体が主体となって運営する法人とするための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案

日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第五号中「役員」の下に「の定数、任期その他役員」を加え、同項第六号中「評議員会」を「評議員及び評議員会」に改める。

第十二条を次のように改める。

（役員）

第十二条　協会に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

第二十条第二項を次のように改める。

2　評議員会は、定款で定める数の評議員をもって組織する。

第二十条第四項及び第五項を削る。

第二十一条第一項第三号及び第二十九条（見出しを含む。）中「及び資金計画」を削る。

第三十五条の二第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「、事業計画又は資金計画」を「又は事業計画」に改める。

第四十条に次の一項を加える。

2　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号ニに掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、協会には、適用しない。

第四十二条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十三条中「一に」を「いずれかに」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「行なった」を「行った」に改める。

第四十四条中「一万円」を「十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　日本勤労者住宅協会（以下「協会」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）までに、その定款を改正後の日本勤労者住宅協会法第八条第一項の規定に適合するように変更し、国土交通大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第三条　この法律の施行の際現に在職する協会の理事長、副理事長、理事、監事及び評議員の任期は、改正前の日本勤労者住宅協会法第十五条第一項（同法第二十条第五項において準用する場合を含む。）又は第二十条第四項の規定により任期が終了すべき日に終了するものとする。

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、日本勤労者住宅協会について、これを民間法人化するための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

東京地下鉄株式会社法案

東京地下鉄株式会社法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　経営の健全性及び安定性の確保（第四条―第八条）
第三章　雑則（第九条―第十一条）
第四章　罰則（第十二条―第十七条）
附則

第一章　総則

（会社の目的及び事業）

第一条　東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）は、東京都の特別区の存する区域及びその付近の主として地下において、鉄道事業及びこれに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

2　会社は、前項の事業を営むほか、同項の事業以外の事業を営むことができる。

（商号の使用制限）

第二条　会社でない者は、その商号中に東京地下鉄株式会社という文字を使用してはならない。

（一般担保）

第三条　会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

第二章　経営の健全性及び安定性の確保

（新株発行）

第四条　会社は、新株、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。

2　会社は、前項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（代表取締役等の選定等の決議）

第五条　会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画）

第六条　会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（定款の変更等）

第七条　会社の定款の変更、利益の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財務諸表）

第八条　会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第三章　雑則

（監督）

第九条　会社は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2　国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第十条　国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（財務大臣との協議）

第十一条　国土交通大臣は、第四条第一項又は第七条（定款の変更の決議に係るものを除く。）の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第四章　罰則

第十二条　会社の取締役、執行役、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十三条　前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第十四条　第十二条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の例に従う。

第十五条　第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一　第四条第一項の規定に違反して、新株、新株予約権又は新株予約権付社債を発行したとき。

二　第四条第二項の規定に違反して、新株を発行した旨の届出を行わなかったとき。

三　第六条の規定に違反して、事業計画を提出しなかったとき。

四　第八条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

五　第九条第二項の規定による命令に違反したとき。

第十七条　第二条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十二条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（この法律の廃止その他の必要な措置）

第二条　国及び附則第十一条の規定により株式の譲渡を受けた地方公共団体は、特殊法人等改革基本法（平成十三年法律第五十八号）に基づく特殊法人等整理合理化計画の趣旨を踏まえ、この法律の施行の状況を勘案し、できる限り速やかにこの法律の廃止、その保有する株式の売却その他の必要な措置を講ずるものとする。

（設立委員）

第三条　国土交通大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

（定款）

第四条　設立委員は、定款を作成して、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

（会社の設立に際して発行する株式）

第五条　会社の設立に際して発行する株式に関する商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

2　会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ東京地下鉄株式会社法」とする。

（株式の引受け）

第六条　会社の設立に際して発行する株式の総数は、帝都高速度交通営団（以下「営団」という。）が引き受けるものとし、設立委員は、これを営団に割り当てるものとする。

2　前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府及び営団に出資している地方公共団体が、営団への出資の金額の営団の出資の総額に対する割合に応じて、それぞれこれを行使する。

（出資）

第七条　営団は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産の全部を出資するものとする。

（創立総会）

第八条　会社の設立に係る商法第百八十条第一項の規定の適用については、同項中「第百七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「東京地下鉄株式会社法附則第六条第一項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

（会社の成立）

第九条　附則第七条の規定により営団が行う出資に係る給付は、附則第十八条の施行の時に行われるものとし、会社は、商法第五十七条の規定にかかわらず、その時に成立する。

（設立の登記）

第十条　会社は、商法第百八十八条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

（政府等への無償譲渡）

第十一条　営団が出資によって取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府及び営団に出資している地方公共団体に、営団への出資の金額の営団の出資の総額に対する割合に応じて、無償譲渡されるものとする。

（商法の適用除外）

第十二条　商法第百六十七条、第百六十八条第二項及び第百八十一条の規定は、会社の設立については、適用しない。

（営団の解散）

第十三条　営団は、会社の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において会社が承継する。

2　営団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び国土交通省令をもって定める事項を記載した事業報告書については、帝都高速度交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）第十四条ノ三及び第三十二条ノ二第二項（監事の意見書に係る部分に限る。）に係る部分を除き、なお従前の例による。この場合において、同条第一項中「管理委員会ノ議決ヲ経タルトキハ当該議決後十五日以内ニ」とあるのは、「解散ノ日カラ起算シテ三月ヲ経過スル日迄ニ」とする。

3　第一項の規定により営団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（権利義務の承継に伴う経過措置）

第十四条　前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る交通債券は、第三条の規定の適用については、社債とみなす。

2　前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る借入金が財政融資資金による貸付けに係るものである場合における当該借入金についての財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第十条第一項の規定の適用については、会社を同項第八号に規定する法人とみなす。

3　前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る交通債券が日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金による引受け、応募又は買入れに係るものである場合における当該交通債券についての同法第四十一条及び第四十五条第一項の規定の適用については、会社を同法第四十一条第四号ニに規定する法人とみなす。

（商号についての経過措置）

第十五条　第二条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に東京地下鉄株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（事業計画についての経過措置）

第十六条　会社の成立の日の属する営業年度の事業計画については、第六条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

（政令への委任）

第十七条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、会社の設立及び営団の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

（帝都高速度交通営団法の廃止）

第十八条　帝都高速度交通営団法は、廃止する。

（帝都高速度交通営団法の廃止に伴う経過措置）

第十九条　前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の帝都高速度交通営団法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2　前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の帝都高速度交通営団法第四十条第二項の申請がなされた場合における国土交通大臣の裁定については、なお従前の例による。

3　前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4　前三項に規定するもののほか、帝都高速度交通営団法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第二十条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一帝都高速度交通営団の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第二十一条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表帝都高速度交通営団の項を削る。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第二十二条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項第四号中「帝都高速度交通営団（以下この条及び次条において「営団」という。）」を「東京地下鉄株式会社」に改め、同条第十項中「営団」を「東京地下鉄株式会社」に改める。

附則第十二条第一項中「営団」を「東京地下鉄株式会社」に改める。

……

理　由

……

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、帝都高速度交通営団を解散して東京地下鉄株式会社を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人自動車事故対策機構法案

独立行政法人自動車事故対策機構法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十二条）
第三章　業務等（第十三条―第十八条）
第四章　雑則（第十九条―第二十四条）
第五章　罰則（第二十五条・第二十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人自動車事故対策機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人自動車事故対策機構とする。

（機構の目的）

第三条　独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）は、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。以下「自賠法」という。）による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。

（事務所）

第四条　機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条　機構の資本金は、附則第二条第六項の規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額とする。

2　機構は、必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

（持分の払戻し等の禁止）

第六条　機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2　機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分の譲渡等）

第七条　政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2　政府以外の出資者の持分の移転は、譲受け者について第十九条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、機構その他の第三者に対抗することができない。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第九条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第十条　理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の末日までとする。

2　通則法第二十九条第一項後段の規定により中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3　理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

4　第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5　監事の任期は、二年とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十一条　機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十二条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務等

（業務の範囲）

第十三条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）の用に供する自動車（以下単に「自動車」という。）の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対し、当該事項に関する指導及び講習を行うこと。

二　自動車の運転者に対し、適性診断（自動車の運行の安全を確保するため、自動車の運行の態様に応じ運転者に必要とされる事項について心理学的又は医学的な方法による調査を行い、必要に応じて指導することをいう。）を行うこと。

三　自動車事故による被害者で後遺障害（傷害が治ってもなお身体に存する障害をいう。以下同じ。）が存するため治療及び常時の介護を必要とするものを収容して治療及び養護を行う施設を設置し、及び運営すること。

四　自動車事故により介護を必要とする後遺障害をもたらす傷害を受けた者であって国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、介護料を支給すること。

五　次に掲げる被害者であって生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者に必要な資金の全部又は一部の貸付けを行うこと。

イ　自動車事故により死亡した者の遺族又は国土交通省令で定める後遺障害をもたらす傷害を受けた者の家族である義務教育終了前の児童

ロ　自動車事故による損害賠償についての債務名義を得た被害者であって当該債務名義に係る債権についてその全部又は一部の弁済を受けることが困難であると認められるもの

六　次に掲げる被害者であって生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者が損害賠償額又は損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるまでの間、その支払を受けるべき金額の一部に相当する資金の貸付けを行うこと。

イ　自賠法の規定により後遺障害に係る損害賠償額の支払を受けるべき被害者

ロ　自賠法第四章の規定による損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるべき被害者

七　自賠法による損害賠償の保障制度について周知宣伝を行うこと。

八　自動車事故の発生の防止及び被害者の保護に関する調査及び研究を行い、その成果を普及すること。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（生活資金の返還の免除）

第十四条　機構は、前条第五号及び第六号の規定により貸付けを受けた者が死亡又は心身障害により当該貸付けを受けた資金（以下「生活資金」という。）を返還することができなくなったときは、生活資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

（利益及び損失の処理の特例等）

第十五条　機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金）

第十六条　機構は、第十三条第五号及び第六号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（償還計画）

第十七条　機構は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（政府からの資金の貸付け）

第十八条　政府は、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、第十三条第五号及び第六号に掲げる業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

2　政府は、機構が第十四条の規定により生活資金の全部又は一部の返還を免除したときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができる。

第四章　雑則

（出資者原簿）

第十九条　機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2　出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の譲受けの年月日

三　出資額又は出資者の持分の譲受け額（以下「出資額」という。）

3　政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

（解散）

第二十条　機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

（財務大臣との協議）

第二十一条　国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第五条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項の認可をしようとするとき。

二　第十五条第一項の承認をしようとするとき。

（主務大臣等）

第二十二条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十三条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十四条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第五章　罰則

第二十五条　第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第二十二条、次条及び附則第十二条の規定は、同年七月一日から施行する。

（自動車事故対策センターの解散等）

第二条　自動車事故対策センター（以下「センター」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現にセンターが有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　センターの解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　センターの解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6　第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政令で定めるところにより、政府及び政府以外の者から機構に対しセンターの解散の日の前日におけるセンターに対するそれぞれの出資額に応じて出資されたものとする。この場合において、政府以外の者から出資されたものとする金額は、センターの解散の日の前日におけるセンターに対する政府以外の者の出資額を超えないものとする。

7　前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9　センターの解散については、自動車事故対策

センター法（昭和四十八年法律第六十五号。以下「旧法」という。）第四十七条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

10　第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（政府が有する債権の免除）

第三条　政府は、旧法第三十一条第一項第三号及び第四号の業務に必要な費用に充てるため政府から旧法第四十条の規定によりセンターに貸し付けた資金であって政令で定めるものに係るセンターに対する債権を免除するものとする。

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第四条　センターが旧法第四十条の規定により政府から貸付けを受けて行った旧法第三十一条第一項第三号及び第四号の規定による貸付けについては、第十八条第二項の規定は、適用しない。

第五条　附則第二条第一項の規定により機構が承継する債務に係るセンターの長期借入金は、第十七条の規定の適用については、同条の長期借入金とみなす。

（持分の払戻し）

第六条　附則第二条第六項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者は、機構に対し、機構の成立の日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。

2　機構は、前項の規定による請求があったときは、第六条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該政府以外の者が有する機構の成立の日における機構の純資産額に対する持分に相当する金額（その金額が当該持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額）により持分の払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（自動車事故対策センター法の廃止）

第七条　自動車事故対策センター法は、廃止する。

（自動車事故対策センター法の廃止に伴う経過措置）

第八条　旧法（第十九条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第九条　センターの役員又は職員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十条　この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第五項及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（理事長の任期の特例）

第十一条　通則法第十四条第二項の規定により機構の成立の時に理事長に任命されたものとされる理事長の任期については、第十条第一項中「任命の日」とあるのは、「機構の成立の日」とする。

（政令への委任）

第十二条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第十三条　自動車損害賠償保障法の一部を次のように改正する。

附則第五項中「自動車事故対策センターに」を「独立行政法人自動車事故対策機構に」に、「自動車事故対策センター法（昭和四十八年法律第六十五号）第四条第四項」を「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の交付並びに独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第　　号）第五条第三項」に、「第四十条」を「第十八条第一項」に、「自動車事故対策センターその他」を「独立行政法人自動車事故対策機構その他」に改める。

（自動車損害賠償保障事業特別会計法の一部改正）

第十四条　自動車損害賠償保障事業特別会計法（昭和三十年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「法附則第五項の規定による」の下に「交付並びに」を加え、附則第六項中「償還金」の下に「、独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第　　号）第十五条第三項の規定による納付金」を加え、「同項の規定による」を「法附則第五項の規定による交付金並びに」に改め、附則第七項及び第十三項中「法附則第五項の規定による」の下に「交付並びに」を加える。

（平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律等の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律附則第二項中「同法附則第五項の規定による」の下に「交付並びに」を加える。

一　平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成六年法律第四十二号）

二　平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号）

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十六条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一自動車事故対策センターの項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十七条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

別表自動車事故対策センターの項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、自動車事故対策センターを解散して独立行政法人自動車事故対策機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第三章　空港周辺整備機構

第一節　総則（第十八条―第二十四条）

第二節　設立（第二十五条―第三十条）

第三節　管理（第三十一条―第四十三条）

第四節　業務（第四十四条・第四十五条）

第五節　財務及び会計（第四十六条―第五十八条）

第六節　監督（第五十九条・第六十条）

第七節　補則（第六十一条―第六十三条）」

を

「第三章　独立行政法人空港周辺整

第一節　総則（第十八条―第二十

第二節　役員及び職員（第二十三

第三節　業務等（第二十八条―第

第四節　雑則（第三十四条―第三

備機構
二条）
条―第二十七条）に、「（第六十四条―第六十七条の二）」を「（第三十九条―第四十三条）」に、「（第六十
三十三条）
十八条）　」
八条―第七十一条）」を「（第四十四条・第四十五
条）」に改める。
第九条の三第二項第三号中「空港周辺整備機構」
を「独立行政法人空港周辺整備機構」に改める。
第三章の章名を次のように改める。
第三章　独立行政法人空港周辺整備機構
第十八条から第二十二条までを次のように改め
る。
（目的）
第十八条　独立行政法人空港周辺整備機構の名
称、目的、業務の範囲等に関する事項について
は、この章の定めるところによる。
（名称）
第十九条　この法律及び独立行政法人通則法（平
成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）
の定めるところにより設立される通則法第二条
第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立
行政法人空港周辺整備機構とする。
（機構の目的）
第二十条　独立行政法人空港周辺整備機構（以下
「機構」という。）は、周辺整備空港の周辺地域に
おいて空港周辺整備計画を実施する等によりそ
の地域における航空機の騒音により生ずる障害
の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善
に資することを目的とする。
（事務所）
第二十一条　機構は、主たる事務所を大阪府に置
く。
（資本金）
第二十二条　機構の資本金は、公共用飛行場周辺
における航空機騒音による障害の防止等に関す
る法律の一部を改正する法律（平成十四年法律
第　号）附則第二条第六項の規定により政
府及び関係地方公共団体から出資があつたもの
とされた金額の合計額とする。
2　機構は、必要があるときは、国土交通大臣の
認可を受けて、その資本金を増加することがで
きる。
3　政府及び関係地方公共団体は、前項の規定に
より機構がその資本金を増加するときは、機構
に出資することができる。
4　機構に出資しようとする地方公共団体は、あ
らかじめ、総務大臣に協議しなければならな
い。
第二十三条及び第二十四条並びに第三章第二節
の節名を削る。
第二十二条の次に次の節名及び二条を加える。
第二節　役員及び職員
（役員）
第二十三条　機構に、役員として、その長である
理事長及び監事二人を置く。
2　機構に、役員として、理事四人以内を置くこ
とができる。
（理事の職務及び権限等）
第二十四条　理事は、理事長の定めるところによ
り、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。
2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員
は、理事とする。ただし、理事が置かれていな
いときは、監事とする。
3　前項ただし書の場合において、通則法第十九
条第二項の規定により理事長の職務を代理し又
はその職務を行う監事は、その間、監事の職務
を行つてはならない。
第二十五条から第二十七条までを次のように改
める。
（役員の任期）
第二十五条　理事長の任期は四年とし、理事及び
監事の任期は二年とする。
（役員の欠格条項の特例）
第二十六条　通則法第二十二条に定めるもののほ
か、次の各号のいずれかに該当する者は、役員
となることができない。
一　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請
負を業とする者であつて機構と取引上密接な
利害関係を有するもの又はこれらの者が法人
であるときはその役員（いかなる名称によ
るかを問わず、これと同等以上の職権又は支配
力を有する者を含む。）
二　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかな
る名称によるかを問わず、これと同等以上の
職権又は支配力を有する者を含む。）
2　機構の役員の解任に関する通則法第二十三条
第一項の規定の適用については、同項中「前条」
とあるのは、「前条又は公共用飛行場周辺にお
ける航空機騒音による障害の防止等に関する法
律第二十六条第一項」とする。
（役員及び職員の地位）
第二十七条　機構の役員及び職員は、刑法（明治
四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用に
ついては、法令により公務に従事する職員とみ
なす。
第二十八条から第三十条まで及び第三章第三節
の節名を削る。
第二十七条の次に次の節名及び三条を加える。
第三節　業務等
（業務の範囲）
第二十八条　機構は、第二十条の目的を達成する
ため、次の業務を行う。
一　空港周辺整備計画に基づき、緑地帯その他
の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡を行うこ
と。
二　空港周辺整備計画に基づき、航空機の騒音
によりその機能が害されるおそれの少ない施
設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を
行うこと。
三　空港周辺整備計画に基づき、周辺整備空港
に係る第一種区域内から住居を移転する者の
ための住宅等の用に供する土地の造成、管理
及び譲渡を行うこと。
四　周辺整備空港に係る第八条の二に規定する
工事に関し助成を行うこと。
五　周辺整備空港の設置者の委託により、第九
条第一項の規定による建物等の移転又は除却
により生ずる損失の補償及び同条第二項の規
定による土地の買入れに関する事務を行うこ
と。
六　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行う
こと。
2　機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂
行に支障のない範囲内において、特定飛行場の
設置者又は地方公共団体の委託により、特定飛
行場の周辺地域において緑地帯その他の緩衝地
帯の造成を行うことができる。
（利益及び損失の処理の特例等）
第二十九条　機構は、通則法第二十九条第二項第
一号に規定する中期目標の期間（以下この項に
おいて「中期目標の期間」という。）の最後の事業
年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項
の規定による整理を行つた後、同条第一項の規
定による積立金があるときは、その額に相当す
る金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額
を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間
に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中
期計画（同項後段の規定による変更の認可を受
けたときは、その変更後のもの）の定めるところ
により、当該次の中期目標の期間における前
条に規定する業務の財源に充てることができ
る。
2　国土交通大臣は、前項の規定による承認をし
ようとするときは、あらかじめ、国土交通省の
独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければ
ならない。
3　機構は、第一項に規定する積立金の額に相当
する金額から同項の規定による承認を受けた金

額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資にそれぞれの出資額に応じて納付しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び空港周辺整備債券）

第三十条　機構は、第二十八条第一項第一号から第三号までに掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は空港周辺整備債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5　機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7　前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十一条から第三十三条までを次のように改める。

（債務保証）

第三十一条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務について保証することができる。

（償還計画）

第三十二条　機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（政府からの資金の貸付け）

第三十三条　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、第二十八条第一項第二号及び第三号に掲げる業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

第三十四条から第四十三条まで及び第三章第四節の節名を削る。

第三十三条の次に次の節名及び五条を加える。

第四節　雑則

（財務大臣との協議）

第三十四条　国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第二十二条第二項、第三十条第一項若しくは第五項又は第三十二条第一項の認可をしようとするとき。

二　第二十九条第一項の承認をしようとするとき。

（主務大臣等）

第三十五条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

（他の法令の準用）

第三十六条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令の適用については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関又は地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第三十七条　機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第三十八条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第四十四条及び第四十五条並びに第三章第五節から第七節までを削る。

第四章中第六十四条を第三十九条とし、第六十五条から第六十七条までを二十五条ずつ繰り上げ、第六十七条の二を第四十三条とする。

第五章中第六十八条を第四十四条とする。

第六十九条を削る。

第七十条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「二十万円」に改め、第二号を削り、同条第三号中「第四十四条第一項及び第二項」を「第二十八条」に改め、同号を同条第二号とし、同条を第四十五条とする。

第七十一条を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第三十三条の次に節名及び五条を加える改正規定（第三十五条に係る部分に限る。）並びに次条及び附則第七条の規定は、同年七月一日から施行する。

（空港周辺整備機構の解散等）

第二条　空港周辺整備機構（以下「旧機構」という。）は、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国及び関係地方公共団体が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2　機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国及び関係地方公共団体が承継する。

3　前項の規定により国及び関係地方公共団体が承継する資産の範囲その他当該資産の国及び関係地方公共団体への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　旧機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　旧機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6　第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、旧機構の解散の日の前日における旧機構に対する政府及び関係地方公共団体の出資金に相当する金額（以下「各出資額」という。）は、それぞれ、機構の設立に際し、政府及び関係地方公共団体から機構に対し出資されたものとする。

7　第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額（以下「純資産額」という。）が各出資額の合計額を超えるときは、その差額に相当する額については政府及び関係地方公共団体から機構に対し各出資額に応じて出資されたものとし、純資産額が各出資額の合計額を超えないときは、その差額に相当する額については繰越欠損金として整理するものとする。

8　前項の規定により政府及び関係地方公共団体から機構に対し出資されたものとされた場合には、この法律による改正後の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「新法」という。）第二十二条第一項中「第二条第六項」とあるのは、「第二条第六項及び第七項」とする。

9　第七項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

10　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

11　第一項の規定により旧機構が解散した場合に

おける解散の登記については、政令で定める。
（権利及び義務の承継に伴う経過措置）
第三条　前条第一項の規定により機構が承継するこの法律による改正前の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「旧法」という。）第五十二条第一項の規定による空港周辺整備債券は、新法第三十条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による空港周辺整備債券とみなす。
2　前条第一項の規定により機構が承継する旧機構の長期借入金に係る債務について政府がした旧法第五十三条の規定による保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。
（業務の特例）
第四条　機構は、当分の間、新法第二十八条に規定する業務のほか、旧法第四十四条第一項第四号の業務のうち住宅等の管理及び譲渡に関する業務を行うことができる。
2　前項の規定により機構の業務が行われる場合には、新法第二十九条第一項中「前条」とあるのは「前条及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）附則第四条第一項」と、新法第三十条第一項中「第二十八条第一項第一号から第三号までに掲げる業務」とあるのは「第二十八条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第一項に規定する業務」と、新法第四十五条第二号中「第二十八条」とあるのは「第二十八条及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第一項」とする。
（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第五条　旧法（第三十四条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法又は新法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
（罰則の適用に関する経過措置）
第六条　この法律の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）
第八条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。
別表第一空港周辺整備機構の項を削る。
（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）
第九条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。
別表空港周辺整備機構の項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、空港周辺整備機構を解散して独立行政法人空港周辺整備機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。
目次中「第六章の二　海上災害防止センター（第六章の二）」を「第六章の二　独立行政法人海上災害防止センター
第一節　総則（第四十二条の十三―第四十二条の二十）
第二節　役員及び職員（第四十二条の二十一―第四十二条の二十四）
第三節　業務等（第四十二条の二十五―第四十二条の三十二）
第四節　雑則（第四十二条の三十三―第四十二条の三十四）」に改める。
第四十一条第五項中「講じられた措置」を「海洋の汚染」に、「第二条第六号ロに規定する措置（第四十二条の三十八第二項において「油濁損害防止措置」という。）」を「第二条第六号イに規定する汚染」に、「その措置」を「その講じられた措置」に改める。
第四十一条の二第二号中「第四十二条の三十七第二項」を「第四十二条の二十六第二項」に改める。
第六章の二を次のように改める。

第六章の二　独立行政法人海上災害防止センター

第一節　総則

（目的）
第四十二条の十三　独立行政法人海上災害防止センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項については、この章の定めるところによる。
（名称）
第四十二条の十四　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人海上災害防止センターとする。
（センターの目的）
第四十二条の十五　独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）は、海上災害の発生及び拡大の防止（以下「海上防災」という。）のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。
（事務所）
第四十二条の十六　センターは、主たる事務所を東京都に置く。
（資本金）
第四十二条の十七　センターの資本金は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）附則第二条第十一項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。
2　センターは、必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができる。

（持分の払戻し等の禁止）

第四十二条の十八　センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2　センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分の譲渡等）

第四十二条の十九　政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2　政府以外の出資者の持分の移転は、譲受け者について第四十二条の三十四第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、センターその他の第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第四十二条の二十　センターでない者は、海上災害防止センターという名称を用いてはならない。

第二節　役員及び職員

（役員）

第四十二条の二十一　センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　センターに、役員として、理事二人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第四十二条の二十二　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

（役員の任期）

第四十二条の二十三　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員及び職員の地位）

第四十二条の二十四　センターの役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節　業務等

（業務の範囲）

第四十二条の二十五　センターは、第四十二条の十五の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　次条の規定による海上保安庁長官の指示により排出特定油の防除のための措置を実施し、当該措置に要した費用を第四十二条の二十七の規定により徴収すること。

二　船舶所有者その他の者の委託により、排出された油の広がり及び引き続く油の排出の防止並びに排出された油の除去（第四十三条の二及び第四十三条の三において「排出油の防除」という。）、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置を実施すること。

三　海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者その他の者の利用に供すること。

四　海上防災のための措置に関する訓練を行うこと。

五　海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術について調査及び研究を行い、その成果を普及すること。

六　海上防災のための措置に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

七　船舶所有者その他の者の委託により、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うこと。

八　海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うこと。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（センターに対する指示）

第四十二条の二十六　海上保安庁長官は、緊急に排出特定油の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、第三十九条第三項の規定により措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又は同項の規定により措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認められるときは、同項に規定する措置のうち必要と認めるものを講ずべきことを、センターに対し、指示することができる。

2　海上保安庁長官は、前項の規定によるほか、特定外国船舶から大量の排出油の排出があり、緊急に排出特定油の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、当該特定外国船舶の船舶所有者及び第三十九条第二項第三号に掲げる者が当該措置を講じていないと認められるときは、当該措置のうち必要と認めるものを講ずべきことを、センターに対し、指示することができる。

（センターの措置に要した費用の負担）

第四十二条の二十七　センターは、前条第一項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の承認を受けて、当該措置に係る排出された特定油が積載されていた船舶の船舶所有者又は排出された特定油が管理されていた海洋施設等の設置者に負担させることができる。ただし、第四十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2　国は、センターが前条第一項又は第二項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じた場合であつて、当該措置に要した費用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターに対し、予算の範囲内において、当該各号に掲げる費用で政令で定める範囲のものを交付する。

一　前条第一項の規定による措置（油濁損害賠償保障法第二条第六号イに規定する汚染のうち特定油に係るものの防除のための措置であつて、同法第二条第六号ロに規定する措置（次号において「油濁損害防止措置」という。）に該当しないものに限る。）に要した費用

二　前条第二項の規定による措置（油濁損害防止措置に該当しないものに限る。）に要した費用

3　第四十一条第四項及び第五項並びに第四十一条の三第二項から第七項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、第四十一条第四項及び第五項中「第一項」とあり、並びに第四十一条の三第二項中「前項」とあるのは「第四十二条の二十七第一項」と、第四十一条第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条の二十七第一項並びに同条第三項において準用する前項及び第四十一条の三第二項から第七項まで」と、第四十一条の三第五項中「国税の滞納処分の例により」とあるのは「国税の滞納処分の例により、海上保安庁長官の認可を受けて」と読み替えるものとする。

（基金）

第四十二条の二十八　センターは、第四十二条の二十五第一号及び第二号の業務に関する基金を設け、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第　号）附則第二条第十一項の規定により出資若しくは出えんされたものとされ、又は第四十二条の十七第二項の認可を受けた場合において出資され、若しくはこれらの業務に要する資金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

（区分経理）

第四十二条の二十九　センターは、第四十二条の

二十五第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（次条第二項及び第四項において「防災措置業務」という。）に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

（利益及び損失の処理の特例等）

第四十二条の三十　センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項、次項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第四十二条の二十五に規定する業務の財源に充てることができる。

2　センターは、前条に規定する防災措置業務に係る勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。

3　国土交通大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4　センターは、前条に規定する防災措置業務に係る勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5　センターは、前条に規定するその他の業務に係る勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理しなければならない。

6　前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金）

第四十二条の三十一　センターは、第四十二条の二十五第一号から第三号までに掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（償還計画）

第四十二条の三十二　センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四節　雑則

（審査請求）

第四十二条の三十三　この法律に基づいてしたセンターの処分に不服がある者は、国土交通大臣に対し行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（出資者原簿）

第四十二条の三十四　センターは、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2　出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

三　出資額又は出資者の持分の譲受け額（以下「出資額」という。）

3　政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

（解散）

第四十二条の三十五　センターは、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

（財務大臣との協議）

第四十二条の三十六　国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第四十二条の十七第二項、第四十二条の三十一第一項又は第四十二条の三十二第一項の認可をしようとするとき。

二　第四十二条の三十第一項又は第二項の承認をしようとするとき。

（主務大臣等）

第四十二条の三十七　センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第四十二条の三十八　センターの役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第四十二条の三十九　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、センターの役員及び職員には適用しない。

第五十八条の三を削る。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第六章の二の規定により国土交通大臣又は海上保安庁長官の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第四十二条の二十五に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第六十二条中「第四十二条の十九第二項」を「第四十二条の二十」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第六章の二の改正規定（第四十二条の三十七に係る部分に限る。）並びに次条及び附則第八条の規定は、同年七月一日から施行する。

（海上災害防止センターの解散等）

第二条　海上災害防止センター（以下「旧センター」という。）は、独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時においてセンターが承継する。

2　センターの成立の際現に旧センターが有する権利のうち、センターがその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、センターの成立の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　旧センターの解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

5　旧センターの解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6　第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の

際、この法律による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「旧法」という。）第四十二条の三十六第一項第一号及び第二号の業務に係るものについては、センターが承継する資産の価額（旧法第四十二条の四十第一項の基金に充てるために出資され、又は出えんされた金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、この法律による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第四十二条の二十九に規定する防災措置業務の財源に充てるための積立金又は当該業務に係る勘定に属する新法第四十二条の三十第一項に規定する積立金若しくは繰越欠損金として整理するものとする。

7　第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧法第四十二条の三十六第一項第一号及び第二号の業務以外の業務に係るものについては、センターが承継する資産の価額（当該業務に要する資金に充てるために政府以外の者から旧センターに出えんされた金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、新法第四十二条の二十九に規定するその他の業務の財源に充てるための積立金又は当該業務に係る勘定に属する新法第四十二条の三十第一項に規定する積立金若しくは繰越欠損金として整理するものとする。

8　前二項の資産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

9　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

10　第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧法第四十二条の三十六第一項第一号及び第二号の業務以外の業務に要する資金に充てるために政府以外の者から旧センターに出えんされた金額は、新法第四十二条の二十九に規定するその他の業務に係る勘定に属する出えん金として整理するものとする。

11　第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、政府若しくは政府以外の者から旧法第四十二条の四十第一項の基金に充てるために出資され、又は政府以外の者から同項の基金に出えんされた金額に相当する金額は、それぞれ、センターの設立に際し、政府及び政府以外の者から新法第四十二条の二十八の基金に充てるために出資され、又は政府以外の者から同条の基金に出えんされたものとする。

12　旧センターの解散については、旧法第四十二条の五十二第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

13　第一項の規定により旧センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（政府が有する債権の免除）

第三条　政府は、旧法第四十二条の三十六第一項第一号及び第二号の業務に必要な費用に充てるため政府から旧センターに貸し付けた資金であって政令で定めるものに係る旧センターに対する債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除するものとする。

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第四条　附則第二条第一項の規定によりセンターが承継する債務に係るセンターの長期借入金は、新法第四十二条の三十二の規定の適用については、同条の長期借入金とみなす。

（持分の払戻し）

第五条　附則第二条第十一項の規定によりセンターに出資したものとされた政府以外の者は、センターに対し、センターの成立の日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。

2　センターは、前項の規定による請求があったときは、新法第四十二条の十八第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該政府以外の者が有するセンターの成立の日におけるセンターの純資産額に対する持分に相当する金額（その金額が当該持分に係る出資金を超えるときは、当該出資額に相当する金額）により持分の払戻しをしなければならない。この場合において、センターは、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条　旧法（第四十二条の二十八第二項を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法又は新法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第九条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一海上災害防止センターの項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表海上災害防止センターの項を削る。

……

理　由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、海上災害防止センターを解散して独立行政法人海上災害防止センターを設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十四年十一月二十二日印刷
平成十四年十一月二十五日発行
衆議院事務局
印刷者　財務省印刷局
C